

千葉県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により別冊のとおり公表します。

令和5年3月24日

千葉県監査委員	穴	倉	輝	雄
同	宮	原	清	貴
同	岩	井	雅	夫
同	三	瓶	輝	枝

令和4年度

千葉県包括外部監査の結果報告書

一般会計、特別会計及び企業会計における
収入未済額の管理に係る事務の執行について

千葉県包括外部監査人

公認会計士 川口 明浩

もくじ

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	5
5. 外部監査の実施期間	7
6. 外部監査の補助者	8
第2 債権管理事務に関する概要	9
1. 債権の分類及び債権管理の流れ	9
（1）債権の分類	9
（2）債権管理の流れ	10
2. 債権管理の取組	10
（1）目標管理	10
（2）各債権の目標	12
（3）横断的取組	15
3. 債権管理対策本部の開催状況	19
（1）千葉県債権管理対策本部会議	19
（2）千葉県債権管理対策本部幹事会議	19
第3 外部監査の結果	21
I 外部監査の総括的意見	21
1. 包括外部監査の結果一覧について	21
2. 令和3年度包括外部監査の監査対象債権について	28
（1）令和3年度における未収債権の一覧表	28
（2）未収債権の管理事務に対する監査手続の説明について	37
3. 未収債権管理に係る業務フロー及び外部監査の主要な視点について	39
（1）未収債権管理に係る業務フローについて	39
（2）包括外部監査における未収債権の適正管理に対する検証について	41
4. 千葉市の債権管理の現状について	47
（1）未収債権管理の優れた側面と改善すべき課題について	47
（2）未収債権管理の諸制度に関する総合的な知見の蓄積・共有に向けて	48
5. 平成29年度包括外部監査の指摘等及びその措置対応の状況について	58

Ⅱ 各論としての外部監査結果	59
1. 納税管理課が所管する未収債権管理の監査結果について	59
2. 区政推進課が所管する未収債権管理の監査結果について	82
3. 保護課所管が所管する未収債権管理の監査結果について	90
4. 医療政策課が所管する未収債権管理の監査結果について	111
5. 健康保険課が所管する未収債権管理の監査結果について	122
6. 生活衛生課が所管する未収債権管理の監査結果について	137
7. 精神保健福祉課が所管する未収債権管理の監査結果について	150
8. 高齢福祉課が所管する未収債権管理の監査結果について	159
9. 介護保険管理課が所管する未収債権管理の監査結果について	171
10. 介護保険事業課が所管する未収債権管理の監査結果について	176
11. 障害者自立支援課が所管する未収債権管理の監査結果について	186
12. 障害福祉サービス課が所管する未収債権管理の監査結果について	199
13. こども企画課が所管する未収債権管理の監査結果について	209
14. 健全育成課が所管する未収債権管理の監査結果について	214
15. こども家庭支援課が所管する未収債権管理の監査結果について	222
16. 幼保運営課が所管する未収債権管理の監査結果について	251
17. 東部児童相談所が所管する未収債権管理の監査結果について	262
18. 産業廃棄物指導課が所管する未収債権管理の監査結果について	276
19. 公営事業事務所が所管する未収債権管理の監査結果について	285
20. 地方卸売市場が所管する未収債権管理の監査結果について	289
21. 住宅整備課が所管する未収債権管理の監査結果について	301
22. 街路建設課が所管する未収債権管理の監査結果について	317
23. 下水道経理課が所管する未収債権管理の監査結果について	327
24. 下水道営業課が所管する未収債権管理の監査結果について	343
25. 病院局が所管する未収債権管理の監査結果について	349
26. 保健体育課が所管する未収債権管理の監査結果について	358
第4 利害関係について	368

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項及び千葉市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査対象

一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

（2）外部監査対象期間

令和3年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部令和4年度

3. 事件を選定した理由

千葉市の財政については、平成21年10月の「脱・財政危機」宣言の発出以降、2期にわたる財政健全化プランの策定による市債残高等の主要な債務総額の削減等を行い、平成29年9月には、「脱・財政危機」宣言の解除を行っている。また、その間、行政改革においても千葉市行政改革推進プラン（平成22～26年度）の策定により380項目の行政改革を達成しており、平成27年からは千葉市行政改革推進指針の策定により、将来にわたって持続可能なまちとしての発展を目指し、コスト意識と経営感覚をもって、より大きな改革が期待できる事務事業の「選択と集中」による抜本的見直しを実施している。

「脱・財政危機」宣言による財政健全化の取組としては、事務事業の総点検を実施し、新規施設整備等投資的経費の見直しや職員給与の削減等、歳出の抑制を行い、一方、歳入面では市税徴収率の向上や受益者負担の原則に基づく公共施設の有料化等、収入増加策を実施してきた。平成21年10月の「脱・財政危機」宣言の発出時では、実質公債費比率や将来負担比率が早期健全化基準（それぞれ25%と400%）と比較して近似してしまうなどの危険性があった。しかし、平成28年度決算においては、それら財政健全化指標の実績が目標を達成したことが確認されたことから当該宣言が解除された。

「脱・財政危機宣言」の解除後、引き続き、第3期財政健全化プラン（平成30年度

～令和3年度)に基づき、財政健全化を着実に推進しながらも、「未来への投資」のための経費も予算化され執行されてきた。その結果、この財政健全化プランの数値目標として設定されている「実質公債費比率の抑制」では、令和2年度実績が11.8%（目標値（令和2年度目安・中間見直値。以下、同様。）：13.3%）、「将来負担比率の低減」では、令和2年度実績が128.8%（目標値：150.0%）となり、目標を達成している。

また、市税等の徴収率の数値目標の進捗率を見ると、令和2年3月に策定した中間見直しに基づく令和2年度目安としての数値と比較して、令和2年度の実績が未達成である収入項目は、市税（98.0%：97.6%（左は目安、右は実績。以下、同様。）、介護保険料（97.9%：97.7%）、保育料（95.7%：93.5%）、下水道使用料（98.0%：97.4%）であり、今後も目標達成の努力が求められている。このように歳入に係る徴収率は財政健全化プランの目標管理の主要な項目となっており、引き続き、進捗管理が必要であると考える。

ここで千葉市における歳入徴収率と密接な関係にある収入未済額の債権管理の取組は次のとおり実施されている。

【千葉市債権管理の主要な取組】

年 度	取 組
平成23年7月	千葉市債権管理対策本部設置
平成24年1月	千葉市債権管理に関する基本方針（平成29年3月改訂）
平成24年3月	千葉市債権管理条例、同施行規則制定
平成25年4月	債権管理課設置（債権管理の総合調整：高額困難案件の引継ぎ・滞納整理。組織改編に伴い、令和2年度から納税管理課（管理班等）へ引継ぎ。）
平成30年4月	学校給食費（小学校分）の公会計化（従来から公会計の中学校分と共に特別会計へ統合。平成29年度までの小学校分の未収債権は一般会計へ。）
令和2年4月	千葉市役所納付推進センター（業務委託期間：～令和2年4月1日～令和7年12月31日、利用期間：令和2年10月1日～5年10か月、委託対象債権：「納付勧奨」・「受電業務」とともに、7債権（市税、国民健康保険料、国民健康保険被保険者返納金、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、給食費）
令和2年10月	統一滞納管理システム（強制徴収6債権の名寄・一元管理と各所管賦課システムとの連携（下水除く。）等による徴収率の向上、滞納額の削減）

出所：市所管課提出資料に基づき外部監査人作成

一方、現在の社会経済情勢に目を向けると、既に3年目に入る世界的な新型コロナウイルス感染症拡大・抑制策発令と社会経済活動の規制等が繰り返される中で、市民生活に大きな行動変容が求められ、公的給付等による社会経済活動の支援策等が行われている。このことは、国や地方公共団体を中心とする行政サービスの質と財政構造に大きな変革を及ぼす要因にもなっているものと考えられる。また、直近では国際紛争等の影響による経済のサプライチェーンの分断と円安等が替変動の進行や輸入資材の価格上昇等を中心としたコストプッシュ型のインフレ懸念など、実体経済への悪影響が市民生活に大きな負担をもたらそうとしている。

このような社会経済情勢の激変の中で、市の主要な事務事業にも大きな影響が生じること懸念されるものと考えられ、行政の原理原則に立ち返り、歳入の確保と歳出の見直しを改めて検証することが求められているものと考えられる。

そこで、過去2年間の外部監査では、道路行政や公園管理行政等、インフラ資産の整備・維持管理を監査テーマとしてきたが、今年度は、前述のような社会経済情勢の変化により市民生活が少なからず影響を受けるとした場合、その帰結の一つとして市税や税外収入の賦課・徴収活動とその実績にも変化が生じるリスクが懸念され、そのリスクに対して、市所管課等は、歳入事務の執行に当たり適時適切な対応が求められることに留意する必要があるものと考えられる。このような問題意識から、今年度の監査テーマは歳入事務に焦点を当て、その中でも未収債権である収入未済額の管理を選定することとした。この収入未済の管理については、市所管課等が、債権の保全の現状把握、リスクの識別・評価そして対応を法令等に準拠して適時適切に実施しているか、社会経済情勢の激変に対して収入未済管理に係る事務をより効果的、効率的に実施しているか、財政健全化プランにおける目標数値の達成に向けた努力がどのようになされているか等、検証することとする。

なお、監査テーマの選定に当たり、収入未済額の金額的重要性を確認した。

次の表は、直近の決算年度における収入未済額の一覧表である。会計別、債権の性質別に債権の種類数、収入未済額及び1種類当たりの債権額を示したものである。

【令和2年度決算収入未済額一覧：会計別・債権性質別等】

(単位：種類、円、円/種類)

会計別	債権性質		債権種類数	収入未済額	1種類当たり債権額
一般会計	公債権	強制徴収	17	5,715,711,310	336,218,312
		非強制徴収	24	2,031,359,348	84,639,973
	小計		41	7,747,070,658	188,952,943
	私債権（非強制徴収）		49	298,873,392	6,099,457
	一般会計合計		90	8,045,944,050	89,399,378
特別会計	公債権	強制徴収	6	3,804,118,329	634,019,722
		非強制徴収	8	156,144,524	19,518,066
	小計		14	3,960,262,853	282,875,918
	私債権（非強制徴収）		10	370,103,266	37,010,327
	特別会計合計		24	4,330,366,119	180,431,922
企業会計	公債権	強制徴収	2	322,587,910	161,293,955
		非強制徴収	1	1,200	1,200
	小計		3	322,589,110	107,529,703
	私債権（非強制徴収）		5	78,991,047	15,798,209
	企業会計合計		8	401,580,157	50,197,520
各会計合計	公債権	強制徴収	25	9,842,417,549	393,696,702
		非強制徴収	33	2,187,505,072	66,288,032
	小計		58	12,029,922,621	207,412,459
	私債権（非強制徴収）		64	747,967,705	11,686,995
	合計		122	12,777,890,326	104,736,806

出所：市所管課提出資料を外部監査人が集計・作成した。

注：「債権種類数」は同じ債権種類でも市所管課等が分かれていれば別に数えている。

市全体としての債権種類数は119種類、収入未済額は127億7,789万円、1種類当たり収入未済額は1億474万円であることが分かる。

これらの金額を会計別に見ていくと、一般会計では、債権種類数は90種類、収入未済額は80億4,594万円、1種類当たり収入未済額は8,940万円である。また、特別会計では、債権種類数は24種類、収入未済額は43億3,037万円、1種類当たり収入未済額は1億8,043万円である。さらに、企業会計では、債権種類数は8種類、収入未済額は4億158万円、1種類当たり収入未済額は5,020万円である。

一方、債権を性質別に見ていくと、強制徴収公債権では、債権種類数は25種類、収入未済額は98億4,242万円、1種類当たり収入未済額は3億9,370万円である。また、非強制徴収公債権では、債権種類数は33種類、収入未済額は21億8,751万円、1種類当たり収入未済額は6,629万円である。さらに、私債権（非強制徴収）では、債権種類数は64種類、収入未済額は7億4,797万円、1種類当たり収入未済額は1,169万円である。

そして、上記の一覧表の内訳で、1種類当たり収入未済額の特徴を見ていくと、特別会計の強制徴収公債権が6億3,402万円と一番大きい。これは、国民健康保険料の収入未済額の34億2,472万円が大きく影響している。同じく、一般会計の強制徴収公債権は3億3,622万円と2番目に大きい。これは、市税の収入未済額の50億257万円が大きく影響している。

さらに、会計別の債権種類の内訳を見ていくと、一般会計で1億円以上の収入未済額は、市税（50億257万円）、産業廃棄物の弁償金収入（行政代執行）（5億5,607万円）、生活保護費返還金・徴収金（過年度戻入含）（18億9,489万円）及び市営住宅使用料（1億2,805万円）である。また、特別会計で1億円以上の収入未済額は、国民健康保険料（34億2,472万円）、介護保険料（2億8,284万円）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金（2億9,854万円）である。さらに、企業会計で5千万円以上の収入未済額は、下水道使用料（3億2,156万円）及び市立病院診療費（6,620万円）である。

上記に列挙した債権種類の収入未済額は金額的に重要な未収債権であると言える。また、ここでは列挙しなかった債権種類でも、令和2年度までの推移として収入未済額が増加傾向の未収債権も把握することができる（市税、生活保護費返還金・徴収金、国民健康保険被保険者返納金、母子父子寡婦福祉資金貸付金、市営住宅退去修繕退去者負担金等）。

このようなテーマ選定過程における検討結果に基づき、今年度の監査テーマとしては「一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について」を適切なものと考え、選定するものである。

4. 外部監査の方法

（1）外部監査の実施目的

平成11年4月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する市民の信頼を高めることにあると認識している。特に、包括外部監査の制度趣旨は地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合規性の面で問題がないかを検証すること、併せて、経済性及び効率性等の観点から意見を述べる必要はないかを検討し、外部監査結果報告書に取りまとめることにある。

したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合規性の観点での限定的な保証を中心とし、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び効率性等の観点から意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の問題点を指摘して是正し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

(2) 監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

(3) 監査の視点

監査テーマである「一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について」の主な監査の視点は次のとおりである。

- ① 一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて
- ② 一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行を合規性の視点で検証することと併せて、財務事務の執行等が経済性・効率性等の面でも改善余地がないかどうかについて
- ③ 一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行が効果的に実施されているかどうかについて

(4) 主な監査手続の概要

特定の事件に対する監査手続としては、上記(3)に記載した監査の視点に基づき、外部監査の本旨である財務監査を基礎とし、併せて経済性・効率性及び有効性等を検証するための監査手続を実施した。具体的な監査手続の概要は次のとおりである。

まず、一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について、当初は令和2年度決算ベースの市全体の収入未済額一覧を入手し、その後、令和3年度の決算ベースの一覧表に収入未済額を更新した。

この令和3年度ベースの収入未済額一覧表を基本として、会計別、債権の性質別に金額的重要性の分析を行った。その結果、残高が1,000万円以上の収入未済の債権について、当該未収債権の所管課から詳細な未収債権管理の現状を聴取した。

併せて、収入未済額の残高が把握できる全ての未収債権について、調査票を送付し、回答を得て、内容分析と必要な質問及び監査資料の依頼・入手・分析等を実施した。この調査の中で調査票とは別に、各債権別に過去3年間の収入項目(調定額、収入済額、還付未済額、不納欠損額、収入未済額、収納率等)を把握するための年度推移表及び収入未済の発生年度別一覧表の作成・提出を依頼し、分析的手続を実施することができるようにした。

これらの調査票等の回答内容を精査して、外部監査人が必要であると判断した場合には、1,000万円未満の残高の未収債権であっても、監査の実証手続の対象と

した。

また、収入未済管理に対する合規性の監査を実施するために、市所管課等が準拠する諸法令、条例、規則、要領、要綱及び基準等を入手して適時に閲覧し、合規性に反する会計実務がないか、未収債権管理の各段階で検証した。

未収債権管理の実務を把握する中で、債務者の返済能力を把握するための資力の調査が十分であるか、催告等の手続が形式的になっていないか等の視点に基づき検証し、未収債権管理事務の実質的な改善を促す意見を導き出している。

未収債権管理は、法的なルールに基づき事務が執行されているかについて検証することが基本的な監査手続であることから、法律専門家である補助者に監査プロセスの各段階で品質管理レビュー等を実施する役割を付与して、外部監査の品質保持に努めた。

(5) 監査の結果

監査の結果については、「第3 外部監査の結果」(21～368頁)に記載しているとおりである。監査の結果、指摘事項は55件、意見は73件、所見は2件であった。

(6) 監査対象

① 監査対象項目

一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について

② 監査対象部局等

監査対象課は、令和3年度決算において収入未済額を管理する所管課等である。

5. 外部監査の実施期間

自 令和4年6月3日 至 令和5年3月31日

6. 外部監査の補助者

(1) 監査実証手続等実施補助者

松原創（公認会計士）、豊田泰士（弁護士）、伊藤孝明（公認会計士）、地引久貴（公認会計士）、柳原翼（公認会計士）

(2) 監査品質管理担当補助者

豊田泰士（弁護士）

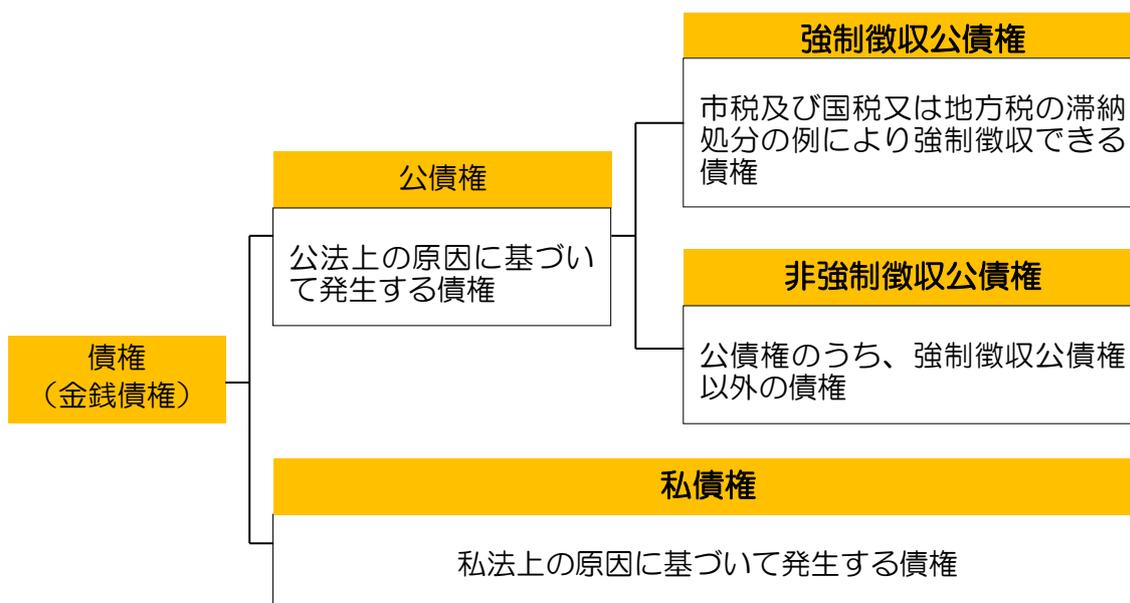
第2 債権管理事務に関する概要

1. 債権の分類及び債権管理の流れ

(1) 債権の分類

地方公共団体が管理する債権には金銭債権と非金銭債権が存在するが、地方自治法上、財産(地方自治法 237 条第 1 項) 管理等の対象となる債権は金銭債権であり、その金銭債権は、「金銭給付を目的とする普通地方公共団体の権利」とされている(地方自治法第 240 条第 1 項)。千葉市はこの金銭債権を次のとおり分類しており、この分類に対応した管理を行っている。

【債権の分類】

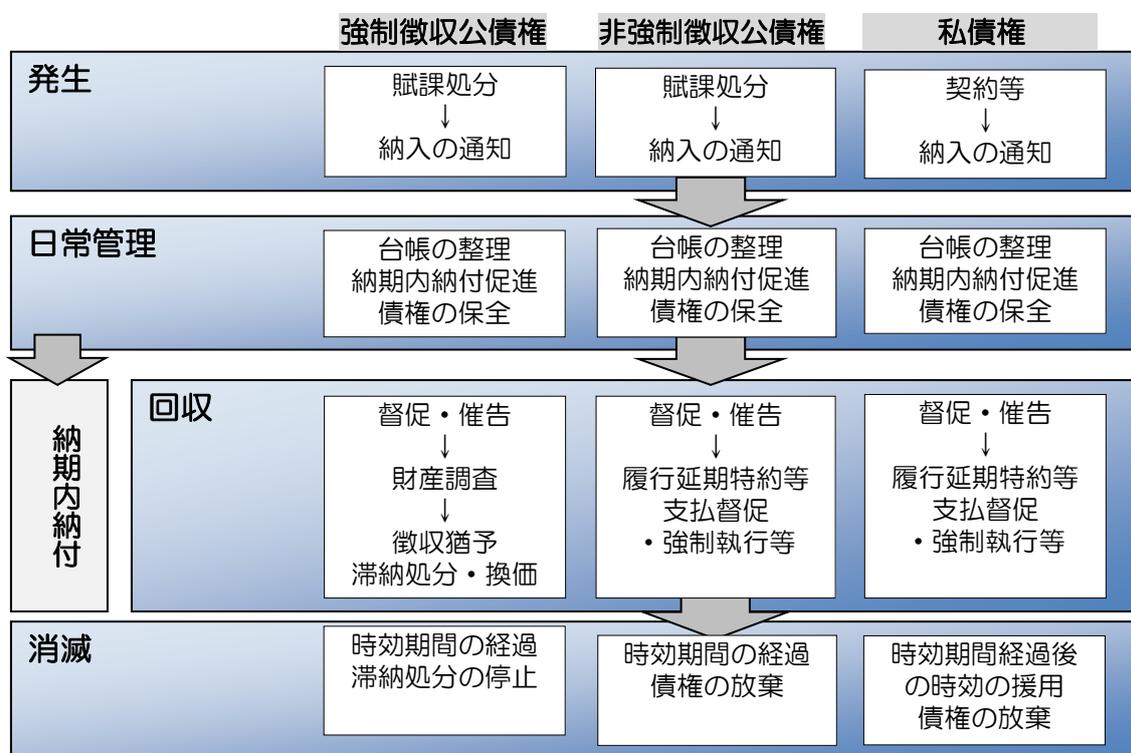


[出所：千葉市債権管理に関する基本方針（平成 24 年 1 月）]

【債権の分類別の例】

区 分		例
公債権	強制徴収公債権	市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道使用料、保育所保育費負担金等
	非強制徴収公債権	生活保護費返還金・徴収金、国民健康保険被保険者返納金、地方卸売市場使用料、児童扶養手当過誤払金等
私債権		母子父子寡婦福祉資金貸付金、市営住宅使用料、市立病院診療費、給食費収入、損害賠償金支払求償金等

(2) 債権管理の流れ



[出所：千葉市債権管理に関する基本方針（平成24年1月）]

2. 債権管理の取組

千葉市は平成23年7月に千葉市債権管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置して、様々な取組を行ってきたが（2頁に掲載の表を参照）、この対策本部は毎年度、主要な債権について目標を設定し、進捗管理等を実施している。ここでは、債権管理の概要のひとつとして、令和4年度債権管理対策実施計画の記載内容の中から、直近の目標管理の状況等を掲載する。

(1) 目標管理

① 目的

財政健全化及び市民負担の公平性を確保するため、毎年度、債権ごとに滞納額の縮減、徴収率の向上を目的とした目標を設定し、適正な債権管理の実現を図る。

② 目標徴収率及び目標縮減額の設定

ア. 対象債権

債権滞納額がおおむね 1,000 万円以上である債権（令和 4 年度においては 18 債権が対象）

イ. 目標設定の考え方

- （ア）債権管理について、徴収率の向上及び滞納額の縮減に向けた目標を設定する。
- （イ）令和 4 年度の目標については、令和 3 年度の現状分析と令和 4 年度を取組を明確にし、最大限できる範囲の目標を設定する。

③ 目標及び取組の評価

目標および取組については、「債権管理対策本部会議」に報告し了承を得ることとし、翌年度に目標達成度及び取組結果を「債権管理対策本部会議」に報告する。

(2) 各債権の目標 (出所:「令和4年度債権管理対策実施計画」令和4年3月末時点)

債権名	所管局	項目	R元決算	R2決算	対前年	R3目標	R3			R4目標		
							決算見込	対前年	対目標		対前年	
市税 強制 (5年)	財政局	徴収率	計	97.9%	97.6%	▲ 0.3%	98.1%	97.6%	+ 0.0%	▲ 0.5%	97.6%	+ 0.0%
			現年	99.2%	98.8%	▲ 0.4%	99.3%	99.2%	+ 0.4%	▲ 0.1%	99.2%	+ 0.0%
			過年	31.5%	32.4%	+ 0.9%	35.0%	32.0%	▲ 0.4%	▲ 3.0%	26.5%	▲ 5.5%
		滞納額	4,070,733	5,002,568	+ 931,835	5,549,829	4,715,917	▲ 286,651	▲ 833,912	4,807,634	+ 91,717	
		不納欠損額	325,977	261,525	▲ 64,452	264,634	252,249	▲ 9,276	▲ 12,385	253,212	+ 963	
国民健康保険料 強制 (2年)	保健福祉局 各区	徴収率	計	79.2%	80.0%	+ 0.8%	79.8%	80.8%	+ 0.8%	+ 1.0%	81.9%	+ 1.1%
			現年	92.3%	92.8%	+ 0.5%	93.3%	93.3%	+ 0.5%	+ 0.0%	93.8%	+ 0.5%
			過年	20.0%	16.2%	▲ 3.8%	21.6%	21.6%	+ 5.4%	+ 0.0%	22.3%	+ 0.7%
		滞納額	3,886,827	3,424,720	▲ 462,107	2,944,959	2,871,745	▲ 552,975	▲ 73,214	2,498,829	▲ 372,916	
		不納欠損額	1,188,998	1,213,658	+ 24,660	956,011	1,089,706	▲ 123,952	+ 133,695	966,631	▲ 123,075	
後期高齢者 医療保険料 強制 (2年)	保健福祉局 各区	徴収率	計	99.2%	99.3%	+ 0.1%	99.4%	99.4%	+ 0.1%	+ 0.0%	99.4%	+ 0.0%
			現年	99.8%	99.9%	+ 0.1%	99.9%	99.9%	+ 0.0%	+ 0.0%	99.9%	+ 0.0%
			過年	27.9%	29.7%	+ 1.8%	33.3%	33.3%	+ 3.6%	+ 0.0%	33.3%	+ 0.0%
		滞納額	93,376	89,521	▲ 3,855	79,527	80,288	▲ 9,233	+ 761	74,285	▲ 6,003	
		不納欠損額	22,559	22,597	+ 38	25,747	25,747	+ 3,150	+ 0	29,336	+ 3,589	
介護保険料 強制 (2年)	保健福祉局 各区	徴収率	計	97.4%	97.7%	+ 0.3%	98.1%	98.1%	+ 0.4%	+ 0.0%	98.1%	+ 0.0%
			現年	99.2%	99.3%	+ 0.1%	99.4%	99.4%	+ 0.1%	+ 0.0%	99.6%	+ 0.2%
			過年	15.9%	17.3%	+ 1.4%	21.4%	25.5%	+ 8.2%	+ 4.1%	26.2%	+ 0.7%
		滞納額	317,689	282,844	▲ 34,845	293,195	269,405	▲ 13,439	▲ 23,790	231,541	▲ 37,864	
		不納欠損額	126,342	111,451	▲ 14,891	82,557	78,758	▲ 32,693	▲ 3,799	75,164	▲ 3,594	
保育料 強制 (5年)	こども未来局	徴収率	計	95.5%	93.5%	▲ 2.0%	95.7%	95.3%	+ 1.8%	▲ 0.4%	96.0%	+ 0.7%
			現年	98.5%	99.0%	+ 0.5%	98.9%	99.1%	+ 0.1%	+ 0.2%	99.1%	+ 0.0%
			過年	26.1%	19.4%	▲ 6.7%	29.4%	27.8%	+ 8.4%	▲ 1.6%	32.6%	+ 4.8%
		滞納額	155,074	134,984	▲ 20,090	112,147	128,442	▲ 6,542	+ 16,295	109,824	▲ 18,618	
		不納欠損額	12,333	9,818	▲ 2,515	8,027	8,027	▲ 1,791	+ 0	9,272	+ 1,245	

債権名	所管局	項目	R元決算	R2決算	対前年	R3目標	R3 決算見込			R4目標	
							対前年	対目標		対前年	
下水道 使用料 強制 (5年)	建設局	計	96.9%	97.4%	+ 0.5%	98.5%	97.9%	+ 0.5%	▲ 0.6%	98.0%	+ 0.1%
		徴収率 現年	99.5%	99.5%	+ 0.0%	99.8%	99.5%	+ 0.0%	▲ 0.3%	99.5%	+ 0.0%
		過年	75.0%	79.1%	+ 4.1%	85.7%	82.6%	+ 3.5%	▲ 3.1%	83.8%	+ 1.2%
		滞納額	423,488	321,561	▲ 101,927	175,270	268,810	▲ 52,751	+ 93,540	250,336	▲ 18,474
		不納欠損額	77,481	88,905	+ 11,424	64,312	70,404	▲ 18,501	+ 6,092	65,126	▲ 5,278
生活保護費 返還金・徴収金 非強制 ※ (5年)	保健福祉局 各区	計	24.9%	23.5%	▲ 1.4%	21.6%	21.3%	▲ 2.2%	▲ 0.3%	20.2%	▲ 1.1%
		徴収率 現年	53.7%	47.4%	▲ 6.3%	54.2%	49.8%	+ 2.4%	▲ 4.4%	52.1%	+ 2.3%
		過年	2.0%	3.5%	+ 1.5%	2.3%	2.9%	▲ 0.6%	+ 0.6%	2.9%	+ 0.0%
		滞納額	1,519,913	1,894,888	+ 374,975	2,278,709	2,261,492	+ 366,604	▲ 17,217	2,580,232	+ 318,740
		不納欠損額	153,972	155,084	+ 1,112	220,000	190,000	+ 34,916	▲ 30,000	200,000	+ 10,000
国民健康保険 被保険者返納金 非強制 (5年)	保健福祉局	計	43.6%	49.6%	+ 6.0%	36.7%	45.8%	▲ 3.8%	+ 9.1%	52.3%	+ 6.5%
		徴収率 現年	75.6%	79.0%	+ 3.4%	56.2%	79.9%	+ 0.9%	+ 23.7%	81.0%	+ 1.1%
		過年	2.0%	10.7%	+ 8.7%	10.4%	5.4%	▲ 5.3%	▲ 5.0%	20.8%	+ 15.4%
		滞納額	51,036	54,528	+ 3,492	68,763	44,326	▲ 10,202	▲ 24,437	37,987	▲ 6,339
		不納欠損額	5,325	0	▲ 5,325	6,461	18,610	+ 18,610	+ 12,149	6,364	▲ 12,246
墓地管理料 非強制 (5年)	保健福祉局	計	88.7%	89.6%	+ 0.9%	88.7%	89.6%	+ 0.0%	+ 0.9%	89.6%	+ 0.0%
		徴収率 現年	96.1%	97.2%	+ 1.1%	97.2%	97.6%	+ 0.4%	+ 0.4%	97.6%	+ 0.0%
		過年	22.6%	22.4%	▲ 0.2%	20.1%	14.8%	▲ 7.6%	▲ 5.3%	14.8%	+ 0.0%
		滞納額	18,186	16,814	▲ 1,372	17,850	16,785	▲ 29	▲ 1,065	16,785	+ 0
		不納欠損額	1,805	1,828	+ 23	2,012	1,806	▲ 22	▲ 206	2,255	+ 449
児童扶養手当 過誤払返還金 非強制 (5年)	こども未来局	計	18.7%	27.6%	+ 8.9%	22.3%	9.3%	▲ 18.3%	▲ 13.0%	22.0%	+ 12.7%
		徴収率 現年	77.3%	95.6%	+ 18.3%	61.5%	34.5%	▲ 61.1%	▲ 27.0%	55.0%	+ 20.5%
		過年	12.5%	7.0%	▲ 5.5%	8.8%	5.3%	▲ 1.7%	▲ 3.5%	9.5%	+ 4.2%
		滞納額	30,450	28,792	▲ 1,658	30,724	28,217	▲ 575	▲ 2,507	30,363	+ 2,146
		不納欠損額	3,789	883	▲ 2,906	1,630	3,196	+ 2,313	+ 1,566	600	▲ 2,596

債権名	所管局	項目	R元決算	R2決算	対前年	R3目標	R3			R4目標		
							決算見込	対前年	対目標		対前年	
地方卸売市場使用料 非強制 (5年)	経済農政局	徴収率	計	91.7%	93.6%	+ 1.9%	92.7%	92.7%	▲ 0.9%	+ 0.0%	92.3%	▲ 0.4%
			現年	98.9%	99.1%	+ 0.2%	98.9%	98.9%	▲ 0.2%	+ 0.0%	98.9%	+ 0.0%
			過年	6.2%	5.7%	▲ 0.5%	0.9%	0.9%	▲ 4.8%	+ 0.0%	0.9%	+ 0.0%
		滞納額	29,613	32,100	+ 2,487	37,242	34,341	+ 2,241	▲ 2,901	39,203	+ 4,862	
		不納欠損額	13,158	0	▲ 13,158	2,261	2,261	+ 2,261	+ 0	0	▲ 2,261	
子どもルーム 利用料 私債権 (5年)	子ども未来局	徴収率	計	96.8%	97.2%	+ 0.4%	97.3%	97.4%	+ 0.2%	+ 0.1%	97.5%	+ 0.1%
			現年	99.0%	99.1%	+ 0.1%	98.7%	98.7%	▲ 0.4%	+ 0.0%	99.0%	+ 0.3%
			過年	36.2%	39.6%	+ 3.4%	36.8%	42.7%	+ 3.1%	+ 5.9%	38.0%	▲ 4.7%
		滞納額	22,884	19,371	▲ 3,513	24,988	20,332	+ 961	▲ 4,656	20,081	▲ 251	
		不納欠損額	1,086	878	▲ 208	1,449	1,333	+ 455	▲ 116	661	▲ 672	
母子父子寡婦 福祉資金貸付金 私債権 (10年)	子ども未来局	徴収率	計	44.0%	45.5%	+ 1.5%	43.5%	45.2%	▲ 0.3%	+ 1.7%	42.3%	▲ 2.9%
			現年	84.3%	88.0%	+ 3.7%	84.8%	87.7%	▲ 0.3%	+ 2.9%	88.1%	+ 0.4%
			過年	10.2%	9.3%	▲ 0.9%	10.7%	8.1%	▲ 1.2%	▲ 2.6%	8.7%	+ 0.6%
		滞納額	298,001	298,535	+ 534	311,030	303,987	+ 5,452	▲ 7,043	304,296	+ 309	
		不納欠損額	2,102	2,325	+ 223	0	0	▲ 2,325	+ 0	0	+ 0	
地方卸売市場 電気使用料等 立替金 私債権 (10年)	経済農政局	徴収率	計	90.4%	91.0%	+ 0.6%	90.7%	90.2%	▲ 0.8%	▲ 0.5%	89.7%	▲ 0.5%
			現年	98.6%	98.9%	+ 0.3%	98.6%	98.6%	▲ 0.3%	+ 0.0%	98.6%	+ 0.0%
			過年	5.9%	1.5%	▲ 4.4%	3.5%	3.5%	+ 2.0%	+ 0.0%	3.5%	+ 0.0%
		滞納額	15,509	17,130	+ 1,621	19,513	18,841	+ 1,711	▲ 672	19,984	+ 1,143	
		不納欠損額	4,667	0	▲ 4,667	144	144	+ 144	+ 0	0	▲ 144	
市営住宅 使用料 私債権 (5年)	都市局	徴収率	計	89.9%	90.8%	+ 0.9%	91.3%	91.0%	+ 0.2%	▲ 0.3%	92.2%	+ 1.2%
			現年	99.3%	99.6%	+ 0.3%	99.2%	99.2%	▲ 0.4%	+ 0.0%	99.3%	+ 0.1%
			過年	6.0%	8.6%	+ 2.6%	8.0%	7.5%	▲ 1.1%	▲ 0.5%	8.0%	+ 0.5%
		滞納額	143,024	128,052	▲ 14,972	138,000	128,902	+ 850	▲ 9,098	136,000	+ 7,098	
		不納欠損額	10,598	8,528	▲ 2,070	10,500	8,600	+ 72	▲ 1,900	8,600	+ 0	

債権名	所管局	項目	R元決算	R2決算	対前年	R3目標	R3			R4目標	
							決算見込	対前年	対目標		対前年
市営住宅 退去修繕 退去者負担金 私債権 (10年)	都市局	計	32.2%	35.8%	+ 3.6%	35.0%	28.7%	▲ 7.1%	▲ 6.3%	35.0%	+ 6.3%
		徴収率 現年	86.1%	82.4%	▲ 3.7%	80.0%	62.6%	▲ 19.8%	▲ 17.4%	83.0%	+ 20.4%
		過年	1.1%	2.0%	+ 0.9%	2.8%	2.0%	+ 0.0%	▲ 0.8%	2.0%	+ 0.0%
		滞納額	44,576	45,670	+ 1,094	47,000	58,162	+ 12,492	+ 11,162	47,000	▲ 11,162
		不納欠損額	3,184	3,697	+ 513	4,000	4,000	+ 303	+ 0	4,000	+ 0
市立病院 診療費 私債権 (3年)	病院局	計	96.3%	95.9%	▲ 0.4%	96.7%	95.9%	+ 0.0%	▲ 0.8%	96.2%	+ 0.3%
		徴収率 現年	98.9%	98.7%	▲ 0.2%	99.0%	98.7%	+ 0.0%	▲ 0.3%	98.8%	+ 0.1%
		過年	23.5%	21.6%	▲ 1.9%	25.3%	22.2%	+ 0.6%	▲ 3.1%	23.5%	+ 1.3%
		滞納額	63,141	66,200	+ 3,059	54,629	61,776	▲ 4,424	+ 7,147	60,484	▲ 1,292
		不納欠損額	9,322	5,668	▲ 3,654	9,677	11,854	+ 6,186	+ 2,177	7,713	▲ 4,141
給食費 ※ 私債権 (2年)	教育委員会	計	98.5%	98.6%	+ 0.1%	98.7%	98.7%	+ 0.1%	+ 0.0%	98.8%	+ 0.1%
		徴収率 現年	99.2%	99.4%	+ 0.2%	99.3%	99.4%	+ 0.0%	+ 0.1%	99.4%	+ 0.0%
		過年	43.4%	46.1%	+ 2.7%	50.8%	45.3%	▲ 0.8%	▲ 5.5%	46.9%	+ 1.6%
		滞納額	52,719	50,631	▲ 2,088	52,601	50,474	▲ 157	▲ 2,127	50,411	▲ 63
		不納欠損額	701	403	▲ 298	1,500	1,587	+ 1,184	+ 87	1,587	+ 0

(3) 横断的取組

① 目的

債権の管理は、各所管課で実施されるが、各所管だけでは実施困難な対策や、効果的・効率的な徴収対策を全庁横断的に実施することにより、市全体の適正な債権管理の推進と滞納額の縮減・徴収率の向上を図る。

② 具体的な取組

ア. 納期内納付の推進

(ア) 口座振替の促進

納入通知への口座申し込みはがきの同封、Web 口座振替受付サービス、ペイジー口座振替端末の導入等

(イ) 費用対効果を考慮し、納付方法の拡充についての検討

口座振替、クレジット収納、ペイジー納付、コード決済（スマートフォン収納）等

イ. 人材の育成

(ア) 債権管理事務研修

職員のスキルアップのための債権管理に関する研修の実施

【主 催】

納税管理課

【対 象】

債権管理に関わる全職員

【内 容】

弁護士等の外部専門家を外部講師として、地方自治法、同施行令、民法等に基づき、主に非強制徴収公債権及び私債権に係る債権管理の基本的な考え方や仕組み及び債権回収方法等の習得等。

(イ) 税務部主催研修への参加の呼び掛け

税務部が主催する強制徴収債権の徴収に係る研修について、税務部以外の職員に参加の機会を与える。

ウ. 組織対応

(ア) 「強制徴収 6 債権」の滞納整理

強制徴収 6 債権とは、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料及び下水道使用料をいう。

【統一滞納管理システムの活用：令和 2 年 10 月から導入】

【組織運営の概要】

i 統一滞納整理組織（市税事務所納税各課）の役割

- (i) 差押え等の処分を中心とした滞納整理の実施。
- (ii) 市税の全案件に加え、市税を除いた強制徴収 5 債権の滞納繰越分に係る案件（当該案件に係る滞納者の現年分の滞納も含む）について、滞納整理の実施。
- (iii) 高額滞納事案に特化した班を設置し、滞納整理の実施。

ii 市税を除く強制徴収 5 債権の債権所管課の役割

- (i) 適正な賦課を行うとともに、新規滞納を発生させないための催告や処分等の実施。
- (ii) 所管する現年度分の滞納整理の実施（統一滞納組織の所管を除く。）。

(イ) 非強制徴収債権のうち引継債権に係る滞納整理

非強制徴収債権のうち、高額・困難事案で法的措置が可能な案件について、十分に精査をした上で債権所管課から納税管理課へ徴収事務を引継ぎ、滞納整理事務を行う。令和 3 年度に債権管理課にて引継いで滞納整理事務を行っている債権は次のとおりである。

生活保護費返還金・徴収金、国民健康保険被保険者返納金、子どもルーム利用料、母子父子寡婦福祉資金貸付金、水洗便所改造等資金貸付金、市立病院診療費、学校給食費

(ウ) 債権管理アドバイザーの活用

債権管理は、各所管課で実施されているが、多くの職員が他業務と兼務していることから、組織的対応が必要なほか、債権管理の知識が不十分な部分が見受けられ、問題や課題解決のための仕組みが必要と考えられる。

そこで、納税管理課の職員が、債権管理アドバイザーとして、所管課から債権管理に関する相談を受けるほか、課題の検討・協議の場の提供などを行い、各債権所管課における課題の早期解決を図る。

エ. 民間委託の活用

(ア) 納付推進センター

【対象債権】

市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料（通常保育料・延長保育料・副食費）、国民健康保険料被保険者返納金、給食費

【経緯】

市税及び各種料金の徴収率向上を図るため、平成22年10月より、民間委託による「納付推進センター」を庁舎内に設置し、架電業務を行っていたが、令和2年10月から統一滞納管理システムの稼働に合わせて、民間委託による新たな「納付推進センター」を庁舎外に設置した。

(イ) 弁護士・弁護士法人への債権回収業務委託

【委託実施債権（令和3年度）】

納税管理課にて引継いだ非強制徴収債権の一部、市立病院診療費（病院局経営企画課）、給食費（保健体育課）、市営住宅使用料（住宅整備課）

【委託内容】

納税管理課にて引継いだ非強制徴収債権の一部について、法的措置を含めて弁護士に委託している。

また、催告・収納業務を中心として、市立病院診療費・給食費・市営住宅使用料について、各債権所管課で個別に弁護士法人に委託し、債権回収の強化を図っている。

(ウ) 弁護士メール相談

【対象債権】

千葉市にて扱う全債権

【委託内容】

庁内の非強制徴収公債権及び私債権に係る法的問題への早期対応のため、自治体の債権管理に精通した弁護士がメールによる法律相談（原則 1 週間以内の対応）を行い、債権管理業務の一層の効率化を図る。

3. 債権管理対策本部の開催状況

(1) 千葉市債権管理対策本部会議

令和 3 年度における千葉市債権管理対策本部会議の開催実績等は、次のとおりである。

【令和 3 年度千葉市債権管理対策本部会議の開催実績等】

区 分	開催日	議 題
第 1 回	令和 3 年 8 月 20 日 (第 1 会議室 (Skype による Web 会議))	議題 1 : 令和 2 年度 of 取組結果・令和 3 年度 of 取組状況 議題 2 : 令和 2 年度 of 条例による債権放棄
第 2 回	令和 3 年 11 月 17 日 (第 1 会議室 (Skype による Web 会議))	議題 1 : 令和 4 年度債権管理対策実施計画 議題 2 : 債権管理に関する令和 4 年度予算要望

出所：納税管理課提供資料に基づき外部監査人作成

(2) 千葉市債権管理対策本部幹事会議

令和 3 年度における千葉市債権管理対策本部幹事会議の開催実績等は、次のとおりである。

【令和3年度千葉市債権管理対策本部幹事会議の開催実績等】

区 分	開催日	議 題
第1回	令和3年6月1日 (書面開催)	議題1: 令和3年度のスケジュール 議題2: 令和2年度決算見込み 議題3: 条例による債権放棄
第2回	令和3年7月30日 (書面開催)	議題1: 令和2年度を取組結果・令和3年度を取組状況 議題2: 令和2年度の条例による債権放棄
第3回	令和3年10月27日 (書面開催)	議題1: 令和4年度債権管理対策実施計画 議題2: 債権管理に関する令和4年度予算要望

出所：納税管理課提供資料に基づき外部監査人作成

第3 外部監査の結果

I 外部監査の総括的意見

1. 包括外部監査の結果一覧について

今年度の包括外部監査の実施結果として、指摘及び意見等を取りまとめた結果は、以下に掲載する【包括外部監査の結果一覧】のとおりである。

この結果一覧で指摘及び意見の合計件数を見ると、指摘が55件、意見が73件であった。

なお、指摘及び意見の具体的な定義については、次に示すとおりである。それらの内容は、外部監査契約を年度当初に結ぶ際に市側と合意した内容であり、外部監査の実務で通常認識している内容である。包括外部監査人は、これらの指摘及び意見の意義について、監査対象課・所に対し監査実施時点から監査結果の最終時点までの間、必要に応じて文書及び口頭により説明を行っている。

「指摘」とは、法令等の違反がある場合や法令等の運用が不十分・不適切な場合であり、これを合規性違反として、監査結果報告書に記載しなければならないものとしている。

「意見」とは、合規性違反ではないが、経済性・効率性又は有効性等の観点から改善の余地が大きい場合で、監査結果報告書に記載することができるものとしている。

なお、今回の外部監査では、総括的意見や個別の監査結果において、「所見」という区分を設けており、次のような事項に付している（2件）。

- i 総括的意見において、未収債権管理に係る事務改善を行う際に、組織横断的な対応が必要となる事項。
- ii 個別の監査結果において、「指摘」や「意見」とは異なり即座に具体的な措置を求めるものではないが、個別の事務事業に対して改善を行う際の一つの手法として参考にすることを期待して記載する事項。

また、個別意見では「参照」という表現を使用している箇所があるが（129～130頁、133頁、174頁）、この「参照」を含む項目は検出事項を示すものではなく、今後の実務において当該項目のリスクが発現する可能性を考慮して注意喚起しているものである。

【外部監査の結果一覧】

大項目（章立等）/中項目（所管課）/小項目（債権名称）/細項目（検出事項）	指摘	意見	所見
Ⅱ 各論としての外部監査結果	55 件	73 件	2 件
1. 納税管理課	3	5	1
[1 市税]	2	4	1
ア. 確定延滞金の管理等	1	1	1
イ. 分割納付不履行による猶予の取消し		2	
ウ. 換価猶予の期間	1		
エ. 外国籍の少額滞納者に対する執行停止		1	
[80 訴訟等費用]	1	1	
ア. 訴訟費用額確定処分の申立て	1	1	
2. 区政推進課	2	1	
[56 特定定額給付金過年度分歳出戻入額]	2	1	
ア. 歳出戻入案件の繰越調定	1		
イ. 遅延損害金の算定誤り		1	
ウ. 令和3年度以降の回収努力	1		
3. 保護課	5	6	
[3 生活保護返還金・徴収金（過年度戻入含む）]・[10 生活保護法第78条徴収金に係る加算金]	2	4	
ア. 分割納付の申請を受け付ける際の資力の調査		1	
イ. 延滞金の未計算・未請求及び減免等	1		
ウ. 催告手続等の記録の不十分性	1		
エ. 国税徴収法の例による徴収		1	
オ. 徴収停止の要件としての「少額」の判断基準		1	
カ. 未収金回収業務外部委託		1	
[22 賠償金等]	2	1	
ア. 生活保護費不正受給者に係る損害賠償請求執行費及びこれに係る遅延損害金の事案	2	1	
（ア）遅延損害金の調定の遅れ	1		
（イ）督促の遅れ	1		
（ウ）催告手続		1	
[25 不当利得返還金]	1	1	
ア. 介護サービス事業者による保険給付費返納金の係る検出事項	-	-	-
イ. 診療報酬の返還請求に係る適時適切な回収業務の実施	1	1	
4. 医療政策課	5	2	

[39 看護師修学資金返還金]	3	1	
ア. 時効管理と時効期間の徒過	1	1	
イ. 確定延滞金の調定漏れ	1		
ウ. 遅延損害金の請求	1		
[45 休日救急診療所使用料]	2	1	
ア. 債権放棄の遅れ	1		
イ. 催告手続	1	1	
5. 健康保険課	2	2	
[2 国民健康保険料]		1	
ア. 確定延滞金の管理 (参照)	-	-	-
イ. 分納不履行による猶予の取消し (参照)	-	-	-
ウ. 換価猶予の期間 (参照)	-	-	-
エ. 外国籍の少額滞納者に対する執行停止 (参照)	-	-	-
オ. 第三者行為求償債権の管理		1	
[11 後期高齢者医療保険料]	-	-	-
ア. 確定延滞金の管理 (参照)	-	-	-
イ. 分納不履行による猶予の取消し (参照)	-	-	-
ウ. 換価猶予の期間 (参照)	-	-	-
エ. 外国籍の少額滞納者に対する執行停止 (参照)	-	-	-
[14 国民健康保険被保険者返納金]		1	
ア. 請求金額の網羅性の確保策		1	
[44 出産費貸付金元利収入]	2		
ア. 適正な時効管理	2		
6. 生活衛生課	1	5	
[27 墓地管理料]	1	5	
ア. 墓地管理料の繰越調定の正確性		1	
イ. 転居先不明に係る管理料の調定行為	1		
ウ. 使用者の死亡に伴う管理料の調定の範囲		1	
エ. 墓地使用料等の返還申請書への記載事項の記載漏れ		1	
オ. 徴収停止の適用		1	
カ. 收受印内の番号記入漏れ		1	
7. 精神保健福祉課		3	
[54 医療費戻入]		3	
ア. 診療報酬の返還請求に係る関連資料の管理状況		1	
イ. 庁内他課との連携		1	

ウ. 不正請求に係る未収債権の回収に関する内部統制の整備		1	
8. 高齢福祉課	2	1	
[50 住宅改修費戻入]	2		
ア. 時効期間の徒過及び債権放棄の遅れ等	2		
[55 老人福祉施設入所者負担金]		1	
ア. 督促の遅れと延滞金の計算・伝達		1	
9. 介護保険管理課	1	1	
[7 介護保険料]	1	1	
ア. 確定延滞金の管理 (参照)	-	-	-
イ. 分納不履行による猶予の取消し (参照)	-	-	-
ウ. 換価猶予の期間 (参照)	-	-	-
エ. 外国籍の少額滞納者に対する執行停止 (参照)	-	-	-
オ. 相続人調査の実施	1	1	
10. 介護保険事業課	3		
[18 介護保険サービス事業者による保険給付費返納金]	2		
ア. 滞納者との間の履行延期の処分	1		
イ. 債権の申出	1		
[31 過年度分保険給付費返戻金]	1		
ア. 消滅時効期間の経過	1		
11. 障害者自立支援課	4	3	
[29 心身障害者扶養共済加入者負担金]	2	1	
ア. 長期滞留債権	2	1	
[35 福祉手当戻入]	1	1	
ア. 履行延期の特約及び分割納付の決定の際の経済状況調査		1	
イ. 滞納債権に対する延滞金の未徴収	1		
[51 医療費助成過払い戻入]	1	1	
ア. 相続放棄に係る未収債権の不納欠損処理		1	
イ. 滞納債権に対する延滞金の未調定	1		
12. 障害福祉サービス課		3	
[8 障害児通所給付費返納金] 及び [20 障害児通所給付費加算金]		3	
ア. 経営者個人の返済意思		3	
13. こども企画課		2	
[48 児童手当戻入]		2	
ア. 強制執行等		1	
イ. 延滞金の暫定計算及び債務者への情報提供		1	

14. 健全育成課	2	1	
[26 子どもルーム利用料]	2	1	
ア. 分割納付の受付に係る手続	1		
イ. 遅延損害金の未計算・未請求	1		
ウ. 回収困難な債権の管理		1	
15. こども家庭支援課	5	10	
[5 母子父子寡婦福祉資金貸付金]	4	7	
ア. 督促状の納付期限	1		
イ. 期限の利益の喪失		1	
ウ. 連帯保証人への請求	1		
エ. 遅延損害金の暫定計算及び債務者への情報提供		1	
オ. 破産債権届出書	1		
カ. 所在不明者の適切な管理		1	
キ. 時効管理		1	
ク. 債権放棄		1	
ケ. 商事債権に該当する場合の時効管理	1		
コ. 徴収嘱託員による徴収効果		1	
サ. アクセス管理		1	
[23 児童扶養手当過誤払金]	1	3	
ア. 保健福祉総合システムと債権管理台帳	1		
イ. 徴収停止		1	
ウ. 遅延損害金の暫定計算及び債務者への情報提供		1	
エ. 納税管理課への債権引継のための必要書類の整備・保管		1	
16. 幼保運営課	1		1
[13 保育所保育費負担金] 及び [15 公立保育所使用料]			1
ア. 徴収嘱託員による催告等の効果測定			1
[15 公立保育所使用料 (延長保育料)]	1		
ア. 不納欠損処分	1		
17. 東部児童相談所	2	3	
[34 児童養護施設措置費負担金]、[46 障害児福祉施設措置費負担金] 及び [49 里親措置費負担金]	2	3	
ア. 債権管理台帳の記録情報の整備		1	
イ. 催告の実施状況	1		
ウ. 滞納処分等の実施	1		
エ. 時効の更新管理		1	

オ. 担当所管部署の業務負荷		1	
18. 産業廃棄物指導課	2	1	
[4 弁済金収入（行政代執行）] 及び [47 生活環境モニタリング調査費用]	2	1	
ア. 誓約書・分割納付計画に基づく返納月額の合理性		1	
イ. 誓約書・分割納付計画に基づく返納の根拠及び返済能力の評価	1		
ウ. 弁済金収入（行政代執行）の一部返還に伴う確定延滞金の調定漏れ・未請求	1		
19. 公営事業事務所		2	
[37 財産貸付収入（競輪場売店貸付料）]		2	
ア. 未収債権の回収		2	
20. 地方卸売市場	4	4	
[19 地方卸売市場使用料]	2	2	
ア. 滞納債権に対する延滞金の未徴収	1		
イ. 徴収停止措置		1	
ウ. 督促状の記載事項		1	
エ. 滞納者との間の履行延期の処分	1		
[24 地方卸売市場電気使用料等立替金]	2	2	
ア. 滞納債権に対する遅延損害金の未徴収	1		
イ. 徴収停止措置		1	
ウ. 督促状の記載事項		1	
エ. 滞納者との間の履行延期の特約	1		
21. 住宅整備課	4	3	
[9 市営住宅使用料]	2	2	
ア. 滞納者との間の履行延期の特約	1		
イ. 分割納付の期間	1		
ウ. 期限の利益の喪失条項		1	
エ. 1万円未満の債権		1	
[30 借上げ公営住宅共益費負担収入]		1	
ア. 消滅時効期間が経過した債権		1	
[43 住宅使用料等延滞金（賠償金等）]	2		
ア. 延滞金の対象債権に対する管理漏れ	1		
イ. 訴訟費用及び強制執行費用の管理漏れ	1		
22. 街路建設課		3	
[42 契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用]		3	
ア. 請負代金の支払債務と当該代執行費用求償債権との相殺の可能性		3	

23. 下水道経理課	2	5	
[6 下水道使用料]		1	
ア. 下水道経理課管理対象の滞納処分		1	
[32 農業集落排水処理施設使用料]	1	2	
ア. 滞納者との間の履行延期の処分	1		
イ. 1万円未満の債権		1	
ウ. 滞納債権に対する延滞金の未徴収		1	
[59 下水道事業受益者負担金]		1	
ア. 滞納債権に対する延滞金の未徴収		1	
[28 水道使用料]（水道総務課併任）	1	1	
ア. 1万円未満の債権		1	
イ. 滞納債権に対する遅延損害金の未徴収	1		
24. 下水道営業課	1	2	
[41 水洗便所等改造等資金貸付金]	1	2	
ア. 長期滞留債権の管理	1	2	
25. 病院局	2	4	
[12 市立病院診療費]	2	4	
ア. 分割納付の申請を受け付ける際の資力の調査		1	
イ. 分割納付の誓約書等への「期限の利益の喪失」条項の未記載		1	
ウ. 分割納付の誓約書の宛先	1		
エ. 遅延損害金の未計算・未請求	1		
オ. 滞納整理簿の記載の十分性		1	
カ. 1万円未満の債権		1	
26. 保健体育課	2	1	
[17 給食費収入]	2		
ア. 督促の方法	1		
イ. 履行延期の特約	1		
[63 日本スポーツ振興センター災害共済納付金収入]		1	
ア. 児童手当からの支払い		1	

以上のとおり、今年度の外部監査の結果として、指摘事項は55件、意見は73件及び所見は2件であった。

2. 令和4年度包括外部監査の監査対象債権について

(1) 令和3年度における未収債権の一覧表

① 令和3年度未収債権の前期比較

令和2年度及び令和3年度の決算に対応する未収債権について、会計別、債権の性質別に比較した表を示すと次のとおりである。

【令和3年度決算 収入未済額 前期比較：会計別・債権性質別】 (単位：円)

会計別	債権性質		令和2年度	令和3年度	比較増減額
一般会計	公債権	強制徴収	5,715,711,310	5,165,735,046	△ 549,976,264
		非強制徴収	2,031,359,348	2,232,976,056	201,616,708
	小計		7,747,070,658	7,398,711,102	△ 348,359,556
	私債権（非強制徴収）		298,873,392	322,013,512	23,140,120
	一般会計合計		8,045,944,050	7,720,724,614	△ 325,219,436
特別会計	公債権	強制徴収	3,804,118,329	3,435,156,494	△ 368,961,835
		非強制徴収	156,144,524	151,686,122	△ 4,458,402
	小計		3,960,262,853	3,586,842,616	△ 373,420,237
	私債権（非強制徴収）		370,103,266	374,967,762	4,864,496
	特別会計合計		4,330,366,119	3,961,810,378	△ 368,555,741
企業会計	公債権	強制徴収	322,587,910	233,352,365	△ 89,235,545
		非強制徴収	1,200	11,900	10,700
	小計		322,589,110	233,364,265	△ 89,224,845
	私債権（非強制徴収）		78,991,047	81,586,188	2,595,141
	企業会計合計		401,580,157	314,950,453	△ 86,629,704
各会計合計	公債権	強制徴収	9,842,417,549	8,834,243,905	△ 1,008,173,644
		非強制徴収	2,187,505,072	2,384,674,078	197,169,006
	小計		12,029,922,621	11,218,917,983	△ 811,004,638
	私債権（非強制徴収）		747,967,705	778,567,462	30,599,757
	合計		12,777,890,326	11,997,485,445	△ 780,404,881

出所：市所管課提出資料に基づき外部監査人が集計・作成した。

この表によると、令和3年度末現在の未収債権の各会計合計は、119億9,749万円であり、前年度から7億8,040万円の減少となったことが分かる。その内訳をみると、強制徴収公債権が令和3年度末現在では88億3,424万円であり、前年度から10億817万円の減少であった。これに対して、非強制徴収公債権は令和3年度現在で23億8,467万円であり、前年度から1億9,717万円の増加となった。同じく、私債権も令和3年度末現在で7億7,857万円であり、前年度から3,060万円の増加となった。

さらに細分化して増減要因を分析すると、減少要因は、一般会計、特別会計及び

企業会計における強制徴収公債権の減少が、それぞれ△5億4,998万円、△3億6,896万円及び8,924万円であった。これらの減少のうち、一般会計及び特別会計では、統一滞納整理組織で所管している歳入科目を中心に大きく減少していることが分かる。なお、合計金額で減少幅が大きい強制徴収公債権の中でも、一般会計で発生した「8 障害児通所給付費返納金」及び「20 障害児通所給付費加算金」の増加（1億3,348万円）が特徴的である。

一方、増加要因は、非強制徴収公債権では一般会計において、2億162万円の増加が大きく、また、私債権では一般会計において、2,314万円、特別会計で486万円、企業会計で260万円となっている。

以下、②～④では、主要な未収債権について増減した債権を特定することとする。

② 強制徴収公債権（主要未収債権）の2期比較

次の表は強制徴収公債権のうち、令和3年度末現在の残高が1,000万円以上の未収債権を把握し、前年度と対比したものである。

【令和3年度決算 収入未済額 主要前期比較：強制徴収公債権（1,000万円以上）】 (単位：円)

No.	会計	分類	債権名	所管局	所管課	令和3年度 収入未済額	令和2年度 収入未済額	増減額
1	一	強	市税	財政局	納税管理課	4,347,980,348	5,002,568,397	△ 654,588,049
2	特	強	国民健康保険料	保健福祉局	健康保険課	3,113,769,275	3,424,719,610	△ 310,950,335
4	一	強	弁償金収入（行政代執行）	環境局	産業廃棄物指導課	555,407,256	556,067,256	△ 660,000
6	企	強	下水道使用料	建設局	下水道経理課	232,223,605	321,561,250	△ 89,337,645
7	特	強	介護保険料	保健福祉局	介護保険管理課	230,449,361	282,843,728	△ 52,394,367
8	一	強	障害児通所給付費返納金	保健福祉局	障害福祉サービス課	109,065,343	6,033,180	103,032,163
11	特	強	後期高齢者医療保険料	保健福祉局	健康保険課	84,030,884	89,521,117	△ 5,490,233
13	一	強	保育所保育費負担金	こども未来局	幼保連営課	60,734,329	73,453,794	△ 12,719,465
15	一	強	公立保育所使用料	こども未来局	幼保連営課	45,986,807	61,320,425	△ 15,333,618
20	一	強	障害児通所給付費加算金	保健福祉局	障害福祉サービス課	32,496,991	2,048,909	30,448,082
強制徴収公債権：1,000万円以上 合計						8,812,144,199	9,820,137,666	△ 1,007,993,467

注1：「会計」欄の各略号「一」は一般会計を、「特」は特別会計を、「企」は企業会計を表す。

注2：「分類」欄の各略号「強」は強制徴収公債権を、「非」は非強制徴収公債権を、「私」は私債権を表す。

この表によると、統一滞納整理組織で所管する債権を中心に未収債権残高が大幅に減少していることが把握できる。令和2年10月から一定の債権（市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び下水道使用料）を統一滞納組織で滞納処分等の取組を統一して開始していることもその減少の主要な要因の一つと考えることができる。

一方で、「8 障害児通所給付費返納金」及び「20 障害児通所給付費加算金」の増加（1億3,348万円）が特徴的であるが、放課後等デイサービス事業の運営事業者による不正請求が発覚して指定が取り消されたことによる増加である。この未収債

権の発生を防止するためには、財務事務の執行に係るリスクを識別・評価・対応するだけでなく、業務の効率的、効果的な実施と連携して、事業者への実地指導の専門性を進化させること等が求められているものとする（204～208 頁参照）。

また、一般会計（雑入の収入未済額）で管理されている「4 弁済金収入（行政代執行）」は、債務者が 1 法人及び 3 個人であり、分割納付計画では 3,000 万円を総額として毎年 66 万円の返済が行われている（281～284 頁参照）。この分割納付計画に基づく返済額は、債務者である法人の代表者であった者の年金収入から返済されており、仮に 3,000 万円を前提としても、単純計算で 45 年間に要する。しかし、ここでの強制徴収公債権に該当する債権額合計は 5 億 5,541 万円であることから、全額の返済は現実的ではなく（単純計算で 841 年）、未収債権の全額の回収可能性は極めて低いと考えられる。

ア. 強制徴収公債権（一般会計）の 2 期比較

一般会計における強制徴収公債権に係る個別の債権別の増減については、次の一覧表のとおりである。令和 3 年度の未収債権残高は 51 億 6,574 万円であり、前年度と比較して 5 億 4,998 万円の減少であった。

【令和3年度決算 収入未済額 前期比較：一般会計&強制徴収公債権】

（単位：円）

No.	会計	分類	債権名	所管局	所管課	令和3年度 収入未済額	令和2年度 収入未済額	増減額
1	一	強	市税	財政局	納税管理課	4,347,980,348	5,002,568,397	△ 654,588,049
4	一	強	弁済金収入（行政代執行）	環境局	産業廃棄物指導課	555,407,256	556,067,256	△ 660,000
8	一	強	障害児通所給付費返納金	保健福祉局	障害福祉サービス課	109,065,343	6,033,180	103,032,163
13	一	強	保育所保育費負担金	こども未来局	幼保運営課	60,734,329	73,453,794	△ 12,719,465
15	一	強	公立保育所使用料	こども未来局	幼保運営課	45,986,807	61,320,425	△ 15,333,618
20	一	強	障害児通所給付費加算金	保健福祉局	障害福祉サービス課	32,496,991	2,048,909	30,448,082
34	一	強	児童養護施設措置費負担金	こども未来局	児童相談所	5,824,260	6,185,330	△ 361,070
46	一	強	障害児福祉施設入所者負担金	保健福祉局	障害福祉サービス課	2,562,500	1,952,190	610,310
49	一	強	里親措置費負担金	こども未来局	児童相談所	2,424,083	2,134,230	289,853
60	一	強	路上喫煙等過料収入	環境局	廃棄物対策課	956,000	1,472,000	△ 516,000
65	一	強	児童自立支援施設措置費負担金	こども未来局	児童相談所	605,663	352,063	253,600
67	一	強	乳児院措置費負担金	こども未来局	児童相談所	569,200	851,080	△ 281,880
69	一	強	助産施設助産費負担金	こども未来局	こども家庭支援課	501,000	614,800	△ 113,800
70	一	強	小規模住居型児童養育措置費負担金	こども未来局	児童相談所	485,420	181,070	304,350
88	一	強	障害福祉サービス不正請求返還金	保健福祉局	障害福祉サービス課	104,436	104,436	0
107	一	強	母子生活支援施設保護費負担金	こども未来局	こども家庭支援課	14,400	14,400	0
108	一	強	公立認定こども園使用料	こども未来局	幼保運営課	14,320	215,990	△ 201,670
116	一	強	道路占用料	建設局	中央・美浜土木事務所管理課	2,690	0	2,690
-	一	強	道路占用料	建設局	花見川・稲毛土木事務所管理課	0	132,982	△ 132,982
-	一	強	道路占用料	建設局	緑土木事務所管理課	0	8,778	△ 8,778
一般会計&強制徴収 公債権 合計						5,165,735,046	5,715,711,310	△ 549,976,264

注1：「会計」欄の各略号「一」は一般会計を、「特」は特別会計を、「企」は企業会計を表す。

注2：「分類」欄の各略号「強」は強制徴収公債権を、「非」は非強制徴収公債権を、「私」は私債権を表す。

イ. 強制徴収公債権（特別会計）の2期比較

特別会計における強制徴収公債権に係る個別の債権別の増減については、次の一覧表のとおりである。令和3年度の未収債権残高は34億3,516万円であり、前年度と比較して3億6,896万円の減少であった。

【令和3年度決算 収入未済額 前期比較：特別会計&強制徴収公債権】

(単位：円)

No.	会計	分類	債権名	所管局	所管課	令和3年度 収入未済額	令和2年度 収入未済額	増減額
2	特	強	国民健康保険料	保健福祉局	健康保険課	3,113,769,275	3,424,719,610	△ 310,950,335
7	特	強	介護保険料	保健福祉局	介護保険管理課	230,449,361	282,843,728	△ 52,394,367
11	特	強	後期高齢者医療保険料	保健福祉局	健康保険課	84,030,884	89,521,117	△ 5,490,233
31	特	強	過年度分保険給付費返納金	保健福祉局	介護保険事業課	6,786,974	6,786,974	0
86	特	強	農業集落排水事業分担金	建設局	下水道経理課	120,000	95,000	25,000
-	特	強	後期高齢者医療保険料還付金返還金	保健福祉局	健康保険課	0	151,900	△ 151,900
特別会計&強制徴収 公債権 合計						3,435,156,494	3,804,118,329	△ 368,961,835

注1：「会計」欄の各略号「一」は一般会計を、「特」は特別会計を、「企」は企業会計を表す。

注2：「分類」欄の各略号「強」は強制徴収公債権を、「非」は非強制徴収公債権を、「私」は私債権を表す。

ウ. 強制徴収公債権（企業会計）の2期比較

企業会計における強制徴収公債権に係る個別の債権別の増減については、次の一覧表のとおりである。令和3年度の未収債権残高は2億3,335万円であり、前年度と比較して8,924万円の減少であった。

【令和3年度決算 収入未済額 前期比較：企業会計&強制徴収公債権】

(単位：円)

No.	会計	分類	債権名	所管局	所管課	令和3年度 収入未済額	令和2年度 収入未済額	増減額
6	企	強	下水道使用料	建設局	下水道経理課	232,223,605	321,561,250	△ 89,337,645
59	企	強	下水道事業受益者負担金	建設局	下水道経理課	1,128,760	1,026,660	102,100
企業会計&強制徴収 公債権 合計						233,352,365	322,587,910	△ 89,235,545

注1：「会計」欄の各略号「一」は一般会計を、「特」は特別会計を、「企」は企業会計を表す。

注2：「分類」欄の各略号「強」は強制徴収公債権を、「非」は非強制徴収公債権を、「私」は私債権を表す。

③ 非強制徴収公債権（主要未収債権）の2期比較

次の表は非強制徴収公債権のうち、令和3年度末現在の残高が1,000万円以上の未収債権を把握し、前年度と対比したものである。

【令和3年度決算 収入未済額 主要前期比較：非強制徴収公債権（1,000万円以上）】

(単位：円)

No.	会計	分類	債権名	所管局	所管課	令和3年度 収入未済額	令和2年度 収入未済額	増減額
3	一	非	生活保護費返還金・徴収金(過年度戻入含)	保健福祉局	保護課	2,090,538,297	1,894,888,253	195,650,044
10	一	非	生活保護法第78条徴収金に係る加算金	保健福祉局	保護課	94,227,946	88,555,150	5,672,796
14	特	非	国民健康保険被保険者返納金	保健福祉局	健康保険課	53,229,016	55,040,037	△ 1,811,021
18	特	非	介護サービス事業者による保険給付費返納金	保健福祉局	介護保険事業課	40,940,818	45,300,818	△ 4,360,000
19	特	非	地方卸売市場使用料	経済農政局	地方卸売市場	34,502,707	32,099,444	2,403,263
23	一	非	児童扶養手当過誤払金	こども未来局	こども家庭支援課	28,936,533	28,792,223	144,310
27	特	非	墓地管理料	保健福祉局	生活衛生課	16,298,860	16,813,950	△ 515,090
非強制徴収公債権：1,000万円以上 合計						2,358,674,177	2,161,489,875	197,184,302

注1：「会計」欄の各略号「一」は一般会計を、「特」は特別会計を、「企」は企業会計を表す。

注2：「分類」欄の各略号「強」は強制徴収公債権を、「非」は非強制徴収公債権を、「私」は私債権を表す。

この表によると、令和3年度における残高が1,000万円以上の合計額は、23億5,867万円であり、前年度と比較すると1億9,718万円増加していることが分かる。その主な増加要因は、「3 生活保護費返還金・徴収金（過年度戻入含）」及び「10 生活保護法第78条徴収金に係る加算金」がそれぞれ20億9,054万円、9,423万円であり、前年度と比較すると、同様にそれぞれ1億9,565万円、5,673万円であった。生活保護債権は債務者に相当の財産がないことを前提として、履行延期の処分とそれに続く分割納付計画を締結しているが、資力の調査は分割納付金額の合理性を判断するためには必要である。また、平成26年7月以降の徴収金や加算金に関しては、生活保護法第78条に該当する場合等、国税徴収法の例により強制徴収が可能であるが、実施されていないという現実がある。強制徴収を可能にする体制整備を調べ、高額で悪質な未収債権から強制徴収を実施するなどの検討が必要であると考える（102頁参照）。

ア. 非強制徴収公債権（一般会計）の2期比較

一般会計における非強制徴収公債権に係る個別の債権別の増減については、次の一覧表のとおりである。令和3年度の未収債権残高は22億3,298万円であり、前年度と比較して2億162万円の増加であった。

【令和3年度決算 収入未済額 前期比較：一般会計&非強制徴収公債権】

(単位：円)

No.	会計	分類	債権名	所管局	所管課	令和3年度 収入未済額	令和2年度 収入未済額	増減額
3	—	非	生活保護費返還金・徴収金(過年度戻入含)	保健福祉局	保護課	2,090,538,297	1,894,888,253	195,650,044
10	—	非	生活保護法第78条徴収金に係る加算金	保健福祉局	保護課	94,227,946	88,555,150	5,672,796
15	—	非	公立保育所使用料(延長保育料)	こども未来局	幼保運営課	2,650,310	3,147,260	△ 496,950
15	—	非	公立保育所使用料(一時預かり)	こども未来局	幼保運営課	1,376,780	1,322,600	54,180
23	—	非	児童扶養手当過誤払金	こども未来局	こども家庭支援課	28,936,533	28,792,223	144,310
35	—	非	福祉手当戻入	保健福祉局	障害者自立支援課	5,261,430	5,266,970	△ 5,540
48	—	非	児童手当戻入	こども未来局	こども企画課	2,500,000	2,045,000	455,000
51	—	非	医療費助成過払い戻入	保健福祉局	障害者自立支援課	2,042,665	2,115,861	△ 73,196
55	—	非	老人福祉施設入所者負担金	保健福祉局	高齢福祉課	1,577,428	2,067,196	△ 489,768
61	—	非	家庭ごみ処理手数料	環境局	収集業務課	769,200	64,800	704,400
62	—	非	特例措置者老人福祉施設入所者負担	保健福祉局	高齢福祉課	767,987	0	767,987
64	—	非	高等職業訓練促進給付金過払い返納金	こども未来局	こども家庭支援課	648,000	648,000	0
68	—	非	中国残留邦人自立支援法返還金	保健福祉局	保護課	539,608	539,613	△ 5
72	—	非	就園奨励費	こども未来局	幼保支援課	413,100	415,600	△ 2,500
77	—	非	一時・特定保育利用料	こども未来局	幼保運営課	270,300	270,300	0
82	—	非	住居確保給付金戻入金・住宅手当戻入金	保健福祉局	保護課	141,200	17,400	123,800
87	—	非	職員手当等に係る戻入金	保健福祉局	保健福祉総務課	110,553	0	110,553
90	—	非	里親措置費の過誤払い	こども未来局	こども家庭支援課	90,000	90,000	0
95	—	非	給与、交通費戻入金	総務局	給与課	49,960	941,923	△ 891,963
101	—	非	ひとり親世帯臨時特別給付金返還金	こども未来局	こども家庭支援課	30,000	0	30,000
106	—	非	母子及び父子等の家庭医療費助成過誤払金	こども未来局	こども家庭支援課	19,940	98,370	△ 78,430
111	—	非	行政財産目的外使用料	教育委員会	生涯学習振興課	8,400	0	8,400
113	—	非	行政財産目的外使用料	教育委員会	文化財課	5,927	5,927	0
119	—	非	子ども医療費戻入	こども未来局	こども企画課	492	7,482	△ 6,990
121	—	非	子ども手当戻入	こども未来局	こども企画課	0	59,000	△ 59,000
122	—	非	行為許可使用料	都市局	緑公園緑地事務所	0	320	△ 320
123	—	非	行政財産目的外使用料	建設局	緑土木事務所管理課	0	100	△ 100
一般会計&非強制徴収 公債権 合計						2,232,976,056	2,031,359,348	201,616,708

注1：「会計」欄の各略号「—」は一般会計を、「特」は特別会計を、「企」は企業会計を表す。

注2：「分類」欄の各略号「強」は強制徴収公債権を、「非」は非強制徴収公債権を、「私」は私債権を表す。

イ. 非強制徴収公債権(特別会計)の2期比較

特別会計における非強制徴収公債権に係る個別の債権別の増減については、次の一覧表のとおりである。令和3年度の未収債権残高は1億5,169万円であり、前年度と比較して446万円の減少であった。

【令和3年度決算 収入未済額 前期比較：特別会計&非強制徴収公債権】

(単位：円)

No.	会計	分類	債権名	所管局	所管課	令和3年度 収入未済額	令和2年度 収入未済額	増減額
14	特	非	国民健康保険被保険者返納金	保健福祉局	健康保険課	53,229,016	55,040,037	△ 1,811,021
18	特	非	介護サービス事業者による保険給付費返納金	保健福祉局	介護保険事業課	40,940,818	45,300,818	△ 4,360,000
19	特	非	地方卸売市場使用料	経済農政局	地方卸売市場	34,502,707	32,099,444	2,403,263
27	特	非	墓地管理料	保健福祉局	生活衛生課	16,298,860	16,813,950	△ 515,090
32	特	非	農業集落排水処理施設使用料	建設局	下水道経理課	6,588,151	6,443,419	144,732
94	特	非	介護保険給付費返納金	保健福祉局	介護保険管理課	61,492	381,778	△ 320,286
97	特	非	サービス利用料等(生活管理指導短期宿泊事業含)	保健福祉局	高齢福祉課	42,138	42,138	0
103	特	非	介護保険料還付金の返納金	保健福祉局	介護保険管理課	22,940	22,940	0
特別会計&非強制徴収 公債権 合計						151,686,122	156,144,524	△ 4,458,402

注1：「会計」欄の各略号「—」は一般会計を、「特」は特別会計を、「企」は企業会計を表す。

注2：「分類」欄の各略号「強」は強制徴収公債権を、「非」は非強制徴収公債権を、「私」は私債権を表す。

ウ. 非強制徴収公債権（企業会計）の2期比較

企業会計における非強制徴収公債権に係る個別の債権別の増減については、次の一覧表のとおりである。令和3年度の未収債権残高は1件、11,900円であり、前年度と比較して10,700円の増加であった。

【令和3年度決算 収入未済額 前期比較：企業会計&非強制徴収公債権】

(単位：円)

No.	会計	分類	債権名	所管局	所管課	令和3年度 収入未済額	令和2年度 収入未済額	増減額
110	企	非	手数料（下水道）	建設局	下水道営業課	11,900	1,200	10,700
				企業会計&非強制徴収 公債権 合計		11,900	1,200	10,700

注1：「会計」欄の各略号「一」は一般会計を、「特」は特別会計を、「企」は企業会計を表す。

注2：「分類」欄の各略号「強」は強制徴収公債権を、「非」は非強制徴収公債権を、「私」は私債権を表す。

④ 私債権（主要未収債権）の2期比較

次の表は私債権のうち、令和3年度末現在の残高が1,000万円以上の未収債権を把握し、前年度と対比したものである。

【令和3年度決算 収入未済額 主要前期比較：私債権（1,000万円以上）】

(単位：円)

No.	会計	分類	債権名	所管局	所管課	令和3年度 収入未済額	令和2年度 収入未済額	増減額
5	特	私	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども未来局	こども家庭支援課	298,880,214	298,535,106	345,108
9	一	私	市営住宅使用料	都市局	住宅整備課	110,724,840	128,052,357	△ 17,327,517
12	企	私	市立病院診療費	病院局	経営企画課（各病院事務局長専室）	68,364,232	66,200,337	2,163,895
16	一	私	市営住宅退去修繕退去者負担金収入	都市局	住宅整備課	49,847,304	45,669,570	4,177,734
17	特	私	給食費収入	教育委員会	保健体育課	48,792,457	45,460,383	3,332,074
21	一	私	損害賠償金支払に伴う求償金	教育委員会	教育職員課	31,797,213	0	31,797,213
22	一	私	賠償金等	保健福祉局	保護課	29,027,887	27,299,871	1,728,016
24	特	私	地方卸売市場電気使用料等立替金	経済農政局	地方卸売市場	19,767,899	17,115,475	2,652,424
25	一	私	不当利得返還金	保健福祉局	保護課	19,319,259	20,759,259	△ 1,440,000
26	一	私	子どもルーム利用料	こども未来局	健全育成課	18,848,309	19,370,159	△ 521,850
28	企	私	水道使用料	水道局	水道総務課	10,109,056	9,538,810	570,246
				私債権（1,000万円以上） 合計		705,478,670	678,001,327	27,477,343

注1：「会計」欄の各略号「一」は一般会計を、「特」は特別会計を、「企」は企業会計を表す。

注2：「分類」欄の各略号「強」は強制徴収公債権を、「非」は非強制徴収公債権を、「私」は私債権を表す。

この表によると、令和3年度末現在の1,000万円以上の未収債権の残高は7億548万円であり、前年度と比較すると2,748万円の増加となっている。その増減の主要なものを列挙すると、増加では「21 損害賠償金支払に伴う求償権」が3,180万円、新たに発生している。一方、減少では「9 市営住宅使用料」が1,733万円の減少であった（302～303頁参照）。それらの中でも新たに発生した「21 損害賠償金支払に伴う求償権」は教員の違法行為により市が損害賠償金を被害者に支払った金額

について、加害者へ求償しているものである。この場合、未収債権の発生という財務事務に係るリスクの発現については、教員の違法行為に対して、経常的な研修や指導等を十分に実施することにより、日常的に違法行為の発生を抑制することで適切に対応することが求められるものと考えられる。

また、次の表は私債権のうち、令和3年度末現在の残高が100万円以上、1,000万円未満の未収債権を把握し、前年度と対比したものである。

【令和3年度決算 収入未済額 主要前期比較：私債権（100万円以上・1,000万円未満）】 (単位：円)

No.	会計	分類	債権名	所管局	所管課	令和3年度 収入未済額	令和2年度 収入未済額	増減額
29	一	私	心身障害者扶養共済加入者負担金	保健福祉局	障害者自立支援課	7,541,500	7,495,950	45,550
30	一	私	借上げ公営住宅共益費負担金収入	都市局	住宅整備課	6,792,636	6,792,636	0
33	一	私	要保護世帯緊急支援資金貸付金元金収入	保健福祉局	保護課	5,893,000	5,603,000	290,000
36	一	私	給食費収入	こども未来局	幼保運営課	4,672,990	3,999,250	673,740
37	特	私	財産貸付収入（競輪場売店貸付料）	経済農政局	公営事業事務所	4,264,286	4,264,286	0
38	一	私	給食費収入（小学校未納債権移管分）	教育委員会	保健体育課	3,652,828	5,170,356	△1,517,528
39	一	私	看護師修学資金返還金	保健福祉局	医療政策課	3,480,000	3,280,000	200,000
40	一	私	市営住宅駐車場使用料	都市局	住宅整備課	3,158,180	2,887,570	270,610
41	企	私	水洗便所改造等資金貸付金	建設局	下水道営業課	3,070,900	3,032,900	38,000
42	一	私	契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用	建設局	街路建設課	3,065,700	0	3,065,700
43	一	私	住宅使用料等延滞金（賠償金等）	都市局	住宅整備課	2,850,413	2,313,563	536,850
44	特	私	出産費貸付金元利収入	保健福祉局	健康保険課	2,704,000	3,654,000	△950,000
45	一	私	休日救急診療所使用料	保健福祉局	医療政策課	2,658,960	2,833,510	△174,550
47	一	私	生活環境モニタリング調査費用	環境局	産業廃棄物指導課	2,525,040	2,525,040	0
50	一	私	住宅改修費戻入	保健福祉局	高齢福祉課	2,222,813	2,222,813	0
52	一	私	自転車等売却費用	建設局	自転車対策課	1,931,113	1,931,113	0
53	一	私	損失補償回収金	経済農政局	産業支援課	1,926,177	494,620	1,431,557
54	一	私	医療費戻入	保健福祉局	精神保健福祉課	1,796,450	1,796,450	0
56	一	私	特別定額給付金過年度分歳出戻入金	市民局	区政推進課	1,500,000	0	1,500,000
57	一	私	家庭的保育利用料（旧保育ママ）	こども未来局	幼保運営課	1,220,540	1,220,540	0
58	一	私	放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業利用料	教育委員会	生涯学習振興課	1,162,160	393,500	768,660
私債権（100万円以上・1,000万円未満） 合計						68,089,686	61,911,097	6,178,589

注1：「会計」欄の各略号「一」は一般会計を、「特」は特別会計を、「企」は企業会計を表す。

注2：「分類」欄の各略号「強」は強制徴収公債権を、「非」は非強制徴収公債権を、「私」は私債権を表す。

この表によると、令和3年度末現在の残高で、100万円以上、1,000万円未満の合計額は6,809万円であり、前年度と比較すると、618万円の増加であった。その増減をみると、「38 給食費収入（小学校未納債権移管分）」が152万円、減少しているのに対して、令和3年度に新たに2件の未収債権が発生している（「42 契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用」（307万円：317～326頁参照）及び「56 特別定額給付金過年度分歳出戻入金」（150万円：82～89頁参照））。

ア. 私債権（一般会計）の2期比較

一般会計における私債権に係る個別の債権別の増減については、次の一覧表のと

おりである。令和3年度の未収債権残高は3億2,201万円であり、前年度と比較して2,314万円の増加であった。なお、100万円未満の未収債権は、「その他（100万円未満合計）」として集計・表示している。

【令和3年度決算 収入未済額 前期比較：一般会計&私債権】

(単位：円)

No.	会計	分類	債権名	所管局	所管課	令和3年度 収入未済額	令和2年度 収入未済額	増減額
9	一	私	市営住宅使用料	都市局	住宅整備課	110,724,840	128,052,357	△ 17,327,517
16	一	私	市営住宅退去修繕退去者負担金収入	都市局	住宅整備課	49,847,304	45,669,570	4,177,734
21	一	私	損害賠償金支払に伴う求償金	教育委員会	教育職員課	31,797,213	0	31,797,213
22	一	私	賠償金等	保健福祉局	保護課	29,027,887	27,299,871	1,728,016
25	一	私	不当利得返還金	保健福祉局	保護課	19,319,259	20,759,259	△ 1,440,000
26	一	私	子どもルーム利用料	こども未来局	健全育成課	18,848,309	19,370,159	△ 521,850
29	一	私	心身障害者扶養共済加入者負担金	保健福祉局	障害者自立支援課	7,541,500	7,495,950	45,550
30	一	私	借上げ公営住宅共益費負担金収入	都市局	住宅整備課	6,792,636	6,792,636	0
33	一	私	要保護世帯緊急保護支援資金貸付金元金収入	保健福祉局	保護課	5,893,000	5,603,000	290,000
36	一	私	給食費収入	こども未来局	幼保運営課	4,672,990	3,999,250	673,740
38	一	私	給食費収入（小学校未納債権移管分）	教育委員会	保健体育課	3,652,828	5,170,356	△ 1,517,528
39	一	私	看護師修学資金返還金	保健福祉局	医療政策課	3,480,000	3,280,000	200,000
40	一	私	市営住宅駐車場使用料	都市局	住宅整備課	3,158,180	2,887,570	270,610
42	一	私	契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用	建設局	街路建設課	3,065,700	0	3,065,700
43	一	私	住宅使用料等延滞金（賠償金等）	都市局	住宅整備課	2,850,413	2,313,563	536,850
45	一	私	休日救急診療所使用料	保健福祉局	医療政策課	2,658,960	2,833,510	△ 174,550
47	一	私	生活環境モニタリング調査費用	環境局	産業廃棄物指導課	2,525,040	2,525,040	0
50	一	私	住宅改修費戻入	保健福祉局	高齢福祉課	2,222,813	2,222,813	0
52	一	私	自転車等売却費用	建設局	自転車対策課	1,931,113	1,931,113	0
53	一	私	損失補償回収金	経済農政局	産業支援課	1,926,177	494,620	1,431,557
54	一	私	医療費戻入	保健福祉局	精神保健福祉課	1,796,450	1,796,450	0
56	一	私	特別定額給付金過年度分歳出戻入金	市民局	区政推進課	1,500,000	0	1,500,000
57	一	私	家庭的保育利用料（旧保育ママ）	こども未来局	幼保運営課	1,220,540	1,220,540	0
58	一	私	放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業利用料	教育委員会	生涯学習振興課	1,162,160	393,500	768,660
—	一	私	その他（100万円未満合計）			4,398,200	6,762,265	△ 2,364,065
一般会計&私債権 合計						322,013,512	298,873,392	23,140,120

注1：「会計」欄の各略号「一」は一般会計を、「特」は特別会計を、「企」は企業会計を表す。

注2：「分類」欄の各略号「強」は強制徴収公債権を、「非」は非強制徴収公債権を、「私」は私債権を表す。

イ. 私債権（特別会計）の2期比較

特別会計における私債権に係る個別の債権別の増減については、次の一覧表のとおりである。令和3年度の未収債権残高は3億7,497万円であり、前年度と比較して486万円の増加であった。増加の主な要因は、「17 給食費収入」の333万円（359～366頁参照）、「24 地方卸売市場電気使用料等立替金」の265万円等（297～300頁参照）である。

【令和3年度決算 収入未済額 前期比較：特別会計&私債権】

(単位：円)

No.	会計	分類	債権名	所管局	所管課	令和3年度 収入未済額	令和2年度 収入未済額	増減額
5	特	私	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども未来局	こども家庭支援課	298,880,214	298,535,106	345,108
17	特	私	給食費収入	教育委員会	保健体育課	48,792,457	45,460,383	3,332,074
24	特	私	地方卸売市場電気使用料等立替金	経済農政局	地方卸売市場	19,767,899	17,115,475	2,652,424
37	特	私	財産貸付収入(競輪場売店貸付料)	経済農政局	公営事業事務所	4,264,286	4,264,286	0
44	特	私	出産費貸付金元利収入	保健福祉局	健康保険課	2,704,000	3,654,000	△ 950,000
75	特	私	延滞金(給食費)	教育委員会	保健体育課	345,346	319,283	26,063
85	特	私	診療報酬の返還(加算金)	保健福祉局	健康保険課	125,588	125,588	0
93	特	私	徘徊高齢者位置情報システム委託料の費用弁償他	保健福祉局	地域包括ケア推進課	62,772	45,045	17,727
102	特	私	生活管理指導短期宿泊(食材費)	保健福祉局	高齢福祉課	25,200	25,200	0
-	特	私	動物交換契約に基づく金銭交換による納金	都市局	動物公園	0	558,900	△ 558,900
特別会計&私債権 合計						374,967,762	370,103,266	4,864,496

注1：「会計」欄の各略号「一」は一般会計を、「特」は特別会計を、「企」は企業会計を表す。

注2：「分類」欄の各略号「強」は強制徴収公債権を、「非」は非強制徴収公債権を、「私」は私債権を表す。

ウ. 私債権(企業会計)の2期比較

企業会計における私債権に係る個別の債権別の増減については、次の一覧表のとおりである。令和3年度の未収債権残高は8,159万円であり、前年度と比較して260万円の増加であった。増加の主な要因は、「12市立病院診療費」の216万円等である(349～357頁参照)。

【令和3年度決算 収入未済額 前期比較：企業会計&私債権】

(単位：円)

No.	会計	分類	債権名	所管局	所管課	令和3年度 収入未済額	令和2年度 収入未済額	増減額
12	企	私	市立病院診療費	病院局	経営企画課(各病院事務局医事室)	68,364,232	66,200,337	2,163,895
28	企	私	水道使用料	水道局	水道総務課	10,109,056	9,538,810	570,246
41	企	私	水洗便所改造等資金貸付金	建設局	下水道営業課	3,070,900	3,032,900	38,000
98	企	私	水道手数料	水道局	水道事業事務所	42,000	32,000	10,000
-	企	私	加入者負担金	水道局	水道事業事務所	0	187,000	△ 187,000
企業会計&私債権 合計						81,586,188	78,991,047	2,595,141

注1：「会計」欄の各略号「一」は一般会計を、「特」は特別会計を、「企」は企業会計を表す。

注2：「分類」欄の各略号「強」は強制徴収公債権を、「非」は非強制徴収公債権を、「私」は私債権を表す。

(2) 未収債権の管理事務に対する標準的監査手続の説明について

今年度の包括外部監査の監査テーマは未収債権管理であることから、市全体の未収債権について、一覧表を入手し監査対象年度の未収債権の全体像を把握した。その未収債権一覧表の内容を債権の性質別等に集計した表は、前記のとおり(1)で掲載した一連の細分化された一覧表である。

それらの未収債権一覧表に表示されている未収債権のうち、監査対象年度における未収債権残高が「1,000万円以上」である債権を所管する部局から、関連帳票の

サンプルを含めて詳細な債権内容の説明を受けた。それと並行して、監査対象年度における全ての未収債権に対して、未収債権管理の監査要点と関連する質問を記入した調査票並びに未収債権の年度推移表（令和元年度～令和3年度）及び発生年度別（年齢別）未収債権の件数・金額一覧表の作成を依頼し、その回答内容を精査して、「1,000万円以上」の金額的に重要な未収債権に対する細分化された監査手続を実施した。一方、「1,000万円未満」の未収債権の調査票等の内容についても精査し、ヒヤリングが必要であるものやサンプルとして未収債権管理の事務に関連する証憑等を依頼する必要があるものなどを特定し、より細分化された監査手続を実施した。

監査対象年度末に残高が確認できる未収債権に対して、令和4年7月に実施した調査の質問項目について、その内容の概略は次のとおりである。

【未収債権管理状況に係る調査内容】

I 基本情報（令和4年4月1日現在）

区分	内 容
1	債権番号・名称
2	所管課等名称
3	所管債権の法的性格：公債権（強制徴収可能・不可能）・私債権
4	債権管理の根拠法令、条例、規則、要綱及びマニュアル等
5	債権管理の手段（紙台帳、システム台帳等）
6	債権の賦課と徴収等の所管部門の別
7	債権管理の所掌課等：本庁部局・出先機関等の別

II 調査項目

区分	内 容
1	未収債権の年度推移⇒別紙1の作成
2	未収債権の発生年度別（滞納年齢別）一覧⇒別紙2の作成
3	貸付金の年度推移（該当する場合）⇒別紙3の作成
4	債権管理に当たっての留意点（債権管理上のリスク等に係るもの）
5	適正な債権管理のための目標項目
6	債権の性格
(1)	強制徴収が可能である場合の根拠法令等
(2)	公債権又は市債権の根拠法令等
(3)	未収債権管理の際に福祉的要素の考慮の必要性
7	未収債権管理の実際

(1)	督促の際の納付期限、作成・発送日
(2)	督促後、未納付の場合の催告（2回目以降の督促）の頻度等
(3)	催告段階での連帯保証人等への連絡等の実施の有無
(4)	債務者死亡の際の相続人調査や請求の有無
(5)	滞納整理簿等における交渉記録等の記載状況
(6)	履行延期の処分・特約の実施状況
(7)	履行延期の処分・特約の決裁権者
(8)	分納誓約・計画書を確定する際の財産調査の実施状況
(9)	期限の利益の喪失条項の明記
(10)	財産調査の実施方法：口頭か収支等必要書類の提出等
(11)	徴収停止の実施状況（直近3年間）
(12)	債務免除の実施状況（直近3年間）
(13)	法的措置（債務名義取得、支払督促、差押え、猶予、執行停止等）
(14)	納税管理課への債権（高額・回収困難）の移管の有無
8	時効管理
(1)	時効期間
(2)	時効の更新（中断）の件数
(3)	時効の更新（中断）事由
9	本料等回収時点での延滞金・遅延損害金の請求の実施状況（直近3年間）
10	督促手数料等の請求の実績（直近3年間）
11	債権放棄・不納欠損処理状況（直近3年間）
12	未収債権の処理に係る納税管理課からのアドバイスの有無

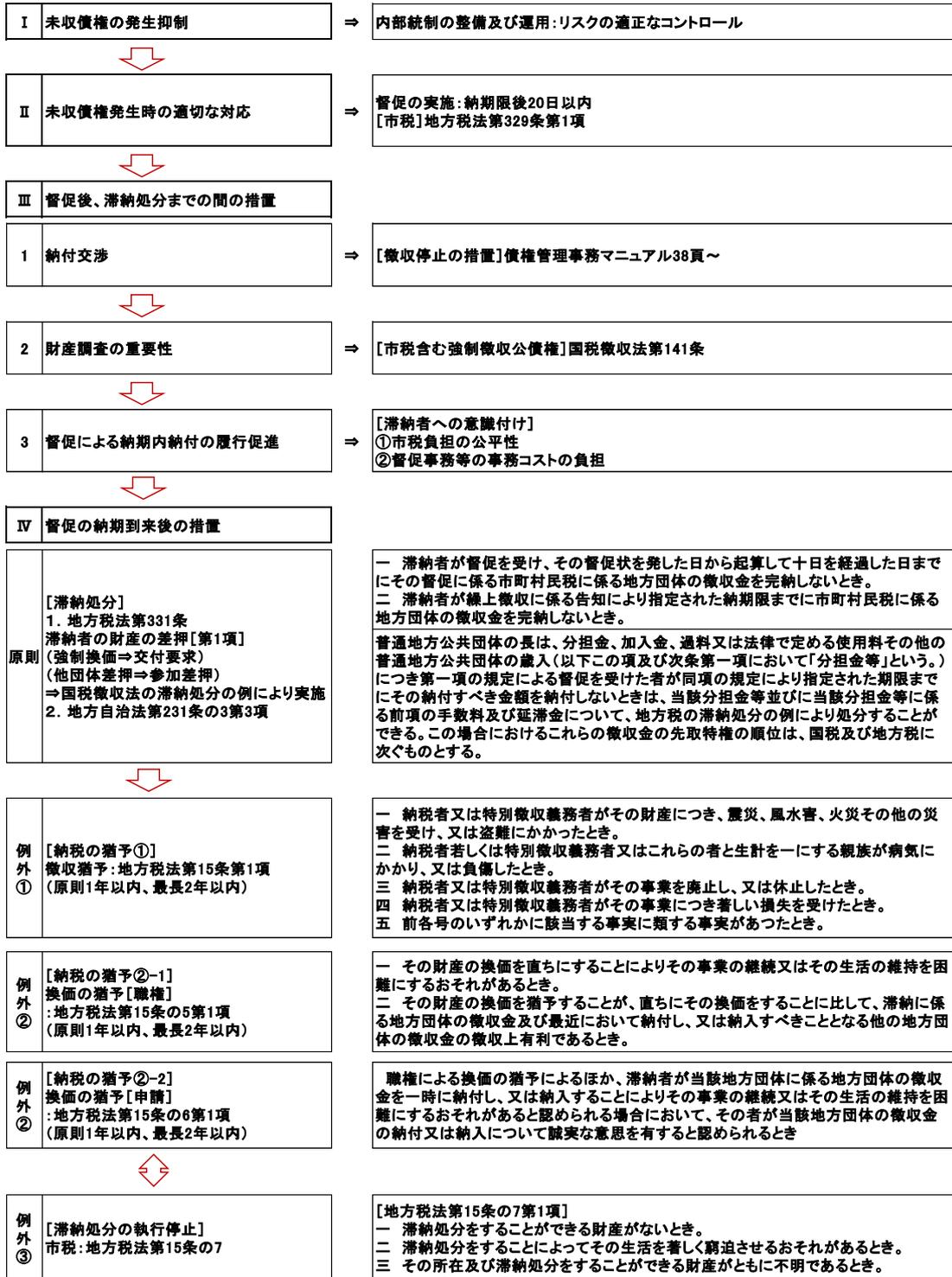
3. 未収債権管理に係る業務フロー及び外部監査の主要な視点について

(1) 未収債権管理に係る業務フローについて

① 強制徴収公債権に係る未収債権管理の業務フローについて

強制徴収公債権に係る未収債権管理を適正に行うためには、市所管課等は、次のような未収債権の発生・管理のプロセスで取り組むことが求められているものと考えられる。

【強制徴収公債権の適正管理に係る業務フロー】



出所:法令等に基づき外部監査人作成。

② 非強制徴収公債権及び私債権に係る未収債権管理の業務フローについて

非強制徴収公債権及び私債権に係る未収債権管理を適正に行うためには、市所管課等は、次のような未収債権の発生・管理のプロセスで取り組むことが求められているものと考えられる。

【非強制徴収公債権及び私債権の適正管理に係る業務フロー】



出所: 法令等に基づき外部監査人作成。

(2) 包括外部監査における未収債権の適正管理に対する検証について

今年度の包括外部監査の実施においては、(1)に記載している未収債権の業務フローを念頭に、市所管課等が適正に未収債権管理を実施しているかに留意して、監査要点を設定し、対応する監査手続を選択適用して包括外部監査を実施した。

以下では、強制徴収公債権についても言及しつつ、主として、非強制徴収公債権及び私債権を中心とした包括外部監査の検証の視点とその視点に該当する事例についても説明することとする。

① 【未収債権の発生抑制】

未収債権を件数的にも金額的に多く発生させないための取組を日頃の事業執行のプロセスから十分に留意する必要がある。

たとえば、統制活動の整備・運用の一環として、業務手順書等、マニュアルの中に未収債権の発生抑制のための牽制機能を明記して課内等で周知し共有することも検討する必要があるものと考えられる。また、重要な事務事業に係る業務プロセスの中に、未収債権が発生するリスクを識別して明示し、適切に評価を行い、その評価結果に対応した適切な対応策を明示して課内等で周知し共有する取組も必要であると考ええる。

仮にそのリスクが通常頻繁に発現するものではないとして、そのリスクが発現した場合に未収債権の額が僅少ではなく、かつ、その未収債権が延滞する危険性を有していると判断される場合は、その評価の内容に的確に対応した統制活動が求められているものと考えられる（例：行政代執行法に基づく弁償金収入に係る未収債権：強制徴収公債権、障害児通所給付費返納金：強制徴収公債権、介護サービス事業者による保険給付費返納金：非強制徴収公債権、契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・普及費用：私債権）。

② 【未収債権発生時の対応】

未収債権の発生を抑制する取組を効果的に実施したとしても、発生そのものをゼロに抑えることは極めて困難であることは、現在の決算書に記載されている収入未済額を見るまでもなく容易に認識できる。

まず、未収債権が発生し、金額が確定してその歳入を収入するときには、会計上、調定を実施し、納入義務者に対して納入の通知を行う必要がある（地方自治法第 231 条）。特殊な事例として、債務者が自らの債務を承認している場合であっても、会計上、調定を行わない事例も見受けられる（例：行政代執行法に基づく弁償金収入に係る未収債権：強制徴収公債権、市有地貸付に係る貸地料（松ヶ丘）：私債権）。

また、債権につき、履行期限までに履行しない者があるときは、あらためて期限を指定して、納付を督促しなければならない（公債権の場合：地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、私債権の場合：地方自治法施行令第 171 条）。

未収債権に限定した特徴であるわけではないが、未収債権の管理状況を見ると、まれに督促を行っていないものが見受けられる（交通費戻入金等）。調定後の納入通知を発送後、債務者が当初から分割納付を希望していた場合でも、数か月間、手続が進まない場合などは、法令上、督促を必ず行うことが求められている。

ここで、督促（1 回目）には時効を更新する効果があり（地方自治法第 236 条第

4項)、法的措置（滞納処分）の前提として、督促を行うことが必要であり、その督促後に、裁判所に訴えを提起して、支払督促等の権利確定の手続きを行い（地方自治法施行令第171条の2第3号）、債務名義を取得し（民事執行法第22条）、強制執行を申し立てる等の措置が可能となるものである。

③ 【督促後の相当期間経過の前の取組】

ア. 施行令第171条の2ただし書の重要性

地方自治法施行令では、督促後、相当の期間が経過した場合は、法的措置を採ることを次のように規定している（地方自治法施行令第171条の2）。

すなわち、督促をした後、相当期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならないと規定している。

第1号 担保権の実行、保証人に対する履行請求、保証人への請求

第2号 債務名義のある債権に係る強制執行の手続きの実施

第3号 訴訟手続による履行請求

ここで、「相当の期間」とは1年程度を目途にされるという考えがある（『要説地方自治法』松本英昭著）が、保証人への請求（第1号）を行うための相当の期限とは、保証人へ本料等とともに延滞金等も請求されることから、2～3か月の滞納時点で、より早く保証人へ請求しない場合、逆に保証人の不利益となることが懸念される。

しかし、これらの法的な措置を採る前の段階である「相当の期間経過前」では、現実には、少額未収債権を含む延滞債権について、まず、債務者と丁寧な納付交渉を実施し、場合によっては分割納付計画に基づき少額ながらも債権の回収に努力している実態を把握することができる。

その際には、債務者の経済状況を的確に把握する必要があり、その経済状況の把握を踏まえて、適切な例月の分納額を合意することが求められるべきであるが、財産調査が不十分な場合、分割納付計画の期間が極めて長期にわたってしまう現実も把握される。

地方自治法施行令では、このような、より実態に合った未収債権の回収方法に直接関連する規定を次のとおり、定めている。

「ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は第七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。」

このただし書は、現場における債権回収において、「相当の期間」内では何を行う必要があるかを考える際には、重要な条項であると考えられる。このただし書に規定する条文は次のとおりである。

第 171 条の 5：徴収停止

第 171 条の 6：履行延期の特約等

したがって、債権が納付されず、督促をした場合、「相当の期間」内では、徴収停止や履行延期の特約等に至るまでに納付交渉を適時、的確に実施することが求められているものと考えられる。これら徴収停止の要件や履行延期の特約等の判断要件は法定されている。それらの要件に該当するかどうかを判断する前提として、債務者による延滞債務の返済能力に関する重要な情報である家計の経済状況に係る情報や資産・負債の情報を適時、的確に把握する必要がある。

イ. 財産調査の重要性

督促を行ってもなお、期限内に納付されない場合において、債務者に対しては、相当の期間内においては、納付交渉等を実施する必要がある。その際の重要な取組としては、債務者に、任意の財産調査に応じてもらうよう働きかけることが適正な債権管理を行っていく上で極めて重要である。

強制徴収が認められない債権（公債権・私債権）であっても、現在の収入項目や支出項目、財産の保有状況、今後の稼働能力等を一定の様式に基づき、最低限の収支、資産・負債項目を列挙したチェックリストで、可能な限り聴きだして書面にするか、債務者にこのような財産調査項目を示して記載してもらい提出を促すことがその後の債権管理に重要な影響を及ぼすものと考えられる。

このような債務者の経済状況等を任意で把握する場合には、全庁的に統一した財産調査の様式をひな型として示すことも意義の高い取組であると考えられる。たとえば、強制徴収公債権の債務者に対して財産調査を行う際に使用される様式を参考に、非強制徴収債権においても、任意で財産調査を行う際に同様の資産・負債項目や収入・支出項目等の情報を効率よく把握することができるように、書面上の整備を進めることを期待する。

また、非強制徴収公債権や私債権の回収に際しての財産調査は任意での実施になるため、債務者の協力が必要になるが、債務者の協力を全く得られない場合や財政状況の虚偽申告が疑われる場合などには、法的措置も検討し、裁判所に訴えて債務名義を取得し、預貯金などの資産の差押等も視野に入れることは必要であ

る。さらに、財産開示手続が可能となる（民事執行法第 196 条以下）。

ウ. 財産調査を踏まえた相当の期間内の措置

適時、適切に財産調査が行われることを前提として、履行期限を延長することや徴収停止を行うことができる。

【履行延期の特約又は処分】

まず、次の要件に該当する場合は、私債権又は非強制徴収公債権については、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができるとされている（地方自治法施行令第 171 条の 6）。

第 1 号：債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

第 2 号：債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

第 3 号：債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

第 4 号：損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

第 5 号：貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

財産調査の裏付けに基づき、債務者は自らの債務を一括して返済することなく、支払うことができる金額を債権者及び債務者の双方で合意し、適宜分割して支払うことで履行期限を定めることができる。

この履行期限の特約又は処分によって、債務者に対して期限の利益を与えることとなり、遅延利息（民法上）又は延滞金（条例上）の計算が停止されるなど債務者に有利な措置が取られることとなる。

実際には、これらの履行期限の特約又は処分が正式には実施されず、事実上、分割納付誓約に基づく分納が進められている場合も散見された。これでは、債務者に対して期限の利益が与えられず、遅延損害金等の計算が継続していることと

なり、債務者にとっては不利な措置となっているため、改善の必要がある。

【徴収停止】

次に、履行期限後相当の期間を経過してもなお、完全には履行されていない債権については、次の各号にいずれかに該当し、履行させることが著しく困難又は不適當である場合、以後は保全や取り立てをしないことができるとしている（地方自治法施行令第171条の5）。

第1号：法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

第2号：債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

第3号：債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

ここで、現場の実務では、第3号の「債権金額が少額」という数値基準がないと徴収停止の適用を判断することが難しいという意見が把握される。実際に、徴収停止を行うことができる場合でも、徴収停止していない債権も散見される。

このような場合、運用上の判断基準として「債権金額が少額」の基準等を設定する検討を全庁的に行い、実務上、未収債権は回収する努力を尽くしながらも、徴収停止の措置を過度に避けることがないよう、判断基準等を整備する必要がある。

④ 【督促後の相当期間経過の後の取組】：施行令第171条の2の措置

地方自治法施行令では、督促後、相当の期間が経過した場合は、次に掲げる措置を採らなければならないと規定している（地方自治法施行令第171条の2）。

第1号 [担保権の実行、保証人に対する履行請求、保証人への請求]

担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

第2号 [債務名義のある債権に係る強制執行の手続きの実施]

債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

第3号 [訴訟手続による履行請求]

前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつ

てなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

ここで、保証人への請求(第1号)を行うための相当の期限とは、滞納が始まって2~3か月を想定される場合が多い(判例等)。

4. 千葉市の債権管理の現状について

(1) 未収債権管理の優れた側面と改善すべき課題について

令和4年度の包括外部監査の中で、未収債権管理の現状を実態に即してみた結果として、次のとおり、優れた仕組みと運用がある反面、改善すべき課題も把握することができた。

① 千葉市の優れた仕組みとその運用

市税等を中心として、強制徴収公債権の管理に係る仕組みが、令和2年10月から大幅に変更され、統一滞納整理組織(東部及び西部市税事務所の納税第一課及び納税第二課)が市税に係る未収債権を含む、6つの強制徴収公債権の主として滞納繰越分を一括して管理する体制に移行している。これにより、共通した滞納処分等の回収手続である差押や名寄せの効果等が期待されている。本庁部門である納税管理課では、この統一滞納整理組織に対して指導的な役割を有しており、諸規定等の整備や「市税等の徴収に係る事務監査」の実施等、各種の内部統制活動を行っている。前述したとおり、強制徴収公債権のうち、主として統一滞納整理組織で所管している未収債権科目の実績を見ると、令和3年度の実績が前年度比較では、概ね減少している傾向を把握することができた。

ちなみに、このような統一滞納整理組織と同様な取組を行っている政令指定都市は、千葉市以外に6市が存在するということである。

【統一滞納整理組織等の仕組み導入の政令指定都市】

区分	導入時期	対象科目
千葉市	令和2年10月	市税、国保、介護、後期、保育、下水道使用料
岡山市	平成21年度	国保、保育、介護、後期、下水道負担金他
広島市	平成26年度	市税、国保、保育、介護、後期
浜松市	平成28年度	市税、国保
川崎市	平成30年度	国保、介護、後期、国保不当利得返還金

相模原市	令和元年度	市税、国保、介護、後期、母子父子寡婦福祉資金貸付金他
さいたま市	令和2年度	市税、国保

出所：納税管理課からの入手資料に基づき外部監査人作成

注：「国保」は国民健康保険料を、「介護」は介護保険料を、「後期」は後期高齢者医療保険料を、「保育」は保育料を略したものである。

また、強制徴収公債権のうち一定範囲の科目に係る賦課・徴収事務は、「千葉市役所納付推進センター運營業務委託」として、民間組織に外部委託されており、納税管理課がそれらの業務のモニタリングを行っている。

更には、非強制徴収公債権のうち、事業所管課で未収債権の回収業務の対応に苦慮している高額で、回収困難な債権を、一定の基準に基づき、訴訟事務を含め回収業務に専門知見が蓄積されている納税管理課に移管する仕組みが運用されている。

② 未収債権管理における課題

市税を中心とする統一滞納整理組織や関連する未収債権の所管課が所掌する強制徴収公債権に係る未収債権回収の事務において優れた取組が認識される一方で、その他の強制徴収公債権や非強制徴収公債権及び私債権に係る未収債権管理には次のような課題が把握される。

- ア. 一括納付ができない債務者に対する履行延期の処分及び特約の正式な実施の不備
- イ. 履行延期の処分及び特約の際の滞納者に対する財産調査等の不十分な実施
- ウ. 福祉的要素が強い未収債権における法的措置についての過度の未実施の恐れ
- エ. 確定した延滞金や遅延損害金の調定の遅れ・未実施
- オ. 長期滞納が容易に予測される回収懸念の未収債権に対する財産的評価の不備
- カ. 過誤納発生に対する未収債権への充当手法と還付金・加算金の表示の不備
- キ. 少額未収債権の回収費用とその効果の比較衡量

(2) 未収債権管理の諸制度に関する総合的な知見の蓄積・共有に向けて

① 未収債権管理に関する法的手続に係る知見（法的リテラシー）の蓄積・共有

未収債権管理に関する法的な手続に関しては、強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権について、次のような法令、条例、規則及び各種基準等に基づき運用されており、内部統制の仕組みの面でも適正に運用されるべきものと認識することができる。

【未収債権管理に関連する諸法令等】

- i 地方自治法、同施行令、同施行規則
- ii 地方税法、同施行令
- iii 国税徴収法、同基本通達、国税通則法、同基本通達
- iv 民法（改正前・改正後）、民事訴訟法、同規則、民事執行法、同施行令
- v 民事訴訟費用等に関する法律、同規則
- vi 会社法、会社更生法、民事再生法
- vii 生活保護法等、各事業を規定する法令
- viii 千葉市市税条例、同施行規則
- ix 千葉市債権管理条例、同施行規則
- x 千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例、同施行規則
- xi 千葉市債権管理に係る各種要綱等
 - (i) 市税延滞金減免事務処理要領
 - (ii) 督促未発付分確定延滞金徴収等事務処理要領
 - (iii) 連帯納付義務者に対する納税（納付）告知及び督促事務処理要領
 - (iv) 滞納処分を要する納税義務の承継と死亡者課税に関する事務処理要領
 - (v) 強制徴収債権事務処理要領
 - (vi) 非強制徴収債権引継事務処理要領
 - (vii) 債権放棄の手続に関する事務処理要綱
 - (viii) 市税等の滞納処分の執行停止に関する取扱基準
 - (ix) 非強制債権引継後3年を経た事案の返戻について(平成31年4月24日)
 - (x) 納税の猶予及び分割納付事務マニュアル
 - (xi) 債権管理事務マニュアル
 - (xii) 統一滞納整理事務マニュアル
- xii 千葉市債権管理に関する基本方針(平成24年1月(平成29年3月改訂))

これらの法令等に基づき、未収債権管理の所管課は適切に債権管理を実施することとなるが、今年度の包括外部監査の個別の結果の中でも、これらの規定に反する事務処理等、特徴的な検出事項に係る事案として次の事案をあげることができる。

ア. 調定・請求及び督促の未実施・遅れ

そもそも地方公共団体が歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないとしている（地方自治法第231条等）。しかし、福祉的な要素の強い未収債権（特に確定延滞金等）

に関して、生活保護受給者やそれに準じる生活困窮者等であることを背景に、すでに本料等が納付されたことから金額が確定している未収の確定延滞金等が、調定や請求が実施されていない事例が見受けられた（行政代執行に係る弁償金収入：強制徴収公債権、生活保護返還金・徴収金等：非強制徴収公債権、市有地貸付に係る貸地料（松ヶ丘）：私債権）。

確定延滞金等に係る指摘事項が今回の監査でも複数検出されているが、確定した債権は、法に基づき調定し納入の通知を送付しなければならない。一方で、当該未収債権に関する減額・免除の判断はその後に検討することであると考えられる（千葉県税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例第3条）。このような法令等の規定を峻別して適用する必要があるにも拘らず、所管課においては債権管理の事務プロセスのうち不適切な段階で無意識のうちに、福祉的な要素を過度に斟酌してしまい、本来踏むべき法的な手続が実施されていない事例となっている。

なお、確定延滞金等の概念を明確に認識するために包括外部監査の過程では可能な限り、未収債権の所管課に対して説明を行ってきたが、職員の理解を進めるためにも、再度、次のような図を示すことにより説明することとする。

【延滞金及び遅延損害金の調定期期】

区 分		延滞金・遅延損害金	
		未 納	納付済
本税・本料・元金	未納	【A】 未確定延滞金等 [調定不可]	—
	納付済	【C】 未収・確定延滞金等 [事前調定必要]	【B】 同時納付・延滞金等 [実務上事後調定]

出所：関連諸法令に基づき外部監査人作成

本税・本料・元金（以下「本料等」という。）が滞納された場合、延滞金又は遅延損害金（以下「延滞金等」という。）は法的には認識することができるが、本料等が納付されない限り、期間の計算が完了しないため、未確定なままである。この状態は上の図では【A】の領域であり、「未確定延滞金等」であるため、調定することはできない。

一方、滞納者が本料等の納付と同時にその時点の延滞金等を納付した場合、上の表では【B】の領域で認識することができ、「同時納付・延滞金等」として収納されるため、会計実務上は事後調定となる。歳入事務の原則的な調定期期である事前(地

方自治法第 231 条等) に対する例外の事後調定が行われることとなる。

そして、上の図の【C】の領域では、滞納されていた本料等が先に支払われたが、延滞金等が未納のままの場合、当該本料等の納付によりその時点で、延滞期間が確定するため、延滞金等は確定することとなる(「未収・確定延滞金等」)。この段階で、原則的な調定方法である事前調定を行う必要があると考える。

この「未収・確定延滞金等」は強制徴収公債権のうち、市税等の延滞金について従来から未調定のまま決算が行われてきたものであり、個別意見にも記載しているが、金額的にも僅少ではない債権が調定されないままの問題は、次の項の②(会計上の手続に係る知見(会計リテラシー)の蓄積・共有)でも言及することとする。

イ. 未収債権に対する徴収の緩和

未収債権が発生して督促を行ってもなお納付がない場合、強制徴収公債権の場合は、地方税の滞納処分の例により処分することができる(地方自治法第 231 条の 3 第 3 項)。しかし、一定の法定要件に該当する場合は当該債権につき滞納処分の執行停止を行うことができる(地方税法第 15 条の 7)。また、徴収猶予(地方税法第 15 条)や換価の猶予(地方税法第 15 条の 5、同法第 15 条の 6)により、履行期限を延長することも可能である。

また、非強制徴収公債権や私債権の場合、原則的には、未収債権が発生して督促した後、相当の期間を経過してもなお履行されないとき、担保に付された債権の処分や保証人への履行の請求を行い、債務名義のある債権は強制執行の手続を執り、その他、訴訟手続により履行を請求する必要があるとされている(地方自治法施行令第 171 条の 2)。この規定を含めて、地方自治法及び地方自治法施行令の規定内容に関して、「客観的に存在する債権を理由なく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない」とされている(最高裁判所平成 16 年 4 月 23 日判決)。

ただし、このような規定においても、実際には「相当の期間」(地方自治法施行令第 171 条の 2)に債務者と納付交渉を行い、一定の法定要件に該当すれば、徴収停止措置(地方自治法施行令第 171 条の 5)を行うことや履行延期の処分又は特約(地方自治法施行令第 171 条の 6)を実施することが可能である。

今回の包括外部監査においては、一部の未収債権について意思決定文書においては、滞納者との間の履行延期の処分に言及されながらも、個別の法定要件に該当することの言及やその処分内容及びその通知の送付が行われていない事例等が見うけられた(介護保険事業者による保険給付費返納金：非強制徴収公債権)。実際には履行延期の処分が実施されていない場合は、延滞金等の計算が継続し、期限の利益を正式に付与することにはならず、その後の分納誓約や分納計画を進めるに当た

っても、債務者に与えられる利益が法的には付与されていないという不都合が生じるリスクが存在する。

ウ. 未収債権に係る履行期限の延長の決定時の財産調査や収支状況調査等

強制徴収公債権には、滞納が発生後、納付交渉等を行い、今後の回収方針を検討する際に、強制的な財産調査が認められているため（国税徴収法第 141 条）、一定の正確さで債務者の納付資力を把握することができる。一方、非強制徴収公債権及び私債権には強制的な財産調査が認められていないため、次のような任意の調査を行うこととなる。すなわち、債務者から財産保有状況や収支状況を聴取することや債務者の自宅等を訪問して住居の状況、生活状況及び車両等の資産の保有状況を確認すること等である。

債務者が法人の場合は、確定申告書や決算書等、財政状態等に関する情報を入手することが必要になる。

任意の調査しかできない場合でも、債務者が一括返済することができず、一定の法定要件を充たす場合に、履行延期の処分又は特約を行う際には、期限の利益を付与することとなり、分割納付の計画的返済額を精査し合意する必要があることから、債務者に極力協力をしてもらい、財産状況や収支の状況等の情報を詳細に提供してもらうことが必要になる。しかし、履行延期の処分又は特約を行う場合に、又は分割納付の誓約等を交わす場合に、このような財産状況や収支状況等をより詳細に把握することができていない未収債権の事案も散見された。債務者がこのような任意の財産状況や収支状況の調査に積極的に協力しない場合は、履行延期の処分又は特約はできない旨を債務者に伝えることが必要になるものと考えられる。

② 未収債権管理に関する会計上の手続に係る知見（会計リテラシー）の蓄積・共有

未収債権管理を適正に行うためには関連する諸法令に従い、回収手続を進める必要があるが、法的、形式的には規定の回収手続を実施したとしても、会計的に十分な事務処理となっていることを別の視点から検証することが必要になるものと考えられる。

ア. 財産調査に基づく合理的な分割納付額の精査の必要性

非強制徴収債権の場合、債務者が任意で情報提供する財務情報が正確であり、信頼できるものであるかどうか、検証する必要がある。特に、債務者が法人である場合、決算書等の財務情報は監査証明が付されていない場合、その内容を疑って検証

する必要がある。今回の包括外部監査の事例の中でも、不当利得返還請求において、任意で提出された決算書等財務情報では、会社が債務超過になっており、直近の月次収支も支出超過である場合でも、履行延期の処分にに基づき、期限の利益を付与して分割納付誓約を行ったうえで、月額 20 万円以上の返済が滞りなく履行されている事例があった。当該分割納付の月額が合理的で十分な金額であるかどうか、当該返済の原資は何であるか、精査する必要があるものと考えられる。

イ. 歳入歳出決算書と貸借対照表等財務書類の表示の課題

前記の①ア. で記載した確定延滞金については、歳入歳出決算書上でも収入未済額として表示することが論理的な帰結であると考えられる。特に、市税や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、滞納された本税や本料が納付された場合に確定する延滞金をその時点で調定することなく、納付された段階で事後的に調定することとしている。この実務は千葉市だけが行っているものではなく、概ね全国の地方公共団体で行われてきた実務を踏襲しているものであるが、このような実務を続ける合理的な理由に乏しいものとする。

前述のとおり、地方公共団体の歳入を収入するときは、調定し納入義務者に納入の通知をしなければならないとされていることから（地方自治法第 231 条）、未収の確定延滞金は事前調定を行い、納付がない場合は決算書の中に収入未済額として集計されて、決算書が調製される必要があるものとする。

ちなみに、納税管理課等の所管部局に監査の過程で確定延滞金の額を集計することができるかについて確認したが、現在の滞納管理システムでは未確定延滞金と区別して確定延滞金だけを集計することはできず、確定延滞金だけを集計する要件を付与するためには、システム改造が必要となり、包括外部監査の回答としては提出することができないということであった。

ただし、別の監査要点を検証する監査手続の過程で入手した資料の中には、少額滞納者に係る確定延滞金が集計されていた（「市民等の滞納処分の執行停止に関する取扱基準」の第 9）。参考にその額(32,888,891 円)を掲載することとする。

【10 万円以下の少額滞納者に係る確定延滞金】

(単位：円)

区 分	滞納本税・本料	確定延滞金	合 計
市税	95,628,454	22,069,504	117,697,958
国民健康保険料	87,447,548	9,726,114	97,173,662
介護保険料	29,966,147	326,200	30,292,347
後期高齢医療保険料	6,488,126	293,000	6,781,126
保育料	1,218,497	474,073	1,692,570

円に対して約 10 億円 (0.004%) である。しかし、この確定延滞金は市において回収されるべき資産であり、理論的には貸借対照表にも集計されるべきものと考えられる。ちなみに、貸借対照表の表示科目は、「長期延滞債権」(「(3) 投資その他の資産 (A)」の内訳科目) と「未収金」(「(3) その他 (B)」の内訳科目) である。

このように貸借対照表に集計されるべき資産・負債項目には、確定延滞金以外にも、還付未済額が存在する。この還付未済額は、納税者が誤って多く納税してしまったもの等の過誤納額のうち、滞納額が存在する場合はその滞納債権に充当し、充当しきれない残額を過誤納者に還付するもので、期末時点等、一定の基準日で集計したときに、全てを還付することができていないものを還付未済額という。還付未済が一定期間継続すると加算金が発生することとなり、その還付加算金も過誤納者に還付する必要がある。

今回の包括外部監査で、令和 4 年 10 月末時点の還付未済額を集計した一覧表を入手した。その金額は、1 億 760 万円 (107,596,667 円) であった。また、主要な歳入科目に係る還付未済額は令和 3 年度決算で、市税が 2 億 1,322 万円 (60 頁)、国民健康保険料が 5,674 万円 (123 頁)、後期高齢者医療保険料が 3,862 万円 (125 頁)、介護保険料が 3,075 万円 (172 頁) であった。ちなみに、貸借対照表の表示科目は、負債科目 (右側) のうち、「長期未払金」(「(3) その他 (C)」の内訳科目) と「未払金」(「(3) その他 (D)」の内訳科目) と考えられる。

ウ. 未収債権の回収可能性

未収債権のうち、分納誓約に基づき分納計画を策定して回収努力を重ねている債権が少なくない。市所管課においては、債務者の資力を判断したうえで、合理的と考える金額を月額等に設定して、分割納付計画に沿った回収を行っている。それらの分割納付額を詳細に把握し検証した中には、未収債権額が多額であるのに対して、債務者の資力が十分ではなく、未収債権額を全額納付することが通常の判断では数十年かかる計算になり、回収可能性の面で大きな懸念があるか、実質的に債務者は破綻していると判断せざるを得ない未収債権が存在する。

現在、個別の未収債権についてその回収可能性を評価し、回収状況を確認しつつ、進捗管理することで、将来の徴収できない危険性を数値化する仕組みは、歳入歳出決算書上は存在しない。一方、未収債権の回収可能性を一定の仕組みで事前に損失化する仕組みとして、前述の貸借対照表上で、「徴収不能引当金」という会計上の仕組みが導入されている。

その貸借対照表の中から、未収債権に該当する「長期延滞債権」と「未収金」を抜粋し、それらの未収債権に対して「徴収不能引当金」が事前に設定されている部分を示したものが次の表である。

【長期延滞債権及び徴収不能引当金の年度推移：一般会計等ベース】 (単位：千円、%)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
長期延滞債権	5,535,974	4,876,689	4,632,323	4,797,428	5,081,037
徴収不能引当金	△524,576	△436,740	△357,616	△373,789	△415,796
引当率	9.48	8.96	7.72	7.79	8.18
未収金	1,736,316	1,859,402	2,174,934	2,317,021	3,326,036
徴収不能引当金	△168,539	△170,380	△170,046	△183,243	△274,804
引当率	9.71	9.16	7.82	7.91	8.26
繰入額	558,674	451,164	394,955	554,601	613,584

出所：千葉市HP公表の財務書類に基づき外部監査人作成

注1：引当率は、徴収不能引当金（絶対値）を長期延滞債権又は未収金で割り返した割合である。

注2：繰入額は徴収不能引当金繰入額をいう。

【長期延滞債権及び徴収不能引当金の年度推移：全体会計ベース】 (単位：千円、%)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
長期延滞債権	9,023,412	8,351,743	7,707,432	7,437,067	7,379,744
徴収不能引当金	△1,395,795	△1,162,561	△1,102,491	△1,039,839	△1,081,864
引当率	15.47	13.92	14.30	13.98	14.66
未収金	8,918,153	10,563,962	11,044,843	10,173,572	12,156,823
徴収不能引当金	△863,346	△816,627	△812,646	△719,573	△824,054
引当率	9.68	7.73	7.36	7.07	6.78
繰入額	1,495,479	1,310,070	1,659,554	1,704,583	1,761,931

出所：千葉市HP公表の財務書類に基づき外部監査人作成

注1：引当率は、徴収不能引当金（絶対値）を長期延滞債権又は未収金で割り返した割合である。

注2：繰入額は徴収不能引当金繰入額をいう。

ここで「一般会計等ベース」と「全体会計ベース」の貸借対照表の違いは、前者が、一般会計と公営企業会計の除く事業会計を範囲として作成された資産、負債及び純資産の状況を表すものであり、後者は、「一般会計等」に公営企業会計を加えた範囲の財政状態を表す一覧表である。

これらの表のうち、「全体会計ベース」の貸借対照表のうち、「長期延滞債権」は73億7,974万円であり、それに対する「徴収不能引当金」は、△10億8,186万円であることから、引当率は14.66%と算定することができる。過去5年間の推移をみると、徴収不能引当金の引当率は概ね13～15%で推移し、増減を繰り返している

ことが分かる。

また、同じく「全体会計ベース」の貸借対照表のうち、「未収金」は121億5,682万円であり、それに対する「徴収不能引当金」は、△8億2,405万円であることから、引当率は6.78%と算定することができる。過去5年間の推移をみると、徴収不能引当金の引当率は概ね6～9%で推移しており近年は減少していることが分かる。

この徴収不能引当金は、過去5年間の不納欠損の実績に基づき算定された平均的な引当率である。しかし、今回の包括外部監査の手続きの中で把握された未収債権の中には、債務者の資力から見て、その未収債権の大きな割合が回収できないことが懸念されるものも少なくなかった（弁済金収入（行政代執行）（5億5,541万円）：強制徴収公債権、介護保険サービス事業者による保険給付費返納金（4,773万円）：非強制徴収公債権、損害賠償金支払に伴う求償権（3,180万円）：私債権、等）。

これらの債権は過去の不納欠損率を基礎に平均的に徴収不能引当金を設定することは実態に合った損失の事前認識とは言えず、個別に評価することが必要な未収債権である。これらの回収困難な未収債権を管理している市所管課は貸借対照表等を作成する市所管部局に対して、回収ができないと懸念される金額を適時適切に報告することにより、歳入歳出決算書では進捗管理ができない徴収不能額を貸借対照表の徴収不能引当金に反映させることで、市民に対しても事前に損失見込みを開示することが求められているものと考えられる。

③ 未収債権管理に関する統制活動等の知見（リスク管理リテラシー）の共有

市所管課が未収債権の発生抑制を行う際に留意しなければならない点は、通常の事務事業の中で、頻繁には発現しないが、一旦発現すると金額的な影響額が大きく、市の財産の流出となったり、回収すべき債権が長期に未収状態となって債権が保全されなかったりするリスクを的確に識別することが求められている点である。このようなリスクの洗い出しは、過去に発現したリスクを参考に、そのリスクの評価（発生頻度と社会的な影響等の評価）を行い、その評価の内容や程度に応じた対応策を検討し、対応策の有効性を評価して、業務マニュアルに的確に反映させることにより業務を標準化することが求められているものと考えられる。

今回の包括外部監査の中では、通常の事務事業（障害児通所給付費、道路工事請負契約等）の中で事業者への管理監督や定期的な検査等で、識別されるリスクに効果的に対応することにより、そのリスクの発現を抑制することが求められていると考える事例があった（障害児通所給付費返納金等：強制徴収公債権、契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用：私債権、）。これらの事例は内部統制におけるリスクの適切な識別と評価等を踏まえた業務マニュアルへの反映や統制活

動の一環としてリスクの発現を抑制させる活動を通常の業務に組み込むことが求められている事例であると考えられる。

5. 平成 29 年度包括外部監査の指摘等及びその措置対応の状況について

平成 29 年度に実施された包括外部監査の結果として、次の表に示すとおり、指摘（2 件）及び意見（11 件）が検出されており、それらの指摘や意見に対して、納税管理課が現状ではどのように対応しているのかについて確認手続を実施した。

【平成29年度包括外部監査における指摘・意見及びその対応状況】					
No.	項目	指摘	意見	指摘・意見内容	対応状況
1	事務監査の活用について		●	徴収事務に係る事務に対しては新たに、PDCAサイクルの管理手法を活用した事務監査を計画・実施していくことを要する。	平成30年度から納税管理課が各納税課に対して事務監査を実施している。(H30: 差押え、R元年度: 猶予、R3年度: 執行停止)※R2年度は実施なし。
5	サンプル調査の結果及び意見について	交渉記録について	●	交渉記録の記載内容に担当者間でばらつきが認められるため、各担当者による交渉記録の内容を確認の上、滞納者の納税交渉等の状況により明確に記録するよう指導していくことを要する。	統一滞納整理事務マニュアルに、納税折衝の記録について、交渉記録のルールとともに、良い事例、悪い事例を掲載し、注意喚起を行っている。また、年度最初の課長会議においても、交渉記録の残し方について注意喚起している。
6		納税猶予制度における適用期間の管理について	●	猶予期間の重複が生じないよう、また、同一の滞納債権について納税猶予制度の適用期間が2年を超えることがないよう、制度の趣旨に鑑み適切に案件管理していくことを要する。	統一滞納整理事務マニュアルに、適切に対応していただくよう記載している。また、令和元年度に実施した猶予の事務監査において、猶予期間が適切に管理されているかを監査項目として実施し、各課の事務処理内容を確認した。
7		納税猶予の取消しについて	●	担当者間又は事務所間での引継ぎ状況等を踏まえて、猶予の取消又は取消後の滞納処分が遅れた原因を分析し、引継ぎの有無に関わらず、猶予制度への適切な対応を図っていくことを要する。	猶予の取消しについては、毎月納付不履行者リストを各納税課に配付している。また、猶予取消し後においては、速やかに滞納処分に移行するよう指導している。
8		書類の管理について	●	日々の文書管理のルールを滞納整理に携わるすべての職員に周知させていくことを要する。機動案件に係る文書保管の方法が異なるため、各課における文書管理という観点から、各課での統一ルールを検討していくことを要する。	統一滞納整理事務マニュアルに、文書の分類・保存期間等の項目を設けて、適切に管理するよう記載している。また、令和3年度に実施した執行停止の事務監査において、バラバラな保存期間の公文書をまとめて保管している案件があったため、改善すべき事務処理として指導した。
9	臨戸及び捜索の活用について	●	執行停止を迅速かつ的確に行うために、滞納者の居住確認や生活状況等を確認するための臨戸や納付能力を把握するための捜索を積極的に活用していくことを要する。捜索は執行停止のみならず、納税交渉の各局面において、より一層活用していくことを期待する。	令和4年度の税務部基本方針に、滞納者の居住確認や生活状況等を確認するための臨戸や納付能力を把握するための捜索を活用するよう位置付けた。また、「市税等の滞納処分の執行停止に関する取扱基準」において、新たに「無財産と捜索の関係」の項目を設けて捜索の意義を記載した。	
10	滞納処分の執行停止手続について	●	取扱いの運用指針で示した即時消滅の要件について、法令が定める要件を充足していないため見直しを図られたい。	平成30年2月26日付、市税の滞納処分の執行停止に関する取扱基準の一部改正について(通知)にて指摘を受けた内容については廃止しております。	
11	執行停止の取消しについて	●	執行停止後にその要件が継続して満たされているかどうかの検証時期やその方法について、事務マニュアル等での明確化を図られたい。	「市税等の滞納処分の執行停止に関する取扱基準」を改訂し、執行停止の事後調査の項目において、検証時期やその方法について具体的に規定した。	
12	少額滞納案件の対応について	●	庁内財産情報から容易に要件の適合性を判断するための仕組みが整備されおらず、結果として各市税事務所でも十分な運用がされていない。効率的かつ効果的に庁内財産情報から条件に合致する滞納者を調査する仕組みを構築することを要する。	少額滞納案件の抽出について、各要件に合致する情報を抽出リストを提供しているが、財産(預金等の有無)だけについては抽出が困難であるため、課題である。	
13	外部委託及び非常勤職員の活用等について	●	徴収職員が実施している定型事務を洗い出し、委託化の可否及び費用対効果を検討した上で、非常勤職員や外部事業者を活用し、業務の効率化を図ることで徴収率向上に努めていくことを要する。また、従来、徴収職員が十分に実施できなかった事務については、外部委託化等に併せて効果を踏まえること、他、納税義務者に対する公平性という観点も勘案し、非常勤職員や外部事業者の有効活用を図っていくことを要する。	徴収職員が実施している定型事務については、RPAを活用して業務の効率化を図っている。徴収職員が十分に実施できなかった事務については、新たなRPAのシナリオの作成を検討しており、事務の効率化を図ってきたい。	

この表にまとめられている対応状況については、今年度の包括外部監査の実証手続においても随時確認を行った。すなわち、これらの指摘及び意見の内容は、個別具体的な実証手続の実施結果として検出された法令違反等の事項ではなく、内部統制の整備状況に関する改善提案等に係る検出事項であると考えられる。これらの検出事項に対して、マニュアルの整備や統制活動の整備等が実施されていることを監査過程において確認した。

なお、これらの措置に関連して、今年度の実証手続において別の観点から指摘事項等を検出している事案もある（納税管理課に係る検出事項（71～81 頁参照））。

Ⅱ 各論としての外部監査結果

1. 納税管理課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

納税管理課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
1	一	強	市税	納税管理課等	4,347,980,348
80	一	私	訴訟等費用	納税管理課	193,873
合 計					4,348,174,221

注1：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

注2：「市税」の所管課の「納税管理課等」には、納税管理課とともに東部市税事務所及び西部市税事務所の納税第一課及び納税第二課が含まれる。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. 市税

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	1 市税
2 所管課等名称	納税管理課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input checked="" type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 地方税法、国税徴収法、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 市税条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 市税条例施行規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 市税延滞金減免事務処理要領等 <input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 統一滞納整理事務マニュアル等
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	紙台帳：名称「 <input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「統一滞納管理システム」 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） 管理する台帳なし：理由「
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？（※）	<input type="checkbox"/> 同一部門である。 <input checked="" type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「東部市税事務所納税第一課、納税第二課及び西部市税事務所納税第一課、納税第二課」

【未収債権に係る決算データの推移】

（単位：円）

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
市税	予算現額	198,600,000,000	200,600,000,000	198,306,000,000	99.9%	98.9%
	現年課税・賦課分	197,250,000,000	199,300,000,000	196,106,000,000	99.4%	98.4%
	滞納繰越分	1,350,000,000	1,300,000,000	2,200,000,000	163.0%	169.2%
	調定額	206,842,096,341	210,735,893,115	204,265,324,281	98.8%	96.9%
	現年課税・賦課分	202,857,917,138	206,705,802,402	199,382,544,703	98.3%	96.5%
	滞納繰越分	3,984,179,203	4,030,090,713	4,882,779,578	122.6%	121.2%
	収入済額	202,584,133,484	205,619,761,590	199,876,557,569	98.7%	97.2%
	現年課税・賦課分	201,329,456,903	204,315,939,700	198,017,045,388	98.4%	96.9%
	滞納繰越分	1,254,676,581	1,303,821,890	1,859,512,181	148.2%	142.6%
	還付未済額	138,746,706	147,961,805	213,222,261	153.7%	144.1%
	現年課税・賦課分	122,785,167	145,896,769	207,534,337	169.0%	142.2%
	滞納繰越分	15,961,539	2,065,036	5,687,924	35.6%	275.4%
	還付未済残高	138,746,706	147,961,805	213,222,261	153.7%	144.1%
	不納欠損額	325,976,867	261,524,933	254,008,625	77.9%	97.1%
	現年課税・賦課分	7,634,268	6,626,861	6,553,637	85.8%	98.9%
	滞納繰越分	318,342,599	254,898,072	247,454,988	77.7%	97.1%
	収入未済額	4,070,732,696	5,002,568,397	4,347,980,348	106.8%	86.9%
	現年課税・賦課分	1,643,611,134	2,529,132,610	1,566,480,015	95.3%	61.9%
	滞納繰越分	2,427,121,562	2,473,435,787	2,781,500,333	114.6%	112.5%
	収納率	97.9%	97.5%	97.7%	-0.1%	0.2%
	現年課税・賦課分	99.2%	98.8%	99.2%	0.0%	0.4%
	滞納繰越分	31.1%	32.3%	38.0%	6.9%	5.7%
	予算現額 - 収入済額	△ 4,122,880,190	△ 5,167,723,395	△ 1,783,779,830	43.3%	34.5%
	現年課税・賦課分	△ 4,202,242,070	△ 5,161,836,469	△ 2,118,579,725	50.4%	41.0%
	滞納繰越分	79,361,880	△ 5,886,926	334,799,895	421.9%	-5687.2%

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
市税	0～1年以内	62,459	32.6%	1,566,480,015	36.0%
	1年超～2年以内	41,196	21.5%	1,087,928,899	25.0%
	2年超～3年以内	28,434	14.9%	587,360,359	13.5%
	3年超～4年以内	20,236	10.6%	394,980,286	9.1%
	4年超～5年以内	15,877	8.3%	244,164,920	5.6%
	5年超	23,128	12.1%	467,065,869	10.7%
	合計	191,330	100.0%	4,347,980,348	100.0%

イ. 訴訟等費用

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	87・訴訟等費用
2 所管課等名称	納税管理課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権
	<input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 民法
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市債権管理条例
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市債権管理条例施行規則
	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 債権放棄の手続きに関する事務処理要綱
	<input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 債権管理事務マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳：名称「債権管理台帳」
	<input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「 」
	<input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	<input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。
	<input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門
	⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所掌課等で実施している。
	<input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。
	⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

市の管理する金銭債権のうち私債権及び非強制徴収公債権については、強制徴収権が無い場合、当該債権の不履行が発生した場合、地方自治法施行令第171条の2に則り、裁判所における訴訟手続（支払督促を含む）を経て、強制執行手続による回収を図る必要がある。

訴訟手続については、裁判所を利用する上で裁判所に納める印紙等の訴訟費用が発生し、最終的な訴訟費用の負担については、判決主文において、原告と被告の負担割合が示されることになり、原則として敗訴者が負担することになる。また、強制執行手続においても、訴訟手続と同様に印紙等の強制執行費用が発生し、強制執行費用については法律上債務者の負担ではあるものの、強制執行手続を利用する債権者側において、強制執行の申立の時点で事実上負担した上で、最終的に債務者から支払を受けることになる。

訴訟費用については、管轄裁判所の書記官に対し、訴訟費用額確定処分の申立てを行ない、同処分により訴訟費用が認められる。なお、訴訟費用の内訳については、民事訴訟費用等に関する法律において詳細に規定されているところ、裁判所に納付する印紙や郵券以外にも、交通費や準備書面等の作成提出費用などがある一方で、弁護士費用は含まれない。強制執行費用についても、予め裁判所で定められた費用が認められることになり、建物明渡しの強制執行費用等の一部の例外を除き、例えば預金債権を差し押さえる場合には、差押金額に所定の強制執行費用も含めて申し立てることが通例である。

訴訟費用や強制執行費用については、高額な訴額における訴訟の印紙代や建物明渡しの強制執行費用といった一部の高額な費用を除き、例えば、訴額 100 万円の訴訟であれば印紙代が 1 万円で郵券も数千円程度であるから、他の訴訟費用を含めても訴訟費用の総額は 2 万円を超えることは稀である。また、預金口座に対する強制執行費用についても、印紙代が 4,000 円で他の強制執行費用を含めても強制執行費用の総額は 1 万円程度である。

令和 2 年の移管により納税管理課が管理している訴訟費用及び強制執行費用の滞納債権についても、26 件で合計 193,873 円であるところ、平均 1 件 7,500 円程度であり、1 件が 2 万円を超える債権は存在しない。但し、後述するように、納税管理課では訴訟費用額確定処分の申立てを行っておらず、市から実際に訴訟に要した印紙代や切手代に係る請求のみを行っていることから、実際の訴訟費用については増加する可能性があるものの、大幅な増額となる可能性は極めて低い。

なお、納税管理課では訴訟の対象となった債権と共に訴訟費用及び強制執行費用を管理しているケースと訴訟の対象となった債権については既に支払済みで訴訟費用及び強制執行費用のみが残存し管理しているケースが存在している。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
訴訟等費用	予算現額	785,000	785,000	730,000	93.0%	93.0%
	現年課税・賦課分	785,000	785,000	730,000	93.0%	93.0%
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	調定額	312,149	398,758	270,375	86.6%	67.8%
	現年課税・賦課分	25,764	130,039	1,656	6.4%	1.3%
	滞納繰越分	286,385	268,719	268,719	93.8%	100.0%
	収入済額	37,134	130,039	76,502	206.0%	58.8%
	現年課税・賦課分	25,764	130,039	1,656	6.4%	1.3%
	滞納繰越分	11,370	0	74,846	658.3%	-
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	6,296	0	0	0.0%	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	6,296	0	0	0.0%	-
	収入未済額	268,719	268,719	193,873	72.1%	72.1%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	268,719	268,719	193,873	72.1%	72.1%
	収納率	11.9%	32.6%	28.3%	16.4%	-4.3%
	現年課税・賦課分	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	滞納繰越分	4.0%	0.0%	27.9%	23.9%	27.9%
	予算現額 - 収入済額	747,866	654,961	653,498	87.4%	99.8%
	現年課税・賦課分	759,236	654,961	728,344	95.9%	111.2%
滞納繰越分	△ 11,370	0	△ 74,846	658.3%	-	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
訴訟等費用	0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超～4年以内	5	18.5%	30,564	15.8%
	4年超～5年以内	6	22.2%	51,628	26.6%
	5年超	16	59.3%	111,681	57.6%
	合 計	27	100.0%	193,873	100.0%

③ 所掌業務

納税管理課並びに東部市税事務所及び西部市税事務所の所掌事務のうち、未収債権管理（収入未済額の管理）に係る部分は、次に示すとおりである。

【納税管理課の所掌事務：未収債権管理関係】

区分	所掌事務
(2)	市税並びに国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及

	び下水道使用料（以下「国民健康保険料等」という。）の滞納処分（国民健康保険料等にあつては、他の課の所管に属するものを除く。）に係る企画、指導及び調整に関すること。
(3)	市税及び国民健康保険料等に係る徴収金（延滞金、不申告加算金、過少申告加算金及び重加算金並びに国民健康保険料等にあつては、他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
(10)	市税及び国民健康保険料等の徴収（国民健康保険料等にあつては、他の課の所管に属するものを除く。）に係る事務監査に関すること。
(16)	市長が特に認めた者の債権の徴収に関すること。

出所：千葉市事務分掌規則等の記述から外部監査人が抜粋。

ここで、(16)の規定は、非強制徴収債権の滞納案件の回収事務が含まれると考えられる。

【東部・西部市税事務所：納税第一課・第二課の所掌事務：未収債権管理関係】

区分	所掌事務
(2)	市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び下水道使用料（以下「国民健康保険料等」という。）の徴収並びに滞納処分（国民健康保険料にあつては、他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
(3)	市税の督促に関すること。
(4)	市の収入金の収納に関すること。

出所：千葉市事務分掌規則等の記述から外部監査人が抜粋。

④ 未収債権に係る内部統制の状況（整備・運用）

納税管理課が整備する内部統制組織のうち、未収債権管理に係るリスク管理一覧表の記載は次のとおりである。

【市税徴収事務】

区分	説明
想定リスク	請求すべき事案の調定・請求を遺漏してしまう。（延滞金、公有財産の占用料、使用料を含む。）
量的評価	i 発生頻度：中、ii 影響範囲：大、iii 評価：A
質的評価	-
過去発生の有無	-
リスク対応	定期的に請求するもの（延滞金）について、処理期限を盛り込んだ事務スケジュールを作成し、課内で共有し、管理職等に

	よる進捗管理を徹底する。
担当者	各班主査
マニュアル等	滞納整理事務マニュアル、債権管理事務マニュアルに記載済。
リスク発生の有無	なし

出所：「(様式第1号) リスク管理シート」に基づき外部監査人作成

上記の表の「想定リスク」の説明欄に記載されている「延滞金」については、延滞された本税の納付時に確定する延滞金に関する現在の事務の実態を表しているものではないものと考えられる。詳細は、監査結果等（総括的意見等）で触れることとする。

⑤ 統一滞納整理組織が取り扱う延滞債権の範囲

東部市税事務所及び西部市税事務所の納税第一課及び納税第二課が取り扱う延滞債権の範囲は、下記 i ～ vi の各債権の滞納繰越分（当該案件に係る滞納者の現年分も含む。）の強制徴収公債権である。

【統一滞納整理組織が取り扱う強制徴収公債権】

- i 市税
- ii 国民健康保険料
- iii 介護保険料
- iv 後期高齢者医療保険料
- v 保育料
- vi 下水道使用料

⑥ 「市税の徴収に係る事務監査」の実施

平成 30 年度から令和 3 年度までの間に「市税の徴収に係る事務監査」を実施している（令和 2 年度は未実施）。これは、税務統括責任者である税務部長が東部市税事務所及び西部市税事務所に対して実施した事務監査である。

【市税徴収事務監査概要】

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度
監査対象	差押え処分	換価の猶予 (申請・職権)	執行停止
監査範囲	平成 30 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日

	から9月30日までの差押え処分案件のうち200件・無作為抽出	から平成31年3月31日までの換価の猶予案件のうち200件・無作為抽出	から令和3年9月30日までの執行停止案件のうち200件・無作為抽出
監査結果	指摘事項等一覧として提示されている。		
是正・改善報告	令和2年1月31日	令和2年3月24日	令和4年2月18日

これらの事務監査の概要を把握したうえで、市税、国民健康保険料及び介護保険料等の延滞債権に対する監査結果及び是正・改善報告の活動が無作為抽出事案を前提に実施されており、税務部内部の統制の仕組みとして効果的な取組であると評価することができる。

⑦ その他重要な記載事項

ア. 差押執行の実績推移について

東部及び西部市税事務所の各納税2課における差押執行の実績推移は次のとおりである。

【差押執行の年度推移】

(単位：件、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	実績	割合	実績	割合	実績	割合
東部第一課	886	11.4	1,132	21.8	1,049	20.4
東部第二課	1,998	25.7	753	14.5	1,281	25.0
西部第一課	1,218	15.7	692	13.3	565	11.0
西部第二課	3,665	47.2	2,625	50.4	2,239	43.6
合 計	7,767	100	5,202	100	5,134	100

出所：「差押執行簿」より集計

注：「東部」、「西部」は市税事務所の名称、「第一課」、「第二課」はそれぞれ「納税第一課」、「納税第二課」を略したものである。

この表からは次のことが分かる。すなわち、西部市税事務所納税第二課の差押実績が2,239件と一番多く、全体の43.6%を占めている。また、同事務所の納税一課の差押実績は565件と一番少なく、全体の割合でも11.0%と低い。それらの要因について、納税管理課は次のとおり分析している。

【納税管理課の分析】

西部市税事務所納税第二課は担当する滞納者数及び滞納繰越額が多く、担当職員の配置人数が他課に比べて多いことなど、所管する案件数の違いによるところが大きい。また、滞納者と接触するためのツールとして積極的に差押えを執行したことも要因である。

一方、西部市税事務所納税第一課は市外案件や他課より高額・徴収困難案件（担当件数 200 件）を移管されており、他課と比較すると差押えに至るまでの財産調査等に時間や手間を要しているため、件数が伸びない要因である。また、担当職員の配置人数が他課に比べて少ないこともある。

年度推移から分かることとしては、令和元年度の実績に対して、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症等の影響から大幅に件数が減少した。令和 3 年度において市税だけだと 5,134 件であったが、料金を含めた件数は 6,281 件であり、新型コロナウイルス感染症等の影響前の件数に徐々に戻ってきている。

また、納税管理課から各市税事務所に対して年間の滞納整理方針やスケジュールは示しているため、課ごとに方針が異なるとは認識していない。職員については、経験年数等の違いにより処分件数などの数値に差異がでることは認識しているが、取組み自体に差異はないものとする。

イ. 徴収猶予執行の実績推移について

東部及び西部市税事務所の各納税 2 課における徴収猶予執行の実績推移は次のとおりである。

【徴収猶予執行の年度推移】

(単位：件、%)

区 分	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	実績	割合	実績	割合	実績	割合
東部第一課	101	22.2	434	9.5	123	8.4
東部第二課	152	33.4	696	15.1	123	8.4
西部第一課	22	4.8	1,233	26.8	107	7.3
西部第二課	180	39.6	2,233	48.6	1,115	75.9
合 計	455	100	4,596	100	1,468	100

出所：「徴収猶予執行簿」より集計

注：「東部」、「西部」は市税事務所の名称、「第一課」、「第二課」はそれぞれ「納税第一課」、「納税第二課」を略したものである。

この表からは次のことが分かる。すなわち、西部市税事務所納税第二課の徴収猶

予実績が 1,115 件と一番多く、全体の 75.9%を占めている。また、同事務所の納税一課の徴収猶予の実績は 107 件と一番少なく、全体の割合でも 7.3%と低い。それらの要因について、納税管理課は次のとおり分析している。

【納税管理課の分析】

西部市税事務所納税第二課は担当する滞納者数及び滞納繰越額が多く、担当職員の配置人数が他課に比べて多いことと所管する案件数の違いによるところが大きい。

一方、西部市税事務所納税第一課は市外案件や他課より高額・徴収困難案件（担当件数 200 件）を移管されており、他課と比較すると猶予手続に至るまでの財産調査等に時間や手間を要し、担当職員の配置人数が他課に比べて少ない。また、例年は居所不明のため連絡が取れない者が多いことから件数は少ないが、東京都など法人の割合が高い地区を担当していることから、令和 2 年度においてはコロナの特例猶予の対象者が多かったことが考えられる。

年度推移から分かることとしては、令和元年度の実績に対して、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症等の影響から特例猶予を適用したため、大幅に件数が増加した。また、新型コロナウイルス感染症等の影響による特例猶予の登録に当たっては、統一滞納管理システムでは猶予期別ごとに 1 件ずつ登録することが必要となり、実績が他の年度と比較しても多くなった。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症等の影響が長引き、コロナ禍前の件数より増えている。

また、納税管理課から年間の滞納整理方針やスケジュールを示しているため、課ごとに方針が異なるとは認識していない。職員については、経験年数等で処分件数などの数値に差異が現れることは認識しているが、取組み自体に差異はないものとする。

ウ. 換価の猶予執行の実績推移について

東部及び西部市税事務所の各納税 2 課における換価の猶予執行の実績推移は次のとおりである。

【換価の猶予執行の年度推移】

(単位：件、%)

区 分	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	実績	割合	実績	割合	実績	割合
東部第一課	460	18.7	547	22.4	593	22.3
東部第二課	863	35.0	544	22.3	310	11.6
西部第一課	135	5.5	179	7.3	216	8.1

西部第二課	1,006	40.8	1,174	48.0	1,545	58.0
合計	2,464	100	2,444	100	2,664	100

出所：「換価猶予執行簿」より集計

注：「東部」、「西部」は市税事務所の名称、「第一課」、「第二課」はそれぞれ「納税第一課」、「納税第二課」を略したものである。

この表からは次のことが分かる。

すなわち、西部市税事務所納税第二課の換価の猶予実績が 1,545 件と一番多く、全体の 58.0%を占めている。また、同事務所の納税一課の換価の猶予実績は 216 件と一番少なく、全体の割合でも 8.1%と低い

それらの要因について、納税管理課は次のとおり分析している。

【納税管理課の分析】

西部市税事務所納税第二課は担当する滞納者数及び滞納繰越額が多く、担当職員の配置人数が他課に比べて多いことと、所管する案件数の違いによるところが大きい。また、換価猶予の件数は差押え件数に比例していくものと考えられるため、件数が多くなったと考える。

一方、西部市税事務所納税第一課は市外案件や他課より高額・徴収困難案件（担当件数 200 件）を移管されており、他課と比較すると猶予手続に至るまでの財産調査等に時間や手間を要し、担当職員の配置人数が他課に比べて少ない。また、東京都など法人の割合が高い地区を担当し、居所不明のため連絡が取れない者が多いことも考えられる。

年度推移から分かることとしては、令和元年度から令和 2 年度については件数の増減はあまりないが、令和 3 年度に市全体として増えたのは、滞納者と接触するためのツールとして積極的に差押えを執行したためである。

また、納税管理課から年間の滞納整理方針やスケジュールは示しているため、課ごとに方針が異なるとは認識していない。職員については、経験年数等で処分件数などの数値に差異がでることは認識しているが、取組み自体に差異はないものとする。

エ. 執行停止の実績推移について

東部及び西部市税事務所の各納税 2 課における執行停止の実績推移は次のとおりである。

【執行停止の年度推移】

(単位：件、%)

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	実績	割合	実績	割合	実績	割合
東部第一課	588	21.4	574	25.3	484	24.4
東部第二課	671	24.5	643	28.4	457	23.1
西部第一課	540	19.7	411	18.1	323	16.4
西部第二課	943	34.4	640	28.2	716	36.1
合 計	2,742	100	2,268	100	1,980	100

出所：「執行停止簿」より集計

注：「東部」、「西部」は市税事務所の名称、「第一課」、「第二課」はそれぞれ「納税第一課」、「納税第二課」を略したものである。

この表からは次のことが分かる。すなわち、西部市税事務所納税第二課の執行停止実績が716件と一番多く、全体の36.1%を占めている。また、同事務所の納税一課の執行停止の実績は323件と一番少なく、全体の割合でも16.4%と低い

それらの要因について、納税管理課は次のとおり分析している。

【納税管理課の分析】

西部市税事務所納税第二課は担当する滞納者数及び滞納繰越額が多く、担当職員の配置人数が他課に比べて多いことと、所管する案件数の違いによるところが大きい。また、外国籍住民が多い地域であり、帰国により住民票が職権削除となる少額滞納者を多く管轄していることも要因と考えられる。

一方、西部市税事務所納税第一課は市外案件や他課より高額・徴収困難案件（担当件数200件）を移管されており、他課と比較すると執行停止手続に至るまでの財産調査等に時間や手間を要し、担当職員の配置人数が他課に比べて少ない。また、市内案件と比べ、財産調査に時間を要するため、執行停止処分までの工程数が多いことも考えられる。

年度推移から分かることとしては、令和元年度の実績に対して、令和2年度は新型コロナウイルス感染症等の影響から徴収猶予の適用に事務処理の時間を要したため、事務量が減少したものと考えられる。令和3年度についても新型コロナウイルス感染症等の影響が長引き、徴収猶予の件数が令和元年度より増加しているため、同じ要因と考えられる。

また、納税管理課から年間の滞納整理方針やスケジュールは示しているため、課ごとに方針が異なるとは認識していない。職員については、経験年数等で処分件数などの数値に差異がでることは認識しているが、取組み自体に差異はない。

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

① [1市税]の未収債権管理に係る検出事項について（指 摘：2件、意 見：4件、所 見：1件）

ア. 確定延滞金の管理等について（指 摘、意 見、所 見）

【現状】

延滞している本税が納付された時点で確定する延滞金（以下「確定延滞金」という。）は、現在、納付された後に調定され（以下「事後調定」という。）、財務会計上では延滞金を確定時に事前に調定していない（以下「事前調定」という。）。この確定延滞金調定については税制課が所管している。そして、滞納管理システム上では延滞債務者別に、未確定の延滞金も含めて、個別に管理しているが、税務システム上では滞納管理システムと自動的に連携して管理することはできないのが現状である（令和3年度第2期定期監査に係る実地調査資料及び外部監査ヒヤリング結果等）。

したがって、確定延滞金の総額や税科目別の金額が把握されておらず、基本的にはその金額の規模を把握することができなかった。

【問題点・原因】

確定延滞金を集計することが容易にはできないのは、全体の延滞金の中から、未確定の延滞金と自動的に区別することができるシステム上の仕組みが現在は組み込まれていないためであると認識した。仮に確定延滞金だけを抽出して集計する場合には、担当職員による個別集計作業（EUC処理）が必要になるということである。ここで問題となる事項は次のとおりである。

- i 確定延滞金について調定せずに催告を行い、納付された場合、納付後の調定となってしまうため（以下「事後調定」という。）、地方自治法（第231条）や千葉市予算会計規則（第26条第1項第4号）に規定される原則的な調定の時期（事前調定）のルールに則った会計処理が行われていないこと。
- ii 確定延滞金について、現状では財務会計上で事前調定を行わないことから、収入未済の管理を実施することができず、決算書上にも表示されることがないため、市の債権である確定延滞金の総額が決算書上で把握できず、財務会計をとおした時効管理が行われずに、不納欠損の処理も実施されないまま、債権が消滅している実態があること。
- iii 総務省が主導して千葉市も作成・開示されている財務書類4表（統一的な基準に基づくもの）のうち、貸借対照表に表示されるべき長期延滞債権及びその評価勘定である徴収不能引当金の額に、確定延滞債権の額が適正に算定され、集計されていないこと。

ちなみに、今回の監査の過程では、少額（本税・本料+確定延滞金が10万円以下）の執行停止対象となる延滞債権（市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者国民健康保険料、保育料）のリストを滞納管理システムから入手したところ、監査実施日時点で、8,019件の合計で確定延滞金は「32,888,891円」であった。このように確定延滞金がシステム上集計することができたのは、少額滞納者に対する執行停止の処分が実務上の取扱いとして制度化されていることにより、システム上自働で対応することができることとなっているからであった。

このことから、少額滞納案件の集計だけでも約3千万円超の規模になることから、全体の確定延滞金の金額規模は決して少額ではないことが推定される。

このような問題となる事項について、市所管課としては次のような見解を有し、対応等を行っている。

- i 確定延滞金の事前調定については、他の政令指定都市や中核市において実施

している団体は皆無に近い現状を把握しており（平成 29 年度他市による調査結果）、また、国主導の「システムの標準化」が令和 7 年度に予定されており、税及び保険料システムが全国的に共通の仕様となることから延滞金の管理についても今後公表される詳細な仕様を確認しながら適切な手法を検討していくこととしている。

- ii 現在は事前調定を行っていないことから、不納欠損処理は実施できないが、時効の管理については、滞納管理システムに基づき、適切に管理している。すなわち、確定延滞金については本税や本料とともに統一滞納整理組織（東西の市税事務所）が差押え処分、猶予措置、執行停止の中で徴収事務を実施しており、また、延滞金のみの滞納者であっても「時効消滅予定者」を抽出するなどして、差押等を行い時効の更新を行うなど、手つかずの単純な時効消滅を減らすよう、事務処理を進めている。

このように確定延滞金に対する市所管課の対応や見解は外部監査の実施過程で聴取してきたが、現状では、前記の 3 つの問題（確定延滞金の事後調定、不納欠損処理を伴わない債権消滅、財務諸表への未集計簿外処理）が解消されるわけではないことは確かである。そのため、引き続き国や他の地方公共団体の動きにも留意しながら、自動的なシステム対応の機会を探りつつ、現状の確定延滞金の適正な時効管理の手法として、定期的な一覧表作成と件数や金額の推移の検証を行うなどの更なる措置が必要であると考えられる。そして、滞納管理システムで延滞債務者毎に個別に管理している現在の仕組みに対して、さらに効果的な牽制の仕組みを組み込むことが重要である。

【結 果（指摘）】

確定延滞金の会計処理は、他の政令指定都市等でも事後調定がほとんどであるが、本来は事前調定であることを少なくとも認識することから、今後の事務改善が進められるべきであり（49～51 頁参照）、また、その金額規模も決して小さくないことから、決算の公表書類上の表記金額にも重要な影響があるものと認識することが重要である。したがって、確定延滞金の現在の会計処理である事後調定を事前調定として処理をしたうえで、納付書を発行する方法に変更するにはどのように進めればよいか、関係所管課等と連携し、国や他の地方公共団体の動向を見極めつつ、今後のあるべき取組とスケジュール等を検討し、共有されたい。

【結 果（意見）】

現在の確定延滞金の処理は、事前調定ではないため、財務会計上は収入未済額として年度の繰越等の実態が決算書上、把握されない。それに対して、滞納管理システムでは税務システムとは自動連係するわけではないが、滞納者毎に個別に確定延

滞金を把握することができることから、確定延滞金の回収事務を進めており、差押等の処分等において、確定延滞金が個別に時効管理されている。しかし、それら、確定延滞金の時効管理を、明細のあるリストとして定期的に担当者や上長、管理職が把握し、検証する仕組みが組織として構築され実施されていないことから、今後は、市所管課として財務会計上把握されていない確定延滞金を定期的に、網羅的に検証する仕組みを構築するよう要望する。

【結 果（所見）】

決算時における確定延滞金の総額が自動で適正に集計できるシステムを有していないことから、金額的にも、債権管理という重要な業務の性質的にも無視しえない長期延滞債権が現状では把握されていない。そのため、地方自治法上の決算書や総務省主導で作成される貸借対照表に集計され表示されない実態があることから、今後は、国や他の地方公共団体の動向に留意しつつ、確定延滞金を集計して、決算書や貸借対照表にも表示して外部公表することができる体制を工夫するよう提案する。この提案事項は「総括的意見」において記載する提案を再掲したものである。

イ. 分割納付不履行による猶予の取消しについて（意 見：2件）

【現状】

納税管理課は月次で分納不履行者リストを作成し、東部及び西部市税事務所に送付し、「猶予取消事由に該当する場合は、取消処理を行ってください」という指示を行っている。このことについては、次のような問題を把握することができる。

（ア）分納不履行送信後の確認ルールについて

この指示を受けて各市税事務所が取消処理を適正に行っているかどうかについては、納税管理課は事後的には確認を行うルールにはしていないため、実際の処理についての定期的な確認はなされていない。

（イ）分納不履行時の猶予及び延滞金免除の取消しについて

令和3年度の徴収猶予の事例では、分割納付計画どおり納付ができず、事実上、分納不履行となった法人に関しては、「やむを得ない事情によるもの」と判断し、徴収猶予の取消し事由には当たらないとして、延滞金の免除の取消しも債務者からの弁明の徴取も行っていない事例があったが、個別事例の判断に当たり、根拠となる具体的な判断基準が設定されていない。

【問題点・原因】

納税管理課は、「分割納付の不履行による猶予の取消しについて」（令和2年10月1日納税管理課徴収指導班）を発出しており、猶予期間（最長2年間）において

分割納付誓約に基づく納付に不履行があった場合、次のような措置を求めている。

- i 地方税法の規定に基づいて猶予を取消し、滞納額を一括して請求するとともに、取消事由が生じた日以後の延滞金を免除しないこととする（地方税法第15条の3第1項、第15条の9第1項ただし書）。
- ii 統一滞納管理システムにおいて、決裁日付けで猶予を取消し、当該猶予に係る延滞金の免除を削除した後、免除期間変更後の延滞金の免除を入力する（つまり、免除期間が当初の猶予期間から分納不履行により短縮されるということである。）。
- iii 当初の猶予期間中において、猶予を取消したことから延滞金を免除しないという取扱いは、納税者の権利の制限となり行政処分に該当するため、決裁（意思決定）が必要であり、かつ、処分理由を納税者に提示しなければならない。
- iv 以上より、猶予の取消しと延滞金免除の取消しに係る決裁は併せて行い、処分理由を「猶予取消通知書」の備考欄に記載して納税者に提示する。
- v 猶予期間内に取消事由が発覚した場合、取消しに係る決裁は猶予期間内に終えるよう留意する。
- vi 猶予期間内の徴収猶予の取消しについては、あらかじめ猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。

（ア）分納不履行送信後の確認ルールについて

実際の分納不履行者リスト（令和3年6月14日抽出）を閲覧すると、「宛名コード」ベースでの延べ件数は654件であり、「本税現年度分滞納額」、「本税過年度分滞納額」、「延滞現年度分滞納額」及び「延滞過年度分滞納額」が設定され、「処理チェック欄」が設けられている。

実際には月次で東部及び西部市税事務所にこの分納不履行者リストを送付した後は、納税管理課は処理の顛末を確認することはしていない。そのため、分納不履行者に対する猶予の取消しや納税者に不利益になる延滞金の免除の取消しに係る決裁や相手への通知、弁明の徴取などが適切に実施されているか、現状では不明である。内部統制の整備・運用の有効性確保の観点からも、当該リストの処理顛末を定期的に確認する仕組み（再整備）が必要であると考えられる。たとえば、各市税事務所において「処理チェック欄」に処理の有無等を記入し、決裁処理等の進捗管理を行う方法や納税管理課側では分納不履行者リストの前月と当月の比較について、共通入力項目（文書番号）をもとに名寄せ等でチェックを行う方法などが考えられる。

（イ）分納不履行時の猶予及び延滞金免除の取消しについて

納税管理課は、各市税事務所に対して猶予期間中の分納不履行に対する猶予の取消しについてはこのようなルールを令和2年10月1日付けで周知している。

今回の外部監査では、令和3年度の実際分納不履行者リスト（令和3年6月14日抽出）とともに、次の2つの案件（徴収猶予及び換価の猶予）につき、同じ法人の分納不履行を検証した。

【令和3年度K法人猶予期間中の分納不履行事例】

区分	理由	滞納本税	確定延滞金	誓約回数	解除事由
K法人	1～4	2,292,000	0	4	期間延長
K法人	期間延長	2,429,734	355,800	16	-

これらの事案は一つの法人の本税（固定資産税等）及び延滞金の滞納事案であるが、表の上段が徴収猶予の対象であり、下段は換価の猶予の事案に分かれている。

表の上段の徴収猶予の期間中の納付計画の変更により、滞納管理システム上、一旦猶予を取消し、新たに徴収猶予を適用した事例である（令和3年12月27日～令和4年4月28日）。また、表の下段は、令和2年10月20日決裁の換価の猶予に係る期間延長の事案である（令和3年7月1日～令和4年10月19日）。

この猶予案件については、法人の資金繰り等の問題で、令和3年10月・11月分の履行ができなかったことから、猶予の取消しが判断の対象になるものと考えられる。猶予の取消し事案である場合は、前記納税管理課の通知によると、猶予の取消しと延滞金の免除の取消し等を決裁により行い、通知をしなければならないものと判断する。

これに対して、西部市税事務所納税第一課では、この事案に関して、最初の分納不履行となる10月の履行期限の直前に、売上の減少に伴い納付が困難になったという納付相談があり、11月にも資金繰りが困難になったという申し出があり、結局、納付計画の変更（12月）が履行期限に間に合わなかったが、分納不履行扱いにはしていなかった。その際、滞納管理システムが納付計画の金額変更に対応していないと判断し、一旦、猶予の取消し処理を行っているということであった。

この事案については、西部市税事務所納税第一課において、「やむを得ない事情によるもの」（地方税法第15条の3第2項）と判断しており、外部監査の過程での確認では納税管理課においても、この判断を認めている。

このような事案のように、従来の納付計画どおりに事実上、履行できなかった場合でも、徴収猶予の取消しとせずに、事後的に納付計画の変更として認める際には、売上の減少等、当初の納付計画時の収支状況が大きく変化した場合などに認められるなどの判断基準が設定されなければ、所管課の判断に客観性が担保されないことが懸念される。

【結 果（意見①）：納税管理課、各市税事務所】

納税管理課が月次で作成し送付する分納不履行者リストに基づき、各市税事務所が実施する猶予の取消及び延滞金の免除の取消しに係る処理等について、当該処理が適正に実施されているかどうかを、納税管理課は各市税事務所からの処理顛末の報告を受けるか、自らの課内で月次比較等に基づく確認を行う等することで、分納不履行に伴う適正な処理を確認するよう要望する。

【結 果（意見②）：納税管理課、西部市税事務所納税第一課】

令和3年度の徴収猶予の事例では、納税管理課及び西部市税事務所納税第一課においては、分割納付計画どおり納付ができず、事実上、分納不履行となった法人に関して、「やむを得ない事情によるもの」として、徴収猶予の取消し事由には当たらないと判断していた。これは、延滞金の免除の取消しも債務者からの弁明の徴収も行っていない事例であったが、このような非経常的な事例で重要な案件の判断に当たっては、個別事案の判断の客観性を担保するためにも、その根拠となる具体的な判断基準を設定するよう要望する。

ウ. 換価猶予の期間について（指 摘）

【現状】

換価の猶予は、差押え財産の換価を猶予したり、差押えを猶予したりする制度であり、職権による換価の猶予（地方税法第15条の5第1項）と納税者等からの申請による換価の猶予（地方税法第15条の6第1項）が規定されている。換価の猶予期間は1年以内であり、さらに1年延長することができるため、最長2年間である。

これらのうち、職権による換価の猶予の事例で、最長2年間の換価の猶予の期間をそれぞれ別の理由により2回繰り返し、結果として4年間の猶予の期間を設定している事例があった。

【問題点・原因】

職権による換価の猶予は、滞納者に次の事由があると認められる場合で、納付等について誠実な意思を有すると認められるときに職権で実施される。

- i 換価することで事業の継続、生活の維持が困難となる場合。
- ii 徴収上有利な場合。

令和3年度において前記のとおり最長2年間の制限を超過して、最初の2年度は「生活の維持が困難」、次の2年間は「徴収上有利」という理由で、4年間の換価の猶予を行っていた。

【4年間の換価の猶予の事例】

(単位：円)

区 分	滞納額 令和3年7月現在	換価の猶予：理由別期間	
		生活維持困難	徴収上有利
市県民税・固定資産税	0	721日 ^{注1}	729日 ^{注2}
延滞金	526,735		
合 計	526,735		

注1：平成29年7月20日～平成30年1月31日、平成30年6月26日～令和元年12月2日の合計721日

注2：令和元年12月16日～令和3年5月31日、令和3年7月9日～令和4年1月20日の合計729日

このように最初の2年間に該当する「生活維持困難」の期間である721日が終了した時点で、換価猶予の期間を終了し、執行停止の措置を検討する必要があるものと考えられる。

【結 果（指摘）：納税管理課、東部市税事務所納税第二課】

換価の猶予の期間は、地方税法上、1年間を原則とし、更に1年間の延長が明文上認められているため、最長2年間の制度である。この2年間の期間を超過して、4年間の換価の猶予が別の理由で実施されている事例が把握されたことから、制度の趣旨及びこれまでの経緯を再度周知し、最長2年間の換価の猶予期間が終了する場合は、債務者の状況に応じて、執行停止等の措置を検討するなど、現在の市のルールを遵守を徹底されたい。

エ. 外国籍の少額滞納者に対する執行停止について（意 見）

【現状】

令和3年5月現在、市県民税の滞納額が「24,000円」の外国籍の滞納者に対して、滞納処分執行停止を行っている（令和3年5月12日決裁）。その執行停止に当たり、滞納者の生活状況等の把握として、再入国の許可が失効していることを確認し、当該滞納者の預貯金保有状況について15の金融機関に一括調査をかけ、該当する口座がなかったことから、「無財産該当」と判断している（地方税法第15条の7第1項第1号）。

しかし、この案件は庁内財産情報調査を実施したうえで、「無資力」と判断して差し支えない案件であったと考えられる。

【問題点・原因】

千葉市は、少額滞納者に関する執行停止の仕組みを「市税等の滞納処分の執行停止に関する取扱い基準」により規定している。ここでは、市内の滞納者と市外の滞納者に分けて取り扱いを変えているが、この案件は市外滞納者の扱いに含まれることを認識することで、実務的には預貯金の一括調査をする手間は省けたものと考えられる。

そもそも、この案件は外国籍の滞納者であるが、少額滞納者でもあるため、預貯金調査を実施するまでもなく、少額滞納者に関する執行停止の仕組みに該当するものとして取り扱うことができる。また、地方税法第15条の7第1項第1号を適用されるもので、「即時消滅の判断基準」に該当するものは、「明らかに納税資力の回復の見込みのない者」として納税義務の即時消滅とすることができるとしている（「市税滞納処分の執行停止に関する取扱い基準の運用について（通知）」26千財納第1120号 1（1）⑦「国外に移住又は出国して、将来帰国の見込がないこと。」参照。）そのため、この案件では複数の預貯金調査を実施しているが、そのような作業は必要がなかったものと考えられる。

【結果（意見）】

外国籍の少額滞納者の適用要件が、現在の少額滞納者に関する執行停止の仕組みに、明確に記載されていないことから、外国籍の滞納者の執行停止を行うに当たって、庁内財産情報調査と実情調査だけではなく一括の預貯金調査を実施されていた。

外国籍の滞納者であっても、滞納額が10万円以下である場合は、少額滞納者の仕組みに該当するものとして、関係規定に明記し、より効率的な執行停止の実務に努められるよう要望する。

② [80 訴訟等費用] の未収債権管理に係る検出事項について（指摘：1件、意見：1件）

ア. 訴訟費用額確定処分の申立てについて（指摘、意見）

【現状】

納税管理課では、訴訟費用について、訴訟費用額確定処分の申立てを行うことなく、実際に訴訟に要した印紙代や切手代に係る請求書を送付して、任意に支払いを受ける形で処理を行っている。

訴訟費用額確定処分の申立てを行わない理由について、納税管理課によれば、訴訟費用は最大でも1万5,000円程度と本請求に付随する些少な金額であり、本請求に係る債権も回収できていない中で、申立に係る手続きが煩雑で訴訟費用確

定までに一定の時間を要するなどの事実を踏まえ、他の案件の本請求に係る滞納整理を優先しているためということであった。

【問題点・原因】

地方自治法施行令第 171 条の 2 第 2 号によれば、地方公共団体の長は、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、同第 171 条の 5 の徴収停止をとる場合、同第 171 条の 6 の履行延期の特約等をとる場合、その他特別の事情があると認める場合を除き、債務名義のある債権については、強制執行の手続をとらなければならない旨規定している。

訴訟費用については、訴訟費用額確定処分が確定すれば、同処分が民事執行法第 22 条第 4 号の 2 によって債務名義になり、強制執行の手続をとることが可能になる。

現在の納税管理課の管理方法によれば、訴訟費用については債務名義化を行っていないことに加え、実際に要した印紙と郵券のみを請求しているだけで、債務名義として取得する訴訟費用との間に乖離が生じており、債務者に対する正確な債権額を把握できていない。

他方で、訴訟費用額確定処分については、その申立手続に手間を要し、同処分によって認められる金額も少額であるケースが多い。したがって、訴訟費用が少額であることが見込まれ、取立てに要する費用に満たないと認められるときには、地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号による徴収停止によって、その後、強制執行の手続きをとる必要がなくなるため、訴訟費用額確定処分の申し立てを行わないことも許容されると考える。

もっとも、市では、徴収停止を定めた地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号の要件について、具体的な金額を定めていない。

前述のとおり、訴訟費用や強制執行費用については、高額な訴額における訴訟の印紙代や建物明渡しの強制執行費用といった一部の高額な費用を除き、例えば、訴額 100 万円の訴訟であれば印紙代が 1 万円で郵券も数千円程度であるから、他の訴訟費用を含めても訴訟費用の総額は 2 万円を超えることは稀である。また、預金口座に対する強制執行費用についても、印紙代が 4,000 円で他の強制執行費用を含めても強制執行費用の総額は 1 万円程度である。したがって、地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号の要件（「取立てに要する費用」）は、1 万円程度を目安に設定額の検討をすることも考えられる。

【結 果（指摘）】

訴訟費用についても債権である以上、訴訟費用額確定処分によって債務名義化し、強制執行手続をとるのが地方自治法施行令第 171 条の 2 の原則であるため、徴収停

止をとらない以上は訴訟費用額確定の申し立てをされたい。なお、地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号の要件について、次の意見で述べる対応を実施された場合は、訴訟費用確定の申立は当然に不要になるものとする。

【結 果（意見）】

地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号の要件について、具体的な金額を設定し、同要件に当てはまる債権については、徴収停止を行い、その後、債権管理条例による債権放棄を検討するよう要望する。

2. 区政推進課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

区政推進課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
56	一	私	特定定額給付金過年度 分歳出戻入金	区政推進課	1,500,000
合 計					1,500,000

注：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. 特定定額給付金過年度分歳出戻入金について

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	特定定額給付金過年度分歳出戻入金
2 所管課等名称	区政推進課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 配偶者からの暴力を理由とした避難に事例における特定定額給付金関係事務処理について（令和2年4月22日付け 総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室事務連絡）等 <input type="checkbox"/> マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input type="checkbox"/> 紙台帳：名称「 」 <input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「エクセル表での任意様式の台帳：債券管理台帳」 <input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。

特定定額給付金過年度分歳出戻入金は、次のような制度趣旨に基づき、歳出を戻入する事由が発生した場合に認識される歳出戻入金である。

すなわち、配偶者やその他親族（以下「親族」という。）からの暴力や、性暴力被害、貧困その他の理由が複合的に重なる等して避難している事例（以下「親族からの暴力等を理由とした避難事例」という。）における特別定額給付金関係事務処理に関して、事前申出期間を経過した後においても、「基準日以前に発生した親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの」等に該当する場合、一定の要件を充たすときは、申出者分の給付金を申請した配偶者等に申出者分の給付金の支給決定通知が行われた場合であっても、申出者に対し申出者分の給付金を支給するものとされている。一方、親族等に支給した申出者分の給付金については、返還を求めるものとしている。

この取扱いに関連して、当該給付申請の際に「世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をしていただく」旨、申請者の同意をとっていることを前提に、重複して親族等に対して給付金を支給した場合、上記の事由に該当することとしている（「事前申出期間後の親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱いについて」事務連絡令和2年5月1日付け、総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室より概要を抜粋）。

【未収債権に係る決算データの推移】

（単位：円）

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
特定定額給付金過年度分歳出戻入金	予算現額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分 ^{注2・3}				-	-
	滞納繰越分			0	-	-
	調定額	0	0	2,100,000	-	-
	現年課税・賦課分			2,100,000	-	-
	滞納繰越分			0	-	-
	収入済額	0	0	600,000	-	-
	現年課税・賦課分			600,000	-	-
	滞納繰越分			0	-	-
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分			0	-	-
	滞納繰越分			0	-	-
	還付未済残高 ^{注4}			0	-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分			0	-	-
	滞納繰越分			0	-	-
	収入未済額	0	0	1,500,000	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	1,500,000	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収納率	-	-	28.6%	-	-
	現年課税・賦課分	-	-	28.6%	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	予算現額 - 収入済額	0	0	△ 600,000	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	△ 600,000	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
特定定額給付金過年度分 歳出戻入金	0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
	1年超～2年以内	6	100.0%	1,500,000	100.0%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
	5年超	0	0.0%	0	0.0%
	合計	6	100.0%	1,500,000	100.0%

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

① [56 特定定額給付金過年度分歳出戻入金] の未収債権管理に係る検出事項について（指 摘：2件、意 見：1件）

ア. 歳出戻入案件の繰越調定について（指 摘）

【現状】

特定定額給付金過年度分歳出戻入金に係る債務者は現在6人であるが、当該給付金が申請されたのは、令和2年6月から8月にかけてである。一旦は給付金として支給されたが、返還事由が発生したため、市所管課は令和2年11月から12月にかけて返還請求し、期日までに返納されなかった者に対して督促を実施している。この6件の未収債権は当該年度に返納されなかったことから、令和3年度に繰越され、現時点でも返納がない者である。

【返還請求対象者一覧】

(単位：円)

No	債務者	振込額	督促日 :令和2年	変更 申出額	摘要
1	W	600,000	12月10日	500,000	弁護士からの催告に対し、分納があれば支払う能力はある旨のやり取りあり。
2	H	700,000	12月10日	600,000	弁護士からの催告に対し、分納を希望する趣旨の回答書が送付される。
3	T	400,000	12月10日	100,000	受給権者死亡のため、相続人に対して請求。
4	K	200,000	12月10日	100,000	-
5	Z	200,000	12月10日	100,000	-
6	R	200,000	12月30日	100,000	弁護士からの催告に対し、分納を希望する趣旨の回答が送付される。
合計		2,300,000	-	1,500,000	-

注：令和3年5月12日付け決裁の調定書の添付資料に基づき監査人作成

注：「摘要」欄の「弁護士」の記述は、令和2年度に当該債権回収業務委託の契約相手方である弁護士を指す。

この表に表示されている6人の債務者の合計金額は150万円であり、この金額の歳出戻入金が令和3年度に繰越される際には、出納閉鎖日が5月31日であるため、本来は、その翌日の6月1日付けで、当該未収債権に係る調定を行うこととなる。しかし、実際の調定日は令和3年5月12日付けの決裁で調定書が作成されていた。この調定処理は、出納閉鎖日前に次年度である令和3年度の歳入として調定を行ったことを意味する。

【問題点・原因】

地方公共団体の会計年度は4月から3月までであるが、その後は出納整理期間が設定されており、決算年度で支出負担行為を行った支出案件や調定を行った収入案

件は、出納整理期間の末尾である 5 月 31 日を出納閉鎖日として、その日までに収入・支出の処理を行うこととなっている（地方自治法第 235 条の 5）。

この出納整理期間の制度に照らして、当該未収債権の収入に係る調定日は 5 月 12 日であったため、出納整理期間内であり、6 月 1 日付けで行うべき次年度繰越分の歳入調定を期限前に行ってしまったことは、地方自治法の出納閉鎖の制度に反する会計処理であると考えられる。

【結果（指摘）】

当該年度に発生した歳入は、その年度に最初の調定を行い、納付がない場合は次年度に繰越すこととなる。その次年度への歳入は、出納閉鎖日の翌日である 6 月 1 日に実施する必要があるが（千葉市会計規則第 38 条第 1 項）、令和 2 年度に発生した特定定額給付金過年度分歳出戻入金という債権は、令和 3 年 5 月 12 日に調定処理が実施されていた。

出納閉鎖日までは決算年度の収入として回収に努める必要があるため、出納閉鎖日前に調定を行うことは地方自治法第 235 条の 5（出納閉鎖日）の規定に反する会計処理である。したがって、今後、決算年度の未収債権は出納閉鎖日まで翌年度の調定処理を行わず、回収の努力を行うことを周知されたい。

イ. 遅延損害金の算定誤りについて（意見）

【現状】

特定定額給付金過年度分歳出戻金は、ア. で掲げた表に記載のとおり、督促は令和 2 年 12 月に実施されている。各債務者への催告は、令和 2 年度に実施した弁護士への回収業務委託の中で実施されたが、実際に回収するには至らなかった。その後、令和 3 年 5 月 12 日付けの歳入調定に基づき、催告状（令和 3 年 5 月 14 日付け）を発送しているが、その中で「参考」として遅延損害金の金額を表示している。ア. で示した表に記載の 6 人の債務者のうち W については、催告状に記載している遅延損害金の金額に次の表のとおり誤りがあった。

【遅延損害金の算定誤り：W の例】

（単位：円）

区 分	正誤	金額	算定根拠（5 月 31 日に納付する場合）
催告状記載額	誤	7,559	令和 2 年 11 月 28 日～令和 3 年 5 月 31 日：3% ^{注 1}
再算定額	正	7,603	同上：500,000 円×3/100÷365×185 日＝7,603 円 ^{注 2}
差 異	-	44	

出所：催告状及び市所管課の再計算

注 1：法定利率 3%は民法第 404 条に基づくもの。

注 2：[遅延損害金の計算式] 元金残高×利率÷年間日数×遅延日数

【問題点・原因】

6人の債務者のうちの一人であるWへは、他の債務者と同様に「特別特定給付金の返還について（催告）」という催告書が令和3年5月14日に発出されている。その中で、50万円の返還請求とともに、遅延損害金に関しても次の文言で「7,559円」が「参考」として表示され伝達されている。

「なお、遅延損害金については、元金返還後に請求させていただく予定ですのでご承知おきください。」

これに対して、この催告書と同じ期間で再度計算すると、前掲の表のとおり正しくは「7,603円」と算定されたことから、「参考」として債務者Wに伝達された金額と異なる結果となった。その際は「44円」と僅少であり、また、催告書では、上記のとおり、「元金返済後に請求」することとしているため、確定した遅延損害金は再度計算し直されるものと考えられる。しかし、催告状で表示され債務者Wに伝達された遅延損害金の額はその時点での条件からは誤りの金額を伝達していることとなる。また、仮に債務者が催告書に実際に表示された金額も含めて納付した場合、追加の金額を請求することとなり、手続的に煩雑な結果となってしまうことが懸念される。

【結果（意見）】

遅延損害金の算定表示は実際の催告書では「参考」として債務者に伝達されており、問題はないが、一部の債務者へ送付された催告に記載された遅延損害金の額に算定誤りがあったことから、たとえ「参考」情報であっても、催告書に表示する遅延損害金の額については、算定根拠なども表示する等、誤りのないよう事務改善を行うことを要望する。

ウ. 令和3年度以降の回収努力について（指 摘）

【現状】

令和2年度に発生した特定定額給付金過年度分歳出戻入金の未収債権は、令和3年度中回収の手続きとして、令和3年5月に催告書が債務者に対して発送されただけで、主な回収手続きが行われていない。ちなみに令和4年度においても7月の同様に催告書が送付されただけであり、回収実績がない状況が続いている。

【問題点・原因】

当該未収債権は、国の給付制度に基づき、国の予算を千葉市が給付する事務を行った中で、発生したものである。この給付金は全額を国の予算で手当てされており、

今回のように戻入金が発生した場合の回収事務費は弁護士への業務委託料も含めて国の予算で行うことができたが、令和3年度以降は回収費用が千葉市で発生しても国は予算手当てをする稼働は明確にはしていないということである。

この未収債権の法的な性質は「私債権」であるため、本来、履行期限に納付がなく催告を行っても納付されていない場合は、相手方に接触し、納付交渉を行い、一括納付の能力や意思がない場合、履行延期の特約を結び、分割納付計画に基づき納付を勧めることが市の利益となる。仮に債務者に納付能力等がなく、一定の要件を充足すれば、徴収停止措置を行うこととなる（地方自治法施行令第171条の2ただし書）。仮に、債務者が悪意であれば、債務名義を取得し強制執行の法的措置等をとることとなる（地方自治法施行令第171条の2第1号～第3号）。

しかし、市所管課はそのような措置はとっていない。その理由について市所管課は次のとおり考えている。

「特別定額給付金の二重払いに係る返還請求事務について、令和2年度中の事務経費には国の補助金の対象だった。しかし、令和3年度からは補助金対象ではなくなり、地方公共団体の負担で行わなければならない、たとえば、弁護士委託費や訴訟費等、全て千葉市負担で行わなければいけないこととなっている。

国からは給付金の二重払い分も含めて補助金が支払われているため、市にとっては負担がなく、国からの返還請求に関する明確な指示もないことから、強制徴収は行わず、債権者への催告通知のみ行っている。今後も、民法第166条による時効成立まで催告を継続して行う。」

つまり、国の給付制度に基づき、国の予算を千葉市が給付する事務を行った中で、発生したものである。この給付金は全額を国の予算で手当てされており、今回のように戻入金が発生した場合、令和2年度中においては、その回収事務費は弁護士への業務委託料等も含めて全て国の予算で行うことができたが、令和3年度以降は国から回収事務費を予算手当てするなどの通知もないため、しかも、市として会計上は収入未済であっても、実質的に給付金は市の負担ではないため、回収努力については最低限の催告状の発送だけにとどめて、時効期間の経過を待つということと認識することができる。

このような姿勢は市の負担を考えると、確かに経済合理的である。しかも、国から何ら回収事務費の予算手当てをするなどの通知がない限り、上記の回収努力（地方自治法施行令第171条の2等）をすればするほど、市の実質的な負担となり、仮に回収することができたとしても、その回収金は国に返還することが想定される。

この給付金はコロナ禍で国の施策により地方公共団体が事務手続等を行って実施したものであったが、このような社会的な問題（給付申請側の親族からの暴力等を理由とした避難事例）を背景として、二重払いのうち、給付金を受け取った世帯主がすでに費消し、返還に応じない場合に、国の姿勢が明確ではないために、形上

は市の収入未済という決算書上の未収債権になっていても、回収努力を行うモチベーションが生まれなくて、不公平な社会問題が重なって生じているものである。

このような事例は全国的に発生しているものであれば、実質的には、国の未収債権であるはずである。現在の市側の未収債権は回収されれば国へ返還する必要があると考えられる負債でもある。市にとっては、会計上の未収債権と想定される負債を相殺すれば、ゼロとなり、給付金の回収への努力はしないという、経済合理的な部分最適の状態が存在することが認識できる。

国・地方自治体を全体として考えた場合、コロナ禍の国の対策の中で、複雑な予算制度の弊害もあり、このようなモラルハザードが生じているものと認識することができ、国全体の未収債権の額も明確にならないまま、時効期間を迎えることとなる。

しかし、時効期間が経過した場合、私債権の未収債権であるため債務者による時効の援用がなければ、即座には債権は消滅せず、千葉県債権管理条例第7条の各号に該当するかどうかの判断が必要になってくる。

その時効経過の期間、未収債権として継続的に年度を繰越すことが社会的な公平性から見て妥当であるか、疑念がある。少なくとも、国と協議して回収努力を行うための相当の経費を事務費として手当てするよう交渉することは必要であると考ええる。

【結果（指摘）】

令和2年度に発生し、現在も回収されずに未収債権として催告書を発送している特定定額給付金過年度分歳出戻入金（6件：150万円）の適正な管理、給付金の公平性の実現のために、実質的な債権者である国と話し合い、債権回収のための相当の事務経費を国が手当てするよう働きかけ、国の見解を正式に徴取して、債権回収に努めるよう検討されたい。

3. 保護課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

保護課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
3	一	非	生活保護費返還金・徴収金（過年度戻入含）	保護課	2,090,538,297
10	一	非	生活保護法第78条徴収金に係る加算金	保護課	94,227,946
22	一	私	賠償金等	保護課	29,027,887
25	一	私	不当利得返還金	保護課	19,319,259
33	一	私	要保護世帯緊急援護支援資金貸付金元金収入	保護課	5,893,000
68	一	非	中国残留邦人自立支援法返還金	保護課	539,608
82	一	非	住居確保給付金戻入金	保護課	141,200
合 計					2,238,048,006

注1：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

注2：[10 生活保護法第78条徴収金に係る加算金]は平成26年7月以降の発生分から法改正により「強制徴収公債権」に取扱いを変更することができることとなっている。

注3：[22 賠償金等]には「賠償金」の他に「行旅病人・同死亡人収入」（根拠法令：行旅病人及行旅死亡人取扱法、千葉市行旅病人及死亡人取扱法施行細則）の収入未済額が、1,729,191円含まれていることから、「賠償金」の収入未済額は27,298,696円である。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. [3 生活保護費返還金・徴収金（過年度戻入含）]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1 債権番号・名称	生活保護費返還金・徴収金(過年度戻入含)	
2 所管課等名称	保護課	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）		
	<input type="checkbox"/>	強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/>	非強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/>	私債権
	<input type="checkbox"/>	その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。		
	<input checked="" type="checkbox"/>	法令 生活保護法・地方自治法
	<input type="checkbox"/>	条例
	<input checked="" type="checkbox"/>	規則 千葉市予算会計規則
	<input type="checkbox"/>	要綱等
	<input type="checkbox"/>	マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？		
	<input type="checkbox"/>	紙台帳：名称「 債権管理簿 」
	<input type="checkbox"/>	電子システム台帳：名称「 保健福祉総合システム 」
	<input checked="" type="checkbox"/>	紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	<input type="checkbox"/>	管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？		
	<input checked="" type="checkbox"/>	同一部門である。
	<input type="checkbox"/>	分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門
		⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？		
	<input type="checkbox"/>	本庁部局の所掌課等で実施している。
	<input checked="" type="checkbox"/>	出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。
		⇒ 出先機関名称：「 各区社会援護課 」

【当該未収債権の内容説明】

「生活保護費返還金・徴収金（過年度戻入含）」は、生活保護法に基づいて保護を実施する上で発生する債権（以下「生活保護債権」という。）であり、その種類は次のとおりである。

【生活保護債権の種類】

種類	債権の説明
過年度戻入金	当該年度内に納付されなかった戻入金が、翌年度の6月に、歳出予算で管理する債権（戻入金）から歳入予算で管理する債権（過年度戻入金）に切り替わったもの。 なお、戻入金とは、保護の廃止又は変更の決定（決定月からその前々月分のものまでに限られる。）に伴い、支給した保護金品に過支給額が生じた場合に、民法の不当利得による返還の規定により返納させるものをいう。
63 条返還金	被保護者が急迫の場合等に資力があるにもかかわらず保護を受けたときの返還金（生活保護法第63条） なお、返還額の決定については実施機関に裁量の余地が与え

種類	債権の説明
	られている。
78条徴収金	不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は他人をして受けさせた者に対する徴収金（生活保護法第78条） なお、この措置には実施機関に裁量の余地はなく、相手方の資力にかかわらず徴収額を決定する。
77条の2徴収金	63条返還金を、生活保護法第77条の2が定める「徴収金」に切り替えて、代理納付等を行うことができるようにしたもの（生活保護法第77条の2）
77条徴収金	扶養義務者に対し、その義務の範囲内において支給した保護費の全部又は一部の支払いを求める徴収金

出所：生活保護債権の債権管理マニュアル

【未収債権に係る決算データの推移】

（単位：円）

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
生活保護費返還金・徴収金（過年度戻入含）	予算現額	544,594,425	688,000,000	688,000,000	126.3%	100.0%
	現年課税・賦課分	508,478,310	642,843,369	643,000,000	126.5%	100.0%
	滞納繰越分	36,116,115	45,156,631	45,000,000	124.6%	99.7%
	調定額	2,229,925,194	2,679,109,831	2,952,609,260	132.4%	110.2%
	現年課税・賦課分	989,938,289	1,220,740,941	1,109,767,690	112.1%	90.9%
	滞納繰越分	1,239,986,905	1,458,368,890	1,842,841,570	148.6%	126.4%
	収入済額	556,079,790	629,137,638	642,078,184	115.5%	102.1%
	現年課税・賦課分	531,069,725	578,302,836	546,324,830	102.9%	94.5%
	滞納繰越分	25,010,065	50,834,802	95,753,354	382.9%	188.4%
	還付未済額	38,858	0	0	0.0%	-
	現年課税・賦課分	38,858	0	0	0.0%	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	153,971,665	155,083,940	219,992,779	142.9%	141.9%
	現年課税・賦課分	2,133,450	5,009,952	2,402,114	112.6%	47.9%
	滞納繰越分	151,838,215	150,073,988	217,590,665	143.3%	145.0%
	収入未済額	1,519,912,597	1,894,888,253	2,090,538,297	137.5%	110.3%
	現年課税・賦課分	456,773,972	637,428,153	561,040,746	122.8%	88.0%
	滞納繰越分	1,063,138,625	1,257,460,100	1,529,497,551	143.9%	121.6%
	収納率	24.9%	23.5%	21.7%	-3.2%	-1.7%
	現年課税・賦課分	53.6%	47.4%	49.2%	-4.4%	1.9%
	滞納繰越分	2.0%	3.5%	5.2%	3.2%	1.7%
	予算現額・収入済額	△ 11,524,223	58,862,362	45,921,816	-398.5%	78.0%
	現年課税・賦課分	△ 22,630,273	64,540,533	96,675,170	-427.2%	149.8%
滞納繰越分	11,106,050	△ 5,678,171	△ 50,753,354	-457.0%	893.8%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
生活保護費返還金・徴収金（過年度戻入含）	0～1年以内	8,143	20.6%	561,040,746	26.8%
	1年超～2年以内	6,748	17.1%	565,550,221	27.1%
	2年超～3年以内	9,561	24.2%	355,035,180	17.0%
	3年超～4年以内	6,899	17.5%	241,878,696	11.6%
	4年超～5年以内	4,917	12.4%	214,588,303	10.3%
	5年超	3,225	8.2%	152,445,151	7.3%
	合計	39,493	100.0%	2,090,538,297	100.0%

イ. [10 生活保護法第 78 条徴収金に係る加算金]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1 債権番号・名称	生活保護法第78条徴収金に係る加算金	
2 所管課等名称	保健福祉局 保護課	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 生活保護法・地方自治法 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市予算会計規則 <input type="checkbox"/> 要綱等 <input type="checkbox"/> マニュアル	
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input type="checkbox"/> 紙台帳：名称「債権管理簿」 <input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「保健福祉総合システム」 <input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」	
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒ 課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」	
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「各区社会援護課」	

【当該未収債権の内容説明】

生活保護法第 78 条第 2 項によると、不正受給に係る徴収金額に加え、不正受給を行った金額に 100 分の 40 を乗じた額以下の金額を上乗せして徴収できるとされているが、「生活保護法第 78 条徴収金に係る加算金」がこれに該当する。

なお、78 条徴収金については、平成 26 年 7 月以降に支給した保護費分及び加算金分について、国税徴収法の例により徴収することができるとされている。また、77 条の 2 徴収金については、平成 30 年 10 月以降に支給した保護費分について、国税徴収法の例により徴収することができるとされている。

しかし、千葉市では、生活保護債権をすべて非強制徴収公債権として取り扱っている。このような取扱いとしている理由は、生活保護債権の種類によって強制徴収公債権と非強制徴収公債権で分かれてしまうと、例えば分割納付を認める際に、非強制徴収公債権では地方自治法施行令の「履行延期の特約」で対応し、強制徴収公債権では国税徴収法の「徴収猶予」で対応するなど、処理方法が複雑に分かれて事務負担が著しく増えてしまうからである。ただし、債務者に相当の財産がある場合等は、78条徴収金及び77条の2徴収金について、強制徴収公債権に切り替えて対応する方針である。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
生活保護法第78条 徴収金に係る加算金	予算現額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	調定額	94,866,869	99,182,614	103,005,088	108.6%	103.9%
	現年課税・賦課分	41,424,846	28,134,074	15,998,565	38.6%	56.9%
	滞納繰越分	53,442,023	71,048,540	87,006,523	162.8%	122.5%
	収入済額	18,596,576	10,627,464	7,262,310	39.1%	68.3%
	現年課税・賦課分	11,388,718	8,658,299	4,309,450	37.8%	49.8%
	滞納繰越分	7,207,858	1,969,165	2,952,860	41.0%	150.0%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	5,004,728	0	1,514,832	30.3%	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	5,004,728	0	1,514,832	30.3%	-
	収入未済額	71,265,565	88,555,150	94,227,946	132.2%	106.4%
	現年課税・賦課分	30,036,128	19,475,775	11,689,115	38.9%	60.0%
	滞納繰越分	41,229,437	69,079,375	82,538,831	200.2%	119.5%
	収納率	19.6%	10.7%	7.1%	-12.6%	-3.7%
	現年課税・賦課分	27.5%	30.8%	26.9%	-0.6%	-3.8%
	滞納繰越分	13.5%	2.8%	3.4%	-10.1%	0.6%
	予算現額 - 収入済額	△ 18,596,576	△ 10,627,464	△ 7,262,310	39.1%	68.3%
現年課税・賦課分	△ 11,388,718	△ 8,658,299	△ 4,309,450	37.8%	49.8%	
滞納繰越分	△ 7,207,858	△ 1,969,165	△ 2,952,860	41.0%	150.0%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
生活保護法第78条徴収 金に係る加算金	0～1年以内	307	20.4%	11,689,115	12.4%
	1年超～2年以内	314	20.8%	15,421,425	16.4%
	2年超～3年以内	527	34.9%	27,996,481	29.7%
	3年超～4年以内	216	14.3%	24,825,727	26.3%
	4年超～5年以内	111	7.4%	11,157,795	11.8%
	5年超	33	2.2%	3,137,403	3.3%
	合 計		1,508	100.0%	94,227,946

ウ. [22 賠償金等]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	賠償金
2 所管課等名称	保護課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 地方自治法・地方自治法施行令 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市予算会計規則 <input type="checkbox"/> 要綱等 <input type="checkbox"/> マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳：名称「 債権管理簿 」 <input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「 」 <input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input type="checkbox"/> 本庁部局の所掌課等で実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 各区社会援護課 」

【当該未収債権の内容説明】

当該未収債権は、各種損害賠償金に係る未収債権であり、内容は案件によってまちまちであるが、令和3年度末において債権残高の8割超を占めるのは、1人の生活保護費不正受給者に係る損害賠償請求執行費及びこれに係る遅延損害金である。

【未収債権に係る決算データの推移】

（単位：円）

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
賠償金	予算現額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	調定額	35,205,601	30,258,434	46,379,736	131.7%	153.3%
	現年課税・賦課分	6,093,013	5,485,691	21,172,523	347.5%	386.0%
	滞納繰越分	29,112,588	24,772,743	25,207,213	86.6%	101.8%
	収入済額	10,332,858	5,051,221	19,081,040	184.7%	377.8%
	現年課税・賦課分	4,787,380	5,051,221	19,042,740	397.8%	377.0%
	滞納繰越分	5,545,478	0	38,300	0.7%	-
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収入未済額	24,872,743	25,207,213	27,298,696	109.8%	108.3%
	現年課税・賦課分	1,305,633	434,470	2,129,783	163.1%	490.2%
	滞納繰越分	23,567,110	24,772,743	25,168,913	106.8%	101.6%
	収納率	29.4%	16.7%	41.1%	11.8%	24.4%
	現年課税・賦課分	78.6%	92.1%	89.9%	11.4%	-2.1%
	滞納繰越分	19.0%	0.0%	0.2%	-18.9%	0.2%
	予算現額 - 収入済額	△ 10,332,858	△ 5,051,221	△ 19,081,040	184.7%	377.8%
	現年課税・賦課分	△ 4,787,380	△ 5,051,221	△ 19,042,740	397.8%	377.0%
	滞納繰越分	△ 5,545,478	0	△ 38,300	0.7%	-

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
賠償金	0～1年以内	39	11.6%	2,129,783	7.8%
	1年超～2年以内	38	11.3%	396,170	1.5%
	2年超～3年以内	40	11.9%	1,624,762	6.0%
	3年超～4年以内	37	11.0%	1,295,633	4.7%
	4年超～5年以内	29	8.6%	1,225,633	4.5%
	5年超	154	45.7%	20,626,715	75.6%
	合計	337	100.0%	27,298,696	100.0%

エ. [25 不当利得返還金]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1 債権番号・名称	不当利得返還金	
2 所管課等名称	保護課	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 地方自治法施行令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱等 <input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 千葉市債権管理事務マニュアル	
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳：名称「債権管理簿」 <input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「保健福祉総合システム」 <input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」	
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒ 課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」	
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」	

当該不当利得返還金については、2法人（介護サービス事業者及び医療法人）が介護給付費の過払いを原因とする不当利得返還請求権である。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
不当利得返還金	予算現額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	調定額	41,462,249	21,419,259	20,762,309	50.1%	96.9%
	現年課税・賦課分	0	20,346,829	3,050	-	0.0%
	滞納繰越分	41,462,249	1,072,430	20,759,259	50.1%	1935.7%
	収入済額	926,444	660,000	1,443,050	155.8%	218.6%
	現年課税・賦課分	0	480,000	3,050	-	0.6%
	滞納繰越分	926,444	180,000	1,440,000	155.4%	800.0%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	39,463,375	0	0	0.0%	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	39,463,375	0	0	0.0%	-
	収入未済額	1,072,430	20,759,259	19,319,259	1801.4%	93.1%
	現年課税・賦課分	0	19,866,829	0	-	0.0%
	滞納繰越分	1,072,430	892,430	19,319,259	1801.4%	2164.8%
	取納率	2.2%	3.1%	7.0%	4.7%	3.9%
	現年課税・賦課分	-	2.4%	100.0%	-	97.6%
	滞納繰越分	2.2%	16.8%	6.9%	4.7%	-9.8%
	予算現額 - 収入済額	△ 926,444	△ 660,000	△ 1,443,050	155.8%	218.6%
	現年課税・賦課分	0	△ 480,000	△ 3,050	-	0.6%
滞納繰越分	△ 926,444	△ 180,000	△ 1,440,000	155.4%	800.0%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
不当利得返還金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内	1	50.0%	18,426,829	95.4%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内	1	50.0%	892,430	4.6%
	5年超		0.0%		0.0%
	合 計	2	100.0%	19,319,259	100.0%

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を

実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア．会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ．債権発生原因に係る関連文書

ウ．督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

（3）結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

① [3 生活保護費返還金・徴収金（過年度戻入含）] 及び [10 生活保護法第 78 条徴収金に係る加算金] に係る検出事項について（指摘：2 件、意見：4 件）

ア．分割納付の申請を受け付ける際の資力の調査について（意見）

【現状】

市所管課においては、生活保護債権を一括で納付できない者に対しては、「履行延期申請書」を提出させることにより、分割納付に応じている。分割納付計画を策定するに当たっては、債務者の経済的事情を考慮しているということであるが、「生活保護を受給している時点で資産がないのは明らかである」という前提のもとで、債務者の資力を確認するための調査については、必ずしも十分には行われていないのが現状である。

【問題点・原因】

千葉市においては、生活保護債権について、債務者に相当の財産がないことを前提に、実務上の効率性を重視して、非強制徴収公債権の取扱いとしていることから、分割納付の法的根拠を地方自治法施行令第 171 条の 6 に規定する履行延期の特約に求めている。しかし、そのような場合であっても、債務者に相当の財産がないことを裏付けるための一定の情報収集は必要であると考えられる。所管課職員によると、「生活保護を受給している時点で、資産がないことは明らか」であることから債務者の収支・財産状況の確認を行っていないということであるが、そもそも 63 条返還金や 78 条徴収金が発生することがあるという事実は、生活保護受給者であっても、実際には相当程度の収入を得ていたり、資産を保有していたりする可能性があることの証左である。したがって、所管課としては、ただ漫然と分割納付を認めた

のではなく、債務者が履行延期の処分の要件に該当していることを確認した上で分割納付を認めたということの説明責任を果たすためにも、分割納付の受付時に債務者の収支・財産状況を報告させる仕組みを構築することが望ましい。具体的には、債務者の収入・支出、資産・債務等の情報について、債務者が記載し提出するための様式を整備することや、当該記載事項についての裏付けとして提出を求めるべき書類（通帳の写しや給与明細の写し、ローンの残高証明書等）を示しておくことが考えられる。

【結 果（意見）】

分割納付の申請を受け付ける際には、資力の調査のための様式を設けて分納を申請する債務者に記入を求めたり、そのための根拠資料（通帳の写しや給与明細の写し、ローンの残高証明書等）の提出を求めたりすることで、可能な限り債務者の資産・負債、収入・支出の正確な把握に努めるよう要望する。

イ. 延滞金の未計算・未請求及び減免について（指 摘）

【現状】

生活保護債権については、滞納があった場合に、滞納者に対して延滞金の請求を行っていないということであった。また、現状では延滞金の計算自体も行っていないということであった。

所管課職員への質問の回答によると、現状は、「滞納者は生活保護の認定を受けているため、元金の回収さえもままならないのに、延滞金の請求はできない」ということであった。つまり、生活保護特有の福祉的要素を考慮した実務運用になっているものと考えられるが、延滞金の計算・請求を行っていないことについては、特に法令上の根拠はなく、また所管課において正式な意思決定を経て行われているものではない。

【問題点・原因】

千葉県税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例第 2 条において、「税外収入金の納付義務者は、納付期限後にその税外収入金を納付する場合には、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納付期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない」と規定されている。したがって、公債権である生活保護費返還金・徴収金については、滞納債権について延滞金が自動的に発生することになるのであって、延滞金を計算しなければ、滞納者に対する正確な債権金額を把握したことに

はならず、債権管理上は問題である。

一方で、同条例第 3 条においては、「市長は、やむを得ない事情により必要があると認めるときは、前条の延滞金を減額し、又は免除することができる」として、延滞金を減免できる旨が規定されている。ただし、「やむを得ない事情により必要がある」と認められるか否かは、滞納者の事情を個別に判断する必要があり、期限内に納付する者がいる中で、滞納者に対して何らの検討も行わず一律的に延滞金を減免することは公平性の点で問題がある。

したがって、福祉的要素を考慮して延滞金を減免する場合には、所管課において延滞金の減免のための意思決定を行う必要があるものとする。

【結 果（指摘）】

滞納債権について延滞金を計算するための体制を整備されたい。また、生活保護債権に係る延滞金を減免する場合には、所管課において減免のための意思決定をされたい。

ウ. 催告手続等の記録の十分性について（指 摘）

【現状】

令和 3 年度に不納欠損処理した債権のうち、債権元本が 4 百万円を超える高額案件について、債権管理台帳である「生活保護費 返還金・徴収金債権管理簿」の記録を確認したところ、次のように、明らかに記録が不十分であり、債権回収のための努力を尽くした結果として致し方なく不納欠損に至ったということを客観的に説明することが難しいと考えられる事例が見うけられた。

【事例の概要】

番号	区	ケース番号	根拠	債権元本	不納欠損額	原債権発生日	欠損承認日	時効起算日
1	花見川	50098	63 条	5,316,637	5,316,637	29 年 1 月 16 日	4 年 3 月 31 日	29 年 3 月 21 日
2	稲毛	130861	63 条	5,075,071	5,075,071	28 年 4 月 25 日	4 年 3 月 31 日	28 年 6 月 21 日
3	若葉	84023	78 条	5,959,237	5,959,237	28 年 2 月 26 日	4 年 3 月 28 日	28 年 4 月 21 日
4	若葉	93574	63 条	4,087,432	4,087,432	25 年 1 月 4 日	4 年 3 月 28 日	25 年 12 月 27 日

出所：保護課提出資料に基づき監査人作成

【折衝記録の問題点の概要】

番号	問題点の概要
1	督促日（平成 29 年 3 月 21 日）の 8 か月後である平成 29 年 11 月 21 日に電話催告を行った記録があるが、それまでの間に催告手続を行った記録は一切ない。また、電話催告の記録も、「電話催告実施。弁護士に相談中ということ」という記録のみであり、その後の記録は一切ない。
2	債権管理簿からは、督促状を発送した事実が確認できない。また、平成 30 年 3 月 27 日と平成 30 年 12 月 17 日の 2 度、「催告状送付」という記録があるのみであり、債務者と交渉した記録や交渉のための努力をしたことは全く確認できない。
3	債権管理簿には、平成 28 年 4 月 20 日に「督促状発行」という記録があるのみ。その他の資料からも催告手続に関する記録は一切確認できない。
4	平成 26 年 4 月 16 日に債権管理課（現在の納税管理課）に移管した旨の記録が残っているが、「債権管理課による催告、納付がない場合は法的措置をとる旨（徴収事務引継通知書）。」「債権管理課の交渉中。連絡約束不履行。」という記録があるのみで、その後の経過についての記録が一切ない。

出所：保護課提出資料に基づき外部監査人作成

【問題点・原因】

千葉県債権管理条例第 5 条によると、「市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)を整備しなければならない。」と規定されている。また、千葉県債権管理条例施行規則第 2 条第 6 号には、債権管理台帳の記載事項として、「履行状況、対応状況等」と規定されている。上記で示した事例については、条例・規則が求める記載が明らかに不十分であるという点で形式的な問題がある。

また、債務者に対して実施した催告手続や交渉内容の記録については、債権管理台帳において一元的に管理しないと、時効中断のための適時適切な対応を検討するために必要な情報の把握が困難になる、法的手続に移行する際に必要な記録の追跡が困難になる、必要な記録が消失する等のリスクが高まることが考えられることから、実質的な面でも問題がある。

【結果（指摘）】

滞納者に対して実施した督促・催告手続や交渉の具体的な内容については、債権管理台帳に漏れなく正確に記録されたい。

エ. 国税徴収法の例による徴収について（意見）

【現状】

生活保護法第 78 条に基づく徴収金及び加算金については、平成 26 年 7 月以降発生分について、また、生活保護法第 77 条の 2 に基づく徴収金については、平成 30 年 10 月以降発生分について、それぞれ「国税徴収法の例により徴収することができる」こととなっているため、裁判手続きを経ることなく、強制徴収を行うことが可能である。これについては、過去に限られた案件のみ対応した事例はあるものの、これらの徴収金及び加算金について、国税徴収法の例による徴収を直近では対応した事例はないということであった。

【問題点・原因】

千葉市においては、例えば、分割納付を認める際に、地方自治法施行令に規定されている履行延期の特約で対応する債権と国税徴収法に規定されている徴収猶予で対応する債権が混在していると、事務負担が著しく増えるといった実務上の観点から、生活保護債権については、すべて非強制徴収公債権の取扱いとしている。

また、現状においては、所管課において国税徴収法の例による徴収のための手続を実施できるような職員構成にはなっておらず、近年は債権回収について納税管理課との連携も十分に進んでいない等、体制面での課題もある。

しかし、納付交渉がうまくいかない・納付交渉を行うことができないといったような高額で悪質な事案については、適時に国税徴収法の例による強制徴収の手続を採ることにより資産の保全を図るべきである。また、公平性や倫理性の観点からも高額悪質な事案については、国税徴収法の例による強制徴収を実施することは必要であると考ええる。

【結果（意見）】

生活保護費徴収金については、高額悪質な事案を中心に、納税管理課と連携しながら、国税徴収法の例による徴収を実施できる体制を整備するよう要望する。

オ. 徴収停止の要件としての「少額」の判断基準について（意見）

【現状】

「生活保護債権の管理マニュアル」によると、徴収停止について規定している地方自治法施行令第 171 条の 5 のうち第 3 号の「債権金額が少額」と判断する際の基準として「概ね 1,000 円未満」という数値が示されている。その根拠としては、千

葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例において、1,000円未満であるときはその全額を切り捨てるとされていることが挙げられている。

【問題点・原因】

滞納債権のうち、金額が少額の場合には、回収コストとの関係で、督促とその後
の催告を繰り返すのみで、訴訟手続に移行することができない。そして、催告を繰
り返すのみでは、滞納の解消が一向に見込めず、将来的に消滅時効の期間を経過す
る可能性がある。

この点、地方自治法施行令第171条の5第3号は「債権金額が少額で、取立てに
要する費用に満たないと認められるとき。」は、以後その保全及び取立てをしない
ことができる徴収停止の措置を規定している。

しかし、「生活保護債権の管理マニュアル」に記載されている徴収停止に係る「少
額」の具体的な基準である1,000円は、過小であるとする。

例えば、10万円までの債権については、訴訟手続を行う場合には、支払督促を選
択した場合でも、500円の印紙代と東京簡易裁判所場合は1,308円の郵券が必要と
なる。その後、強制執行手続に移行した場合には、債権執行を選択した場合でも、
4,000円の印紙代と大阪地方裁判所では2,872円の郵券が必要となる他、第三債務
者である金融機関や勤務先の会社の資格証明書を取得する必要があり、概ね印紙と
郵券だけでも1万円程度の負担が必要となる。

したがって、1万円未満の債権については、費用対効果の観点から、訴訟手続に
よる回収を行う経済合理性がないため、通常の催告手続による回収が見込まれない
場合には、徴収停止を行うことが適当であるとする。

【結 果（意見）】

「生活保護債権の管理マニュアル」に記載されている徴収停止に係る「少額」の
基準を見直すよう要望する。

カ. 未収金回収業務の外部委託について（意 見）

【現状】

生活保護債権の回収業務はすべて市所管課職員が行っているが、人員が不足して
いることから、専任の担当を配置することができない状況であり、生活保護のケー
スワーカーが本来業務と並行して債権管理に係る事務を行っているのが現状であ
る。さらに、ケースワーカーの配置基準が1人当たり80ケース以下であるところ、
1人当たり100ケースを超えて担当しているのが現状であり、ケースワーカーが
日々の本来業務に忙殺される中で併せて債権管理も行わなければならない現状に

においては、適時適切な催告手続を個々の滞納者に対してきめ細かく実施することは非常に困難な状況である。

【問題点・原因】

現状の市所管課における人員不足及び業務の逼迫状況を勘案すると、所管課内部で多少の事務分担の見直しを行った程度では、追加的に債権管理に充てるための人員・時間を捻出することは難しいと考えられる。

そこで、内部で人員・時間を確保することが難しいようであれば、弁護士法人等の外部の専門業者に未収金回収業務を委託することが考えられる。例えば、病院局経営企画課においては、市立病院診療費の未収金回収業務について、弁護士法人に委託しており、一定の成果を挙げている。また、他団体において、生活保護債権に係る回収業務を外部業者に委託している事例はある（法第 63 条改正前債権）。

【結 果（意見）】

弁護士法人等の外部の専門業者に未収金回収業務を委託することを検討する等、適切に債権管理をすすめることができる体制を整えるよう要望する。

② [22 賠償金等] に係る検出事項について（指 摘：2 件、意 見：1 件）

ア. 生活保護費不正受給者に係る損害賠償請求執行費及びこれに係る遅延損害金の事案について（指 摘：2 件、意 見：1 件）

前述のとおり、令和 3 年度末において債権残高の 8 割超を占めるのは、1 人の生活保護費不正受給者に係る損害賠償請求執行費及びこれに係る遅延損害金（以下「事例 A」という。）である。市所管課から入手した債権管理簿によると、事例 A に係る債権の概要は次のとおりである。

【事例Aに係る債権の概要】

摘 要	決定額	未納額	調定日	当初 納期限	督促日	最終 催告日
損害賠償請求執行費	25,016,712	18,712,670	H25.3.28	H25.4.28	H26.2.26	R3.1.15
遅延損害金 (H28②)	311,878	106,740	H28.10.28	H28.11.30	H30.12.11	R3.1.15
遅延損害金 (H28③)	465,891	465,891	H29.3.31	H29.4.28	H30.12.11	R3.1.15
遅延損害金 (H29)	935,633	935,633	H30.3.31	H30.5.30	H30.6.20	R3.1.15
遅延損害金 (H30)	935,633	935,633	H31.3.31	R1.5.14	R1.5.21	R3.1.15
遅延損害金 (R1)	935,633	935,633	R2.3.31	R2.4.30	R2.5.29	R3.1.15
遅延損害金 (R2)	561,380	561,380	R3.5.19	R3.6.30	R3.8.2	-
令和3年度収入未済合計		22,653,580				
遅延損害金 (R3)	561,380	561,380	R4.7.13	R4.8.1	-	-

出所：保護課提出資料に基づき外部監査人作成

また、債権管理簿によると、事例Aに係る特記事項は次のとおりである。

【債権管理簿における特記事項】

※本人に対して、履行延期は認めておらず、直ちに一括納付することを求める。
 ただし、本人からの申し出があれば相談に応じる余地はある。
 ※本件に関する最終納付日は H29/4/26 であり、それ以降文書による納付勧奨にも一切反応がない。
 ※今後、今までのような納付勧奨を続けても、納付される見込みは低いと思われる。よって、R4 中に課内協議のうえ、納税管理課等の関係機関と対応を協議する必要があると思われる。

出所：保護課提出資料

(ア) 遅延損害金の調定の遅れについて (指 摘)

【現状】

事例Aに係る債権の令和3年度の遅延損害金の調定日が令和4年7月13日となっており、令和3年度に発生した遅延損害金が令和3年度内に調定されていない。

【問題点・原因】

令和3年度発生分の遅延損害金は令和4年3月31日に確定することから、本来であれば令和4年3月31日に調定し、令和3年度に帰属する収入として会計処理する必要があった。

【結 果（指摘）】

遅延損害金については、発生年度の収入として調定するよう適時に会計処理されたい。

（イ）督促の遅れについて（指 摘）

【現状】

事例Aに係る債権の令和2年度発生分の遅延損害金については令和3年度において督促を行っているが、納期限が令和3年6月30日であるところ、督促状の発送日が令和3年8月2日であった。

【問題点・原因】

千葉市予算会計規則第37条第1項によると、督促については、「納期限後20日以内に督促状により督促しなければならない」と規定されていることから、令和3年度に実施した督促については、同規則の規定に反する点で問題である。

【結 果（指摘）】

遅延損害金の督促については、千葉市予算会計規則第37条第1項に基づき、納期限後20日以内に督促状を発送されたい。

（ウ）催告手続について（意 見）

【現状】

事例Aに係る債権管理簿には、「本件に関する最終納付日はH29/4/26であり、それ以降文書による納付勧奨にも一切反応がない。」と記載されており、督促状及び催告状の送付日付以外の具体的な折衝記録がない。そこで、督促状及び催告状の発送以外の手続（電話や臨戸による交渉等）を試みたことはないかどうか所管課職員に確認したところ、特段納付交渉は行っていないということであった。

また、事例Aに係る債権管理簿には、「今後、今までのような納付勧奨を続けても、納付される見込みは低いと思われる。よって、R4中に課内協議のうえ、納税管理課等の関係機関と対応を協議する必要があると思われる。」と記載されているが、所管課職員に確認した令和4年11月9日現在において、納税管理課等の関係機関と協議した実績はないということであった。

【問題点・原因】

事例Aについて、近年納付交渉を行っていない理由については、「決定当初の納付交渉で債務者との話し合いが進まず、債務者が要望を我儘に訴えるばかりだったことから、納付交渉が決裂し、以後話し合いができない状況が続いている」ということであったが、このような理由で問題の解決を先送りし、漫然と催告状を発送し続けるだけの催告手続は不適當と言わざるを得ない。所管課だけでは問題案件の解決が困難であれば、納税管理課等の関係機関と適時に連携を取る必要があるところ、監査実施時点においても何ら協議が行われていないという点でも体制上の問題がある。

【結 果（意見）】

所管課職員だけでは対応が困難な案件については、納税管理課等の関係機関と適時に連携できるようにするため、情報伝達等についての業務フローを整備するよう要望する。

③ [25 不当利得返還金]に係る検出事項について（指 摘：1件、意 見：1件）

ア. 介護サービス事業者による保険給付費返納金に係る検出事項について

介護保険サービス事業者による保険給付費返納金に対する監査結果は、介護保険事業課に係る監査結果の項で記載している（181～184頁を参照。）。

イ. 診療報酬の返還請求に係る適時適切な回収業務の実施について（指 摘、意 見）

【現状】

当該債権は生活保護法による医療扶助に係る診療報酬の返還請求権に基づき発生した未収債権である。債務者はひとつの医療法人であり、発生年度は平成30年度であるが、当初の調定金額（892,430円）が現在まで全く回収されていない。市所管課によると、当該医療機関は廃院となっており、その代表者個人への請求を行う必要があることは認識しているが、当初から市内の同じ未収債権管理部門との連携が不十分であり、また、当該債務者は他県市にも類似の債務を有しており、適時適切な連携の下で規定に基づき実施すべき適切な債権管理の手続が実施されてこなかったのが現状である。

【問題点・原因】

（ア）関連他課等との有機的な連携による債務者情報等の共有について

当該債務者の債権管理簿を閲覧しても、発生年度（平成30年度）、債務者名（医療機関S、住所）、債権の種類（私債権）、債権の内容、債権金額、返還方法（一括）、債権の状態（当初の調定のみ）が記載されているだけであり、交渉記録等が一切記録されていない。今後も、このままの状況で推移すれば、時効の更新がなされない限り、時効期間がいたずらに到来し、債務者は時効の援用を行って債権が消滅してしまう危険性が高い状況である。

また、千葉県からの通知（「診療報酬の返還について」平成31年3月）に基づき、当該債権を認識したときから、他課（精神保健福祉課）との連携を十分に図り、共同で債権回収手続を進める必要があったが、実施されておらず、現在に至っている。

確かに、当該医療機関は廃院となっており、代表者Sは代理人を委嘱し、債務整理の方針として、任意整理の予定を通知している（令和3年8月20日付け「通知書」）。しかし、このような事実に関しても、同様の延滞債権を管理している市内他課との意思疎通や連携を図っていれば、有用な債務者情報等を共有することができ

たものと考えられる。

(イ) 適正な未収債権の管理のための関連文書の保管・整備について

非強制徴収債権の適正な管理とより専門的な管理を行うためには、納税管理課と連携し、高額で徴収困難な未収債権の引き継ぎを行うことも検討することができたものとする。その再検討される要件のうち、当該債権の管理状況との関係では次の点が問題になる(「非強制徴収債権引継事務処理要領」)。

【4 引継対象事案】

(2)・・・次のアからケまでのいずれかに該当するものは引継の対象としない。

ア 債権の存在を証明する資料に不足のあるもの

一以下、省略一

当該債権の関連資料が文書管理に係る規定に基づき、一定年限(5年間)は適正に保管され、その後は廃棄されることから、診療報酬の返還請求を行うための基礎資料が廃棄されている可能性があり、返還請求額の全額を把握することもできない状況である。このような診療報酬の不正請求は頻繁に生じるものではないが、このように一旦発覚すると影響が小さくないことから、債権管理のリスク評価と適正な対応においては、重要性が高く、内部統制の整備として、リスク管理関係の業務フローや手順書の整備を進めない限り、将来発生する危険性がある診療報酬の不正請求に対して適時的確に対応することができない。

【結果(指摘)】

平成30年度に発生した診療報酬の返還請求権に基づく未収債権は、これまで債権管理簿に全く交渉記録が記載されない状態が続いているが、同一債務者の未収債権を管理する他課との情報共有を適切に進め、今後の必要な措置を検討することが必要である。すなわち、当該債務者の現状を把握し、地方自治法施行令第171条の2のただし書による措置(履行延期の特約か又は徴収停止)を採るか、又は債務名義の取得により強制執行や訴訟手続等の法的な措置を採るか、いずれかの対応を検討されたい。

そのうえで、仮に債務者が破産手続を履行する場合、その後に免責されるか、無資力等で資力の回復が困難と判断されるか、徴収停止後、相当の期間経過後に履行の見込みがなくなるかなど、これらの場合によって、未収債権の放棄を検討せざるを得ない状況も到来する。決して現在のような無作為を続けることは法的に許されるものではないと考える。

【結果(意見)】

この診療報酬の返還請求権に基づく未収債権は、頻繁に発生するものではないが、

一旦発生すれば金額的にも社会的にも影響が大きいため、この発生リスクを最小限に抑えるために、当該未収債権の適正管理に係る内部統制を整備し、その中で、たとえば、診療報酬の請求に関連する給付関係の資料の保存年限を未収債権の時効期間に対応するよう見直したり、庁内関連他課と連携してリスク発生を適時的確に把握したりして、最適な回収体制を構築するよう要望する。

4. 医療政策課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

医療政策課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】

(単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
39	一	私	看護師修学資金返還金	医療政策課	3,480,000
45	一	私	休日救急診療所使用料	医療政策課	2,658,960
99	一	私	休日救急診療所手数料（診断書作成など）	医療政策課	35,010
合 計					6,173,970

注：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. 看護師修学資金返還金

【債権管理の基本情報】

区 分		回 答 欄
1	債権番号・名称	看護師修学資金返還金
2	所管課等名称	医療政策課
3	所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
	<input type="checkbox"/>	強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/>	非強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/>	私債権
	<input type="checkbox"/>	その他（ ）
4	債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input type="checkbox"/>	法令
	<input checked="" type="checkbox"/>	条例 千葉市看護師等修学資金貸与条例
	<input checked="" type="checkbox"/>	規則 千葉市看護師等修学資金貸与条例施行規則
	<input checked="" type="checkbox"/>	要綱等 千葉市看護師等修学資金貸与制度における免除申請に係る事務処理要領
	<input type="checkbox"/>	マニュアル
5	債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	<input type="checkbox"/>	紙台帳：名称「 」
	<input checked="" type="checkbox"/>	電子システム台帳：名称「債権管理台帳」
	<input type="checkbox"/>	紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	<input type="checkbox"/>	管理する台帳なし：理由「 」
6	債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/>	同一部門である。
	<input type="checkbox"/>	分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7	債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/>	本庁部局の所管課等で実施している。
	<input type="checkbox"/>	出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
看護師修学資金返還金	予算現額	360,000	600,000	990,000	275.0%	165.0%
	現年課税・賦課分	360,000	600,000	990,000	275.0%	165.0%
	滞納繰越分	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
	調定額	8,755,000	5,570,000	4,420,000	50.5%	79.4%
	現年課税・賦課分	3,680,000	1,360,000	1,140,000	31.0%	83.8%
	滞納繰越分	5,075,000	4,210,000	3,280,000	64.6%	77.9%
	収入済額	4,545,000	2,290,000	940,000	20.7%	41.0%
	現年課税・賦課分	3,660,000	1,140,000	780,000	21.3%	68.4%
	滞納繰越分	885,000	1,150,000	160,000	18.1%	13.9%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収入未済額	4,210,000	3,280,000	3,480,000	82.7%	106.1%
	現年課税・賦課分	20,000	220,000	360,000	1800.0%	163.6%
	滞納繰越分	4,190,000	3,060,000	3,120,000	74.5%	102.0%
	収納率	51.9%	41.1%	21.3%	-30.6%	-19.8%
	現年課税・賦課分	99.5%	83.8%	68.4%	-31.0%	-15.4%
滞納繰越分	17.4%	27.3%	4.9%	-12.6%	-22.4%	
予算現額 - 収入済額	△ 4,185,000	△ 1,690,000	50,000	-1.2%	-3.0%	
現年課税・賦課分	△ 3,300,000	△ 540,000	210,000	-6.4%	-38.9%	
滞納繰越分	△ 885,000	△ 1,150,000	△ 160,000	18.1%	13.9%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
看護師修学資金返還金	0～1年以内	24	13.5%	360,000	10.3%
	1年超～2年以内	17	9.6%	220,000	6.3%
	2年超～3年以内	2	1.1%	20,000	0.6%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
	5年超	135	75.8%	2,880,000	82.8%
	合 計	178	100.0%	3,480,000	100.0%

イ. 休日救急診療所使用料

【債権管理の基本概要】

区 分	回 答 欄	
1 債権番号・名称	休日救急診療所使用料	
2 所管課等名称	医療政策課	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）		
	<input type="checkbox"/>	強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/>	非強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/>	私債権
	<input type="checkbox"/>	その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。		
	<input type="checkbox"/>	法令
	<input checked="" type="checkbox"/>	条例 千葉市休日救急診療所条例
	<input checked="" type="checkbox"/>	規則 千葉市休日救急診療所条例施行規則
	<input type="checkbox"/>	要綱等
	<input type="checkbox"/>	マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？		
	<input type="checkbox"/>	紙台帳：名称「 」
	<input checked="" type="checkbox"/>	電子システム台帳：名称「休日未収金累計」
	<input type="checkbox"/>	紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	<input type="checkbox"/>	管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？		
	<input checked="" type="checkbox"/>	同一部門である。
	<input type="checkbox"/>	分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？		
	<input checked="" type="checkbox"/>	本庁部局の所管課等で実施している。
	<input type="checkbox"/>	出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」

【未収債権に係る決算データの推移】

（単位：円）

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
休日救急診療所使用料	予算現額	334,000,000	322,280,000	322,280,000	96.5%	100.0%
	現年課税・賦課分	334,000,000	322,280,000	322,280,000	96.5%	100.0%
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	調定額	219,146,706	121,685,143	133,722,662	61.0%	109.9%
	現年課税・賦課分	216,373,556	118,861,933	130,889,152	60.5%	110.1%
	滞納繰越分	2,773,150	2,823,210	2,833,510	102.2%	100.4%
	収入済額	216,275,286	118,826,143	130,835,242	60.5%	110.1%
	現年課税・賦課分	216,228,056	118,755,143	130,823,732	60.5%	110.2%
	滞納繰越分	47,230	71,000	11,510	24.4%	16.2%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	45,250	25,490	228,460	504.9%	896.3%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	45,250	25,490	228,460	504.9%	896.3%
	収入未済額	2,826,170	2,833,510	2,658,960	94.1%	93.8%
	現年課税・賦課分	145,500	106,790	65,420	45.0%	61.3%
	滞納繰越分	2,680,670	2,726,720	2,593,540	96.7%	95.1%
	収納率	98.7%	97.7%	97.8%	-0.8%	0.2%
	現年課税・賦課分	99.9%	99.9%	100.0%	0.0%	0.0%
	滞納繰越分	1.7%	2.5%	0.4%	-1.3%	-2.1%
	予算現額 - 収入済額	117,724,714	203,453,857	191,444,758	162.6%	94.1%
現年課税・賦課分	117,771,944	203,524,857	191,456,268	162.6%	94.1%	
滞納繰越分	△ 47,230	△ 71,000	△ 11,510	24.4%	16.2%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
休日救急診療所使用料	0～1年以内	6	2.6%	65,420	2.5%
	1年超～2年以内	13	5.7%	95,280	3.6%
	2年超～3年以内	5	2.2%	63,900	2.4%
	3年超～4年以内	7	3.1%	79,200	3.0%
	4年超～5年以内	5	2.2%	63,770	2.4%
	5年超	191	84.1%	2,291,390	86.2%
	合 計	227	100.0%	2,658,960	100.0%

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることにする。

- ① [39 看護師修学資金返還金]に係る検出事項について（指摘：3件、意見：1件）

ア. 時効管理と時効期間の徒過について（指摘・意見）

【現状】

令和3年度における5年超延滞債権のうち、債務者1名、件数34件、総額72万円の貸付債権が、令和4年度において、債務者からの時効の援用により不納欠損処理が行われた。当該貸付債権について、過去の交渉経過の記録（不納欠損処理に係る決裁書類）について入手し、閲覧したところ、平成25年3月から令和2年6月までの期間において、平成30年1月に1件の催告状が送付されたことは確認することができたが、それ以外は、催告手続や納付交渉が行われた記録を確認することはできなかった。

当該貸付債権の最後の納期限が平成22年3月31日であることから、令和2年3月31日で時効期間が満了しており、それまでの間、時効中断の努力が何ら行われず、時効期間を徒過したことは問題である。交渉記録を見る限り、当初から納付に向けての誠意がないことは明らかであり、連帯保証人に対する請求や法的措置を実施すべきであったと考えられる。

【問題点・原因】

時効管理が適切に行う体制が構築されていれば、より早期に時効中断のための措置を講じることにより、当該貸付債権の保全ができていた可能性はある。本事案においては、令和2年度6月以降の債務者との詳細な交渉記録があるが、その時点ですでに時効期間が満了しており、交渉を再開するタイミングとしては明らかに遅すぎた。

また、医療政策課においては、これまで納税管理課に延滞債権を移管した実績はなく、法的措置を実施したこともないとのことであった。債権回収が問題となる事案について、債権回収に専門的な知見を持つ部署や外部の専門家と連携する体制が弱いことが伺えるため、改善の余地があるものとする。

【結果（指摘）】

時効期間の適切な管理が結果としてできなかったことから、消滅時効の期間を徒過したものと考えられるため、今後は、このような時効管理の問題が起きないように、業務手順等に適切な時効管理の手続を明記し、内部統制の整備の有効性を担保するためにリスクの適正な管理のための取組を実施されたい。

【結果（意見）】

債権回収が問題となる事案について、納税管理課等との連携や弁護士法人等への業務委託により、効果的な債権回収手続を実行するための体制を整備するよう要望する。

イ. 確定遅延損害金の調定漏れについて（指 摘）

【現状】

ア. に記載した事案については、時効が成立し、債権が消滅したことによって、その時点で遅延損害金の金額が確定することになるが、確定遅延損害金に係る調定が行われていない。また、債権が消滅したことによって当該債権に係る遅延損害金についても消滅することとなるが、確定遅延損害金に係る調定が行われていないため、確定遅延損害金に係る不納欠損処理も行われていない。

債権の不納欠損登録日を遅延損害金確定日として、本来認識すべきであったと考えられる確定遅延損害金の金額を試算すると次のとおりである。

【確定遅延損害金の試算結果】

起算日		R4. 10. 20（不納欠損登録日）			
延滞金年率		14. 5%（千葉県看護師等修学資金貸与条例第11条第1項）			
債務者	回次	元金	納期限	経過日数	違約金額
A氏	1回目	60,000	H21. 1. 31	5,010	119,416
	2回目	20,000	H21. 1. 31	5,010	39,805
	3回目	20,000	H21. 1. 31	5,010	39,805
	4回目	20,000	H21. 1. 31	5,010	39,805
	5回目	20,000	H21. 1. 31	5,010	39,805
	6回目	20,000	H21. 1. 31	5,010	39,805
	7回目	20,000	H21. 1. 31	5,010	39,805
	8回目	20,000	H21. 1. 31	5,010	39,805
	9回目	20,000	H21. 1. 31	5,010	39,805
	10回目	20,000	H21. 1. 31	5,010	39,805
	11回目	20,000	H20. 4. 30	5,286	41,998
	12回目	20,000	H20. 5. 31	5,255	41,752
	13回目	20,000	H20. 6. 30	5,225	41,513
	14回目	20,000	H20. 7. 31	5,194	41,267
	15回目	20,000	H20. 8. 31	5,163	41,021
	16回目	20,000	H20. 9. 30	5,133	40,782
	17回目	20,000	H20. 10. 31	5,102	40,536
	18回目	20,000	H20. 11. 30	5,072	40,298
債務者	回次	元金	納期限	経過日数	違約金額
A氏	19回目	20,000	H20. 12. 31	5,041	40,051
	20回目	20,000	H21. 1. 31	5,010	39,805
	21回目	20,000	H21. 2. 28	4,982	39,583
	22回目	20,000	H21. 3. 31	4,951	39,336
	23回目	20,000	H21. 4. 30	4,921	39,098
	24回目	20,000	H21. 5. 31	4,890	38,852
	25回目	20,000	H21. 6. 30	4,860	38,613
	26回目	20,000	H21. 7. 31	4,829	38,367
	27回目	20,000	H21. 8. 31	4,798	38,121
	28回目	20,000	H21. 9. 30	4,768	37,882
	29回目	20,000	H21. 10. 31	4,737	37,636
	30回目	20,000	H21. 11. 30	4,707	37,398
	31回目	20,000	H21. 12. 31	4,676	37,151
	32回目	20,000	H22. 1. 31	4,645	36,905
	33回目	20,000	H22. 2. 28	4,617	36,683
	34回目	20,000	H22. 3. 31	4,586	36,436
合計		720,000			1,418,745

出所：外部監査人作成

【問題点・原因】

債権放棄によって債権が消滅した場合には、当該債権に係る遅延損害金についても確定後ただちに消滅することとなる。したがって、遅延損害金の調定及び不納欠損処理について、その必要性が認識されていないものと考えられる。

しかし、確定遅延損害金の会計処理は本来であれば事前調定で実施すべきであること（詳細については49～51頁を参照。）に鑑みると、債権回収による場合のほか、債権放棄等の不納欠損によって債権が消滅したことによって遅延損害金の金額が確定する場合においても、確定遅延損害金の調定を行うことが正しい処理であると

言える。現状の会計処理においては、本来得られるはずであった遅延損害金を得られなかったことによる損失が把握されておらず、不納欠損の金額が過小になっているという点で問題がある。

【結果（指摘）】

不納欠損によって債権が消滅した場合には、確定遅延損害金を計算した上で当該確定遅延損害金債権を認識した上で、当該確定遅延損害金債権も併せて不納欠損処理されたい。

ウ. 遅延損害金の請求について（指 摘）

【現状】

遅延損害金の請求について、債務者によって取扱いが相違している事例が見受けられた。例えば、令和3年度において発送した催告書の事例では、未返還金内訳に「返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき修学資金の額に年14.5パーセントの割合をもって計算して得た額に相当する額」と記載された遅延損害金が含まれているものと含まれていないものがあった。

【令和3年度に発送した催告書における遅延損害金の記載状況】

債務者	未返還金	遅延損害金の記載の有無
A氏	720,000	有
B氏	150,000	有
C氏	360,000	有
D氏	80,000	有
E氏	660,000	無

出所：外部監査人作成

注：監査人が任意で入手したサンプル5件についての確認結果を記載

また、所管課からの債権管理状況調査票の回答結果及び所管課担当者へのヒヤリングによると、少なくとも過去3年間においては、遅延損害金の請求を債権元本等の回収時点で実施していないとのことであったが、平成28年度においては、実際に遅延損害金の請求を行っている事例が1件確認された。

【問題点・原因】

納期限を遅延した債務者に対しては、原則として遅延損害金を計算し、請求する必要がある。一方で、遅延損害金については、「延滞についてやむを得ない理由が

ある場合は免除される場合がある」ということである。実際に遅延損害金の計算・請求が行われていない事例が存在する原因としては、このような規定の存在が考えられるが、個々の事案における遅延損害金の請求の有無について、取扱いの基準が具体的に明らかにされていないことから、公平性の点で問題があると考えられる。

【結 果（指摘）】

遅延損害金については、原則としてすべての延滞債務について計算し、条例に定める切捨額を上回るものについては請求されたい。また、請求しないことについてやむを得ないと判断する場合の基準を明確にし、当該基準を適用して遅延損害金を請求しない場合には、決裁資料にその旨を明記されたい。

② [45 休日救急診療所使用料]に係る検出事項について（指 摘：2件、意 見：1件）

ア. 債権放棄の遅れについて（指 摘）

【現状】

債権管理状況調査票の回答によると、本債権の現在の時効は5年であり、令和2年3月31日以前に発生した債権については3年である。一方で、令和3年度末の未収債権の滞納年齢を見ると、5年超の債権が191件2,291,390円あり、本債権の大半を占めている。

所管課職員へのヒヤリングによると、5年超の滞留債権については、1件当たりの金額が決して多額ではないことや、すでに連絡が取れない債務者がほとんどであることから、催告等の積極的な債権回収手続は行っていないとのことであり、事実上、債務者による時効の援用待ちの状態に放置しているものである。

なお、医療政策課においては、少額債権については徴収停止の措置を取った上で、その翌年度に債権放棄を行うということも行っているが、その基準額は7,000円とされており、現状において債務者による時効の援用待ちの状態に放置している債権は、すべて1件当たり7,000円を超えるものである。

【問題点・原因】

所管課職員によると、本債権は強制徴収債権ではないので、債務者からの時効の援用がないと債権を消滅させることができないとの認識から、回収可能性の極めて低い債権を滞留させる事態を生じさせてしまっているとのことである。また、所管課が設定している少額の基準額を超えていることから、徴収停止措置を取ることもできないと判断しているとのことである。

しかし、千葉市債権管理条例第7条によると、「消滅時効について時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき」については、「当該債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる」と規定されている。また、当該債権放棄について議会承認は不要である旨が第8条に規定されている。これらの規定の趣旨は、回収可能性の低い債権に係る債権放棄の事務を円滑に行えるようにすることで、まさに本事例のような回収可能性が極めて低い債権を徒に放置することを防止することにあると考えられる。

したがって、このような条例の規定がある中で、時効期間が経過した債権について債権放棄の実施を検討せず、徒に時効の援用を待っている状況は問題である。

【結 果（指摘）】

休日救急診療所使用料債権について、すでに時効期間が満了しているものについては、事実上回収が期待できないことから、千葉市債権管理条例に定める債権放棄の手続を速やかに進めることを検討されたい。

イ. 催告手続について（指 摘・意 見）

【現状】

休日救急診療所使用料については、納期限の20日以内に督促状（納期は督促状発送日の10日以内）を郵送しており、なお支払がなかった債務者を対象に対して定期的に催告書を郵送している。催告手続は基本的に年に1回、文書を郵送するのみであり、電話や臨戸による催告は行われていない。

所管課職員によると、督促状を発送した債務者のうち納付に応じる者は半分くらいであり、残りの半分くらいは催告手続に移行するとのことである。また、催告手続に移行した場合、当初は債務者からの反応があり、納付に応じる者もなくはないが、催告手続を通じて債権が適切に回収できる事例は多くなく、時間の経過に応じて催告書への反応も途絶えがちになる。所管課としても、最初の数年間で債務者から反応がない場合には、催告書の発送自体を中止しているのが実態とのことである。

【問題点・原因】

未収債権については、徴収停止の措置を行ったり、債権放棄の手続を行っていかかったりする限りにおいては、債権回収の努力を継続する必要がある、特段必要な措置を取らずに、催告手続を任意で中断することは、千葉市債権管理条例の規定に反するため問題である。ただし、実態としては、発生から相当年数が経過してしまった債権については回収が難しく、催告書の発送を継続することは非効率であることは理解できることから、①で指摘したとおり、債権放棄の手続を速やかに行うこ

とが適当であると考える。

また、実際に発送している催告書の事例を閲覧したところ、納付をお願いする旨の記載にとどまっており、債務者に対する納付の動機付けの点で不十分と考えられる。

【医療政策課が郵送している催告書の文言】

千葉県休日救急診療所診療費のお支払について、いまだにご入金いただいておりません。

つきましては至急同封の納入通知書により指定納期限までにお支払くださいますよう再度お願い申し上げます。

なお、この通知の到着前に納付済の場合は、行き違いですのでご了承ください。

出所：千葉県休日救急診療所診療費のお支払のお願い（催告書）

そこで、例えば、納付が確認できなかった場合には法的措置を取ることがある旨の警告的な文言を記載すべきであると考える。さらに、催告書の文書は毎回同じものであることから、回を経るごとに債務者が慣れてしまい、無視することの後ろめたさが薄れることが考えられる。そのため、催告の回数を経るごとに警告文の表現を変更する、用紙や封筒の色を変える等の工夫が必要であると考える。

【結果（指摘）】

未収債権に係る催告手続については、任意で中止することなく、回収されるまで、又は徴収停止や債権放棄等の必要な措置が講じられるまでは継続されたい。

【結果（意見）】

債務者に対して郵送する催告書については、例えば、納付が確認できなかった場合には法的措置を取ることがある旨の警告的な文言を記載することや、催告の回数を経るごとに警告文の表現を変更する、用紙や封筒の色を変える等、債務者に対して納付を動機付ける工夫を行うよう要望する。

5. 健康保険課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

健康保険課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】

(単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
2	特	強	国民健康保険料	健康保険課	3,113,769,275
11	特	強	後期高齢者医療保険料	健康保険課	84,030,884
14	特	非	国民健康保険被保険者返納金	健康保険課	53,229,016
44	特	私	出産貸付金元利収入	健康保険課	2,704,000
85	特	私	診療報酬の返還（加算金）	健康保険課	125,588
合 計					3,253,858,763

注：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. 国民健康保険料

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	2 国民健康保険料
2 所管課等名称	保健福祉局医療衛生部健康保険課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input checked="" type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 国民健康保険法、国民健康保険法施行令、地方自治法、地方税法、国税徴収法 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市国民健康保険条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市国民健康保険条例施行規則 <input type="checkbox"/> 要綱等 <input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 統一滞納整理事務マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	紙台帳：名称「 <input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「国民健康保険システム、統一滞納管理システム」 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） 管理する台帳なし：理由「
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？（※）	<input type="checkbox"/> 同一部門である。 <input checked="" type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒賦課「健康保険課、市民総合窓口課」、徴収・未収管理「健康保険課、東西市税事務所納税第一課、納税第二課」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「原則、現年度分については健康保険課、過年度分については東西市税事務所納税第一課、納税第二課で実施している」

出所：外部監査人が実施した未収債権調査票から抜粋。以下、同様。

【未収債権に係る決算データの推移】

（単位：円）

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
国民健康保険料	予算現額	18,705,546,000	17,941,699,000	17,652,362,000	94.4%	98.4%
	現年課税・賦課分	17,775,522,000	17,157,468,000	16,938,096,000	95.3%	98.7%
	滞納繰越分	930,024,000	784,231,000	714,266,000	76.8%	91.1%
	調定額	24,095,661,472	22,932,520,555	22,522,387,156	93.5%	98.2%
	現年課税・賦課分	19,714,374,960	19,119,499,490	19,150,279,190	97.1%	100.2%
	滞納繰越分	4,381,286,512	3,813,021,065	3,372,107,966	77.0%	88.4%
	収入済額	19,080,912,503	18,352,735,143	18,509,835,713	97.0%	100.9%
	現年課税・賦課分	18,204,296,361	17,733,626,624	17,833,712,362	98.0%	100.6%
	滞納繰越分	876,616,142	619,108,519	676,123,351	77.1%	109.2%
	還付未済額	61,067,199	58,592,508	56,736,692	92.9%	96.8%
	現年課税・賦課分	58,178,831	56,817,125	54,906,682	94.4%	96.6%
	滞納繰越分	2,888,368	1,775,383	1,830,010	63.4%	103.1%
	還付未済残高	61,067,199	58,592,508	56,736,692	92.9%	96.8%
	不納欠損額	1,188,998,321	1,213,658,310	955,518,860	80.4%	78.7%
	現年課税・賦課分	929,090	3,084,280	3,098,670	333.5%	100.5%
	滞納繰越分	1,188,069,231	1,210,574,030	952,420,190	80.2%	78.7%
	収入未済額	3,886,817,847	3,424,719,610	3,113,769,275	80.1%	90.9%
	現年課税・賦課分	1,567,328,340	1,439,605,711	1,368,374,840	87.3%	95.1%
	滞納繰越分	2,319,489,507	1,985,113,899	1,745,394,435	75.2%	87.9%
	収納率	78.9%	79.8%	81.9%	3.0%	2.2%
	現年課税・賦課分	92.0%	92.5%	92.8%	0.8%	0.4%
	滞納繰越分	19.9%	16.2%	20.0%	0.1%	3.8%
	予算現額 - 収入済額	△ 436,433,702	△ 469,628,651	△ 914,210,405	209.5%	194.7%
	現年課税・賦課分	△ 486,953,192	△ 632,975,749	△ 950,523,044	195.2%	150.2%
	滞納繰越分	50,519,490	163,347,098	36,312,639	71.9%	22.2%

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
国民健康保険料	0～1年以内	238,506	46.2%	1,368,374,840	43.9%
	1年超～2年以内	192,595	37.3%	1,101,153,558	35.4%
	2年超～3年以内	59,666	11.6%	402,808,242	12.9%
	3年超～4年以内	13,039	2.5%	112,700,048	3.6%
	4年超～5年以内	5,601	1.1%	58,106,572	1.9%
	5年超	6,625	1.3%	70,626,015	2.3%
	合計	516,032	100.0%	3,113,769,275	100.0%

イ. 後期高齢者医療保険料

【債権管理の基本情報】

区	分+B3:E27	回 答 欄
1	債権番号・名称	N O. 4 5 後期高齢者医療保険料
2	所管課等名称	保健福祉局医療衛生課健康保険課
3	所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
	<input checked="" type="checkbox"/>	強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/>	非強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/>	私債権
	<input type="checkbox"/>	その他（ ）
4	債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	法令 高齢者の医療の確保に関する法律、地方自治法
	<input checked="" type="checkbox"/>	条例 千葉市後期高齢者医療に関する条例
	<input checked="" type="checkbox"/>	規則 千葉市後期高齢者医療に関する規則
	<input checked="" type="checkbox"/>	要綱等 千葉市後期高齢者医療保険料分割納付に関する取扱い基準
	<input checked="" type="checkbox"/>	マニュアル 統一滞納整理事務マニュアル
5	債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	<input type="checkbox"/>	紙台帳：名称「 」
	<input checked="" type="checkbox"/>	電子システム台帳：名称「 現年度分保険料：福祉システム 過年度分保険料：統一滞納管理システム 」
	<input type="checkbox"/>	紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	<input type="checkbox"/>	管理する台帳なし：理由「 」
6	債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？（※）	
	<input type="checkbox"/>	同一部門である。
	<input checked="" type="checkbox"/>	分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門
	⇒課税・賦課「千葉市後期高齢者医療立域連合会保険料を決定し、健康保険課が決定した保険料をもとに賦課を行う」、徴収・償還・未収管理「現年度分保険料：各区役所市民総合窓口課 過年度分保険料：東部・西部市税事務所納税第一・二課」	
7	債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input type="checkbox"/>	本庁部局の所管課等で実施している。
	<input checked="" type="checkbox"/>	出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。
	⇒ 出先機関名称：「現年度分保険料：各区役所市民総合窓口課 過年度分保険料：東部・西部市税事務所納税第一・二課」	

出所：外部監査人が実施した未収債権調査票から抜粋。以下、同様。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
後期高齢者医療保険料	予算現額	10,034,808,000	10,984,543,000	11,368,071,000	113.3%	103.5%
	現年課税・賦課分	9,998,062,000	10,951,568,000	11,335,055,000	113.4%	103.5%
	滞納繰越分	36,746,000	32,975,000	33,016,000	89.8%	100.1%
	調定額	10,154,181,325	10,963,359,602	11,112,437,717	109.4%	101.4%
	現年課税・賦課分	10,066,078,300	10,871,791,600	11,023,635,700	109.5%	101.4%
	滞納繰越分	88,103,025	91,568,002	88,802,017	100.8%	97.0%
	収入済額	10,070,039,023	10,884,320,873	11,048,429,140	109.7%	101.5%
	現年課税・賦課分	10,045,500,656	10,857,169,034	11,015,801,465	109.7%	101.5%
	滞納繰越分	24,538,367	27,151,839	32,627,675	133.0%	120.2%
	還付未済額	31,792,100	33,079,200	38,619,850	121.5%	116.7%
	現年課税・賦課分	31,374,200	32,310,400	37,871,900	120.7%	117.2%
	滞納繰越分	417,900	768,800	747,950	179.0%	97.3%
	還付未済残高	-	-	-	-	-
	不納欠損額	22,558,600	22,596,812	18,597,543	82.4%	82.3%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	22,558,600	22,596,812	18,597,543	82.4%	82.3%
	収入未済額	93,375,802	89,521,117	84,030,884	90.0%	93.9%
	現年課税・賦課分	51,951,844	46,932,966	45,706,135	88.0%	97.4%
	滞納繰越分	41,423,958	42,588,151	38,324,749	92.5%	90.0%
	収納率	98.9%	99.0%	99.1%	0.2%	0.1%
	現年課税・賦課分	99.5%	99.6%	99.6%	0.1%	0.0%
	滞納繰越分	27.4%	28.8%	35.9%	8.5%	7.1%
	予算現額 - 収入済額	△ 67,023,123	67,142,927	281,022,010	-419.3%	418.5%
	現年課税・賦課分	△ 78,812,856	62,088,566	281,381,635	-357.0%	453.2%
滞納繰越分	11,789,733	5,054,361	△ 359,625	-3.1%	-7.1%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
後期高齢者医療保険料	0～1年以内	4,365	54.6%	45,706,135	54.4%
	1年超～2年以内	2,947	36.8%	28,544,362	34.0%
	2年超～3年以内	595	7.4%	8,149,507	9.7%
	3年超～4年以内	50	0.6%	1,147,100	1.4%
	4年超～5年以内	2	0.0%	19,780	0.0%
	5年超	39	0.5%	464,000	0.6%
	合 計	7,998	100.0%	84,030,884	100.0%

ウ. 国民健康保険被保険者返納金

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	48・国民健康保険被保険者返納金
2 所管課等名称	保健福祉局医療衛生部健康保険課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
	強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権
	私債権
	その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	法令
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市債権管理条例
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則 債権管理条例施行規則、千葉市予算会計規則
	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 非強制徴収債権引継事務処理要領
	<input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 債権管理事務マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	紙台帳：名称「 」
	<input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「国保返納金給付システム」
	紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？（※）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。
	分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。
	出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」

出所：外部監査人が実施した未収債権調査票から抜粋。以下、同様。

【未収債権に係る決算データの推移】

（単位：円）

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
国民健康保険被保険者返納金	予算現額	32,396,000	38,426,000	45,810,000	141.4%	119.2%
	現年課税・賦課分	32,396,000	38,426,000	45,810,000	141.4%	119.2%
	滞納繰越分				-	-
	調定額	103,988,529	108,415,886	102,283,134	98.4%	94.3%
	現年課税・賦課分	59,617,007	57,486,100	47,820,784	80.2%	83.2%
	滞納繰越分	44,371,522	50,929,786	54,462,350	122.7%	106.9%
	収入済額	46,778,066	53,378,180	35,882,173	76.7%	67.2%
	現年課税・賦課分	46,328,790	48,065,321	33,654,383	72.6%	70.0%
	滞納繰越分	449,276	5,312,859	2,227,790	495.9%	41.9%
	還付未済額	1,351	2,331	0	0.0%	0.0%
	現年課税・賦課分	1,351	2,331	0	0.0%	0.0%
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高				-	-
	不納欠損額	5,742,320	0	13,171,945	229.4%	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	5,742,320	0	13,171,945	229.4%	-
	収入未済額	51,469,494	55,040,037	53,229,016	103.4%	96.7%
	現年課税・賦課分	13,289,568	9,423,110	14,166,401	106.6%	150.3%
	滞納繰越分	38,179,926	45,616,927	39,062,615	102.3%	85.6%
	収納率	45.0%	49.2%	35.1%	-9.9%	-14.2%
	現年課税・賦課分	77.7%	83.6%	70.4%	-7.3%	-13.2%
	滞納繰越分	1.0%	10.4%	4.1%	3.1%	-6.3%
	予算現額 - 収入済額	△ 14,383,417	△ 14,954,511	9,927,827	-69.0%	-66.4%
	現年課税・賦課分	△ 13,934,141	△ 9,641,652	12,155,617	-87.2%	-126.1%
	滞納繰越分	△ 449,276	△ 5,312,859	△ 2,227,790	495.9%	41.9%

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
国民健康保険被保険者返納金	0～1年以内	834	36.4%	21,803,938	41.0%
	1年超～2年以内	480	20.9%	7,517,858	14.1%
	2年超～3年以内	589	25.7%	8,563,964	16.1%
	3年超～4年以内	328	14.3%	9,403,538	17.7%
	4年超～5年以内	47	2.1%	2,753,618	5.2%
	5年超	14	0.6%	3,186,100	6.0%
	合計		2,292	100.0%	53,229,016

エ. 出産貸付金元利収入

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	出産費貸付金元利収入
2 所管課等名称	保健福祉局医療衛生部健康保険課
ご担当情報	ご担当： 和田 電話番号：内線：90-6331、外線：043-245-5145
代表メールアドレス	kenkohoken.HWM@city.chiba.lg.jp
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 債権管理条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 債権管理条例施行規則 <input type="checkbox"/> 要綱等 <input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 債権管理事務マニュアル(R4.4改正)
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input type="checkbox"/> 紙台帳：名称「 」 <input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「★出産貸付と高額貸付_未収債権一覧」 <input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？（※）	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」

出所：外部監査人が実施した未収債権調査票から抜粋。以下、同様。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位:円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
出産費貸付金元利収入	予算現額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分 ^{注2・3}	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	調定額	3,654,000	3,654,000	3,654,000	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	3,654,000	3,654,000	3,654,000	100.0%	100.0%
	収入済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高 ^{注4}	0	0	0	-	-
	不納欠損額	0	0	950,000	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分			950,000	-	-
	収入未済額	3,654,000	3,654,000	2,704,000	74.0%	74.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	3,654,000	3,654,000	2,704,000	74.0%	74.0%
	収納率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	現年課税・賦課分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	予算現額 - 収入済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
出産費貸付金元利収入	0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
	5年超	9	100.0%	2,704,000	100.0%
	合 計	9	100.0%	2,704,000	100.0%

③ 所掌業務

健康保険課の所掌事務のうち、未収債権管理（収入未済額の管理）に係る部分は、次に示すとおりである。

【健康保険課の所掌事務：未収債権管理関係】

区 分	所掌事務
徴収対策班	国民健康保険料の徴収に関すること

	国民健康保険料に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関すること 国民健康保険料の督促に関すること
--	--

出所：千葉市事務分掌規則に基づき外部監査人作成

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることにする。

① [2 国民健康保険料] の未収債権管理に係る検出事項について（意見：1件、参照：4件）

ア. 確定延滞金の管理等について（参照）

健康保険課が管理する国民健康保険料（以下、後期高齢者医療保険料についても同様である。）に係る延滞金のうち、滞納された本料が納付されたことに伴う延滞金については、その時点で確定することとなるため、本来であれば、事前調定を行うことが求められるが、実際には、市税と同様、事後調定としている。

この事項については、「1. 納税管理課所管する未収債権管理の監査結果につい

て」(71 頁～)に記載した監査結果を参照されたい。なお、「参照」の意味は 21 頁に記載している。

イ. 分納不履行による猶予の取消しについて（参 照）

この事項については、「1. 納税管理課所管する未収債権管理の監査結果について」(74 頁～)に記載した監査結果を参照されたい。

ウ. 換価猶予の期間について（参 照）

この事項については、「1. 納税管理課所管する未収債権管理の監査結果について」(77 頁～)に記載した監査結果を参照されたい。

エ. 外国籍の少額滞納者に対する執行停止について（参 照）

この事項については、「1. 納税管理課所管する未収債権管理の監査結果について」(78 頁～)に記載した監査結果を参照されたい。

オ. 第三者行為求償債権の管理について（意 見）

【現状】

国民健康保険等の保険者は、給付原因となる第三者の行為（以下「第三者行為」という。）により保険給付を行った場合に、その給付の価額の限度において、損害賠償請求権を取得することとなり、この請求権に関する事務を第三者行為求償に係る事務という。

たとえば、交通事故等、第三者行為により負傷した被保険者が、その治療費を加害者による損害賠償として受けるか、保険給付として受けるかのいずれかを選択することができるが、保険者としては、給付制限に該当しない限り保険給付を行う義務を負うこととなる。

また、被保険者においては、第三者行為により保険給付を受ける場合は直ちに被害の状況等を保険者に届けなければならない義務がある（国民健康保険法施行規則第 32 条の 6、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 58 条、介護保険法施行規則第 33 条の 2）。

このように、被害者である被保険者が第三者に対して有する請求権を、保険者が被保険者から取得することを「代位取得」という。

（以上、「第三者行為求償事務の手引き」（千葉県国民健康保険団体連合会）から

概要を要約した。)

このような第三者行為求償に係る債権管理において、加害者へ直接、損害賠償の請求を行う事務に伴い発生すると考えられる債権が加害者との交渉の過程で、回収ができなくなった場合、本来、受けることができる損害賠償金が受けられなくなるリスクが認識できる。

このような事務については、健康保険課は千葉県国民健康保険団体連合会（以下「千葉県国保連」という。）へ事務委託を行っているが、この委託業務の中で、回収すべき損害賠償金が回収できなくなるリスクを把握し、リスクが発生する頻度などを適切に評価して、その評価結果に対応した効果的な取組を行うことが必要になる。

【問題点・原因】

千葉市は、平成8年9月13日から千葉県国保連に対して第三者行為求償事務を委託している（千葉県国保連損害賠償求償事務処理規程等に基づく委託契約）。

直近年度の第三者行為求償事務委託による取得金額の年度推移は、次の表に示すとおりである。

【第三者行為求償事務委託による取得金額の年度推移】（単位：円、件）

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数
第1期	34,608,416	67	27,244,362	55	65,860,327	51
第2期	27,010,041	35	41,874,216	61	25,393,588	35
第3期	13,194,598	48	21,260,201	25	9,220,803	19
第4期	12,311,230	27	12,039,150	21	10,334,670	23
合 計	87,124,285	177	102,417,929	162	110,809,388	128

出所：健康保険課提出資料

この表に集計された件数及び金額は、一般被保険者に係る第三者納付金である。健康保険課はこの収入金を、一般被保険者第三者納付金（節名）として雑入で処理している。歳入調定の方法としては、千葉県国保連からの通知に基づき事前に調定を行う原則的な会計処理である。

千葉県国保連からの通知に表記されている金額を調定し、その金額の納付を受けることから、未収債権は生じないとされている。

令和3年度においては、128件で1億1,081万円の納付があった。そのうち、第1期の納付分は51件（レセプト請求件数541件）で、6,586万円である。その内訳は次の表のとおりである。

【第1期第三者納付金】

(単位：円)

国民健康保険 一般被保険者第三者納付金			
区分	件数	レセプト件数	納付額
自賠償保険分	25 件	120 件	1,961,671
任意保険分	22 件	397 件	61,916,007
加害者直接請求分	4 件	24 件	1,982,649
第1期合計	51 件	541 件	65,860,327

出所：健康保険課提出資料

この表の中の区分にある「加害者直接請求分」は千葉県国保連への業務委託で直接加害者を特定して、損害賠償金を交渉により回収する業務の結果として、実際に回収できた金額である。その額は、令和3年度の第1期で4件（レセプト請求件数：24件）、198万円であった。

この業務委託の中で、加害者が特定され、損害賠償金も当該業務委託の中で確定されるものと考えられるが、加害者が賠償を合意し、千葉県国保連がその損害賠償額を回収したときに健康保険課に通知送付されるため、市にとっては事前調定という形式をとることができる。

一方で、業務委託の中で加害者との損害賠償金の納付交渉が困難となる危険性も把握することが必要である。本来回収することが期待される損害賠償金が、業務委託の中で回収できなくなるリスクがあることを把握して適切に対処することが求められているものと考えられる。

【結果（意見）】

第三者行為求償に係る債権管理において、加害者へ直接、損害賠償の請求を行う事務に伴い発生すると考えられる債権が、業務委託の中で加害者との交渉の過程を経て、回収することができなくなったリスクが認識できることから、この委託業務の中で、回収すべき損害賠償金が回収できなくなるリスクを適正に識別し、リスクが発生する頻度などを適切に評価して、その評価結果に対応した効果的で効率的な取組を行うことが必要になる。

当該業務委託の事業者と情報を密接にとり、特に加害者への損害賠償金の回収交渉過程及びその結果について、より具体的な報告を受けることにより、回収できなくなるリスクを低減させる取組を行うよう要望する。

② [11 後期高齢者医療保険料] の未収債権管理に係る検出事項について（参 照：4 件）

ア. 確定延滞金の管理等について（参 照）

健康保険課が管理する後期高齢者医療保険料に係る延滞金のうち、滞納された本料が納付されたことに伴う延滞金については、その時点で確定することとなるため、本来であれば、事前調定を行うことが求められるが、実際には、市税と同様、事後調定としている。

この事項については、「1. 納税管理課所管する未収債権管理の監査結果について」（71 頁～）に記載した監査結果を参照されたい。なお、「参照」の意味は 21 頁に記載している。

イ. 分納不履行による猶予の取消しについて（参 照）

この事項については、「1. 納税管理課所管する未収債権管理の監査結果について」（74 頁～）に記載した監査結果を参照されたい。

ウ. 換価猶予の期間について（参 照）

この事項については、「1. 納税管理課所管する未収債権管理の監査結果について」（77 頁～）に記載した監査結果を参照されたい。

エ. 外国籍の少額滞納者に対する執行停止について（参 照）

この事項については、「1. 納税管理課所管する未収債権管理の監査結果について」（78 頁～）に記載した監査結果を参照されたい。

③ [14 国民健康保険被保険者返納金] の未収債権管理に係る検出事項について（意見：1 件）

ア. 請求金額の網羅性の確保策について（意 見）

【現状】

国民健康保険被保険者返納金の大部分は、資格喪失後の受診によるものである。この返納金の全体の滞納状況を見ると、2,292 件で 5,323 万円であり、5 年超の滞

納案件は14件、319万円であった。全体の滞納額に対して1件当たりの滞納額は、約23,000円であり極めて少額であるという特徴がある。

一方、一部には、医療機関が診療報酬請求を不正・不当に行い事後的に発覚することにより、保険者である千葉市が不正・不当に診療報酬を請求していた医療機関に対して返納金を請求することに伴い発生する未収債権も存在する。

当該未収債権の発生のかっけは、不正・不当な診療報酬の受給が事件化する場合などにより、保険者である千葉市の保険給付にも影響が出る場合などであるが、千葉市が定期的に被保険者に送付する「医療費通知」を見た被保険者が、架空の診療行為を受けたこととして医療機関が診療保険請求を行っていたことを千葉市に連絡することからも発覚するものである。

このように被保険者に送付される「医療費通知」はこの国民健康保険被保険者返納金の補足にとっては極めて重要な通知となっているが、被保険者が「医療費通知」に関心を示し、仮に架空の診療費があることを把握することによって市へ通知しない限り、この返納金の債権の補足には限界がある。

【問題点・原因】

不正・不当に診療報酬を請求に伴う返納請求金額が極めて少ない要因については、不正請求を行う医療機関が被害を受けた被保険者の情報を無断で使用し、架空の診療を元に保険請求を行っているため、被保険者が自ら必然的にそのような不正な個人情報を利用を知ることがないことなどによるものと考えられる。

このような不正請求により国民健康保険料を原資とする保険給付が不正に取得されているのである。市としては「医療費通知」等でこのような診療報酬の不正請求の補足に努めているが、被害の網羅性が担保されない現状が把握できる。

たとえば、平成元年に発覚した保険診療の不正請求は、他県の不正受給事件から把握され、千葉市の被保険者分としては、当初3人が対象となっていた。そのうち、1人のみが連絡が取れたことから、不正請求の加算金（4割加算）とともに、約44万円を返納額としたものである。ちなみに、当該案件の加算金は、「診療報酬の返還（加算金）125,588円」として未収管理しているものである。

このように、今回のケースでは、少なくとも3人の対象となる被保険者が把握されたにもかかわらず、1人しか連絡が取れなかったことから、課内で話し合い、1人分しか請求することができないとして決定している。このような事案を減少させるためには、「医療費通知」の手法の効果を改めて見直すことも必要であると考えられる。

【結果（意見）】

国民健康保険被保険者返納金のうち、現在はまだ僅少である不正・不当な診療報酬の請求に対する債権を効果的に把握し、回収するためには、被保険者の協力が必

要であり、そのための手段でもある「医療費通知」の重要性を被保険者に周知する際には、不正・不当な診療報酬の請求に対する社会の理解を高めるための注意喚起を具体的に実施するなど、関係諸機関と連携を図り、より効果的な周知方法を検討し対応することを検討するよう要望する。

④ [44 出産費貸付金元利収入] の未収債権管理に係る検出事項について
(指 摘 : 2 件)

ア. 適正な時効管理について (指 摘 : 2 件)

【現状】

出産費貸付金元利収入は平成 14 年度から平成 19 年度にかけて貸し付けた出産育児一時金の貸付金の支給に伴い、未収債権が発生したものであるが、当初の貸付は区の所管課で行っていたところ、回収が進まず、健康保険課に当該未収債権が引き継がれたものである。

現在の未収債権は 9 人に対するもので、270 万円である。これらの時効期間は既に経過した案件や 1~2 年で経過するものがほとんどである。その間、一部には徴収停止を行っている案件もあるが、現在の未収債権のほとんどは催告も実施できていない状態であった。私債権の回収事務としては、未収債権が発生したら相当の期間において、督促と催告を行い、債務者の経済状況を適時適切に把握したうえで、一括返済ができない場合、履行期限の特約を行い分割納付誓約を結び、適切な額を算定し債務者と合意して、分割納付計画を実行することが必要であったものと考えられる。過去に数件の徴収停止を実施し、令和 3 年度に不納欠損処理を実施しているが (3 件分、95 万円)、現在の 9 人の債務者にはこれから催告状を送送する予定にしているということであった。

【問題点・原因】

出産費貸付金元利収入は、平成 13 年度から始まった貸付制度であるが、平成 22 年 3 月 31 日をもって廃止されている (千葉市規則第 39 号)。当初は各区の所管課 (市民総合窓口課) で貸付を行っていたが、健康保険課から入手した債務者一覧表によると、現在の債務者 9 人は平成 14 年度から平成 19 年度に貸し付けられ、その後、調定が平成 18 年度から平成 21 年度に行われている。納付期限の記載がないものも一部にあるが、概ね、平成 22 年 6 月 30 日を納付期限とする返還通知が一斉に発出されていることが把握できる。

これに対して、「督促」として、平成 25 年 3 月 25 日に通知を出しているようであるが、この間（平成 22 年 6 月 30 日～平成 25 年 3 月 25 日までの間）の交渉記録も確認できないようである。

このような未収債権を現在の納税管理課に引き継ぐ場合、必要書類としての交渉記録や経済状況調査等の書類が不明であるということであるため、債権回収の専門部門である納税管理課に引継ぐこともできない（債権管理条例施行規則第 2 条第 6 号、第 7 号及び非強制徴収債権引継事務処理要領 4.（2）ア、イ等を参照。）。また、弁護士への回収委託も過去の経緯等が不明であり、時効期間の経過等により時効の援用が迫っていることから、効果的ではないものと考えられる。

【結 果（指摘①）】

過去に発生した出産費貸付金元利収入の回収事務について、これまでの交渉記録が不明であり、健康保険課引継後も債務者との接触ができていなかったことから、時効期間の経過の確認をしたうえで、早急に催告を行い、債務者と接触して、債務の承認が得られるのか、また、経済状況の確認の上で、徴収停止とするか、履行延期の特約による分納計画の履行へ移行するのかなど、ルールに基づいた債権回収を実施されたい。

【結 果（指摘②）】

過去に発生した出産費貸付金元利収入の回収事務に係る交渉記録については、健康保険課に引き継ぐ前の書類が不備であり、督促や経済状況等を確認している記録を把握できないものがある。このような文書の保管状況では、滞納管理の専門部門である納税管理課への引継ぎや場合によって実施される弁護士等への回収業務委託の際に重要な必要書類の不備で実施できない場合が懸念されるため、今後の適正な債権管理のために、未収債権管理に係る必要書類の文書管理について組織内で徹底するよう改めて周知されたい。

6. 生活衛生課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

生活衛生課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】

(単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
27	特	非	墓地管理料	生活衛生課	16,298,860
合 計					16,298,860

注：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. 墓地管理料

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1 債権番号・名称	墓地管理料	
2 所管課等名称	生活衛生課	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市霊園設置管理条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市霊園管理規則 <input type="checkbox"/> 要綱等 <input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 墓地管理料事務処理マニュアル	
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳：名称「墓籍台帳」内使用者欄へ入金情報メモを添付 <input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「墓地管理システム」 <input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」	
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」	
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input type="checkbox"/> 本庁部局の所掌課等で実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「桜木霊園管理事務所、平和公園管理事務所（指定管理者）」	

【当該未収債権の内容説明】

千葉県霊園設置管理条例により設置された次の霊園の各施設における使用料及び管理料に関して発生する債権である。該当する霊園及び公園の概要は次に示すとおりである。

【設置霊園名及び場所】

名 称	場 所	施 設
千葉県桜木霊園	千葉県若葉区桜木1丁目44番地	一般墓地、合葬式墓地、桜木霊堂
千葉県平和公園	千葉県若葉区多部田町1492番地2	一般墓地

【桜木霊園一般墓地及び平和公園一般墓地使用料】

1平方メートルにつき	156,250円
------------	----------

出所：千葉県霊園設置管理条例第26条 別表第1

【合葬式墓地使用料】

1体につき	70,000円
-------	---------

出所：千葉県霊園設置管理条例第26条 別表第2

【桜木霊堂使用料】

区 分	納骨壇				納骨棚 (1体)	
	1段式		5段式		1年間	1,100円
本市住民	1年間	2,200円	10年間	22,000円		
本市住民でない者		4,180円		33,000円	2,080円	

出所：千葉県霊園設置管理条例第26条 別表第3

【管理料】

年度の初日において一般墓地の使用の許可を受けている者	1区画1年につき5,020円
年度の途中において一般墓地の使用の許可を受けた者	上記金額に、当該許可を受けた日の属する月から当該年度の末月までの月数を乗じた額を12で除して得た額(その額に10円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)

出所：千葉県霊園設置管理条例第27条

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
墓地管理料	予算現額	156,967,000	160,517,000	161,709,000	103.0%	100.7%
	現年課税・賦課分 ^{注2・3}	153,773,000	157,430,000	157,947,000	102.7%	100.3%
	滞納繰越分	3,194,000	3,087,000	3,762,000	117.8%	121.9%
	調定額	176,573,380	178,051,730	177,973,820	100.8%	100.0%
	現年課税・賦課分	158,908,770	159,963,110	160,995,250	101.3%	100.6%
	滞納繰越分	17,664,610	18,088,620	16,978,570	96.1%	93.9%
	収入済額	156,675,630	159,770,120	159,997,530	102.1%	100.1%
	現年課税・賦課分	152,680,860	155,706,800	156,158,580	102.3%	100.3%
	滞納繰越分	3,994,770	4,063,320	3,838,950	96.1%	94.5%
	還付未済額	93,020	104,400	50,940	54.8%	48.8%
	現年課税・賦課分	44,370	75,210	40,990	92.4%	54.5%
	滞納繰越分	48,650	29,190	9,950	20.5%	34.1%
	還付未済残高 ^{注4}	93,020	104,400	50,940	54.8%	48.8%
	不納欠損額	1,804,920	1,828,200	1,728,370	95.8%	94.5%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	1,804,920	1,828,200	1,728,370	95.8%	94.5%
	収入未済額	18,185,850	16,557,810	16,298,860	89.6%	98.4%
	現年課税・賦課分	6,272,280	4,331,520	4,877,660	77.8%	112.6%
	滞納繰越分	11,913,570	12,226,290	11,421,200	95.9%	93.4%
	収納率	88.7%	89.7%	89.9%	1.2%	0.2%
	現年課税・賦課分	96.1%	97.3%	97.0%	0.9%	-0.3%
	滞納繰越分	22.3%	22.3%	22.6%	0.2%	0.2%
	予算現額 - 収入済額	198,350	642,480	1,660,530	837.2%	258.5%
	現年課税・賦課分	1,047,770	1,647,990	1,747,430	166.8%	106.0%
滞納繰越分	△ 849,420	△ 1,005,510	△ 86,900	10.2%	8.6%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
墓地管理料	0～1年以内	983	29.8%	4,877,660	29.9%
	1年超～2年以内	742	22.5%	3,695,490	22.7%
	2年超～3年以内	592	17.9%	2,909,130	17.8%
	3年超～4年以内	527	16.0%	2,591,940	15.9%
	4年超～5年以内	456	13.8%	2,223,820	13.6%
	5年超		0.0%		0.0%
	合 計		3,300	100.0%	16,298,040

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載 (37～39 頁) を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることにする。

① [27 墓地管理料] に係る検出事項について（指摘：1 件、意見：5 件）

ア. 墓地管理料の繰越調定の正確性について（意見）

【現状】

桜木霊園管理事務所において、令和 3 年 6 月 1 日に決裁された調定書（一括）では、次のとおり平成 28 年度から令和 2 年度まで処理した墓地管理料の調定の誤りを修正するための会計処理が行われていた。

（単位：円）

変更調定額	▲ ¥3,787,740	変更前調定額	¥7,135,370
款	霊園事業収入	変更後調定額	¥3,347,630
項	事業収入	収入済額	¥603,080
目	使用料	収入未済額	¥2,460,670
節	墓地管理料	摘要	
細節	墓地管理料	令和 3 年度過年度墓地管理料（平成	
細々節	墓地管理料（過年度分）	28 年度から令和 2 年度まで）	

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

(単位：円)

年度	令和3年4月1日 現在		令和3年6月1日 現在		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成28	75	367,690	—	—	75	367,690
平成29	96	471,630	—	—	96	471,630
平成30	128	631,040	—	—	128	631,040
令和元	158	765,780	—	—	158	765,780
令和2	—	—	224	1,111,490	224	1,111,490
			合計		681	3,347,630

令和3年6月1日までの調定額	変更前調定額	7,135,370
今回の減額調定額	変更調定額	3,787,740
最終調定額	変更後調定額	3,347,630

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

この内容の詳細を市所管課に確認したところ、回答は次のとおりであった。

平成30年度の調定額は本来631,040円であるが、4月1日付では誤って471,630円で起案してしまった。その他、令和元年度分631,040円を4月1日付、令和2年度分765,780円を6月1日付などの調定をしていなかった。本来であれば、自動繰越分が0円になるように調定変更を行い、各年度の過年度分の調定を行えば分かりやすくできるが、財務会計システムの制約上、調定額を0円にすることができないため、わかりにくい調定となってしまっている。

この回答によると、調定額について平成30年度分は過少調定で、令和元年度分、令和2年度分は調定処理を失念していたものと理解することができる。

また、同じく平和公園において、令和3年6月1日に決裁された調定書（一括）を確認したところ、次のような内容となっていた。

【調定書（一括）】

(単位：円)

変更調定額	¥3,973,230	変更前調定額	¥10,010,800
款	霊園事業収入	変更後調定額	¥13,984,030
項	事業収入	収入済額	¥438,260
目	使用料	収入未済額	¥13,545,770
節	墓地管理料	摘要	

細節	墓地管理料	墓地管理料歳入調定（過年度分）令
細々節	墓地管理料（過年度分）	和 2 年度分

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

この調定書では、令和 2 年度分の収入未済額 397 万円を増額する調定となっている。この調定書には、出納閉鎖期間終了日である令和 3 年 5 月 31 日時点における墓地管理システム上の令和 2 年度分の収入未済 806 件と収入未済額 397 万円が根拠資料として添付されている。つまり、令和 2 年度の平和公園に係る墓地管理料の収入未済額 397 万円が財務会計システム上認識されておらず、その誤りに気付いて令和 3 年度に入って当該金額を過年度分の収入未済額として財務会計システム上で会計処理を行っていることが分かる。

【問題点・原因】

桜木霊園及び平和公園の墓地管理料に係る変更調定はいずれも、過年度の収入未済額が不正確であったこと、墓地管理システム上の収入未済額と財務会計システム上の収入未済額を適時適切に管理して、翌年度への繰越処理を適切に行っていなかったが問題であった。

なお、生活衛生課によると、桜木霊園管理事務所については、担当者及び管理職が同時に異動してしまい、処理の誤りに気が付かなかったことが主たる原因であるということであった。

また、人事異動によって、債権管理事務における過年度繰越処理に影響が出ているという回答を入手している。

【結 果（意見）】

墓地管理料に係る収入未済額は、墓地管理システム上の金額と財務会計システム上の金額が一致していることを、年度末を中心に確認するよう要望する。

その確認作業と併せて、人事異動等に伴う調定処理の漏れ等については、債権管理の事務が継続的に正確に実施することができるように、たとえば、繰越調定案件のうち、4 月 1 日付けでの調定と 6 月 1 日付けでの調定を失念することなく正確に実施されるように、業務手順書等のマニュアルに記載して課内で周知するなど、内部統制の仕組みの中で事務を適正に引継いでいくよう要望する。

イ. 転居先不明に係る管理料の調定行為について（指 摘）

【現状】

桜木霊園及び平和公園の利用者のうち、死亡又は転居先不明により管理料の請求

を停止している債務者の人数と管理料の金額は次の表のとおりである。

なお、死亡と転居先不明の別は、墓地管理システム上で区別されていないため、それぞれの件数と金額は把握できなかった。

【死亡又は転居先不明の人数及び管理料】 (単位：円)

桜木霊園		平和公園	
件数	金額	件数	金額
769	3,860,380	603	3,027,060

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

これらの管理料は、請求を停止したために、そもそも市の債権として調定されていない。そのため、この表に記載の各霊園管理事務所の債権合計額である 689 万円は市の収入未済額にも含まれず、また、未収債権の回収も行われていない。

この取扱いについて市所管課に理由を求めたところ、「使用者が死亡しており、千葉県霊園設置管理条例第 20 条第 3 項に基づく市長による承継の承認がなされていない場合には、承継者が確定しておらず、債務者を特定することができなかったため、また、転居先不明の場合には、納付書を到達させることができなかったため、請求を停止している。」ということであった。

この回答に関連する千葉県霊園設置管理条例の該当条文は、次に示す条項のとおりである。

【千葉県霊園設置管理条例】(承継)

第 20 条 一般墓地又は桜木霊堂の使用者が死亡した場合において、使用者に代わって引き続き当該一般墓地又は桜木霊堂を使用しようとする者(祭祀を主宰する者に限る。以下「承継者」という。)は、使用者の地位を承継することができる。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 合葬式墓地の使用者の地位は、承継することができない。ただし、規則で定める者が承継する場合は、この限りでない。

3 前 2 項の規定による承継をしようとする者は、遅滞なく市長に届け出て、その承認を受けることにより、使用者の地位を承継する。

【問題点・原因】

転居先不明者に係る管理料を調定していない現在の実務では、これまで継続的に収入未済額として管理してきた市の債権を、繰越分の収入未済額から不納欠損処理等の正式な会計処理を行わず、簿外管理していることと同様である。

【結 果（指摘）】

桜木霊園及び平和公園の利用者が転居先不明となった場合でも、利用者に対する管理料の調定は継続し、市の債権として認識されたい。

ウ. 利用者の死亡に伴う管理料の調定の範囲について（意 見）

【現状】

利用者が死亡し、その承継者が市長から承認（千葉市霊園設置管理条例第 20 条第 3 項）を受けるまでの間は、債務者が確定できないため、市所管課はその間の管理料の調定は行っていない。一方、利用者が死亡後相当の期間が経過した後に承継の手続がなされた場合、市長による承認が行われた日の属する月以降の月割りで算定した管理料を請求している。しかし、市長による承認が行われた日の属する月より前の期間の管理料は、現在は調定されず、請求もしていない。

この理由について、生活衛生課に確認したところ、「これまでそのような運用をしてきたが、現行の条例の規定に照らし、承継者に対し、利用者の死亡時に遡って管理料を請求することができないか、改めて検討が必要と考えている。」という回答を得た。

【問題点・原因】

墓地の承継については、親族間で争いが生じ、承継の手続に数年かかるケースもあることは一般に認識することができる。しかし、現在の運用によれば、利用者が死亡した後、速やかに承継の手続を取ったケースと比べて、承継の手続に数年かかったケースでは、結果としてその間の管理料の支払いを免れていることになり、不公平が生じている。また、承継者が決まらない間も、墓地は存在し続けており、承継者は、墓地管理者による共用部分の管理の恩恵を受けていることに変わりはない。

この点、市所管課としても、「改めて検討が必要であると考えている。」という見解であった。

【結果（意見）】

利用者が死亡後相当の期間が経過した後に承継の手続がなされた場合において、承継者に対し、利用者の死亡時から市長による承認が行われた日の属する月までの間の管理料を遡って請求することの適否について改めて検討するよう要望する。

エ. 墓地使用料等の返還申請書への記載事項の記載漏れについて（意見）

【現状】

墓地使用料及び管理料は、千葉市霊園管理規則第 23 条の定めにより還付を受けることができる。

【千葉市霊園管理規則】（使用料等の還付）

第 23 条 条例第 31 条ただし書の規定により、使用料を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、この場合において還付する使用料の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額を一般墓地の面積(1 平方メートル未満の端数があるときは、これを 1 平方メートルとする。)に乗じて得た額とする。

(各号省略)

2 条例第 31 条ただし書の規定により、管理料を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、この場合において還付する管理料の額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 一般墓地の利用者が条例第 23 条第 1 項の規定により一般墓地を返還した場合既に納付した当該年度の管理料の額から条例第 27 条第 1 号に規定する管理料の額に、当該年度の使用月数(1 月未満の端数があるときは、これを 1 月に切り上げる。)を乗じた額を 12 で除して得た額(その額に 10 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を控除して得た額

(2) 一般墓地の利用者が条例第 29 条の規定により管理料の減額又は免除を受けた場合 市長が別に定める額

3 条例第 31 条ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、墓地使用料返還金申請書(様式第 16 号)を、管理料の還付を受けようとする者は、墓地管理料返還金申請書(様式第 17 号)を市長に提出しなければならない。

この第 3 項の規定に従い、桜木霊園及び平和公園において提出された利用者の申請書(様式第 16 号及び第 17 号)の一部を確認したところ、次の点を確認された。

まず、墓地使用料返還金申請書(様式第 16 号)では、墓地を返還することから、使用料の返還に際し交付された許可証を返還することになる。そのため、同申請書では返還される許可証の番号を記載する事になっているが、確認した申請書のほとんどで許可証番号が未記載となっていた。

次に、墓地管理料返還金申請書(様式第 17 号)では、ほとんどの申請書において返還金の基礎となる管理料の額が記載されていなかった。返還金は支払った管理料の一部が払い戻されるものであり、申請書上、その返還金が記載されている。しかし、返還のもととなった管理料の額が記載されていないという状態である。

【問題点・原因】

墓地使用料返還金申請書（様式第 16 号）、墓地管理料返還金申請書（様式第 17 号）いずれの場合も、申請書上記載が求められる事項（許可証番号及び管理料の額）を正確に記載した申請書を受付けていなかった。

まず、墓地使用料返還の際に許可証番号を申請書に記載されていないことについて、生活衛生課によると、許可証自体は番号を付して管理しており、使用料返還時に適切に回収しているということであった。しかし、許可証は適切に返還されているが、申請書上の記載を失念している状態にあり、その不備を改めるよう申請者に指導がなされていない状態にあると判断した。

次に、墓地管理料返還の際に管理料の額が申請書に記載されていないことについては、年度の初日から一般墓地を使用している場合、管理料は 1 区画 1 年当たり 5,020 円とされており、多くの申請者は管理料の額が 5,020 円となることから、申請書上の管理料の額を記載せず、生活衛生課においてもその記載不備を指導していないと考えられる。しかし、年度の途中から一般墓地を使用した場合、管理料は 5,020 円を 12 で除し、使用月数を乗じて計算するため、5,020 円よりも少ない金額になる。そのため、5,020 円であることを当然の前提として管理料の額を記載しない申請書を確認せずに受け入れてしまう実務は必ずしも適切ではない。

【結 果（意見）】

墓地使用料返還金申請書（様式第 16 号）及び墓地管理料返還金申請書（様式第 17 号）による申請において、生活衛生課は使用料等の還付を申請しようとする者に対して、正確な記載を指導したうえで、申請書を受理するよう要望する。

オ. 徴収停止の適用について（意 見）

【現状】

墓地管理料の滞納者に対し、地方自治法施行令第 171 条の 5 による徴収停止の実行状況を生活衛生課に確認したが、現在、地方自治法施行令第 171 条の 5 本文で、「次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるとき」とされているところ、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯への減免制度がある中で、年間 5020 円を「履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるとき」に該当するという判断をし辛いこと、また、徴収停止をすることで数年間滞納していれば催告もされなくなるという「開き直り」の態度を助長するおそれがあることなどの事情があるため、徴収停止を選択することには慎重にならざるを得ないことから、個別にその検討や意思決定は行っていないということであ

った。

墓地管理料は、1 区画 1 年につき 5,020 円であり、この金額単位で調定される。この管理料が督促や催告後相当の期間を経過してもなお完全に履行されない場合、徴収停止の実施の可否についても、を債務者の経済状況や所在確認の有無等を調査のうえで検討する必要がある。

ここで、墓地管理料は 5,020 円と少額の債権であるとはいえ、一定の回収努力を図ったのちに、なお回収できない場合は、債権管理の事務的負担を勘案し、徴収停止の可否等を検討する必要がある。

【問題点・原因】

地方自治法施行令第 171 条の 5 による徴収停止は、債権管理や回収のコストと効果を比較した場合には避けては通れない検討事項であると考え。現在、生活衛生課では、債務者の経済状況等を把握したうえで、その結果によっては徴収停止を検討するという実務が十分には浸透しておらず、徴収停止を行っていない原因になっている。

【結 果（意見）】

墓地管理料の年額は少額であることもあり、回収が困難となっている滞納債権について、債務者の経済状況を把握したうえで、場合によっては徴収停止（地方自治法施行令第 171 条の 5 第 2 号及び第 3 号）の可否を検討し、該当する滞納債権について徴収停止を行うことを検討課題とするよう要望する。

カ. 收受印内の番号記入漏れについて（意 見）

【現状】

桜木霊園管理事務所と平和公園管理事務所が受付けた墓地使用料返還金申請書や墓地管理料返還金申請書等をサンプルにて確認したところ、これら書類には以下に示す千葉市公文書取扱規程第 12 条第 2 号による様式第 4 号の收受印が押印されていた。

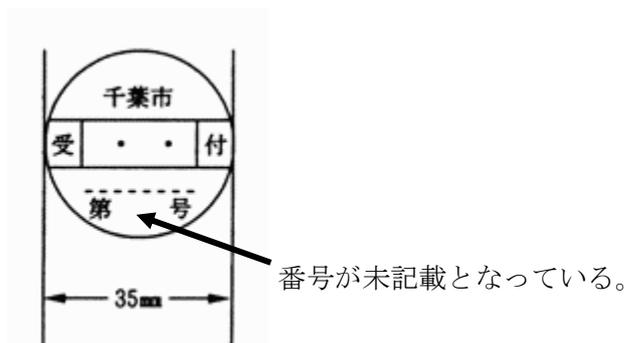
しかし、各霊園管理事務所では、文書管理システムでの管理ではなく、受付簿での管理であるが、受付簿で管理している文書番号が記入されていないものが多数見受けられた。

【千葉県公文書取扱規程】（文書の收受）

第12条 文書主任は、前条第1項の規定により配布された文書又は前条第2項の規定により受領した文書（第19条第1項において「收受文書」という。）を、次に定めるところにより処理しなければならない。ただし、刊行物その他これに類するものについてはこの限りでない。

- (1) 文書管理システムに件名、当該文書を收受した日その他必要な情報を登録し、文書番号を取得すること。ただし、軽易な文書については、文書管理システムへの登録を省略することができる。
 - (2) 当該文書が電磁的記録でない場合は、当該文書の余白に收受印（様式第4号）を押印し、收受印の番号欄に前号の規定により文書管理システムで取得した文書番号を記載すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、同種の文書を大量又は定例的に取り扱うときは、他の一定の帳簿により処理することができる。

様式第4号



生活衛生課によると、当該文書が同種の文書を大量又は定例的に取り扱うとき（同規程第12条第2項）に該当するため、紙台帳により番号管理を行っているということであった。

そこで入手した紙台帳を閲覧したところ、受付番号が付され、申請者名、返還年月日、返還金等の情報が手書で記載されていた。しかし、受付番号が付されていないが、各申請書に押印された收受印にはその番号が記載されていなかった。

【問題点・原因】

紙台帳による管理は第12条第2項により認められるが、その場合には、收受印に紙台帳上の受付番号を記入する必要がある。

実務上も、大量の申請書を受け付けていることから、收受印に番号を記入し、台帳と申請書との照合が速やかにできる状態にしておかなければ、紙台帳と申請書の照合が必要になった時に、効率的に照合作業を進めることが難しくなるものと考え

られる。

【結 果（意見）】

桜木霊園管理事務所と平和公園管理事務所の各種申請書については、押印する収受印に、紙台帳で付された番号を必ず記載して管理するよう要望する。

7. 精神保健福祉課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

精神保健福祉課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】

(単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
54	一	私	医療費戻入	精神保健福祉課	1,796,450
合 計					1,796,450

注：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. [54 医療費戻入]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	医療費戻入
2 所管課等名称	保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市債権管理条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市債権管理施行規則 <input type="checkbox"/> 要綱等 <input type="checkbox"/> マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳：名称「 債権管理台帳 」 <input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「 」 <input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」 、 徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

市が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項及び第 5 項並びに第 106 条の規定に基づく自立支援医療費としての診療報酬を支払った指定自立支援医療機関すみれクリニック(以下「すみれクリニック」という。)が、自立支援医療費を不適正受給していたことが判明し、すみれクリニックに対する不適正受給額返還請求権として認識した債権である。

市の自立支援医療費は、次の流れに沿ってすみれクリニックに支払われている。

i	すみれクリニックがレセプト(診療報酬明細書)をクリニックが所在する都道府県の社会保険報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に提出する。
ii	支払基金はレセプトをホストコンピューターで処理し、自立支援医療費を支給すべき自治体ごとに区分して、各都道府県支部が自立支援医療費に相当する診療報酬の納付書を市に発行する。
iii	市が納付書に基づき、支払基金に支払処理を実施する。
iv	支払基金が市から納付された診療報酬をすみれクリニックに支払う。

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

このすみれクリニックに対する債権は、以下のような経緯により市の債権として認識することとなった。

[未収債権認識の経緯]

1	平成 26 年 3 月 18 日から、茨城県が障害者総合支援法第 66 条に基づく検査をすみれクリニックに対し実施したところ、不適切な診療報酬請求が発見された。
2	平成 30 年 8 月 28 日付、茨城県から千葉県に対し「自立支援医療(精神通院医療)に係る診療報酬の返還について(通知)」が発出される。
3	平成 31 年 3 月 20 日付け、千葉県から当市宛てに「診療報酬等の返還について(通知)」が発出され、平成 31 年 3 月 22 日に受理した。 <u>注：茨城県から千葉県へ、千葉県から当市へ、それぞれ通知の発出時期がかなり遅いが理由は不明。</u>
4	平成 31 年 3 月 26 日から 28 日、当時の精神保健福祉課主査と旧債権管理課担当者が電話とメールでやり取りし本件の債権を『非強制徴収公債権』として扱うこととした。 ※後にこの判断は誤りと判明したため、債権の確定作業、その対応協議に時間をとられることになった。

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

なお、この表の下線部(概ね市の資料に記載のとおり掲載。)にあるとおり、茨城県が平成26年3月18日から開始した検査で不適切な診療報酬請求を発見した後、千葉県を經由して市がこの問題を認識するまでに相当の期間が経過している。この相当な期間の経過において、どのような検査等の作業が実施されていたのかについて、市所管課は把握していない。

また、このように相当の期間が経過していたため、過去の支払の事実を証明するための支出命令記録等が、文書保存期間の5年を経過しており、廃棄処分になっていた。同じく、支払基金においても詳細な支払内容を示す根拠書類については、保存期間の5年を経過しており、廃棄処分されていた。そのため、市の債権の総額を把握することができない状況となっていた。

このような中で、現在、市所管課が管理している医療費戻入の未収債権金額は、次のような経過を辿って確定している。

[医療費戻入金額の確定経過]

1	令和元年7月から11月にわたり、すみれクリニック代表S氏に電話、納付書送付、督促状送付を行い、債権回収を試みるも成果なし。
2	令和元年11月末に、S氏の転居先が判明し訪問するも本人不在。
3	令和元年12月に精神保健福祉課と旧債権管理課が協議。対応策を検討。旧債権管理課からの主な意見は次のとおり。 ・新年度に入っても納付、分割等の連絡がなければ訴訟を検討する。 ・訴訟に際しては茨城県、千葉県と足並みを揃えることを検討し、また、3者連名で訴状を送っても良いのではないかと。
4	令和2年1月から6月にわたり、茨城県への状況照会や、S氏への電話、催告書発送等を行うも、本人からの反応なし。
5	令和2年7月、茨城県から、分割納付となったものの1度も入金が無く、法的手続を取るとの連絡あり。
6	令和2年7月、精神保健衛生課と納税管理課が協議。また、7月から10月にわたって政策法務課、茨城県、千葉県と連絡を取り合い、支払基金への関係書類の公用請求などを行う。
7	令和2年10月に、東京地裁にて新宿区が起こした訴訟(第1回口頭弁論)を傍聴。
8	令和2年11月、東京簡易裁判所へS氏に対する支払督促申立書を発送。
9	令和2年12月、新宿区が提起した訴訟(第2回口頭弁論)を傍聴。閉廷後、S氏、千葉県担当者、船橋市債権回収チームとで面談実施。
10	令和3年1月4日、納税管理課と協議。そもそも、 <u>本件を最初に相談した際、</u>

	<u>当時の精神保健福祉課職員の認識不足があったとはいえ、旧債権管理課から移管の話がなかったのはいかがなものか、せめて債務確定した後の回収作業については、納税管理課で担当してもらえないかとの意見を納税管理課に伝える。納税管理課から「非強制徴収債権引継事務処理要領」（私債権についても準用可能とのこと）が示され、規定にしたがって相談してもらえれば対応検討するとの申し出があった。</u>
11	令和3年1月8日、東京地方裁判所から支払督促に対する異議申立てがなされ、訴訟に移行したとの連絡が入る。
12	令和3年2月17日、訴訟提起の起案。3月1日、東京地裁へ準備書面及び証拠説明書当を発送。
13	令和3年4月23日、東京地裁にて第1回口頭弁論。S氏は出席せず、そのまま結審。令和3年5月7日、第2回口頭弁論にて判決が出る。
14	令和3年5月13日、東京地裁から判決文受領。全面的に当市の主張が認められる。
15	令和3年6月11日、東京地裁から確定証明書受領。

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

前記のとおり、市が不適正受給額返還請求権として主張すべき債権金額の根拠を示す資料は存在していなかったが、債務者 S が茨城県に対し不適切な診療報酬があったことを認めた。そして、平成24年11月診療分から平成26年7月診療分までの合計608件、3,306万円を該当する保険者へ返還することを同意し、その書類を茨城県に提出していた。この中で千葉市との関係で債務者 S が不適切受領となっているものが179万円(平成25年2月～平成26年2月)であることが明らかになった。このことから、市はこの金額を債務者 S に対する返還請求金額としている。

しかし、この金額は、本来市が債務者 S に対して請求すべき全額を網羅しているものかどうか、関連する資料のほとんどが廃棄されていることから確認することはできない。

なお、前掲の表の下線部(概ね市の資料に記載のとおり掲載。)にあるとおり、令和3年1月4日の納税管理課との協議において、精神保健福祉課から旧債権管理課への債権の移管について話し合われなかったことが確認できる。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
医療費戻入	予算現額	1,000	1,000	1,000	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分 ^{注2・3}	1,000	1,000	1,000	100.0%	100.0%
	滞納繰越分	0	0	-	-	-
	調定額	2,011,559	1,817,618	1,796,940	89.3%	98.9%
	現年課税・賦課分	2,011,559	108	490	0.0%	453.7%
	滞納繰越分	0	1,817,510	1,796,450	-	98.8%
	収入済額	194,049	21,168	490	0.3%	2.3%
	現年課税・賦課分	194,049	108	490	0.3%	453.7%
	滞納繰越分	0	21,060	0	-	0.0%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高 ^{注4}	0	0	0	-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収入未済額	1,817,510	1,796,450	1,796,450	98.8%	100.0%
	現年課税・賦課分	1,817,510	0	0	0.0%	-
	滞納繰越分	0	1,796,450	1,796,450	-	100.0%
	収納率	9.6%	1.2%	0.0%	-9.6%	-1.1%
	現年課税・賦課分	9.6%	100.0%	100.0%	90.4%	0.0%
	滞納繰越分	-	1.2%	0.0%	-	-1.2%
	予算現額 - 収入済額	△ 193,049	△ 20,168	510	-0.3%	-2.5%
現年課税・賦課分	△ 193,049	892	510	-0.3%	57.2%	
滞納繰越分	0	△ 21,060	0	-	0.0%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
医療費戻入	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内	1	100.0%	1,796,450	100.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超		0.0%		0.0%
	合 計	1	100.0%	1,796,450	100.0%

③ その他重要な記載事項

当該未収債権（医療費戻入）は、診療報酬の不正請求に伴う請求権に基づいて調定された債権であるが、もともとは茨城県からの情報に基づき発覚したもので、複数の都縣市にわたって延滞債権となり回収が進まない未収債権である。千葉市においても、この未収債権の所管課は、精神保健福祉課以外にも、保護課所管の不当利得返還請求権に基づく未収債権が把握される。

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

① [54 医療費戻入]に係る検出事項について（意 見：3件）

ア. 診療報酬の返還請求に係る関連資料の管理状況について（意 見）

【現状】

当該未収債権は、茨城県が平成26年3月18日から開始した検査で不適切な診療報酬請求を発見し、千葉県を經由して千葉市へ診療報酬に係る資料が送付されたことから、その関連資料及び市所管課が保管していた範囲内で把握された返還請求債権である。

しかし、千葉県を經由して茨城県が千葉市を保険者とする診療報酬の請求債権に係る資料を送付してきた時期が、千葉市の当初の支出時点から相当な期間（5年程度）が経過していたことから、送られてきた資料や市所管課の保管していた資料が市の請求権に関する網羅的な資料かどうかについては、確かめることができない状況であった。

【問題点・原因】

市所管課が保管する当該診療報酬の請求権に係る資料（支出命令書等関連記録）は、既に文書保存期間の5年を経過しており、廃棄処分となっていた。同じく、支払基金においても詳細な支払内容を示す根拠書類については、保存期間の5年を経過しており、廃棄処分されていた。そのため、市が本来返還請求すべき債権の総額を把握することができない状況となっていた。

【結果（意見）】

この診療報酬の返還請求権に基づく未収債権は、頻繁に発生するものではないが、一旦発生すれば金額的にも社会的にも影響が大きいため、この発生リスクを最小限に抑えるために、当該未収債権の適正管理に係る内部統制を整備し、その中で、たとえば、診療報酬の請求に関連する給付関係の資料の保存年限を未収債権の時効期間に対応するよう見直すなど、最適な回収体制を構築するよう要望する。

イ. 庁内他課との連携について（意見）

【現状】

当該債務者Sに対する市の未収債権は、精神保健福祉課だけではなく、保護課にも同じ債務者Sに対する未収債権が管理されている（不当利得返還請求債権：892,500円（108～110頁参照。）。また、当該未収債権は私債権であり、本来は、高額かつ回収が困難な債権であれば、債権回収に関して専門性の高い納税管理課に債権を引き継ぐことも検討すべき債権であった。

しかし、これらの庁内他課との機能的な連携がこれまでの記録によると進まなかったことが把握できる（〔医療費戻入金額の確定経過〕10）。

【問題点・原因】

精神保健福祉課とのヒヤリングによると、当該医療費戻入に係る債権を把握した当時、同じ債務者Sに係る不当利得返還請求権を把握していた保護課との連携を打診していたようであるが、意思疎通の不足により、連携して債権回収に当たる機会を逃してしまったということであった。

また、当時の旧債権管理課との連携に関しては、平成31年3月下旬に電話やメールでの協議を経て当該債権の性格を非強制徴収公債権であるということで、相談を終えているようであり、当時もさらに深く対応を検討することが必要であったという認識を精神保健福祉課は現時点で持っている。すなわち、本来であれば、平成31年度・令和元年度にかけて納税管理課と相談し、令和2年4月1日に当該債権を精神保健福祉課から納税管理課へ引継ぐことを目標として、令和元年度内に速や

かに情報を収集し、同時に債務者Sに対しても納付書の送付、督促状及び催告書の発送を行い、引継のための移管作業を実施すべきであった。

この点に関しては、納税管理課への移管に関しては、非強制徴収債権引継事務処理要領の「4 引継対象事案」の(2)アで規定されているとおり、「債権の存在を証明する資料に不足のあるもの」は「引継の対象としない」とされており、関係書類の保存年限(5年)の設定と文書の廃棄等の帰結として、結局は納税管理課への引継はできなかったものと考えられる。しかし、実際にはこのようなやり取りさえも行われていなかった。

同様の債権を有していることが判明した他の市では、債権回収に係る専門部署が債務者Sに接触しており、その面談に精神保健福祉課も同席していた。千葉市も庁内の関係する他課との連携が進んでいれば、より効果的な債権回収の実務が組織的に進められていたものとする。

【結果(意見)】

今後は、債務者が同一で組織を横断するような未収債権を把握したときには、当該未収債権の取組の当初に精神保健福祉課が他課に声掛けしたように、他課と協同して債権回収に対応することができる組織的な取組を庁内に提案するよう要望する。

ウ. 不正請求に係る未収債権の回収に関する内部統制の整備について(意見)

【現状】

精神保健福祉課の事務分掌のうち、当該未収債権に係る事務として次の事務が列挙されている(千葉市事務分掌規則)。

【精神保健福祉課の事務分掌のうち関連する事務規定】

- (4) 自立支援医療費の総括に関すること。
- (5) 指定自立支援医療機関の指定に関すること。

これらの事務の執行に伴い、今回のような医療費戻入債権の延滞債権が発生したときに、適時適切に対応するための効果的な仕組みを持っているとは言えない面がある。それは、ア. やイ. で記載したとおり、文書保存年限が未収債権の請求に適切に対応していなかったことや納税管理課も含めた庁内の関係する他課との効果的な連携が必ずしもできなかったことにも表れている。

【問題点・原因】

精神保健福祉課は、今回のような未収債権の回収について専門的な知見を必ずし

も有する部署ではないと考えられる。しかし、事務の執行に伴いこのような未収債権が発生するリスクはある。

このリスクに関して、今回のような診療報酬の不正請求に関する医療費戻入債権が発生する頻度は必ずしも多くないが、一旦発生すると不正請求に関して金額的にも多額に上る危険性があり、社会的にも影響が大きいと考えられる。このような類型のリスクが想定されることから、市所管課は現状においてこのリスクに適時適切に対応するために内部統制の整備状況に係る不備を精査する必要がある。

具体的には、未収債権に関連する文書の保存年限が適切であるか、また、事業所管課としても未収債権に効果的に対処するための業務フローやリスク評価シート等の内容が十分であるか、関係する庁内の他課との連携の仕組みは想定されているか等、既存の事務執行プロセスを見直す必要があると考える。

【結 果（意見）】

今後も発生する危険性がある不正請求に伴う医療費戻入債権の延滞債権に効果的に対処するためには、通常の事務分掌の中で未収債権の発生リスクを適正に評価し、適時適切な対応ができる方策について、内部統制の運用・再整備を行うよう要望する。

8. 高齢福祉課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

高齢福祉課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。なお、未収債権の多くは各区高齢障害支援課が所掌しているが、高齢福祉課も本庁機能として所管している。

【未収債権一覧表】

(単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
50	一	私	住宅改修費戻入	高齢福祉課	2,222,813
55	一	非	老人福祉施設入所者負担金	A	1,577,428
62	一	非	特例措置者老人福祉施設入所者負担金	B	767,987
78	一	私	老人デイサービスセンター使用料	高齢福祉課	258,748
96	一	私	緊急通報システム紛失賠償金	高齢福祉課	47,385
97	特	非	シルバーハウジング利用料等	高齢福祉課	42,138
100	一	私	緊急通報システム利用月額電話料	C	30,905
102	一	私	生活管理指導短期宿泊（食材費）	D	25,200
合 計					4,972,604

注1：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

注2：上記の「所管課」内においてアルファベットで標示した箇所の所管課は次のとおりである。

A：中央区高齢障害支援課、美浜区高齢障害支援課、（高齢福祉課）

B：中央区高齢障害支援課、（高齢福祉課）

C：稲毛区高齢障害支援課、若葉区高齢障害支援課、（高齢福祉課）

D：稲毛区高齢障害支援課、（高齢福祉課）

なお、（ ）書きは本庁機能として、各区の高齢障害支援課の管理機能を有する課を表す。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. 住宅改修費戻入

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	住宅改修費戻入
2 所管課等名称	保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権
	その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 地方自治法第231条の3
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市債権管理条例第37条、38条、39条
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市予算会計規則、千葉市債権管理条例施行規則
	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 債権放棄の手續に関する事務処理要綱
	<input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 債権管理事務マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳：名称「 債権管理台帳 」
	<input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「 」
	<input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	<input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。
	<input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門
	⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。
	<input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。
	⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

平成 13・14 年度に住宅改修助成を利用して行った住宅改修について、助成後に申請内容と工事内容が異なっていることが判明し、事業者に対して差額の返還を求めているものである。既に消滅時効の年数を経過しているが、債務者から時効の援用がなされていないため、未収金（2,222,813 円）として、債務者 1 人分が残っている。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
住宅改修費戻入	予算現額	2,222,813	2,222,813	2,222,813	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	2,222,813	2,222,813	2,222,813	100.0%	100.0%
	調定額	2,222,813	2,222,813	2,222,813	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	2,222,813	2,222,813	2,222,813	100.0%	100.0%
	収入済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収入未済額	2,222,813	2,222,813	2,222,813	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	2,222,813	2,222,813	2,222,813	100.0%	100.0%
	収納率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	現年課税・賦課分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	予算現額 - 収入済額	2,222,813	2,222,813	2,222,813	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	2,222,813	2,222,813	2,222,813	100.0%	100.0%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
住宅改修費戻入	0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
	5年超	3	100.0%	2,222,813	100.0%
	合 計	3	100.0%	2,222,813	100.0%

この表によると未収債権は3件で2,222,813円であるが、債務者は1人である。

イ. 老人福祉施設入所者負担金

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	老人福祉施設入所者負担金
2 所管課等名称	美浜区高齢障害支援課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/> 私債権
	その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 地方自治法第231条の3
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉県債権管理条例第37条、38条、39条
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉県予算会計規則、千葉県債権管理条例施行規則
	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 債権放棄の手續に関する事務処理要綱
	<input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 債権管理事務マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	<input type="checkbox"/> 紙台帳：名称「入所者負担金債権管理台帳」
	<input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「調定」
	<input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。
	<input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒ 課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input type="checkbox"/> 本庁部局の所掌課等で実施している。
	<input checked="" type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「美浜区高齢障害支援課」

【当該未収債権の内容説明】

美浜区高齢障害支援課において、平成 29・30 年度、環境や経済的な理由等により在宅での生活が困難な高齢者に対して養護老人ホームへの入所措置を行った際の入所者負担額の未収金である（1,572,196 円）。本人死亡のため相続人に督促を行うも未収となっている（債務者 2 名）。

【未収債権に係る決算データの推移】

（単位：円）

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
老人福祉施設入所者負担金	予算現額	1,572,196	1,572,196	1,572,196	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	1,572,196	1,572,196	1,572,196	100.0%	100.0%
	調定額	24,171,443	24,069,553	18,046,289	74.7%	75.0%
	現年課税・賦課分	22,599,247	22,497,357	16,474,093	72.9%	73.2%
	滞納繰越分	1,572,196	1,572,196	1,572,196	100.0%	100.0%
	収入済額	20,896,851	20,925,161	16,474,093	78.8%	78.7%
	現年課税・賦課分	20,896,851	20,925,161	16,474,093	78.8%	78.7%
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収入未済額	3,274,592	3,144,392	1,572,196	48.0%	50.0%
	現年課税・賦課分	1,702,396	1,572,196	0	0.0%	0.0%
	滞納繰越分	1,572,196	1,572,196	1,572,196	100.0%	100.0%
	取納率	86.5%	86.9%	91.3%	4.8%	4.4%
	現年課税・賦課分	92.5%	93.0%	100.0%	7.5%	7.0%
	滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	予算現額 - 収入済額	△ 19,324,655	△ 19,352,965	△ 14,901,897	77.1%	77.0%
現年課税・賦課分	△ 20,896,851	△ 20,925,161	△ 16,474,093	78.8%	78.7%	
滞納繰越分	1,572,196	1,572,196	1,572,196	100.0%	100.0%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
老人福祉施設入所者負担金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内	21	100.0%	1,572,196	100.0%
	5年超		0.0%		0.0%
	合計	21	100.0%	1,572,196	100.0%

この表によると未収債権は21件で1,572,196円であるが、債務者は2人である。

③ その他重要な記載事項

ア. 各未収債権の概要説明

高齢福祉課は未収債権として、8債権、4,972,604円（令和3年度末現在）を管理し回収のための事務を行っている。その債権内容は次のとおりである。

【8債権の未収内容等】

債権名/説明
住宅改修費戻入：2,222,813円
平成13・14年度に住宅改修助成を利用して行った住宅改修について、助成後に申請内容と工事内容が異なっていることが判明し、事業者に対して差額の返還を求めているもの。既に消滅時効の年数を経過しているが、債務者から時効の援用がなされていないため、未収金として残っている（債務者1名）。
老人福祉施設入所者負担金：1,577,482
【中央区高齢障害支援課分：5,232円】
平成29年度、環境や経済的な理由等により在宅での生活が困難な高齢者に対して養護老人ホームへの入所措置を行った際の入所者負担額未収金。本人死亡のため相続人に督促を行うも未収となっている（債務者1名）。
【美浜区高齢障害支援課分】：1,572,196円
平成29・30年度、環境や経済的な理由等により在宅での生活が困難な高齢者に対して養護老人ホームへの入所措置を行った際の入所者負担額未収金。本人死亡のため相続人に督促を行うも未収となっている（債務者2名）。

特例措置者老人福祉施設入所者負担金：767,987円
【中央区高齢障害支援課分：767,987円】 令和3年度、環境や経済的な理由等により在宅での生活が困難な高齢者に対して特別養護老人ホームへの入所措置を行った際の入所者負担額未収金。令和5年1月に破産手続は完了となった（債務者1名）。
老人デイサービスセンター使用料（利用者負担、給食費）：258,748円
平成22～27年度、市有施設である「いきいきプラザ」内にて実施していたデイサービス事業の利用者負担額未収金。既に消滅時効の年数を経過しているが、債務者からの援用がなされていないため、未収金として残っている（債務者4名）。
緊急通報システム紛失賠償金：47,385円
平成27年度、市が貸与している緊急通報装置を紛失した利用者に対して、その賠償を求めているもの（債務者1名）。
シルバーハウジング利用料等（虐待居室、生活管理）：42,138円
平成20年度及び平成23年度、虐待等の理由により自宅での生活が困難な高齢者を、緊急で養護老人ホームに一時入所させた際の利用者負担額未収金。既に消滅時効の年数を経過しており、公債権については令和4年度中に不納欠損処理の予定。私債権については、債務者からの援用がなされていないため、未収金として残っている（債務者1名ずつ）。
緊急通報システム利用月額電話料：30,905円
【稲毛区高齢障害支援課分：7,880円】 令和元年度に発生した、緊急通報装置設置のために貸与する高齢者福祉電話回線使用料の未収金。本人死亡のため、同じく債権を所管する他課により相続人調査中（債務者1名）。（少額未収債権故に、費用倒れの恐れあり。）
【若葉区高齢障害支援課分：23,025円】 令和2年に発生した、緊急通報装置設置のために貸与する高齢者福祉電話回線使用料の未収金。本人と交渉し分納することとなっているが未収となっている（債務者1名）。
生活管理指導短期宿泊（食材費）：25,200円
【稲毛区高齢障害支援課分：25,200円】 平成28年度、様々な事情により自宅での生活が困難な高齢者を、緊急で養護老人ホームに一時入所させた際の利用者負担額未収金。本人が死亡し、親族が関与を拒んでおり、未収管理のための調査が成立していない（債務者1名）。

イ. 今回の監査に対する市所管課等の対応

今回の外部監査の受検を経て、市所管課は一部の債権について令和4年度中に債権放棄・不納欠損処理を目指して検討を進めている。

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

① [50 住宅改修費戻入]に係る検出事項について（指 摘：2件、意 見：1件）

ア. 時効期間の徒過及び債権放棄の遅れ等について（指 摘：2件）

【現状】

住宅改修費戻入は、高齢者住宅改修費支援サービス事業の実施に伴い発生した未収債権である。当該事業は、高齢者又は介護者が住宅設備を高齢者に適するように改修するために要する費用について、当該高齢者又は介護者に対し助成する事業であり、これにより高齢者の自立の促進等を図り、もって福祉の向上に資することを目的としている。

この制度を悪用した改修工事事業者が、平成13年度及び平成14年度に高齢者住宅改修工事を実施し、工事内容を偽って助成金申請の工事費積算を行ったことから、工事内容と完了届の間に差額が生じたものについて返還を請求したものが未収入金となっている。

(ア) 不適切な時効管理と時効期間の徒過について

改修工事事業者は、この差額を返還することで一旦は約束するが、次のような経緯（概要）により、この未収債権は既に時効期間（10年）が経過しており、債務者が時効の援用を様式により又は口頭により行えば、債権は消滅することとなる。しかし、現在に至っても債務者は時効の援用を行っていない。

この間、平成16年1月16日に債務の承認の事実が確認できることから、平成26年中には時効期間が経過している。その間、平成17年2月22日から平成30年9月4日まで交渉記録がないが、この案件では時効期間を徒過してしまったものと認識することができる。

(イ) 債権放棄の遅れについて

この案件については、適正な事項の管理ができておらず、時効期間を徒過してしまった事案である。このような事態の中で、外部監査実施時点でも債務者は時効の援用を行っていない。

これに対して、千葉市債権管理条例によると、「消滅時効に係る時効期間が満了したとき」当該未収金を放棄することができる（条例第7条第1号）が、市所管課としては、債権放棄に向けた手続に着手することが遅れてしまった。

なお、市所管課の計算によると、現時点での遅延損害金は、約220万円（令和4年12月現在）である。これまでの交渉経過の中では遅延損害金の額を債務者に伝えていない。その額が、住宅改修費戻入の額と比べても小さくない額になっていることを催告の際に債務者に対し情報として伝達することも必要であったと考える。

【問題点・原因】

(ア) 不適切な時効管理と時効期間の徒過について

時効期間が徒過したことについては、次の交渉記録の概要により確認することができる。

【主な交渉記録】

[平成14年10月] 工事内容と完了届との差額の返還に同意（書面なし）

[平成15年2月6・7日] 納付書送付

[平成15年5月14日] 督促のため訪問

[平成 15 年 5 月 15 日] 架電時に 5 月中の入金努力の表明
[平成 15 年 7 月 29 日] 会社解散という虚偽の伝達あり。
[平成 15 年 8 月 4 日] 登記簿謄本取得、会社の存続を確認。
[この間] 登記簿謄本取得、架電等を繰り返す。
[平成 16 年 1 月 16 日] 架電により支払い義務の確認
[平成 16 年 1 月 19 日] 納付書送付
[平成 17 年 2 月 21 日] 納付書送付
[この間] 催告等の記録なし
[平成 30 年 9 月 5 日] 登記簿謄本取得、法人存続を確認
[平成 31 年 2 月 8 日] 簡易書留送付（納付書等と消滅時効援用通知書の送付）
[平成 31 年 3 月 1 日～令和 2 年 1 月 15 日] 交渉記録なし
[令和 2 年 1 月 16 日] 簡易書留送付（納付書等と消滅時効援用通知書の送付）
[令和 2 年 1 月 19 日～令和 4 年 6 月 14 日] 交渉記録なし
[令和 4 年 6 月 15 日] 登記簿謄本取得
[令和 4 年 7 月 13 日] 簡易書留送付（納付書等と消滅時効援用通知書の送付）
[令和 4 年 11 月 28 日] 会社所在地訪問、債務者へ依頼
[令和 4 年 12 月 5 日] 会社所在地訪問、時効援用書の手渡し

この交渉記録の概要を見ると、平成 16 年 1 月 16 日が時効の中断と確認することができることから、その 10 年後の平成 26 年中には時効期間が経過していることとなる。しかし、その間、平成 17 年 2 月 22 日から平成 30 年 9 月 4 日まで、交渉記録がない。現時点では市所管課としては、その間の事情を確認することができないということであった。

適切な時効管理ができていれば、債務者に対する法的措置（債務名義の取得等）を実施することも必要であったと考えられる（地方自治法施行令第 171 条の 2）。

（イ）債権放棄の遅れについて

外部監査実施時点（少なくとも令和 4 年 12 月時点）でも債務者は時効の援用を行っていない。市所管課としては、当該未収債権が発生して既に 20 年ほどが経過しており、その間、交渉記録では、債務者との接触が断続的に途切れてしまっている。また、債務者との直接の接触をしていない可能性が高い。このような経緯の中で、納税管理課へ相談したのは、記録上、平成 30 年以降となっており、この間は、担当者間のメールのやり取りがあったのみで、十分な相談が行われることなく、外部監査を受検するに至ってしまった。

なお、千葉市債権管理条例の施行は平成 24 年 4 月 1 日であることから、時効期

間経過時点（平成 26 年 2 月時点）又はそれ以降では、当該未収債権を同条例第 7 条に基づき債権放棄することを検討することは可能であった。

【結 果（指摘①）】

住宅改修費戻入の未収債権は、複雑な経緯を経て現在に至っており、交渉記録も一部確認できないところもあるが、時効期間の適切な管理が結果としてできなかったことから、消滅時効の期間を徒過したものと考えられる。今後は、このような時効管理の問題が起きないように、業務手順等に適切な時効管理の手続を明記し、内部統制の整備の有効性を担保するためにリスクの適正な管理のための取組を実施されたい。

【結 果（指摘②）】

当該住宅改修費戻入の未収債権は債権放棄に至っていない。債務者が時効の援用を行えば債権は消滅する状態であるが、一方で、債務者が自主的に納付することも期待することができない。そのため、千葉市債権管理条例に定める債権放棄の手続を速やかに進められたい。

② [55 老人福祉施設入所者負担金] に係る検出事項について（意 見）

ア. 督促の遅れと延滞金の計算・伝達について（意 見）

【現状】

当該未収金は、美浜区高齢障害支援課が所管する未収債権であり、老人福祉施設入所者負担金に係る未収入金である。当該老人福祉施設入所者負担金は、老人福祉法に規定する措置に要する費用の徴収に係るものであり、千葉市老人福祉措置費用徴収規則第 2 条に徴収金の額が規定されている。

この老人福祉施設入所者負担金が未収となったのは、債務者に係るケース記録票によると、平成 29 年 9 月分から平成 31 年 3 月分までの入所に伴う費用が納付されていなかったためである。

（ア）督促の遅れについて

債務者への督促は「未納金額内訳」を見ると、令和 2 年 6 月 16 日の納入期限として発行されていることが分かる。一方、未納期間は平成 29 年度から平成 30 年度であった。入所者負担金は月次で算定されており、その都度納期が定められている。

債務者は被措置者であり支払い能力に乏しいため、当初の納付書（23 枚、1,492,706 円）は入所者の子息に送付していたが、履行されなかった。その後、一

括での弁済はできなくても少しずつ弁済できる可能性がある債務者本人に納付書を渡すよう促していたが、これも履行されなかったため、本人に対して改めて納付書を再発行して施設に送付した。しかし、毎月新たに発生する経費への弁済はされたものの、過去の債務に対する弁済はされず、その期間が続いたこと等により、長期間弁済がされないこととなったため、督促事務も大幅に遅れてしまっている。

(イ) 延滞金について

当該入所者負担金の未収入金に対する延滞金は、約 48 万円（令和 4 年 12 月現在）であるが、相続人に対して参考情報としても示されていない。千葉県税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例第 2 条に基づき算定し、債務者に対して請求をすることとなるが、その延滞金の暫定的な算定結果を、本料である入所者負担金の滞納額と一緒に債務者に対して示していない。

【問題点・原因】

督促の遅れについては、次の交渉記録の概要により確認することができる。

【主な交渉記録】

[平成 30 年 11 月 16 日] 措置入所継続判定のため、施設にて債務者（被措置者）と面談。

[令和元年 6 月 17 日] 債務者の子息へ納付書の所在について確認。

[令和元年 6 月 18 日] 債務者の子息あて納付書送付。

[令和元年 6 月末] 納付書を施設へ預けるよう債務者の子息へ文書およびメールで依頼するも反応がない状況が続く。

[令和元年 10 月 30 日] 措置入所継続判定のため、施設にて債務者（被措置者）と面談。

[令和元年 11 月 12 日] 納付書再発行、施設経由で債務者へ送付。

以降、当月分の入所者負担金は弁済されるものの、未収債権に対する弁済はなされない状況が続く。

[令和 3 年 6 月 10 日] 債務者死亡

[令和 3 年 7 月 6 日] 相続人である債務者の子息へ催告書を手渡し。

[令和 4 年 11 月 17 日] 相続人である債務者の子息へ催告。

また、請求する債権としては入所者負担金の未収額であるが、これまで債務者やその相続人に対して、参考情報としての延滞金を提示することを失念しているもの

と考えられる。

【結 果（意 見）】

未収債権となっている老人福祉施設入所者負担金の徴収は、入所者の子息の協力が十分に得られず、大幅に遅れてしまったことから、未納付期間が長く、納付されない債権に対して督促を行う時期も大幅に遅れている。

適時適切に債権回収を行うためにも、財産調査や履行延期の特約等、適切な対応をとるよう要望する。その際に、回収する債権は入所者負担金に加えて、延滞金も含まれることから、暫定的な算定に基づき本料とともに、延滞金の額も参考として提示するよう要望する。

9. 介護保険管理課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概要

① 未収債権一覧

介護保険管理課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】 (単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
7	特	強	介護保険料	介護保険管理課	230,449,361
94	特	非	介護保険給付費返納金	介護保険管理課	61,492
103	特	非	介護保険料還付金の返還金	介護保険管理課	22,940
合 計					230,533,793

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. 介護保険料

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	介護保険料
2 所管課等名称	保健福祉局 高齢障害部 介護保険管理課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input checked="" type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 介護保険法、介護保険法施行令、介護保険法施行規則、地方自治法 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市介護保険条例、千葉市債権管理条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市介護保険規則、千葉市債権管理条例施行規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 千葉市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱、強制徴収債権事務処理要領 マニュアル 債権管理事務マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	紙台帳：名称「 」 <input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「介護保険システム、統一滞納管理システム」 <input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒ 課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「各区高齢障害支援課介護保険室」

【当該未収債権の内容説明】

介護保険料は、介護保険法、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則にもとづく介護保険制度により徴収される保険料であり、65歳以上の方が納めているものであるが、諸事情により債務者が期限内に納付しなかったことによって生じたものである。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
介護保険料	予算現額	16,639,497,000	16,556,786,000	16,923,312,000	101.7%	102.2%
	現年課税・賦課分	16,541,123,000	16,467,924,000	16,844,814,000	101.8%	102.3%
	滞納繰越分	98,374,000	88,862,000	78,498,000	79.8%	88.3%
	調定額	16,333,608,244	16,069,112,209	16,410,382,810	100.5%	102.1%
	現年課税・賦課分	15,986,328,105	15,752,185,093	16,128,104,063	100.9%	102.4%
	滞納繰越分	347,280,139	316,927,116	282,278,747	81.3%	89.1%
	収入済額	15,917,011,001	15,702,865,892	16,120,797,225	101.3%	102.7%
	現年課税・賦課分	15,861,837,891	15,647,953,515	16,048,297,622	101.2%	102.6%
	滞納繰越分	55,173,110	54,912,377	72,499,603	131.4%	132.0%
	還付未済額	27,433,728	28,048,710	30,745,640	112.1%	109.6%
	現年課税・賦課分	26,764,141	27,479,575	30,212,048	112.9%	109.9%
	滞納繰越分	669,587	569,135	533,592	79.7%	93.8%
	還付未済残高	-	-	-	-	-
	不納欠損額	126,342,362	111,451,299	89,881,864	71.1%	80.6%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	126,342,362	111,451,299	89,881,864	71.1%	80.6%
	収入未済額	317,688,609	282,843,728	230,449,361	72.5%	81.5%
	現年課税・賦課分	151,254,355	131,711,153	110,018,489	72.7%	83.5%
	滞納繰越分	166,434,254	151,132,575	120,430,872	72.4%	79.7%
	収納率	97.3%	97.5%	98.0%	0.8%	0.5%
	現年課税・賦課分	99.1%	99.2%	99.3%	0.3%	0.2%
	滞納繰越分	15.7%	17.1%	25.5%	9.8%	8.3%
	予算現額 - 収入済額	695,052,271	825,871,398	771,769,135	111.0%	93.4%
	現年課税・賦課分	652,520,968	792,490,910	766,304,330	117.4%	96.7%
滞納繰越分	42,531,303	33,380,488	5,464,805	12.8%	16.4%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
介護保険料	0～1年以内	21,836	47.8%	110,018,489	47.7%
	1年超～2年以内	19,099	41.8%	94,343,052	40.9%
	2年超～3年以内	4,401	9.6%	23,681,780	10.3%
	3年超～4年以内	291	0.6%	1,771,766	0.8%
	4年超～5年以内	41	0.1%	312,655	0.1%
	5年超	49	0.1%	321,619	0.1%
	合 計	45,717	100.0%	230,449,361	100.0%

③ 所掌業務

介護保険管理課の所掌事務のうち、未収債権管理（収入未済額の管理）に係る部分は、次に示すとおりである。

【介護保険管理課の所掌事務：未収債権管理関係】

所掌事務
介護保険料その他の徴収金に係る総括に係ること。
介護保険料その他の徴収金の徴収及び収納に関すること。(他の課の所管に属するものを除く。)

出所：千葉市事務分掌規則の記述から外部監査人が作成。

【保健福祉センター高齢障害支援課介護保険室の所掌事務：未収債権管理関係】

所掌事務
介護保険料その他の徴収金の徴収に関すること(他の課の所管に属するものを除く。)
介護保険料その他の徴収金の徴収猶予及び減免に関すること。

出所：千葉市区役所事務分掌規則に基づき外部監査人作成

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載(37～39頁)を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者(弁護士)のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項を次のとおり述べることとする。

① [7 介護保険料] に係る検出事項について（指 摘、意 見）

ア. 確定延滞金の管理等について（参 照）

この事項については、「1. 納税管理課所管する未収債権管理の監査結果について」（71 頁～）に記載した監査結果を参照されたい。なお、「参照」の意味は 21 頁に記載している。以下、同様である。

イ. 分納不履行による猶予の取消しについて（参 照）

この事項については、「1. 納税管理課所管する未収債権管理の監査結果について」（74 頁～）に記載した監査結果を参照されたい。

ウ. 換価猶予の期間について（参 照）

この事項については、「1. 納税管理課所管する未収債権管理の監査結果について」（77 頁～）に記載した監査結果を参照されたい。

エ. 外国籍の少額滞納者に対する執行停止について（参 照）

この事項については、「1. 納税管理課所管する未収債権管理の監査結果について」（78 頁～）に記載した監査結果を参照されたい。

オ. 相続人調査の実施について（指 摘、意 見）

【現状】

現在、介護保険料を含めた市税や保険料などの過年度の滞納分（一部現年度分を含む。）については、各市税事務所の納税各課にて一元管理されている。そのため、滞納繰越分のある滞納者の滞納整理事務は、市税事務所納税各課へ移管されている。

ただし、債務者が死亡した場合には、その後の管理は市税事務所納税各課より、介護保険管理課を通じて該当する区の高齢障害支援課介護保険室へ返還されることとなり、実際にこのような返還の案件も生じているが、相続人の確認などの事務手続は実施されていない。

【問題点・原因】

債務者が死亡した際には、相続により相続人が法定相続分に応じて債務を相続す

ることになる。したがって、債務者が死亡した場合には、相続人を調査した上で、各相続人に対して引き続き請求する必要がある。他方で、債権額が少額の場合には、相続人調査の実施に係る費用対効果の観点からは相続人調査を行わないことも経済的合理性を有するものと考えられる。

また、相続人に請求を行う場合には、法定相続分に応じて各相続人が法的に負担すべき債務を請求する必要がある、法定相続分によらない過大あるいは過少な金額での請求は違法な請求と評価されるため（民法第 709 条等）、注意を要する。相続人調査は、被相続人の出生から亡くなるまでの戸籍の内容をすべて確認していく作業となり、転居、結婚や離婚などで本籍地が移動している場合には、それらすべての市町村へ戸籍を請求し、関連図を作成の上、相続人を特定することになるため、非常に手間がかかるケースも想定される。しかし、このように手間のかかる相続人調査を実施せずに、一部の相続人に対して、本来法律上請求することができない債権全額を請求することは一見容易な処理ではあるものの、法的には許されない処理である。

【結 果（指摘）】

介護保険料の滞納者の死亡が判明した場合には、税務担当課と連携を行い、介護保険料以外の債務がある場合には相続人に関する情報を税務担当課から取得することや、統一滞納整理組織と連携して相続人調査を実施するなど、可能な限り相続人調査を行い、納付義務を負っている相続人に法定相続分に応じて請求されたい。

【結 果（意見）】

債務者が死亡した場合の相続人調査については、債権の総合調整を行う納税管理課と連携してそのルールを制定し、少額の債権については、費用対効果の観点から徴収停止措置をとり、相続人調査を行わないことも検討するよう要望する。

また、相続人調査の手順についても、相続人調査は非常に手間と時間を要するため、債権金額と調査に要する費用とを比較衡量しながら、担当職員が実施していくのか、又は外部の専門家へ委託するのかなどを考慮しながら、相続人調査のルールを明確にしていくことを要望する。

10. 介護保険事業課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概要

① 未収債権一覧

介護保険事業課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】 (単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
18	特	非	介護サービス事業者による保険給付費返納金	介護保険事業課	40,940,818
31	特	強	過年度分保険給付費返納金	介護保険事業課	6,786,974
合 計					47,727,792

注：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

なお、監査の結果に記載する未収債権の債務者毎の内訳について、令和2年度と令和3年度の対比で示すと次の表のとおりとなる。

【未収債権一覧表：債務者別・年度比較】 (単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	年度	収入未済額
18 A社	特	非	介護サービス事業者による保険給付費返納金	介護保険事業課	R2	4,487,398
					R3	4,487,398
18 B社	特	非	介護サービス事業者による保険給付費返納金	介護保険事業課	R2	30,791,695
					R3	28,631,695
18 C社	特	非	介護サービス事業者による保険給付費返納金	介護保険事業課	R2	10,021,725
					R3	7,821,725
31 D社	特	強	過年度分保険給付費返納金	介護保険事業課	R2	6,786,974
					R3	6,786,974
合 計					R2	52,087,792
					R3	47,727,792

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. 介護サービス事業者による保険給付費返納金：非強制徴収公債権

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1	債権番号・名称	介護サービス事業者による保険給付費返納金
2	所管課等名称	保健福祉局 高齢障害部 介護保険事業課
3	所管債権は次のうちどれに該当しますか？	
	<input type="checkbox"/>	強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/>	非強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/>	私債権
	<input type="checkbox"/>	その他（ ）
4	債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input type="checkbox"/>	法令
	<input checked="" type="checkbox"/>	条例 千葉市債権管理条例
	<input checked="" type="checkbox"/>	規則 千葉市債権管理条例施行規則
	<input type="checkbox"/>	要綱等
	<input type="checkbox"/>	マニュアル
5	債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	<input type="checkbox"/>	紙台帳：名称「 」
	<input checked="" type="checkbox"/>	電子システム台帳：名称「 返還金額の分割納付状況（各事案別） 」
	<input type="checkbox"/>	紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	<input type="checkbox"/>	管理する台帳なし：理由「 」
6	債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/>	同一部門である。
	<input type="checkbox"/>	分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7	債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/>	本庁部局の所管課等で実施している。
	<input type="checkbox"/>	出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

当該未収債権の債務者は、A社、B社及びC社の3社であり、収入未済額は、それぞれ、A社が4,487,398円、B社が28,631,695円及びC社が7,821,725円である。いずれも介護保険給付費の過払いを原因とする不当利得返還請求権であり、監査や実地指導によって過払いが判明したものである。

市所管課では、非強制徴収公債権として管理し、時効期間は5年間で管理している。

A社については、令和3年に千葉地裁裁判所から破産手続開始決定を受け、同年中に異時廃止で破産手続が終了しており、破産手続による配当は存在しない。

B社については、令和3年から分割納付を実行しており、現在も分割納付を継続中である。

C社については、平成27年の実地指導によって発覚した不当利得返還請求と平成29年度の監査によって発覚した不当利得返還請求の2つの債権が存在している。C社に対する2つの債権についても平成30年から分割納付を実行しており、現在

も分割納付を継続中である。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
介護サービス事業者による保険給付費返納金	予算現額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	調定額	13,658,484	48,107,577	45,300,818	331.7%	94.2%
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分	13,658,484	48,107,577	45,300,818	331.7%	94.2%
	収入済額	1,650,000	2,806,759	4,360,000	264.2%	155.3%
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分	1,650,000	2,806,759	4,360,000	264.2%	155.3%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	還付未済残高				-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	収入未済額	12,008,484	45,300,818	40,940,818	340.9%	90.4%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	12,008,484	45,300,818	40,940,818	340.9%	90.4%
	収納率	12.1%	5.8%	9.6%	-2.5%	3.8%
	現年課税・賦課分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	12.1%	5.8%	9.6%	-2.5%	3.8%
	予算現額 - 収入済額	△ 1,650,000	△ 2,806,759	△ 4,360,000	264.2%	155.3%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	△ 1,650,000	△ 2,806,759	△ 4,360,000	264.2%	155.3%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
介護サービス事業者による保険給付費返納金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内	1	33.3%	28,631,695	69.9%
	2年超～3年以内	1	33.3%	4,487,398	11.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内	1	33.3%	7,821,725	19.1%
	5年超		0.0%		0.0%
	合 計	3	100.0%	40,940,818	100.0%

イ. 過年度分保険給付費返納金：強制徴収公債権

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1 債権番号・名称	過年度分保険給付費返納金（強制債権として整理）	
2 所管課等名称	保健福祉局 高齢障害部 介護保険事業課	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input checked="" type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	法令	
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例	千葉市債権管理条例
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則	千葉市債権管理条例施行規則
	要綱等	
	マニュアル	
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input type="checkbox"/> 紙台帳：名称「 」 <input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「 返還金額の分割納付状況（各事案別） 」 <input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」	
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒ 課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」	
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所掌課等で実施している。 <input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」	

【当該未収債権の内容説明】

当該未収債権の債務者はD社であり、平成 17 年度の千葉県による監査結果通知書から判明した不正請求を原因とする不正利得等の徴収金であり、介護保険法第 22 条第 3 項及び同法 144 条により強制徴収公債権である。当該債権については介護保険法第 200 条第 1 項により消滅時効期間が 2 年あるところ、平成 25 年以降、債務者と間で一切の交渉が行われることもなく、また、一部弁済等の時効中断事由となる事実が確認できないため、既に消滅時効期間の経過により債権は消滅しているものと考えられる。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
過年度分保険給付費 返納金	予算現額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	調定額	6,786,974	6,786,974	6,786,974	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分	6,786,974	6,786,974	6,786,974	100.0%	100.0%
	収入済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	還付未済残高				-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	収入未済額	6,786,974	6,786,974	6,786,974	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	6,786,974	6,786,974	6,786,974	100.0%	100.0%
	取納率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
現年課税・賦課分	-	-	-	-	-	
滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
予算現額 - 収入済額	0	0	0	-	-	
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-	
滞納繰越分	0	0	0	-	-	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
過年度分保険給付費返納金	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超	1	100.0%	6,786,974	100.0%
	合 計	1	100.0%	6,786,974	100.0%

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

- ア. 会計処理に関する書類
- イ. 債権発生原因に係る関連文書
- ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項を次のとおり述べることとする。

① [18 介護サービス事業者による保険給付費返納金]に係る検出事項について（指摘：2件）

ア. 滞納者との間の履行延期の処分について（指摘）

【現状】

(ア) B社について

市所管課は、B社に対し、令和3年2月2日付で納期限を同年3月1日とする不当利得返還請求書を送付し、その後、B社からの令和3年2月19日付の分割納付の申請に対し、同年同月24日付で当該申請を承認している。

B社は、令和3年3月1日から毎月年12回の分割納付を実行しているものの、資金繰りを理由に全12回で支払いが困難であるため、最終回の支払総額について、再度、令和3年12月27日付で分割納付の申請を行い、令和4年1月11日付で市の承認を受けている。なお、再度の分割納付によっても最終回の支払総額が多額であるため、再再度の分割納付の申請が見込まれる。

分割納付の申請の際には、2回とも「資金繰りが厳しく」との理由が申請書に記載されている。その際、B社の経営状況が分かる資料としては、直近の特定月における収支内訳、普通預金通帳、入出金明細照会結果、入出金出納簿及び決算報告書が入手されている。

また、履行延期の処分（地方自治法施行令第171条の6）は「介護報酬の返還の分割納付について」という決裁文書により実施しているとされている。しかし、決裁文書は、実質的に分割納付の誓約及び分納計画書の内容を記載したものであり、B社に対する履行延期の処分を決裁したり、B社へ処分内容を書面により送付したりしている事実は確認できなかった。

(イ) C社について

市所管課は、C社に対し、平成30年1月31日付で、平成27年の実地指導によって発覚した不当利得に係る不当利得返還請求書を送付し、その後、平成30年10月25日付で平成29年年度の監査によって発覚した不当利得に係る不当利得返還請求書を送付している。

C社からは、前者の不当利得返還請求について平成30年2月20日付の分割納付の申請があり、市所管課は同年同月27日付で当該申請を承認している。その後、C社からは、後者の不当利得返還請求について、前者の不当利得返還請求と併せて、平成30年11月15日付の分割納付の申請があり、介護保険事業課は同年同月28日付で当該申請を承認している。

C社は、分割納付の承認に基づき毎月年12回の分割納付を実行したものの、資金繰りを理由に全12回で支払いが困難であるため、最終回の支払総額について、再度、令和元年11月15日付で分割納付の申請を行い、同年11月28日付で市の承認を受けている。さらに、令和2年から令和4年度にかけても、C社の申請により分割納付の内容の見直しが行われている。

分割納付の申請の際には、いずれの回とも「資金繰りが厳しく」との理由が申請書に記載されている。その際、C社の経営状況が分かる資料としては、直近の特定月における収支内訳、普通預金通帳、債務承認書、確定申告書及び決算報告書が入手されている。

また、履行延期の処分（地方自治法施行令第171条の6）は「介護報酬の返還の分割納付について」という決裁文書により実施しているとされている。しかし、決裁文書は、実質的に分割納付の誓約及び分納計画書の内容を記載したものであり、C社に対する履行延期の処分を決裁したり、C社へ処分内容を書面により送付したりしている事実は確認できなかった。

【問題点・原因】

滞納債権について分割納付を認める根拠については、和解（民法695条）あるいは地方自治法施行令第171条の6による履行延期の処分によることになる。

現状、市では毎年のB社及びC社からの申請に対し承認の通知を送るのみで、履行延期の処分を行っていないものと判断される。その理由は、市所管課がこれまで実施してきたとされる履行延期の処分に係る決裁文書を閲覧すると、事実上、分割納付に係る決裁文書であり、債務者に対する履行延期の処分を内容とする決裁ではなく、かつ債務者に対して履行延期の処分に係る通知を送付していないからである。

この点、履行延期の特約について定めた地方自治法施行令第171条の6は、履行延期の処分を認めるための要件として、例えば同条第1項第1号が「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」、同条同項第2号が「債務者が当該債務の全部

を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。」と定めているように、滞納者の資力を要件とした上で、分割納付を含めた履行延期の処分を可能としている。

このことについて、市所管課では、B社及びC社の資力要件に特定月の収支内訳、預金通帳、確定申告書及び決算書等を入手しているが、そのうえで認めている分割納付額に関して、十分な合理性を担保する会計データの分析が行われているとは言えない状況である。

この点、B社及びC社の現在の年間の支払総額は、それぞれ年間 300 万円及び 200 万円に満たないところ、現在の分割納付の金額であれば、今後も毎年度の最終回の支払総額の再度の分割納付について協議が継続することが見込まれる。

一般的に、長期の分割納付は滞納のリスクが高まるところ、将来的に滞納者の財産への差し押さえによる回収も検討しなければならない。

非強制徴収公債権については強制徴収公債権と異なり、滞納者の資力について調査する権限が乏しく、将来の滞納債権についての強制執行を見据えて、滞納者の資力に関する資料（預金口座等）については可能な限り債務者から入手する必要がある。この点、履行延期の処分を行う場合には、滞納者の資力を裏付ける資料が必要であるため、その段階で、滞納者の資力について客観的な資料が入手可能である。

したがって、滞納債権について分割納付を認める場合、地方自治法施行令第 171 条の 6 に定めるところにより履行延期の処分を行えば、必然的に滞納者の資力を裏付ける資料を入手することができるため、将来の再度の不履行に備えることができるものと考えられる。

【結 果（指摘）】

滞納者による分割納付を認める場合には、地方自治法施行令第 171 条の 6 の履行延期の処分によるべきであり、現在の分割納付の方法は、履行延期の処分を行う際の資力要件の確認が不十分である。履行延期の処分の際には、履行延期の処分の要件を充足する必要があるため、例えば「資金繰りが厳しい」ことが理由である場合には、毎月の収支や保有資産に関する情報を滞納者から得た上で判断する必要があるところ、必要かつ十分な資料に基づき履行延期の処分の手続をとるよう運用を改められたい。

イ. 債権の申出について（指 摘）

【現状】

A社については、既に破産手続廃止決定により、今後も回収が困難であることか

ら、今後は地方自治法施行令第 171 条の 5 による徴収停止措置を経て、債権管理条例による債権放棄が予定されている。

【問題点・原因】

A社の破産手続において、市では千葉地方裁判所に対し、債権届出を行っている。

この点、地方自治法施行令第 171 条の 4 第 1 項は「普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。」と規定している。

同条は、破産手続等で、市が債権者として配当手続に漏れることなく参加し、配当を受ける機会を確保することを目的としており、当該債務者に対して市が有する債権額を漏れなく届け出を求めている。

しかし、市所管課は、元本のみ記載して破産債権届出書を千葉地方裁判所に提出しており、既に発生している遅延損害金については届出をしていない。

今回のA社の破産手続については、異時廃止によって終了したため配当手続に至らなかったものの、仮に配当手続に移行していた場合、届出債権の債権額について遅延損害金が増えていることで、破産手続上は市が有している債権額が実際有している債権額より少額で扱われ、本来受けられる配当額を下回る可能性があり、債権管理としては不十分であると言わざるを得ない。

【結 果（指摘）】

今後、破産手続等で債権の申出を行う場合には、遅延損害金も含めて、市の当該債務者に対して有している債権を正確に記載した上で、届出を行うよう、業務手順書等に記載したうえで市所管課内において周知されたい。

② [31 過年度分保険給付費返納金]に係る検出事項について（指 摘：1件）

ア. 消滅時効期間の経過について（指 摘）

【現状】

D社については、平成 17 年度の千葉県による監査結果通知書から判明した不正請求を原因とする不正利得等の徴収金であり、介護保険法第 22 条第 3 項及び同法 144 条により強制徴収公債権である。また、当該債権については介護保険法第 200 条第 1 項により消滅時効期間が 2 年ある。

【問題点・原因】

このD社に係る過年度分保険給付費返納金に関しては、平成 25 年以降、債務者と間で一切の交渉が行われていない。また、一部弁済等の時効中断事由となる事実が確認できない。したがって、既に消滅時効期間の経過により債権は消滅しているものと考えられる。

【結果（指摘）】

D社に係る過年度分保険給付費返納金については、9 年程度、納付交渉がなく、かつ一部弁済等の時効中断事由等が確認できないため、消滅時効期間が経過していることを確認し、不納欠損処分を検討されたい。

11. 障害者自立支援課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

障害者自立支援課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】

(単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
29	一	私	心身障害者扶養共済加入 金負担金	障害者自立支援課	7,541,500
35	一	非	福祉手当戻入	障害者自立支援課	5,261,430
51	一	非	医療費助成過払い戻入	障害者自立支援課	2,042,665
81	一	私	住宅改造費助成金過払い 戻入	障害者自立支援課	187,424
83	一	私	心身障害者扶養共済収入	障害者自立支援課	140,000
105	一	私	心身障害者扶養共済の過 払い戻入	障害者自立支援課	20,000
114	一	私	福祉電話返還金	障害者自立支援課	4,991
117	一	私	成年後見人選任の市長申 立てに係る償還請求金	障害者自立支援課	2,600
合 計					15,200,610

注1：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. [29 心身障害者扶養共済加入金負担金]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	心身障害者扶養共済加入者負担金
2 所管課等名称	障害者自立支援課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権
	その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 地方自治法
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市債権管理条例
	<input type="checkbox"/> 規則
	<input type="checkbox"/> 要綱等
	<input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 債権管理事務マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	紙台帳：名称「 」
	<input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「債権管理台帳」
	紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。
	分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門
	⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。
	出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。
	⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

心身障害者扶養共済加入者負担金は、福祉医療機構が実施している「障害者扶養共済制度」における掛金であり、加入者に代わり千葉市が掛金を福祉医療機構へ納めている。この掛金を千葉市が加入者へ請求しているが、制度の趣旨に鑑みて負担金を加入者が納めなくても千葉市は掛金を福祉医療機構へ納めている。

なお、当該制度は、障害のある方を扶養している方が生存中に毎月一定額の掛金を納付することにより、万一死亡又は重度の障害となったときに、残された障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度に基づくものである。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
心身障害者扶養共済加入者負担金	予算現額	29,845,000	28,038,000	32,127,000	107.6%	114.6%
	現年課税・賦課分	29,845,000	28,038,000	32,127,000	107.6%	114.6%
	滞納繰越分	0	0	0	—	—
	調定額	34,291,120	34,841,960	34,513,190	100.6%	99.1%
	現年課税・賦課分	27,176,520	27,346,010	27,017,420	99.4%	98.8%
	滞納繰越分	7,114,600	7,495,950	7,495,770	105.4%	100.0%
	収入済額	27,138,820	27,346,010	26,947,890	99.3%	98.5%
	現年課税・賦課分	27,138,820	27,346,010	26,947,890	99.3%	98.5%
	滞納繰越分	0	0	0	—	—
	還付未済額	0	0	0	—	—
	現年課税・賦課分	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	0	0	0	—	—
	還付未済残高	0	0	0	—	—
	不納欠損額	0	0	23,800	—	—
	現年課税・賦課分	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	0	0	23,800	—	—
	収入未済額	7,152,300	7,495,950	7,541,500	105.4%	100.6%
	現年課税・賦課分	37,700	0	69,530	184.4%	—
	滞納繰越分	7,114,600	7,495,950	7,471,970	105.0%	99.7%
	収納率	79.1%	78.5%	78.1%	-1.1%	-0.4%
	現年課税・賦課分	99.9%	100.0%	99.7%	-0.1%	-0.3%
	滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	予算現額 - 収入済額	2,706,180	691,990	5,179,110	191.4%	748.4%
現年課税・賦課分	2,706,180	691,990	5,179,110	191.4%	748.4%	
滞納繰越分	0	0	0	—	—	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
心身障害者扶養共済加入者負担金	0～1年以内	4	0.5%	56,550	0.7%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	2	0.2%	37,300	0.5%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
	5年超	851	99.3%	7,447,650	98.8%
	合 計	857	100.0%	7,541,500	100.0%

イ. [35 福祉手当戻入]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1 債権番号・名称	福祉手当戻入	
2 所管課等名称	障害者自立支援課	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 地方自治法 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市債権管理条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市予算会計規則 <input type="checkbox"/> 要綱等 <input type="checkbox"/> マニュアル	
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input type="checkbox"/> 紙台帳：名称「債権管理簿、債券管理台帳」 <input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「債権者一覧」 <input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」	
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」	
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「各区保健福祉センター高齢障害支援課」	

【未収債権に係る決算データの推移】

（単位：円）

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
福祉手当戻入	予算現額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	調定額	7,814,190	9,190,306	7,457,930	95.4%	81.1%
	現年課税・賦課分	4,328,160	7,164,336	4,726,320	109.2%	66.0%
	滞納繰越分	3,486,030	2,025,970	2,731,610	78.4%	134.8%
	収入済額	1,845,050	3,676,676	2,156,500	116.9%	58.7%
	現年課税・賦課分	1,347,150	2,486,076	1,595,000	118.4%	64.2%
	滞納繰越分	497,900	1,190,600	561,500	112.8%	47.2%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	還付未済残高				-	-
	不納欠損額	0	246,660	40,000	-	16.2%
	現年課税・賦課分		75,620	40,000	-	52.9%
	滞納繰越分		171,040		-	0.0%
	収入未済額	5,969,140	5,266,970	5,261,430	88.1%	99.9%
	現年課税・賦課分	2,981,010	4,602,640	3,091,320	103.7%	67.2%
	滞納繰越分	2,988,130	664,330	2,170,110	72.6%	326.7%
	収納率	23.6%	40.0%	28.9%	5.3%	-11.1%
	現年課税・賦課分	31.1%	34.7%	33.7%	2.6%	-1.0%
	滞納繰越分	14.3%	58.8%	20.6%	6.3%	-38.2%
	予算現額 - 収入済額	△ 1,845,050	△ 3,676,676	△ 2,156,500	116.9%	58.7%
	現年課税・賦課分	△ 1,347,150	△ 2,486,076	△ 1,595,000	118.4%	64.2%
	滞納繰越分	△ 497,900	△ 1,190,600	△ 561,500	112.8%	47.2%

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
福祉手当戻入	0～1年以内	6	7.4%	800,000	15.2%
	1年超～2年以内	10	12.3%	955,760	18.2%
	2年超～3年以内	8	9.9%	1,075,800	20.4%
	3年超～4年以内	27	33.3%	1,493,320	28.4%
	4年超～5年以内	4	4.9%	469,000	8.9%
	5年超	26	32.1%	467,550	8.9%
	合計	81	100.0%	5,261,430	100.0%

ウ. [51 医療費助成過払い戻入]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1 債権番号・名称	医療費助成過払い戻入	
2 所管課等名称	障害者自立支援課、各区高齢障害支援課	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 地方自治法 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市債権管理条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市予算会計規則 <input type="checkbox"/> 要綱等 <input type="checkbox"/> マニュアル	
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳：名称「債権管理台帳」 <input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「債権者一覧」 <input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」	
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」	
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 各区保健福祉センター高齢障害支援課 」	

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
医療費助成過払い戻入	予算現額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	調定額	21,870,965	19,517,460	18,639,312	85.2%	95.5%
	現年課税・賦課分	19,749,788	17,401,143	16,523,451	83.7%	95.0%
	滞納繰越分	2,121,177	2,116,317	2,115,861	99.7%	100.0%
	収入済額	19,754,648	17,401,599	16,596,647	84.0%	95.4%
	現年課税・賦課分	19,613,106	17,389,599	16,349,077	83.4%	94.0%
	滞納繰越分	141,542	12,000	247,570	174.9%	2063.1%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高				-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収入未済額	2,116,317	2,115,861	2,042,665	96.5%	96.5%
	現年課税・賦課分	136,682	11,544	174,374	127.6%	1510.5%
	滞納繰越分	1,979,635	2,104,317	1,868,291	94.4%	88.8%
	収納率	90.3%	89.2%	89.0%	-1.3%	-0.1%
	現年課税・賦課分	99.3%	99.9%	98.9%	-0.4%	-1.0%
滞納繰越分	6.7%	0.6%	11.7%	5.0%	11.1%	
予算現額 - 収入済額	△ 19,754,648	△ 17,401,599	△ 16,596,647	84.0%	95.4%	
現年課税・賦課分	△ 19,613,106	△ 17,389,599	△ 16,349,077	83.4%	94.0%	
滞納繰越分	△ 141,542	△ 12,000	△ 247,570	174.9%	2063.1%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
医療費助成過払い戻入	0～1年以内	2	22.2%	174,374	8.5%
	1年超～2年以内	3	33.3%	48,824	2.4%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内	4	44.4%	1,819,467	89.1%
	5年超		0.0%		0.0%
	合 計	9	100.0%	2,042,665	100.0%

③ 所掌業務

障害者自立支援課の所掌事務のうち、未収債権管理（収入未済額の管理）に係る部分は、次に示すとおりである。

【障害者自立支援課の所掌事務：未収債権管理関係】

所掌事務
自立支援給付(他課等の主管に属しないものに限る。)に関する事
障害者に係る各種手当の支給の総括に関する事。

出所：千葉市事務分掌規則に基づき外部監査人作成

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

① [29 心身障害者扶養共済加入金負担金]に係る検出事項について（指 摘：2件、意見：1件）

ア. 長期滞留債権について（指 摘：2件、意見：1件）

【現状】

前記の表「滞納に係る年齢別件数及び滞納額の内訳」をみると、5年超のものが851件、7,447,650円ある。

本来であれば、千葉市中心身障害者扶養共済条例及び千葉市中心身障害者扶養共済条例施行規則に従えば、加入者が原則として2ヶ月間の掛金の納付を滞納した際には、加入者の地位を失うものとされている。一方で、障害者扶養共済制度の制度が障害のある方を育てている保護者が毎月掛金を納めることで、保護者が亡くなった時などに、障害のある方に対して一定額の年金を一生涯支給するという社会福祉にある

ため、千葉市としては状況を判断の上、掛金の支払いを継続していたものである。

また、履行延期の特約を実施しないで債務者から分納誓約を受け分割納付計画書の提出を受けている。

さらに、滞納者である加入者が死亡しているケースもある。

【問題点・原因】

地方自治法施行令第171条の2第2号によれば、地方公共団体の長は、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、同171条の5の徴収停止をとる場合、同171条の6の履行延期の特約等をとる場合、その他特別の事情があると認める場合を除き、債務名義のある債権については、強制執行の手続をとらなければならない旨規定している。

心身障害者扶養共済加入金負担金は私債権であるところ、滞納債権の90パーセントが5年以上滞納している状況であり、既に督促後相当期間は経過していると考えられる。

したがって、徴収停止や履行延期の特約をとる場合を除いて、訴訟により判決（債務名義）を取得し、強制執行手続をとらなければならないところ、いずれの措置もとられることなく、一部の債権について催告が繰り返されているのみである。

また、実際には履行期限延期申請書の徴取により、履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6）を行っているものと判断して、債務者から分納誓約を受け、分割納付計画書の提出を受領している。現状の履行期限延期申請書の徴取だけでは、法が予定する履行延期の特約にはならないものと考えられる。なぜなら、当該未収債権は非強制徴収債権であるため、債務者の財産調査を強制的に実施することができない中で、債務者からの履行期限延期の申請に対して、任意である資力調査を十分に実施する機会が与えられたこととなり、この申請の機会に、市所管課は債務者から自らの経済状況や資産の保有状況など、その資力を聴取することができるのである。この機会に債務者の資力に関する情報を得ることができなければ、履行延期の特約を経て合意する分割納付計画書における分納額の合理性を承認することはできないこととなる。このように、履行延期の特約を行わない場合、期限の利益や遅延損害金の計算の中断などの利益を正式に与えることにはならず、債務者にとって不利であるばかりではなく、市所管課としても分納額の合理性を検証することができないものとする。

【結果（指摘①）】

5年以上滞納が継続している債権のうち消滅時効期間が経過していない債権については、既に地方自治法施行令第171条の2の督促をした後、相当の期間を経過している債権であり、強制執行に向けた手続あるいは徴収停止措置をとられたい。

【結 果（指摘②）】

滞納債権の債務者から任意の財産調査をせずに分納計画書を徴取しているが、履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6）を行っていないことから、債務者にとっても不利にならないため、また、分納計画書にある分納額の合理性を十分に検証するためにも、履行延期の特約を実施されたい。

【結 果（意見）】

5年以上滞納が継続している債権のうち消滅時効期間が経過している債権については、債権管理条例に則った債権放棄手続をとることを要望する。

② [35 福祉手当戻入] に係る検出事項について（指 摘：1 件、意 見：1 件）

ア. 履行延期の特約及び分割納付の決定の際の経済状況調査について（意 見）

【現状】

当該未収債権は2年超の滞納債権が全体の約7割を占めており、特に4年超の延滞債権は、全体の約2割を占めている。そして、過年度繰越分の徴収額は直近の3年間では約50万円から100万円程度の範囲で推移している。

このような延滞債権の現状の中で、債務者との間で履行延期の処分を行い（地方自治法施行令第171条の6）、分納誓約・分割納付計画を提出させて債権の回収に当たっているが、その回収月額を基礎を決定する際に重要な情報となる債務者の経済状況等の徴収が十分には行われていない状況である。

このことについて、市所管課としては次のとおりその特殊性を考慮している、すなわち、債務者は中程度以上の障害者であり、手当の資格喪失に係る理由が施設入所や入院によるものであるため、その多くが十分な資力を見込めない状況である。また、本人の保有する財産状況に係る資料の提出も上記の理由によって困難を極めている。当該債権のような福祉的要素の強い債権については、対象者の個別状況を踏まえ、慎重かつ適切に対応する必要がある。

【問題点・原因】

上記のような特殊性を勘案して、市所管課は、納付期限までの債務が納付されなかった場合、督促後、債務者に対して履行延期の処分を行う場合、債務者の経済状況を把握する必要があるが、実施していない。しかし、履行延期の処分は、債務者が一括で債務額を納付することができない場合に期限の利益を付与し、遅延損害金の計算も停止することで債務者にとっては有利になる処分であり、市所管課にとっても合理的に回収を進めることができるものである。

現状では、分割納付計画に基づき分納を進めているが、履行延期の処分を行うに

当たって、債務者の保有財産等経済状況を十分に聴取することができないことから、回収月額が合理的であるか、判断に十分な情報を入手していない。そのため、分納額について、合理的な判断ができないものと考えられる。

【結 果（意見）】

債務者との間で、地方自治法施行令第 171 条の 6 に規定する履行延期の処分を行い、分納計画を進めているが、債務者は中程度以上の障害者であり、手当の資格喪失に係る理由等を考慮すると、債権回収手続に当たっては、福祉的要素を強く考慮しつつ、その分割納付計画の月額の合理性を担保するために債務者の保有資産の状況等、経済状況を可能な限り適時的確に聴取するよう要望する。

イ. 滞納債権に対する延滞金の未徴収について（指 摘）

【現状】

市所管課によれば、福祉手当戻入について、納付期限後に納付がなされたとしても延滞金は計算せず、歳入調定も請求もしておらず未徴収の状態である。

実際にも滞納繰越分の延滞債権の回収は直近 3 年間によると 50 万円から 100 万円の範囲で回収されており、その回収時点で発生していた延滞金は期間が確定し、調定を行って請求するべきものと考えられる。

【問題点・原因】

当該福祉手当戻入は、非強制徴収公債権に分類されるが、地方自治法第 231 条の 3 第 2 項及び千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（以下「延滞金条例」という。）に則り、債務者は、納付期限後にその税外収入金を納付する場合には、原則として、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納付期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付することが求められている。ただし、この延滞金の割合（利率）は、一定の期間に合わせて、延滞金特例基準割合等に基づき、計算することとなっている。

このように延滞金については、納期限を経過すれば延滞金条例等に則り日々発生するものであり、滞納債権元本と共に正確な金額を把握して、債務者に対して請求し、回収する必要がある。延滞金の徴収は、納期限までに支払いを行った債務者との公平性を図るために必要不可欠であり、延滞金を適切に請求及び回収しないことは、債務者の納期限遵守の意欲を低下させることにも繋がりがねない。

【結 果（指摘）】

滞納が発生した福祉手当戻入の滞納繰越分の未収債権を回収したときは、延滞金条例に則り、延滞金を計算の上、徴収されたい。

③ [51 医療費助成過払い戻入] に係る検出事項について（指 摘、意 見）

ア. 相続放棄に係る未収債権の不納欠損処理について（意 見）

【現状】

前掲の「滞納に係る年齢別件数及び滞納額の内訳」をみると、4年超～5年以内の未収債権は、4件で1,819,467円となっており、この医療費助成過払い戻入の未収債権のうち、金額ベースでは89.1%の割合を占めている。

この未収債権の発生の経緯は、債権者が他市にて障害者手帳の再判定を行い、医療費助成対象外の等級となっていたが、平成26年7月31日に若葉区に対して住所変更届が提出された際に、引き続き若葉区で医療費助成の更新が行われてしまい、その後も医療費助成の資格のみ更新され続けてしまったために、過払い金が発生したものである。その期間は平成26年5月から平成29年11月までの41か月間（うち2か月分だけ償還払い対象で請求がなかった）であった。

その発生額である1,008,600円については、市所管課によると次のとおりの経緯で現在に至っている。

すなわち、当該未収債権（1,008,600円）は、他の債権（総額418,200円）と債権者が同じで、かつ同一の事案である。債権者は、美浜区、若葉区に居住していた履歴があり、区ごとに歳入予算に係る執行機関が異なるため、債権が分けられているということであった。

債権者本人死亡後、相続人から申請のあった履行期限の延期を行い、分納で先に美浜区分の元本（総額418,200円）を返還した後、若葉区分の元本（総額1,008,600円）を返還することとなっている。なお、履行期限延長後は分納計画書に沿って納付期限内に納付されている。

【問題点・原因】

4年超～5年以内の未収債権のうちの1件分に関しては、債務者本人は、これまで病院に入院中であり、千葉市からの医療費助成は平成29年12月以降、行われていないが、過払い金額全額が回収されない状況であった。

地方自治法施行令第171条の2によると、督促後相当の期間を経過しても履行されない時は、債務名義のある債権については強制執行等の手続をとることが規定されているが、市はこの措置を採っていなかった。確かに市所管課が考えるように福

祉的な要素の強い未収債権であり、取扱いには細心の注意が必要であるが、これまで法令上規定された手続きに基づき、債務者への対処がなされているとは言えなかった。

また、債務者本人は平成 30 年 11 月に死亡した後、法定相続人（2 人）が相続しており、相続放棄は行っていないということであった。その後、法定相続人 2 人のうち 1 人が令和 3 年 7 月に死亡し、その相続の対象となる者が相続放棄を行っているため（令和 4 年 1 月：裁判所発行の証明書にて確認済）、当該債権額（元本分：713,400 円）については令和 3 年度中に債権の消滅を前提に不納欠損処理の対象とする必要があったものと考えられる。

【結 果（意見）】

長期入院等の特別な事情のある債務者が死亡した後、法定相続人が相続をした事案について、法定相続人 2 人のうち 1 人の死亡後、その相続の対象となる者が相続放棄をしているため、当該債権額（713,400 円）については不納欠損処理を検討するよう要望する。

イ. 滞納債権に対する延滞金の未調定について（指 摘）

【現状】

市所管課によれば、医療費助成過払い戻入について、納付期限後に納付がなされたとしても延滞金は計算せず、歳入調定も請求もしておらず未徴収の状態である。

滞納繰越分の延滞債権の回収は、令和元年度で 141,542 円、令和 2 年度で 12,000 円、令和 3 年度で 247,570 円を回収されており、その回収時点で発生していた延滞金は期間が確定し、調定を行って請求するべきものと考えられる。

【問題点・原因】

当該医療費助成過払い戻入は、非強制徴収公債権に分類されるが、地方自治法第 231 条の 3 第 2 項及び千葉市税外収入金に係る延滞金条例に則り、債務者は、納付期限後にその税外収入金を納付する場合においては、原則として、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納付期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付することが求められている。ただし、この延滞金の割合（利率）は、一定の期間に合わせて、延滞金特例基準割合等に基づき、計算することとなっている。

このように延滞金については、納期限を経過すれば延滞金条例等に則り日々発生するものであり、滞納債権元本と共に正確な金額を把握して、債務者に対して請求

し、回収する必要がある。延滞金の徴収は、納期限までに支払いを行った債務者との公平性を図るために必要不可欠であり、延滞金を適切に請求及び回収しないことは、債務者の納期限遵守の意欲を低下させることにも繋がりがねない。

また、ア. で記載した医療費助成過払い戻しの未収債権については、主債務者の法定相続人2人のうち、現在、履行期限の延期申請に基づき、履行期限延期の決定を行い、当該債務者へ通知書を送付している。第1回目が令和3年2月、第2回目が4年2月に決定され正式に地方自治法施行令第171条の6の履行延期の処分が通知されていることを確認した。その際、返還すべき元本に対して、その決定時点までの確定した延滞金の額（合計：356,500円（令和4年3月1日現在））も計算されているが、元本返納後に納付する旨、履行期限延期申請書及び履行期限延期決定通知書に記載されている。

ここで、当該確定した延滞金に関しては債権が確定しているため、地方自治法第231条及び千葉市予算会計規則第26条第1項第4号の規定に基づき、調定することが必要であるが、その確定延滞金の調定が行われていない。

【結 果（指摘）】

滞納が発生した医療費助成過払い戻しの未収債権について、地方自治法施行令第171条の6に基づく履行延期の処分等を実施した時点で延滞金が確定することから、地方自治法第231条等に基づき、調定を実施されたい。

12. 障害福祉サービス課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

障害福祉サービス課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】

(単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
8	一	強	障害児通所給付費返納金	障害福祉サービス課	109,065,343
20	一	強	障害児通所給付費加算金	障害福祉サービス課	32,496,991
73	一	私	桜木園使用料	障害福祉サービス課	412,481
88	一	強	障害福祉サービス不正請求返還金	障害福祉サービス課	104,436
112	一	私	療育センター使用料	障害福祉サービス課	7,560
120	一	私	大宮学園使用料	障害福祉サービス課	51
合 計					141,562,334

注：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. 障害児通所給付費返納金

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1 債権番号・名称	障害児通所給付費返納金	
2 所管課等名称	障害福祉サービス課	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input checked="" type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 児童福祉法、地方自治法、地方税法、国税徴収法、民法 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉県債権管理条例、千葉県税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉県予算会計規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 債権放棄の手続きに関する事務処理要綱、税外収入金に係る延滞金の減免に関する要綱 <input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 千葉県債権管理事務マニュアル	
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	紙台帳：名称「 <input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「Excelデータ(債権管理台帳)による管理」 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） 管理する台帳なし：理由「	
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「	
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「	

【当該未収債権の内容説明】

障害児通所給付費返納金は、給付費の不正請求に対する返還請求に係る債権である。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
障害児通所給付費返納金	予算現額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	調定額	6,033,180	6,033,180	91,454,408	1515.9%	1515.9%
	現年課税・賦課分	6,033,180	0	85,421,228	1415.9%	#DIV/0!
	滞納繰越分	0	6,033,180	6,033,180	-	-
	収入済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収入未済額	6,033,180	6,033,180	91,454,408	1515.9%	1515.9%
	現年課税・賦課分	6,033,180	0	85,421,228	1415.9%	-
	滞納繰越分	0	6,033,180	6,033,180	-	100.0%
	収納率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	現年課税・賦課分	0.0%	-	0.0%	0.0%	-
滞納繰越分	#DIV/0!	0.0%	0.0%	-	0.0%	
予算現額 - 収入済額	0	0	0	-	-	
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-	
滞納繰越分	0	0	0	-	-	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
障害児通所給付費返納金	0～1年以内	1	50.0%	85,421,228	93.4%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	1	50.0%	6,033,180	6.6%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
	5年超	0	0.0%	0	0.0%
	合 計	2	100.0%	91,454,408	100.0%

イ. 障害児通所給付費加算金

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	障害児通所給付費加算金
2 所管課等名称	障害福祉サービス課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input checked="" type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 児童福祉法、地方自治法、地方税法、国税徴収法、民法 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市債権管理条例、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市予算会計規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 債権放棄の手続きに関する事務処理要綱、税外収入金に係る延滞金の減免に関する要綱 <input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 千葉市債権管理事務マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	紙台帳：名称「 <input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「Excelデータ(債権管理台帳)による管理」 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） 管理する台帳なし：理由「
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒ 課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

障害児通所給付費加算金は、障害児通所給付費返納金に係る加算金である。

【未収債権に係る決算データの推移】

（単位：円）

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
障害児通所給付費加算金	予算現額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	調定額	2,413,272	2,048,909	45,869,090	1900.7%	2238.7%
	現年課税・賦課分	2,413,272	0	43,820,181	1815.8%	-
	滞納繰越分	0	2,048,909	2,048,909	-	100.0%
	収入済額	364,363	0	10,764,747	2954.4%	-
	現年課税・賦課分	364,363	0	10,764,747	2954.4%	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収入未済額	2,048,909	2,048,909	35,104,343	1713.3%	1713.3%
	現年課税・賦課分	2,048,909	0	33,055,434	1613.3%	#DIV/0!
	滞納繰越分	0	2,048,909	2,048,909	-	100.0%
	収納率	15.1%	0.0%	23.5%	8.4%	23.5%
	現年課税・賦課分	15.1%	-	24.6%	9.5%	-
	滞納繰越分	#DIV/0!	0.0%	0.0%	-	0.0%
	予算現額 - 収入済額	△ 364,363	0	△ 10,764,747	2954.4%	-
現年課税・賦課分	△ 364,363	0	△ 10,764,747	2954.4%	-	
滞納繰越分	0	0	0	-	-	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
障害児通所給付費加算金	0～1年以内	1	50.0%	35,104,343	94.5%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	1	50.0%	2,048,909	5.5%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
	5年超	0	0.0%	0	0.0%
	合 計	2	100.0%	37,153,252	100.0%

（２）手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア．会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ．債権発生原因に係る関連文書

ウ．督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

（３）結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特に把握できなかった。なお、意見を次のとおり述べることとする。

① [8 障害児通所給付費返納金] 及び [20 障害児通所給付費加算金] の未収債権管理に係る検出事項について（意見：3件）

ア. 経営者個人の返済意思について（意見：3件）

【現状】

（ア）法人代表者への請求について

放課後等デイサービス（平成 26 年 6 月 1 日指定）事業の指定取消処分（令和 4 年 1 月 17 日付け）を受けた運営事業者は法人の破産手続中であるが、自主返済の意思を示している法人代表者に対しては、裁判所に訴えを提起して法的責任を問うよりも、法人の破産手続が完了した後、法人代表者個人の任意の返済額等を改めて協議する予定であるとしている。このことについては、令和 4 年 3 月時点では法律専門家の助言をもとに、刑事責任や民事責任の追及に係る実効性を検討した結果、否定的な結論であったことを把握した。

一方で、法人の破産手続中であっても、法人代表者による任意での返済意思が真にあるのであれば、速やかに公正証書等を作成するなど、債務名義化を進めることとするなどの対応を進めることで未収債権の回収に資するものと考えられる。

そもそも、法人の代表者がその職務を行うに当たり、重大な過失等により第三者である市に対して損害を与えた場合、賠償する責任がある（会社法第 429 条）。

【会社法第 429 条第 1 項】

役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

市所管課は法人代表者の重過失等による損害賠償責任に係る損害額の確定を前提として、会計上、調定を行い、期限を設定して納付させる必要があり、納付がない場合、督促を行う必要がある。このような手続を経て、一括での返済ができない場合、経済状況を調査したうえで履行延期の特約を決定し、分割納付計画に基づく返済等を進めることが求められる（地方自治法施行令第 171 条の 2 ただし書）。

現時点では、法人が清算手続中であることから、法人代表者の損害賠償責任に関して法の定める措置を実施していないのが現状である。

(イ) 不正請求に伴う返納金等の未収債権の抑制策について

また、このような障害児通所支援事業所等による不正請求等については、匿名による通報が把握のきっかけとなっており、現在の実地指導等の制度では全てを発見するには限界がある。平成 26 年以降の時効期間も含めて、人員配置の虚偽申請等を見抜くことができなかった。担当職員の実地指導での知見の蓄積や専門研修等での専門性の深化が求められるが、そのための様々な取組を再度構築する仕組みが必要であると考えている。

【問題点・原因】

(ア) 法人代表者への請求について

令和 3 年度に、放課後等デイサービス事業の指定取消処分に伴う未収債権が発生しているが、運営事業者の不正請求等は次のように認定され、指定の取消処分が行われている（令和 4 年 1 月 17 日付け処分、4 月 1 日指定取消）。

【障害児通所支援事業所の指定取消処分】

区 分	内 容
処分内容	放課後等デイサービスの指定取消
理 由	1. 障害児通所支援に関する不正及び著しく不当な行為（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 10 号該当） (1) 少なくとも平成 28 年 4 月から令和 2 年 2 月までの間、従業員の人員基準を満たしていない状態でサービス提供をしていた。 (2) 人員基準を満たしていなかったにも関わらず、基準を満たしているものとして本市に虚偽の届出を行っていたほか、過去の事業所への実地指導の際にも、適切な人員配置ができているかのように偽造した書類を本市に提示していた。 また、特定の児童について、実際にはサービス提供を行っていないにも関わらず、サービス提供を行ったかのように書類の偽造をしていた。 (3) 保護者からの確認を受けるよう定めているサービス提供の記録について、保護者の確認を受けずに、事業所職員があらかじめ用意した印鑑を押印し、確認を受けたものとする不当な行為を行っていた。 2. 障害児通所給付費に関する不正請求（児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号該当）

	人員基準を満たせない場合に適用すべき減額を適用せず、算定できない加算を算定する等、障害児通所給付費を不正に請求し、受領していた。
指定取消処分日	令和4年1月17日
効力発生日	令和4年4月1日

出所：市所管課提出記者発表資料(令和4年1月17日付け)により外部監査人作成

この理由欄に記載されている不当及び著しく不当な行為並びに不正請求に基づく、市の損害額は次の表に示すとおり、極めて重要性の高い金額であった。

【返還請求額（確定）及び未納額（7月22日時点）】

年度	区分	施設D	施設O	計	未納額
H26～27	時効期間経過によって債権（公債権）消滅				
H28	徴収決定額	9,584,659	15,070,642	24,655,301	0
	①給付費	6,846,188	10,764,747	17,610,935	0
	②加算金	2,738,471	4,305,895	7,044,366	0
H29～R2.4	徴収決定額	61,560,751	58,028,940	119,589,691	118,476,662
	①給付費	43,971,976	41,449,252	85,421,228	85,421,228
	②加算金	17,588,775	16,579,688	34,168,463	33,055,434
合 計				144,244,992	118,476,662

出所：市所管課提出資料(令和4年3月30日付け)により外部監査人作成

注1：「年度」欄の「H29～R2.4」は「平成29年度から令和2年4月まで」を意味する。

この表によると、2つの施設を運営していた事業者の返還請求額は、1億4,424万円であり、令和4年3月25日現在で返還された額（10,764,747円）を控除した未納額は、1億3,348万円と巨額であった。

このような被害額を前提にして、法人代表者個人に対する損害賠償等について、市所管課は関係部門と今後の対応を協議しつつ、法律専門家の意見も参考に民事訴訟（損害賠償請求）や刑事告訴について、この時点としては行わないこととしていた。

しかし、法人代表が不正請求により上記の巨額な損害を市に与えたことに鑑みると、会社法第429条第1項の損害賠償責任が問われていないことについては、合理的理由が十分ではないものと考えられる。監査手続実施時点では、法人の破産手続が進められている段階であったが（のちに令和5年1月30日付けで法人破産が決定し、弁済額として172,471円を回収したという報告を受けた。）、法人代表個人の破産手続は進められていない場合、会社法第429条第1項の損害賠償責任に基づく

賠償額を確定し、市は債権の確定をして調定及び請求行為を行う必要があるものとする。その調定及び請求行為に続く督促を行う必要がある（地方自治法施行令第171条）、そのうえで、法人代表者個人の経済状況によって、賠償額の一括納付が困難である場合、徴収停止（同施行令第171条の2ただし書、第171条の5）、履行延期の特約（同施行令第171条の2ただし書、第171条の6）を検討し、そうでなければ、債務名義の取得等の法的な措置（同施行令第17条の2本文）を行うことが求められているものである。

現状では、運営法人の破産手続が進んでいるため、その完了を待って「自主的な返還」に対応することになっているが、法的には運営事業者の代表の責任は会社法に基づく損害賠償責任を前提に進める必要がある、それに対応した債権の調定等の会計処理を行う必要があるものと考えられる。

（イ）不正請求に伴う返納金等の未収債権の抑制策について

市所管課は定期的に事業者に対する実地指導等を実施している。しかし、当該未収債権のように実地指導等では不正請求を見抜くことができない事例がある。それは、実地指導等の対象となる事業者が多数であり、それらの事業者に対する指導を行う職員には人員等の組織面で、毎年、指導等を実施するだけの規模や能力が備わっていないこと、不正請求等を行う事業者の隠蔽工作等が巧妙化するなど、不正請求等を見逃してしまうリスクが高まっていること等によるものと考えられる。

障害児通所支援事業所等による不正請求等については、匿名による通報が把握のきっかけとなっており、現在の実地指導等の制度では全てを発見するには限界がある。平成26年以降の時効期間も含めて、人員配置の虚偽申請等を見抜くことができなかった。担当職員の実地指導での知見の蓄積や専門研修等での専門性の深化が求められるが、そのための様々な取組を再度構築する仕組みが必要であると考えられる。

【結 果（意見①）】

放課後等デイサービス事業の指定取消処分を受けた運営事業者の代表者に対して損害賠償責任に基づき、市の損害賠償請求の債権額を速やかに確定し、会計上、調定・請求・督促を行うよう要望する。

【結 果（意見②）】

放課後等デイサービス事業の指定取消処分を受けた運営事業者は、取消処分時点では法人の破産手続中であるが、その破産手続中であっても、法人代表者による「自主的な返還意思」が真にあるのであれば、速やかに公正証書等を作成するなど、債務名義化を行う等の対応を進めることで、未収債権の回収に努めるよう要望する。

【結 果（意見③）】

障害児通所支援事業所としての指定を受けた運営事業者に対する実地指導等の市の取組では、不正請求に対する一定の抑止力や不正の発見等の成果も認められるが、令和3年度で発生した巨額な返納金（加算金を含む。）の事案のように匿名による通報によって確認されるなど、実地指導等の制度にも一定の限界が認められることから、市で既に導入されている公益通報制度の活用を市民に対して特に周知することや、市所管課等の組織の内部的には、このような発生事例をケーススタディとして研修等の実施に活用し、実地指導等の業務手順書やマニュアルにも明記して組織内で事案のリスク対応策等を共有するよう要望する。

13. こども企画課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

こども企画課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
48	一	非	児童手当戻入	こども企画課	2,500,000
119	一	非	子ども医療費戻入	こども企画課	492
合 計					2,500,492

注：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. [48 児童手当戻入]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	児童手当戻入
2 所管課等名称	こども未来局こども未来部こども企画課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 児童手当法 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 債権管理条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 予算会計規則 <input type="checkbox"/> 要綱等 <input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 債権管理マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳：名称「債権管理台帳」 <input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所掌課等で実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「各区保健福祉センターこども家庭課」

【当該未収債権の内容説明】

児童手当受給者が日付を遡って国外に転出した場合や所得の更正を行った場合などに、本来支給すべき金額よりも多く既に支給されていることがある。その場合に既に支給した児童手当を市に返還する必要があり、要返還額が児童手当戻入という債権名で調定される場合がある。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
児童手当戻入	予算現額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	調定額	4,630,000	3,700,000	4,760,000	102.8%	128.6%
	現年課税・賦課分	2,785,000	1,535,000	2,650,000	95.2%	172.6%
	滞納繰越分	1,845,000	2,165,000	2,110,000	114.4%	97.5%
	収入済額	2,585,000	1,605,000	2,200,000	85.1%	137.1%
	現年課税・賦課分	2,585,000	1,415,000	2,200,000	85.1%	155.5%
	滞納繰越分	0	190,000	0	-	0.0%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	415,000	50,000	60,000	14.5%	120.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	415,000	50,000	60,000	14.5%	120.0%
	収入未済額	1,630,000	2,045,000	2,500,000	153.4%	122.2%
	現年課税・賦課分	200,000	120,000	450,000	225.0%	375.0%
	滞納繰越分	1,430,000	1,925,000	2,050,000	143.4%	106.5%
	収納率	55.8%	43.4%	46.2%	-9.6%	2.8%
	現年課税・賦課分	92.8%	92.2%	83.0%	-9.8%	-9.2%
	滞納繰越分	0.0%	8.8%	0.0%	0.0%	-8.8%
	予算現額 - 収入済額	△ 2,585,000	△ 1,605,000	△ 2,200,000	85.1%	137.1%
	現年課税・賦課分	△ 2,585,000	△ 1,415,000	△ 2,200,000	85.1%	155.5%
滞納繰越分	0	△ 190,000	0	-	0.0%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
児童手当戻入	0～1年以内	14	36.8%	965,000	38.6%
	1年超～2年以内	6	15.8%	305,000	12.2%
	2年超～3年以内	4	10.5%	160,000	6.4%
	3年超～4年以内	6	15.8%	405,000	16.2%
	4年超～5年以内	7	18.4%	635,000	25.4%
	5年超	1	2.6%	30,000	1.2%
	合 計		38	100.0%	2,500,000

③ 所掌業務

こども企画課の所掌事務のうち、未収債権管理（収入未済額の管理）に係る部分は、次に示すとおりである。

【こども企画課の所掌事務：未収債権管理関係】

区 分	所掌事務
こども企画課	子育て家庭への各種手当等（こども家庭支援課の所管に属するものを除く。）の支給の総括に関すること。
各区役所	児童手当の支給に関すること。

出所：千葉市事務分掌規則等より外部監査人作成

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかった。なお、意見を次のとおり述べることとする。

① 【48 児童手当戻入】に係る検出事項について（意見：2件）

ア. 強制執行等について（意見）

【現状】

児童手当戻入の滞納者に対して、督促や催告を実施したのち、相当の期間が経過してもなお、納付がない場合は、地方自治法施行令第 171 条の 2 による措置を行う必要がある。

【地方自治法施行令第 171 条の 2 に列挙された強制執行等の措置】

第 1 号 [担保権の実行、保証人に対する履行請求、保証人への請求]

第 2 号 [債務名義のある債権に係る強制執行の手続きの実施]

第 3 号 [訴訟手続による履行請求]

また、債権管理事務マニュアル 2-8 督促後の対応においても、非強制徴収公債権については地方自治法施行令第 171 条の 2 による措置をとらなければならないと規定している。この点について、こども企画課によると、このような法定の措置は実施していないということであった。

【問題点・原因】

地方自治法施行令第 171 条の 2 による措置は必ず取らなければならないものであるが、このような法的な措置を採る前に、債務者と丁寧な納付交渉を実施し、本来であれば、可能な限り経済状況等を聴きだして把握し、一括納付が困難な債務者には、履行を延期する特約を実施している場合が多い（地方自治法施行令第 171 条の 6）。しかし、このような履行延期の特約等により少額の月額返済に基づく分割納付を行う過程で、債権の回収が長引き、債務名義を取得するなどの法的措置に移行することが実際になされていないのが現実である。

しかし、徴収停止の措置（同法施行令第 171 条の 5）等の措置を相当の間において実施しない限り、特に悪質な滞納者に対しては、強制執行等を実施することが求められていることから、市所管課においても 1 件当たり少額（1 万円未満等）の債権を除き、法的措置について真摯に検討をすることが求められているものである。

【結果（意見）】

児童手当戻入の滞納者のうち、督促及び催告後、相当の期間を経過してもなお、納付がない場合には、1 件当たり少額（1 万円未満等）の債権を除き、地方自治法施行令第 171 条の 2 に規定されている法的措置の実施を検討するよう要望する。

イ. 延滞金の暫定計算及び債務者への情報提供について（意見）

【現状】

児童手当戻入の未収債権の滞納者に対しては、現在、延滞金を計算し、債務者へ延滞金の金額（暫定的な金額）の情報提供を行っていない。延滞金は、千葉市税外収入に係る延滞金の徴収に関する条例（以下「延滞金条例」という。）第2条第1項に基づき計算し、未確定延滞金であっても、債務者にその情報を暫定的にも提供することが、その後の円滑な債権回収の観点から必要であると考えられる。しかし、現在は実施されていない。

【問題点・原因】

児童手当戻入の未収債権の滞納者に対する延滞金については、延滞金条例第2条第1項に基づき、暫定的に算定して債務者に情報提供として示すことがないと、債務者が認識しないことが多く、事後的なトラブルなど、円滑な延滞金の回収にはつながらないものと考えられる。

【延滞金条例第2条第1項】

第2条 税外収入金の納付義務者（以下「納付義務者」という。）は、納付期限後にその税外収入金を納付する場合には、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

【結果（意見）】

児童手当戻入の未収債権の滞納者に対して、円滑な債権回収の観点から、未確定であっても延滞金の発生事実等を知らせる必要があるため、延滞金を延滞金条例に基づき暫定的に算定し、情報提供を行う等、効果的な延滞金の回収に努めるよう要望する。

14. 健全育成課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概要

① 未収債権一覧

健全育成課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
26	一	私	子どもルーム利用料	健全育成課	18,848,309
合 計					18,848,309

注：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. [26 子どもルーム利用料]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	子どもルーム利用料
2 所管課等名称	子ども未来局子ども未来部健全育成課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉県債権管理条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉県債権管理条例施行規則 <input type="checkbox"/> 要綱等 <input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 千葉県債権管理事務マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input type="checkbox"/> 紙台帳：名称「滞納調査票」 <input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「学童保育利用料管理システム『こあらのランドセル』、『子ども子育てシステム』」 <input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒ 課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
子どもルーム利用料	予算現額	793,832,000	965,400,000	980,439,000	123.5%	101.6%
	現年課税・賦課分	786,315,000	955,581,000	972,129,000	123.6%	101.7%
	滞納繰越分	7,517,000	9,819,000	8,310,000	110.5%	84.6%
	調定額	787,397,819	697,175,966	786,320,114	99.9%	112.8%
	現年課税・賦課分	763,092,975	674,205,704	766,869,708	100.5%	113.7%
	滞納繰越分	24,304,844	22,970,262	19,450,406	80.0%	84.7%
	収入済額	763,855,959	677,183,637	767,021,545	100.4%	113.3%
	現年課税・賦課分	755,058,317	668,086,418	759,639,028	100.6%	113.7%
	滞納繰越分	8,797,642	9,097,219	7,382,517	83.9%	81.2%
	還付未済額	428,450	255,770	216,370	50.5%	84.6%
	現年課税・賦課分	428,450	254,870	216,370	50.5%	84.9%
	滞納繰越分	0	900	0	-	0.0%
	還付未済残高	626,700	447,770	316,520	50.5%	70.7%
	不納欠損額	1,085,900	877,940	666,630	61.4%	75.9%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	1,085,900	877,940	666,630	61.4%	75.9%
	収入未済額	22,884,410	19,370,159	18,848,309	82.4%	97.3%
	現年課税・賦課分	8,463,108	6,374,156	7,447,050	88.0%	116.8%
	滞納繰越分	14,421,302	12,996,003	11,401,259	79.1%	87.7%
	収納率	97.0%	97.1%	97.5%	0.6%	0.4%
	現年課税・賦課分	98.9%	99.1%	99.0%	0.1%	0.0%
	滞納繰越分	36.2%	39.6%	38.0%	1.8%	-1.6%
	予算現額 - 収入済額	29,547,591	287,960,593	213,201,085	721.6%	74.0%
現年課税・賦課分	30,828,233	287,239,712	212,273,602	688.6%	73.9%	
滞納繰越分	△ 1,280,642	720,881	927,483	-72.4%	128.7%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
子どもルーム利用料	0～1年以内	841	31.8%	7,447,050	39.5%
	1年超～2年以内	298	11.3%	1,737,710	9.2%
	2年超～3年以内	277	10.5%	1,867,270	9.9%
	3年超～4年以内	354	13.4%	2,139,820	11.4%
	4年超～5年以内	208	7.9%	1,291,048	6.8%
	5年超	665	25.2%	4,365,411	23.2%
	合 計	2,643	100.0%	18,848,309	100.0%

③ その他重要な記載事項

子どもルーム利用料に係る未収債権のうち、健全育成課において回収困難と判断した債権については、納税管理課に徴収事務を移管し、移管先にて法的措置等の手続を取っている。令和3年度までの移管累積数総数及び回収実績総数については次のとおりであり、一定の実績を納めていると評価できる。

【納税管理課移管債権に係る回収実績】

(単位：件、円)

区 分	件 数	金 額
令和3年度までの移管累積総数	159	24,976,300
令和3年度までの回収実績総数	105	17,497,277
回収率	66.0%	70.1%

出所：債権管理状況調査票に基づき外部監査人作成

(2) 手 続

① 標準監査手続 [法規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載(37～39頁)を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者(弁護士)のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

① [26子どもルーム利用料]に係る検出事項について(指 摘:2件、意見:1件)

ア. 分割納付の受付に係る手続について(指 摘)

【現状】

子どもルーム利用料については、原則として分割納付の受付は行っておらず、所管課として正式に分割納付を受け付けるための体制を整備していないことから、分

納誓約書の様式を用意しておらず、分納誓約に係る決裁権者の設定も行われていない。

しかし、実態としては、子どもルーム利用料の滞納者に対する納付交渉の過程で、滞納者から、一括で支払うことができないので分割で納付したい旨の申し出を受けるとはある。その場合、電話で滞納者の生活状況の聴き取りを行い、生活に支障のない範囲内で分割納付額について合意を取り、後日、分割納付額が記載された納付書を郵送するという手続が行われている。令和3年度においても、次のとおり分納の受付を行っている。

【令和3年度分 分割納付受付等の状況】

債務者	分納の申出及び対応状況等
保護者A	延滞金が発生するものについて支払いをしたいため、ルームの支払いを一度止めたい旨の相談があり、後日、夏ごろまでには計画立てられる旨連絡があり分納を受付、納付書を送付。
保護者B	毎月一か月分ずつ支払いたいとの連絡があり分納を受付、納付書を送付。
保護者C	令和3年度の子どもルーム利用の申請があり滞納があることを説明したところ、毎月1万円程度の分納の希望があり、分納を受付、納付書を送付。
保護者D	平成31年分滞納分について3分割して5月末から7月末で支払いするように提案し、了承のため、納付書を作成し送付。
保護者E	分納による支払い希望があり分納を受付、納付書を送付。
保護者F	訪問連絡票を見て分納を希望する連絡があり、分納を受付、納付書を送付。

出所：健全育成課提出資料に基づき外部監査人作成

【問題点・原因】

このような分割納付の受付手続には、法的な根拠がないという点で問題がある。つまり、本来であれば、私債権の履行延期（分割納付を含む）については、履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6）に則った手続を経る必要であることから、書面での誓約書の入手及び課内での正式な決裁手続は必須であると考えられる。また、分割納付を認める前提として、滞納者の財産調査を実施する必要があるが、現状では口頭での簡単な質問にとどまっている。確かに、私債権の場合、滞納者の財産状況の強制的な調査はできないものの、財産調査のための様式を設けて分納を申請する滞納者に記入を求めたり、そのための根拠資料（通帳の写しや給与明細の写し、ローンの残高証明書等）の提出を求めたりすることで、可能な限り滞納者の

資産・負債、収入・支出の正確な把握に努める必要があると考える。

【結果（指摘）】

滞納者による分割納付を認める場合には、地方自治法施行令第171条の6の履行延期の特約に則った手続を取るよう運用を改められたい。その前提として、分納誓約の決裁権者の任命、分納誓約書や財産調査のための様式の整備といった適切な事務手続を行うための事務フローを整備・運用されたい。

イ. 遅延損害金の未計算・未請求について（指摘）

【現状】

健全育成課が子どもルーム利用料の滞納者に対して発送している催告書に同封されている書類には、次のとおり遅延損害金の請求に係る記載がある。

3 遅延損害金の徴収

期限内に納付した方との公平性を確保するため、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算した遅延損害金を徴収します。

出所：健全育成課提出資料

しかし、健全育成課によると、納税管理課に徴収事務を移管した高額な未収債権以外では、健全育成課において遅延損害金を請求し、徴収した実績は過去にないということであった。また、遅延損害金の計算を行ったことはこれまでにはないということであった。

【問題点・原因】

健全育成課に従来から遅延損害金の請求を行っていない理由を確認したところ、1件ごとの元金が高額と言えず、また、高額滞納者（年単位での料金未払い、兄弟分あり等）は徴収事務を納税管理課に移管し、移管先で遅延損害金の計算・徴収事務を行っていることが理由として挙げられるということであった。

しかし、私債権については、当初の納期限を経過すれば、特段の定めがなくとも、民法所定の割合（現在の民法では同法419条及び404条により年3パーセントの割合）の遅延損害金が自動的に発生することになる。したがって、遅延損害金を計算しなければ、滞納者に対する正確な債権金額を把握したことにはならず、債権管理上は問題である。確かに、債権の元金金額や延滞期間によっては、所定の切捨額を

下回る結果になることも考えられるが、少なくとも健全育成課において延滞金の計算事態を行っていないという事務は不適當であると考えられる。

【結 果（指摘）】

健全育成課が所管する子どもルーム利用料について、滞納が発生した場合には、未確定であっても遅延損害金を計算し、滞納者に対し情報提供を行うことは重要であるため検討し、確定した遅延損害金が把握されれば適時適切に請求されたい。

ウ. 回収困難な債権の管理について（意 見）

【現状】

(1) ③に記載したとおり、子どもルーム利用料に係る滞納債権のうち、健全育成課において回収困難と判断したものについては、納税管理課に徴収事務を移管し、回収について一定の実績があがっている。一方で、納税管理課においても回収が難しいと判断された債権については、健全育成課に返却されることになるが、このような債権については、健全育成課においては事実上、回収不能であり、納付交渉等は行われていても回収の努力に見合う成果を上げられない実態も現実を確認できる。

例えば、次の債権は、健全育成課において徴収困難とみなされ、平成 29 年度に債権管理課（現在の納税管理課）に移管したものの、同年中に健全育成課に返却されたものである。当該債権については、返却後、健全育成課において、令和 3 年度までの期間、催告等を粘り強く行ってきた事実は認められるが、債務者の認識と大きな隔たりがあり、時間と労力が費やされる結果となり、令和 3 年度において時効期間満了により債権放棄したものである。

【納税管理課引継事案の事例の概要】

H29. ▲. ▲債権管理課

■■■■事案の概要（引継年度：H29）

債権種類、債権額（元金）：子どもルーム利用料 xxx,xxx 円

H29. ▲. ▲ 支払督促申立（債務者：本人及び夫）（現状未送達）

○債務者の主張

- 1 子どもルームの申込みはしたが、一度も利用していない。
- 2 H27年9月（子が小学校●年の時）に○○区保健福祉センターにて、請求書

を送らないでほしいという話をして了承された。

3 退所するのに書面が必要であれば、保健福祉センターに行ったときに案内があってもよかったはず。

4 本件について、請求されるのは納得がいかないので支払う考えはない。

○現状

健全育成課：

退所するのであれば書面での申請が必要であり、書面が残っていないので債権者として請求する。訴訟になっても構わない。ただし、事実関係は調査する。

○調査結果

1 承認通知の控えはある（これにて年間利用料の承認事実、退所の際の手続を債務者らに案内していることを確認）ので、債権債務は成立している。

2 債務者らから退所の届は出ていない。また、〇〇区で交渉は出来ていない。

3 債務者らは区の人（ルームの人？）に話をしたと述べているが、仮に債務者らの主張が事実だとしても、退所届を出していない以上、債務者らの主張は認められない。

4 健全育成課からルームに確認したが、子の利用状況がわかるデータも紙の書類も、どちらも存在しない。

○今後の対応

（案1）

1 支払督促の送達手続を進める → 2 支払督促に対して債務者が異議申立をする可能性が高い → 訴訟で全面的に争う

（案2）1 支払督促取り下げ → 2 所管課に案件返す。

【健全育成課追記】

→案2で対応することとなり、事案返却となった。

こちらで催告等することもできないため、時効を待ち、時効を過ぎたら債権放棄（H33年度）するという結論に至った。（H29.▲.▲ 管理職まで了承済み）

出所：健全育成課提出資料に基づき外部監査人作成

【問題点・原因】

市の債権としての適法性が認められるか否かが不安定な債権について、訴訟によってその適法性を明らかにすることを避け、漫然と時効満了による消滅を待つという実務については、行政としての説明責任を十分に果たしておらず問題である。本来であれば訴訟によって事実関係を明らかにすべきであるところ、それを断念する

意思決定を当時行ったのであれば、それは何らかの事務上の瑕疵があったと市所管課が認めたものと考えられることから、その時点で子どもルーム利用料の過年度の調定を取り消す処理を行う必要があったものと考えられる。

一方で、当初は市所管課が「訴訟になっても構わない」と自らの事務の適法性を強く主張していたことに鑑みると、最終的に訴訟になる可能性を避けた理由としては、訴訟を行うことが費用対効果の面で明らかに見合わないという判断によるものとも考えることもできる。

確かに、公平性の面で債務者からの債権回収努力を尽くす必要があるが、しかし、仮に費用対効果の面での判断も必要である。そうであれば、時効満了を待つことなく、地方自治法施行令第 171 条の 5 に規定される徴収停止の措置を検討した上で、千葉県債権管理条例等に基づき債権放棄を行うことも検討する必要があると考えられる。

【結 果（意見）】

納税管理課に徴収事務を移管した後に所管課に返却された債権については、回収が困難な債権であると考えられることから、もはや回収のための努力が費用対効果に見合わないものと考えられる。そのような場合には、時効期間の経過を待つのではなく、地方自治法施行令第 171 条の 5 に基づく徴収停止の要件を検討し、徴収停止の採用後、千葉県債権管理条例等に基づく債権放棄の可能性について検討するよう要望する。

15. こども家庭支援課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

こども家庭支援課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】

(単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
5	特	私	母子父子寡婦福祉資金貸付金	こども家庭支援課	298,880,214
23	一	非	児童扶養手当過誤払金	こども家庭支援課	28,936,533
64	一	非	高等職業訓練促進給付金過払い返納金	こども家庭支援課	648,000
69	一	強	助産施設助産費負担金	こども家庭支援課	501,000
90	一	非	里親措置費の過誤払い	こども家庭支援課	90,000
100	一	非	ひとり親世帯臨時特別給付金返還金	こども家庭支援課	30,000
106	一	非	母子及び父子等の家庭医療費助成過誤払金	こども家庭支援課	19,940
107	一	強	母子生活支援施設保護費負担金	こども家庭支援課	14,400
合 計					329,120,087

注：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. [5 母子父子寡婦福祉資金貸付金]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金
2 所管課等名称	こども家庭支援課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権
	その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 母子及び父子並びに寡婦福祉法 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令
	<input type="checkbox"/> 条例
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則
	<input type="checkbox"/> 要綱等
	マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	紙台帳：名称「 」
	<input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「福祉システム」
	紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。
	<input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門
	⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。
	出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。
	⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく資金の貸付につき、資金の借用書において定めた償還期間の償還金を調定することにより発生する債権である。

千葉市母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金貸付審査要領（以下「審査要領」という。）によると、母子父子寡婦福祉資金貸付金には次のとおり 13 種類の貸付金がある。

No.	審査要領の規定	貸付金の名称	貸付金の概要
1	第 4 条	事業開始資金	母子家庭の母、父子家庭の父（以下、「母子家庭の母等」という。）、寡婦又は母子・父子福祉団体が事業を開始するに際して必要とする設備費、什器、機械、材料等の購入費等にあてる資金。現に営んでいる事業を拡張するために要する費用は含まれない。

No.	審査要領の規定	貸付金の名称	貸付金の概要
2	第5条	事業継続資金	<p>母子家庭の母等、寡婦又は母子・父子福祉団体が現に営んでいる事業を継続してゆくため、以下のことにあてはまる資金。</p> <p>(1) 店舗、設備、機械、用具等の修復、補修、改造、購入等</p> <p>(2) 商品、材料等の新たな購入（運転資金）</p> <p>(3) 当該事業の拡張（ただし必要性を十分に吟味すること。）</p>
3	第6条	修学資金	<p>母子家庭の母等又は寡婦が現に扶養している児童・子等の学校教育法に定める高等学校（盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程、専門課程、一般課程）、短期大学、大学及び大学院への修学に必要であると認められる次の各号に該当する経費にあてる資金。</p> <p>(1) 授業料</p> <p>(2) 授業料以外の学校納付金（施設整備費、実習費等）</p> <p>(3) 修学費（交通費、教科書代、参考図書代、実収材料費等）</p> <p>(4) 課外活動費（部活動費、サークル活動費、その他正課教育以外の経費等）</p> <p>(5) 自宅外通学において係る経費（食費、住居費、水道光熱費等）</p> <p>(6) 保健衛生費（診療代、薬代等）</p> <p>(7) その他学生生活を送る上で市長が必要と認める経費</p>
4	第7条	技能習得資金	<p>母子家庭の母等又は寡婦が自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な授業料、材料費等にあてる資金。</p>
5	第8条	修業資金	<p>母子家庭の母等又は寡婦が現に扶養している児童・子等が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を当該児童・子が習得するのに必要な授業料、材料費等にあてる資金。</p>

No.	審査要領の規定	貸付金の名称	貸付金の概要
6	第9条	就職支度資金	母子家庭の母等、寡婦、母子家庭の母等が現に扶養する児童が就職するに際して直接に必要なとする被服、履物等の購入費にあてる資金。
7	第10条	医療介護資金	母子家庭の母等、寡婦、母子家庭の母等が扶養する児童が医療を受けるために必要となる費用の自己負担分、通院に要する必要最小限の交通費及び医師が必要と認めた、あん摩、マッサージ、指圧等の施術を受けるのに要する費用等にあてる資金。
8	第11条	生活資金	知識技能を修得し又は医療介護を受けている母子家庭の母等又は寡婦を、当該知識技能の習得又は療養介護に専念させることを目的として、その期間中の生活費を補給する費用にあてる資金。
9	第12条	住宅資金	母子家庭の母等又は寡婦が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅を補修し、保全し、改築又は増築する際、あるいは住宅を建設又は購入する際に必要な経費にあてる資金。
10	第13条	転宅資金	母子家庭の母等又は寡婦がその居住を移転するとき、住宅賃貸借契約により、入居の際条件として納入を要求される敷金、権利金、前家賃等の一時金及び特に必要と認められる運送費にあてる資金。
11	第14条	就学支度資金	<p>母子家庭の母等又は寡婦が現に扶養する児童（子）が就学、修業するに際し、次の各号に該当する場合に必要となる入学金等の一時的な経費にあてる資金。</p> <p>(1) 特に経済的に困難な事情にある母子家庭の母等が扶養している児童が、小学校又は中学校に入学する場合。</p> <p>(2) 母子家庭の母等又は寡婦が扶養している児童・子等が高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学又は大学院に入学する場合。</p> <p>(3) 母子家庭の母等又は寡婦が扶養している児童・子等が、自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得させる施設であって、学校教育法第83条第1項に定める各種学校であるもの、及び学校教育法以外の法律若しくは政令</p>

No.	審査要領 の規定	貸付金の名称	貸付金の概要
			の規定に基づき特別の教育を行う施設に入所する場合。
12	第 15 条	結婚資金	母子家庭の母等又は寡婦が扶養している児童・子等が婚姻する際に必要とする挙式披露宴等のための経費、家具、什器等の購入費用等について母子家庭の母等又は寡婦が負担する経費にあてる資金。
13	第 16 条	臨時児童扶養等 資金	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律第 6 条の規定に基づく児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当の支払期月及び支給制限の適用期間が変更されたことに伴う影響を緩和するための資金。

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
母子父子寡婦福祉資金貸付金	予算現額	237,050,000	233,445,000	239,401,000	101.0%	102.6%
	現年課税・賦課分	197,760,000	201,417,000	206,425,000	104.4%	102.5%
	滞納繰越分	39,290,000	32,028,000	32,976,000	83.9%	103.0%
	調定額	536,039,342	552,039,501	543,671,562	101.4%	98.5%
	現年課税・賦課分	244,833,655	253,879,754	245,323,490	100.2%	96.6%
	滞納繰越分	291,205,687	298,159,747	298,348,072	102.5%	100.1%
	収入済額	235,935,434	251,179,184	244,791,348	103.8%	97.5%
	現年課税・賦課分	206,324,858	223,308,185	221,373,387	107.3%	99.1%
	滞納繰越分	29,610,576	27,870,999	23,417,961	79.1%	84.0%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	2,102,480	2,325,211	0	0.0%	0.0%
	現年課税・賦課分	0	2,188,531	0	#DIV/0!	0.0%
	滞納繰越分	2,102,480	136,680	0	0.0%	0.0%
	収入未済額	298,001,428	298,535,106	298,880,214	100.3%	100.1%
	現年課税・賦課分	38,508,797	28,383,038	23,950,103	62.2%	84.4%
	滞納繰越分	259,492,631	270,152,068	274,930,111	105.9%	101.8%
	収納率	44.0%	45.5%	45.0%	1.0%	-0.5%
	現年課税・賦課分	84.3%	88.0%	90.2%	6.0%	2.3%
	滞納繰越分	10.2%	9.3%	7.8%	-2.3%	-1.5%
	予算現額 - 収入済額	1,114,566	△ 17,734,184	△ 5,390,348	-483.6%	30.4%
現年課税・賦課分	△ 8,564,858	△ 21,891,185	△ 14,948,387	174.5%	68.3%	
滞納繰越分	9,679,424	4,157,001	9,558,039	98.7%	229.9%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
母子父子寡婦福祉資金貸付金	0～1年以内	3,980	9.9%	23,950,103	8.0%
	1年超～2年以内	3,900	9.7%	23,704,918	7.9%
	2年超～3年以内	3,633	9.1%	26,559,639	8.9%
	3年超～4年以内	1,087	2.7%	21,511,011	7.2%
	4年超～5年以内	632	1.6%	7,301,103	2.4%
	5年超	26,830	67.0%	195,853,440	65.5%
	合計	40,062	100.0%	298,880,214	100.0%

イ. 【23 児童扶養手当過誤払金】

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	児童扶養手当過誤払金
2 所管課等名称	こども家庭支援課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 地方自治法、地方自治法施行令、民法、児童扶養手当法 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市債権管理条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市債権管理条例施行規則、千葉市予算会計規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 児童扶養手当過誤払収納管理要領 マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳：名称「児童扶養手当過誤払金返還台帳」 <input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「 <input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「
6 債権管理の所室において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「
7 債権管理の所室課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「各区保健福祉センターこども家庭課」

【当該未収債権の内容説明】

児童扶養手当過誤払金とは、児童扶養手当過誤払収納管理要領第2条によって次のように定義されている。

【児童扶養手当過誤払収納管理要領】（定義）

第2条 この要領において「過誤払金」とは、次の各号に該当する手当をいう。

- (1) 法第4条に規定する支給要件（以下「支給要件」という。）に該当しなくなった後に、受給者からの届出の遅延のため、過って支給すべきでない者に支払った手当

(2) 支給要件にかかわる児童について変動があった後に、受給者からの届出の遅延のため、過って支給すべき額を超えて支給した手当

(3) その他払込手続等の事務処理上の過誤により、支給すべきでない者に支給し、又は支給すべき額を超えて支給した手当

注：第2条(1)にある、法第4条とは、児童扶養手当法第4条を意味している。

この定義に該当する手当は過誤払金とされ、市は受給者に対し過誤払金返還請求権として債権を測定し、返還されず未回収となった金額が未収債権となる。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
児童扶養手当過誤払金	予算現額	6,000	6,000	6,000	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分	6,000	6,000	6,000	100.0%	100.0%
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	調定額	41,235,617	40,650,783	48,700,433	118.1%	119.8%
	現年課税・賦課分	12,146,830	15,331,360	18,279,925	150.5%	119.2%
	滞納繰越分	29,088,787	25,319,423	30,420,508	104.6%	120.1%
	収入済額	6,997,470	10,975,470	15,156,050	216.6%	138.1%
	現年課税・賦課分	5,805,330	9,700,470	9,056,390	156.0%	93.4%
	滞納繰越分	1,192,140	1,275,000	6,099,660	511.7%	478.4%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	3,788,524	883,090	1,833,470	48.4%	207.6%
	現年課税・賦課分	169,160	0	0	0.0%	#DIV/0!
	滞納繰越分	3,619,364	883,090	1,833,470	50.7%	207.6%
	収入未済額	30,449,623	28,792,223	31,710,913	104.1%	110.1%
	現年課税・賦課分	6,172,340	5,630,890	9,223,535	149.4%	163.8%
	滞納繰越分	24,277,283	23,161,333	22,487,378	92.6%	97.1%
	収納率	17.0%	27.0%	31.1%	14.2%	4.1%
現年課税・賦課分	47.8%	63.3%	49.5%	1.7%	-13.7%	
滞納繰越分	4.1%	5.0%	20.1%	16.0%	15.0%	
予算現額 - 収入済額	△ 6,991,470	△ 10,969,470	△ 15,150,050	216.7%	138.1%	
現年課税・賦課分	△ 5,799,330	△ 9,694,470	△ 9,050,390	156.1%	93.4%	
滞納繰越分	△ 1,192,140	△ 1,275,000	△ 6,099,660	511.7%	478.4%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
児童扶養手当過誤払金	0～1年以内	268	29.7%	9,223,535	29.1%
	1年超～2年以内	143	15.8%	4,747,890	15.0%
	2年超～3年以内	80	8.9%	2,804,870	8.8%
	3年超～4年以内	160	17.7%	10,331,010	32.6%
	4年超～5年以内	93	10.3%	2,728,268	8.6%
	5年超	159	17.6%	1,875,340	5.9%
	合計	903	100.0%	31,710,913	100.0%

③ 所掌業務

こども家庭支援課の所掌事務のうち、未収債権管理（収入未済額の管理）に係る部分は、次に示すとおりである。

【こども家庭支援課の所掌事務：未収債権管理関係】

区 分	所掌事務
ひとり親家庭支援班	ひとり親家庭等に対する各種手当の支給の総括に関すること。 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付に関すること。

出所：千葉市事務分掌規則に基づき外部監査人作成

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

- ① [5 母子父子寡婦福祉資金貸付金] に係る検出事項について（指 摘：4 件、意見：7 件）

ア. 督促状の納付期限について（指 摘）

【現状】

滞納者に対する督促については、千葉市予算会計規則第 37 条第 1 項及び第 2 項に次のとおり規定されている。

【千葉市予算会計規則】（督促）	
第 37 条	歳入徴収者は、調定した歳入について納期限を過ぎても納入に至らないものがあるときは、法第 231 条の 3 第 1 項の規定又は施行令第 171 条の規定により、納期限後 20 日以内に督促状により督促しなければならない。
2	督促状には、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日を納期限として指定しなければならない。

この規定に従うと、督促状は納期限後 20 日以内に発行し、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日を納期限として指定することになる。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納者に対する督促状を確認したところ、次のように納期限後 20 日以内に督促状が発行されているものの、納期限は督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日ではなく、10 日以上経過した月末の日付となっていた。

【令和 3 年 3 月分】

納期限・発行日	日 付	判 定
①3 月分の納期限	令和 3 年 3 月 31 日	—
②督促状発行日	令和 3 年 4 月 12 日	①の 20 日以内であり、第 1 項に合致している。
③督促による納期限	令和 3 年 4 月 30 日	②から 10 日以上経過しており、第 2 項に反する。

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

この表で示したとおり、督促による納期限は令和 3 年 4 月 30 日となっているが、第 2 項に照らして判断すると、督促状発行日の令和 3 年 4 月 12 日から起算して 10 日を経過した日である令和 3 年 4 月 22 日が納期限としなければならない。

保健福祉総合システムにより管理されている督促の納期限は、督促状の発行日か

ら起算して 10 日を経過した日に設定されていない。

【問題点・原因】

督促状の納期限が督促状の発行日から起算して 10 日を経過した日とせずに督促状を発行していることについて、保健福祉総合システムの開発時の要件定義が、千葉市予算会計規則第 37 条第 2 項に合致したものとなっていないことが原因である。市所管課は、納期限について、従来から月末日としてきたため、債務者もそのように認識している。31 日まである月の納期限が 30 日となること等、納期限が月により異なることは、債務者の利便性や確実な償還の推進からは望ましくないという認識を市所管課は持っている。

【結 果（指摘）】

母子父子寡婦福祉資金貸付金の督促状を保健福祉総合システムにより発行する場合、千葉市予算会計規則第 37 条第 2 項に沿わない納期限日が自動で印字されて発行されてしまうことから、システムの設定を改定するか、自動で設定される納期限日を手動により修正するか、若しくは当該規則に例外等の規定を追加するかなど、いずれかの方法を検討することにより、適切に対応されたい。

イ. 期限の利益の喪失について（意 見）

【現状】

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、貸付期間経過後、一定期間を置いたのちに元利金を分割して返済される仕組みとなっている。この仕組みでは、当初受領した貸付金の返済が、約定により一定期間猶予され、また一定期間にわたって分割して返済する権利が債務者に認められている（民法第 136 条第 1 項：期限の利益）。

この期限の利益は、約定により一定の条件に該当した場合に喪失する場合がある。たとえば、約定どおりの返済ができず一定期間経過した場合に、債務者における期限の利益が喪失し、未返済額等を一括で返済する義務が生じるというものである。

母子父子寡婦福祉資金貸付金についても次のとおり、この期限の利益が規定されている。

（福祉資金貸付決定通知書）

15 償還金を納付期限後 6 か月以内に納付しないときは、市長は貸付金の全額を 10 日以内に支払うよう請求することがあります。この納付期限までに納付しないときは、年利 3.00 パーセントの違約金を加算します。

この規定では、「貸付金の全額を10日以内に支払うよう請求することがある」とされており、必ずしも請求する訳ではないということが読み取れる。

なお、福祉資金貸付決定通知書とは別に、債務者との間で福祉資金借用書が取り交わされるが、次のように福祉資金借用書の8において期限の利益の喪失が明示されている。

(福祉資金借用書)

8 償還金を納付期限後6箇月以内に納付しなかったときは、貸付金を一時に請求されても異議ありません。納付期限までに納付できなかったときは、年利3.00パーセントの違約金を加算して支払います。

しかし、市所管課によると、過去にこの定めに従って直ちに期限の利益を喪失した事例はないということである。

【問題点・原因】

今回の外部監査において、返済が6か月以上滞納し、本来であれば期限の利益を喪失して償還金を一括返済すべき債務者の債権金額を確認したところ、約2億9,242万円(令和4年9月13日現在)となっていた。これは、令和3年度末の収入未済額2億9,888万円とほぼ同額である。

前記のとおり、福祉資金貸付決定通知書の15では、期限の利益喪失による一括返済を請求することがある、とだけ明記しており、必ず一括返済を請求するとはされていない。そのため、こども家庭支援課が、現在、6か月以上滞納している債務者に対し、一括返済を請求していないこと自体は債務者との約定に反するものではない。

しかし、期限の利益を喪失しないように、約定どおり返済を行ってきた債務者から見れば、6か月以上も滞納しながら期限の利益を喪失しない債務者の存在は不公平であることは確かである。

【結果(意見)】

債務者間の公平性を図るためには、福祉資金借用書に規定のとおり、6か月以上滞納している債務者へ一括返済の請求を検討する必要がある。その検討を行う際に、当該債務者が一括で支払うことができない場合、地方自治法施行令第171条の6の規定等に基づき、履行延期の特約を行い、債務者の経済状況を的確に把握したうえで分割納付計画を履行するよう促すなど、適正な債権回収事務を進めるよう要望する。

ウ. 連帯保証人への請求について（指 摘）

【現状】

母子父子寡婦福祉資金貸付金は、申し込みの際に連帯債務者や連帯保証人を必要としている貸付種別がある。連帯債務者は債務者とともに債務を返済する義務があるが、連帯保証人は、債務者や連帯債務者が債務を返済できなくなった場合に、債務者等に代わって債務を返済する義務がある。

母子父子寡婦福祉資金貸付金の返済が滞り、督促、催告後、相当の期間を経過しても債務者本人や連帯債務者が返済できない場合は、地方自治法施行令第171条の2第1号により、連帯保証人へ返済の履行を請求しなければならない。市の債権管理事務マニュアルでも、2-8 督促後の対応において、徴収停止、履行延期といった例外を除き、地方自治法施行令第171条の2による強制執行をとることが明示されている。

こども家庭支援課は、滞納者へ催告書を送付した後、期日までに支払いが確認できない者に対し、市への連絡を要請する催告書を送付している。そして、催告書にも応答がない滞納者には、連帯保証人に対し滞納者への納付指導を要請する保証人通知を送付している。また、その後も滞納者からの支払が確認できない場合は、保証人通知送付の翌月に「連帯保証債務履行請求通知書」と納付書を連帯債務者に送付している。この「連帯保証債務履行請求通知書」と納付書の送付が、連帯保証人への履行の請求に該当する。

滞納者への催告書から連帯保証人への「連帯保証債務履行請求通知書」送付までの実績を確認したところ、次のことが分かった。

1. 催告書の送付実績	
令和元年度	222 件
令和2年度	207 件
令和3年度	158 件
2. 保証人通知の送付実績	
令和元年度	未実施
令和2年度	
令和3年度	
3. 連帯保証債務履行請求通知書の送付実績	
令和元年度	未実施
令和2年度	
令和3年度	

出所：市所管課からの提出資料より外部監査人作成

この表の中の「1. 催告書の送付実績」を見ると、年々、送付件数が減少している。この点について、こども家庭支援課は、令和3年度において時効が更新された債権（令和3年度中に納付実績があったもの）については、催告書送付対象外としたため件数が減っていると認識している。

また、「2. 保証人通知の送付実績」及び「3. 連帯保証債務履行請求通知書の送付実績」については、いずれも過去3年度の間、未実施であった。

この点について、こども家庭支援課によると、2. 及び3. は毎年年度末に行っており、令和元年度中の令和2年3月6日を期限とした催告書を滞納者に送付し、連絡のなかった者について、連帯保証人に2を送付する予定だったが、3月頃に新型コロナウイルスの感染が拡大し、全庁的に警戒が強まったことで催告書の送付を取りやめることにしたということであった。そして、2. を送付しなかった結果、3. についても送付されなかったと考えられる。

しかし、2. は連帯保証人に対し滞納者への納付指導を要請する通知であるため、新型コロナウイルスの感染拡大が送付を取りやめる直接の要因であるという合理的な理由には疑問が残る。

また、新型コロナウイルスの感染は小康状態にあった時期もあり、毎年、年度末近くに実施する事務であると慣例的に考える必要はないものと考えられる。

【問題点・原因】

地方自治法施行令第171条の2第1号による連帯保証人へ返済の履行請求は原則として実施しなければならないものである。また、市の債権管理事務マニュアルでも同様の措置が明示されている。

新型コロナウイルス感染症の拡大による事務執行への影響は確かに否定できないが、少なくとも令和2年度と令和3年度には2. の保証人通知及び3. の「連帯保証債務履行請求通知書」の送付を全く実施していないことに関しては合理的な理由は見いだせない。

【結果（指摘）】

母子父子寡婦福祉資金貸付金の返済が滞り、督促、催告後、相当の期間を経過しても債務者本人や連帯債務者が返済できない場合は、地方自治法施行令第171条の2第1号により、債務者の連帯保証人へ返済の履行を請求されたい。

なお、同条における「督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとき」の「相当の期間」については、具体的な法令等の定めがないが、債権の速やかな回収を図る観点から、最初の催告における納期限から3か月を経過した日までを目安にして、その日を経過してもなお履行されない場合には速やかに連帯保証人へ

返済の履行を請求すべきものとする。

エ. 遅延損害金の暫定計算及び債務者への情報提供について（意見）

【現状】

母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納者に対しては、現在、遅延損害金を計算し、債務者へ遅延損害金の金額（暫定的な金額）の情報提供を行っていない。

遅延損害金は民法上すでに発生しているため、未確定の遅延損害金であっても、債務者にその情報を暫定的にでも提供することが、後の円滑な債権回収の観点から必要であると考えられるが、現在は実施されていない。

【問題点・原因】

母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納者に対する遅延損害金については、地方自治法施行令第171条の6第2項及び市の債権管理事務マニュアル2-3延滞金・遅延損害金の定めに基づき、暫定的に算定して債務者に情報提供として示すことがないと、債務者が認識しないことが多く、事後的なトラブルなど、円滑な遅延損害金の回収にはつながらないものと考えられる。

【結果（意見）】

母子父子寡婦福祉資金貸付金の滞納者に対して、円滑な債権回収の観点から、未確定であっても遅延損害金の発生事実等を知らせる必要があるため、遅延損害金を暫定的に算定し、情報提供を行う等、効果的な遅延損害金の回収に努めるよう要望する。

オ. 破産債権届出書について（指摘）

【現状】

母子父子寡婦福祉資金貸付金の債務者が強制執行や破産手続開始決定を受けたことを知った場合、こども家庭支援課は地方自治法施行令第171条の4第1項により、速やかに配当の要求その他債権の申出をしなければならない。

【地方自治法施行令】（債権の届出等）

第171条の4 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

過去の破産手続開始決定通知の有無を確認したところ、令和元年度の案件に関する決裁文書を確認した。決裁文書に添付されている破産債権届出書の要約は次のとおりである。

【破産者Hに対する破産債権届出書（令和元年7月26日）】

債権の種類	債権額	債権の内容及び原因
貸付金	2,003,909円	貸付日 平成16年1月15日及び4月15日 弁済期 令和10年10月2日 利 息 年0% 遅延損害金 0%

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

また、この届出書提出後、破産者H及び破産管財人から受領した簡易配当の御通知の内容の要約は次のとおりである。

【破産者H及び破産管財人からの簡易配当の御通知（令和元年9月27日）】

1	簡易配当の手続に参加することができる債権の総額	4,014,692円
2	簡易配当することができる金額	63,816円
3	貴殿に対する配当見込額	31,853円

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

この破産債権届出書を閲覧すると、遅延損害金は0%となっており、決裁文書に添付された保健福祉総合システム上の債権額にも遅延損害金が0円となっていた。しかし、同じく決裁文書に添付されていた母子福祉資金借用書では、「納付期限までに納付できなかったときは、年利10.75パーセントの違約金を加算して支払います。」という文言が明記されている。年利10.75パーセントという利率は貸付当時の利率として適用されているものである。

ここで、遅延損害金については、地方自治法施行令第171条の6第2項及び市の債権管理事務マニュアル2-3延滞金・遅延損害金の定めに従い、滞納者に請求するものとされているため、市の債権として把握されるべきである。

しかし、破産債権届出書では、遅延損害金が0%とされ、債権金額にも含まれていなかった。

この結果、簡易配当の御通知にある「1簡易配当の手続に参加することができる債権の総額」が過少となり、「3貴殿に対する配当見込額」も過少という結果になっている。

また、令和2年度に発生した案件についても、次のとおり、遅延損害金は0%となっていた。

【破産者Kに対する破産債権届出書（令和2年6月18日）】

債権の種類	債権額	債権の内容及び原因
貸付金	2,130,125円	貸付日 平成17年3月31日 弁済期 令和9年9月30日 利 息 年0% 遅延損害金 0%

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

【問題点・原因】

破産者に対する破産債権届出書を提出する際は、母子父子寡婦福祉資金貸付金の他、遅延損害金を含めて債権を届け出るべきであるが、それを含めずに債権を届け出たことから、その結果、市に対する配当額が過少となっている。この問題は、こども家庭支援課が地方自治法施行令第171条の6第2項及び市の債権管理事務マニュアル2-3 延滞金・遅延損害金の定めに従い遅延損害金も債権に含めるという認識が乏しかったことによるものと考えられる。

【結 果（指摘）】

破産者に対する破産債権届出書を提出する際は、地方自治法施行令第171条の6第2項及び市の債権管理事務マニュアル2-3 延滞金・遅延損害金の定めに従い、母子父子寡婦福祉資金貸付金の他、遅延損害金を含めて債権を届け出るよう、徹底されたい。

カ. 所在不明者の適切な管理について（意 見）

【現状】

最も古い滞納債権につき、債務者の状況を調査した結果、保健福祉総合システム上の当該債務者は、次のような登録状態になっていた。

氏名	S
住所	千葉県八街市
生年月日	明治33年1月1日（注1）
年齢	122歳（注1）
性別	女

資金区分	寡婦
資金種別	事業開始資金
連帯保証人	M
貸付金	800,000 円
最終入金	平成 4 年 3 月 12 日
未償還額	607,750 円
違約金	0 円

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

注1：システム導入時に一括して登録されてしまうもので、
実際の生年月日、年齢とは異なる。

今回の外部監査において、債務者 S の居所や生死の別をこども家庭支援課に調査依頼したところ、次のような事実が判明した。すなわち、債務者 S は、保健福祉総合システム上、「住登外」と登録されていた。「住登外」とは住民登録外という意味で、本来、住民記録システムと紐づけを行うべきではない情報（たとえば、DV被害者等）を登録しているため、住民記録システムとの間で住所情報を連携しない仕様になっている。債務者 S がどのような経緯で「住登外」登録となったかは、古い債権であるため不明である。また、市外に転出したため、居所不明という扱いになってしまったが、本来であれば、転出先等への照会で住所確認をすべきであるところ、その確認を失念していた。

債務者 S が再び市内在住となり、存命であることが分かったのは、市所管課が「住登」データに氏名及び生年月日を入力したことにより判明したものである。

このように、保健福祉総合システム上の登録や転出先等への照会漏れなどにより、市内在住で住所が分かる債務者でありながら、所在不明者とされてしまっている者もある。なお、債務者 S と同様の債務者が他にも存在するかどうかについては、今回の外部監査では確認できず、こども家庭支援課も把握していない。

また、こども家庭支援課が督促状及び催告書を発送したものの所在不明として返送された滞納者の状況について確認したところ、滞納者数は 71 人で、84 件の債権等の合計金額が 2,333 万円であった。

この所在不明者について照会漏れなどによる上記の問題があるのであれば、地方自治法施行令第 171 条の 5 第 2 号により、差し押えることができる財産の価額があるかどうかを調査し、徴収停止の検討を行う必要があるが、このような具体的な措置は行われていない。

【問題点・原因】

保健福祉総合システムにおいて「住登外」と登録された債務者は、本人の住所情報が最新のものに置き換わらないため、古い住所情報に基づき督促、催告をして、居所不明

者になってしまう危険性があることが分かった。これに対して、市所管課では所在不明者の適時な把握が行われておらず、また、所在不明者に対する地方自治法施行令第171条の5第2号による徴収停止の適用の検討も現在は行われていない。

【結果（意見）】

保健福祉総合システムにおいて「住登外」と登録された債務者につき、現住所が不明の滞納者については、改めて所在を確認し、その結果、居所が明らかとなった滞納者については、速やかに保健福祉総合システムの住所情報を更新し、債権の回収を再開する必要がある。そのうえで、所在不明者の所在が分かった場合については、適時に債務者の経済状況等の資力を把握したうえで、徴収停止等の措置（地方自治法施行令第171条の2等）を検討するよう要望する。

キ. 時効管理について（意見）

【現状】

母子父子寡婦福祉資金貸付金は保健福祉総合システムにより管理されているが、同システムには滞納債権に関する時効管理の業務処理を行う機能がなく、こども家庭支援課では、滞納債権の網羅的な時効管理ができていない。

債権は、消滅時効が完成しないように適切な対応をしなければならず、対応を怠り、時効が完成して滞納者からの時効の援用により債権が消滅してしまうと、債権の不納欠損処分という市の財産の毀損という結果に至る。したがって、滞納債権の網羅的な時効管理は重要であり、システムによる債権管理においては、当該システムに時効管理の業務処理機能がないと効率的な管理がなされない。

債権管理事務マニュアルの「2-4 時効」においても、「時効消滅した債権は基本的に回収が出来なくなるため、時効期間を管理し、時効期間が経過する前に時効の進行を止める措置をとることが重要である。」と示されており、さらに時効を阻止するための諸手続が同マニュアルに示されている。

このような時効管理に係る諸手続をより効率的に実施するためには、システムによって滞納期間をもとに時効完成の可能性のある債権を適切に管理する機能がシステムに組み込まれる必要がある。

【問題点・原因】

現在、滞納債権の時効管理が網羅的に行われていない。この問題は、保健福祉総合システムの導入過程で、債権管理をシステム内で行うことを決定した際に、時効管理という基本的な機能をシステムの仕様として定めるべきであったと考える。その検討を失念してシステムを導入してしまったということであった。

【結 果（意見）】

過去に遡って時効管理のあるべき姿にシステムを変更する事は多大な労力とコストを伴うため、現実的な措置ではなく、現システムの運用と並行して、別途、マニュアルによる時効管理方法を考案していく必要がある。現システムのデータを活用して時効管理する事が、内部統制上、最も望ましい方法であるが、システムによる業務処理統制の外で行われる事務であることから、誤った管理が行われないように人的な統制（ダブルチェック等）を強化し、適切に時効管理を行える体制を構築するよう要望する。

ク. 債権放棄について（意 見）

【現状】

母子父子寡婦福祉資金貸付金について、千葉県債権管理条例第 7 条に基づく債権の放棄は令和 3 年度において実施されていない。しかし、現在、こども家庭支援課で使用している保健福祉総合システムに時効管理機能が無いため、網羅的な時効管理ができておらず、同条例第 7 条第 1 号に該当する債権が網羅的に把握できない状態にあり、本来は放棄できる債権が認識されていない可能性がある。

【問題点・原因】

債権の放棄が網羅的に行われていないことは、こども家庭支援課において網羅的な時効管理ができていないためであり、時効管理の業務処理機能を保健福祉総合システムに持たせずに導入してしまったことが原因である。

【結 果（意見）】

網羅的な時効管理を行う体制を構築することにより、消滅時効の時効期間が満了した債権が把握され、債権管理条例に該当する場合は、債権の放棄を実施するよう要望する。

ケ. 商事債権に該当する場合の時効管理について（指 摘）

【現状】

【当該未収債権の内容説明】に記載のとおり、母子父子寡婦福祉資金貸付金には、審査要領第 4 条による事業開始資金と第 5 条による事業継続資金がある。他の条文に基づく貸付金と異なり、これらは母子父子寡婦が事業を行うために必要な資金として貸し付けられるものであるが、こども家庭支援課ではこれらの貸付金を他の貸付金とともに民事債権として捉え、時効管理上は 10 年で消滅時効が完成すると解

積している。

しかし、これらの貸付金が民事債権ではなく商事債権として捉えられた場合、消滅時効は5年で完成することになり、民事債権として捉えた場合と比較して消滅時効の管理を見直す必要がある。

こども家庭支援課が、事業開始資金と事業継続資金について令和3年度末現在で5年以上滞納している債権の件数と金額を調べたところ、次のような結果となった。

【事業開始資金と事業継続資金のうち、5年以上の延滞債権】 (単位：円)

資金区分	資金種別	件数	貸付総額	未償還残高 (利子を含む)	左のうち消滅時効完成	
					件数	残高
母子	事業開始	8	12,530,000	5,550,040	5	3,347,053
	事業継続	1	840,000	62,095	1	62,095
寡婦	事業開始	1	800,000	607,750	1	607,750
	事業継続	1	600,000	269,680	—	—
合計		11	14,770,000	6,489,565	7	4,016,898

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

この表のとおり、消滅時効が完成している貸付金は、母子に対する事業開始資金5件で334万円と事業継続資金1件で6万円、寡婦に対する事業開始資金1件え60万円であり、これらを合計すると、7件で401万円である。

これら消滅時効が完成している貸付金は、次のとおり、千葉県債権管理条例第7条第1号により、債権を放棄することができるものと考えられる。

【千葉県債権管理条例】(債権の放棄)

第7条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 当該債権のうち、消滅時効について時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき(当該時効期間満了後に債務者が当該債権につき一部を履行したとき、その他債務者が時効を援用しない特別な理由があるときを除く。)

【問題点・原因】

令和2年3月31日以前に貸し付けた母子父子寡婦福祉法に基づく事業開始・継続資金の消滅時効は5年であると考えられる。

すなわち、「事業を開始し、又は継続するのに必要な資金」(母子父子寡婦福祉

法第 13 条第 1 項柱書等)を貸し付ける対象は、自身で事業を開始するか、又は既に行っている者であり、当該事業が「商行為」(商法第 501 条に規定する絶対的商行為又は同法第 502 条に規定する営業的商行為)に該当するものである場合、当該貸付対象者は、「商人」にあたることになる(商法第 4 条第 1 項)。

また、当該貸付対象者が、「店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者」である場合には、商行為を行うことを業としない者であっても商人とみなされる(商法第 4 条第 2 項・擬制商人)。そして、事業の開始・継続に必要な資金を借り入れることは、「商人がその営業のためにする行為」であり、「商行為」にあたるものと考えられる(商法第 503 条第 1 項・附属的商行為)。

さらに、当事者の一方にとって「商行為」であれば、当事者全員に商法が適用されることとなるため(商法第 3 条第 2 項)、事業開始・継続資金の貸し付けについては、商法が適用される。

改正民法の「施行日前にされた商行為によって生じた債権に係る消滅時効の期間については、なお従前の例による」(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 4 条第 7 項)ことから、令和 2 年 3 月 31 日以前の事業開始・継続資金の貸付けについては、上記のとおり、旧商法第 522 条が適用され、消滅時効は 5 年となる。

以上のことから、事業開始・継続資金が「経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため」(母子父子寡婦福祉法第 13 条第 1 項柱書等)に貸し付けることができるとされていること、事業内容が「当該家庭の経済的自立を図るものでないと認められるとき(単なる利潤の追求等)」や「事業経営が子どもの養育上支障をきたすと認められるとき」には貸付の対象外とされていることを考慮しても、あくまで事業開始・継続のために必要な事業資金の借入れである以上、「商人がその営業のためにする行為」であることが否定されるものではなく、結論を左右しないと考えられる。

事業開始資金及び事業継続資金は他の資金と同じく債権の分類は私債権になるが、消滅時効という観点から、さらに資金の性質を踏まえて民事債権であるか商事債権であるかという検討が必要であり、こども家庭支援課が従来からそのような検討を行わなかったことがこのような問題が発生した主たる原因であると考えられる。

【結 果 (指摘)】

既に消滅時効が完成した債権計 7 件、401 万円については、千葉市債権管理条例第 7 条第 1 号の検討を行い、必要に応じて債権を放棄することを検討されたい。また、今後も事業開始資金及び事業継続資金としての貸付金は、商事債権として他の貸付金とは別に消滅時効の管理を行うよう留意されたい。

コ. 徴収嘱託員による徴収効果について（意見）

【現状】

こども家庭支援課には、滞納債権の回収に当たる徴収嘱託員が 1 名所属している。この臨戸徴収員の人件費、臨戸訪問件数、納付合計金額について、令和元年度～令和 3 年度までの実績を示すと次の表のとおりである。

【徴収嘱託員による債権回収実績】

（単位：千円）

年度	人件費	臨戸訪問 件数 (①)	訪問後納付 件数 (②)	納付割合 (②/①)	納付金額 (上段：臨戸集金 (③) 下段：納付書集金)
令和元年度	3,630	2,261 件	不明	不明	(4,564) (7,393)
令和 2 年度	3,295	687 件	427 件	62.15%	(7,332) (12,711)
令和 3 年度	3,224	652 件	322 件	49.39%	(4,941) (15,964)

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

注 1：令和元年度の訪問後納付件数は、記録が確認できないため、「不明」としている。

注 2：臨戸訪問先は、滞納金額が確認できた債権について、電話催告を行い、臨戸集金を希望する滞納者としている。

注 3：納付書集金とは、電話催告で支払う了解を得た滞納者に対して納付書を送付し支払われた金額である。その中には、一部、徴収嘱託員が訪問して集金したものもある。この訪問による集金件数は把握できていないため、上記臨戸訪問件数 (①)、訪問後納付件数 (②) には含まれていない。

注 4：令和 3 年度の訪問後納付件数 (②) と納付金額の臨戸集金が令和 2 年度よりも減少しているが、これは臨戸徴収から納付書集金への割合が増加しているためであるとの回答を得た。納付書集金は増加しており、納付金額では令和 2 年度を若干上回っている。

【問題点・原因】

今回の外部監査で、臨戸徴収員の効果の分析を前記のとおり行った。しかし、こども家庭支援課では、このような分析は実施されていない。そもそも令和元年度では、訪問後納付件数を記録していなかったため、納付割合は分析ができない状態だった。今回の分析では、臨戸徴収員の人件費のみをコストとしているが、本来は、

電話代、訪問のための交通費なども集計して納付額との比較が必要である。

また、注4に記載のとおり、納付書集金の割合が増加している傾向にあり、臨戸集金と納付書集金を合わせた納付金額は、確かに令和2年度を若干上回る結果になっている。

その一方で、臨戸訪問件数は令和2年度とほぼ同じ件数であり、臨戸訪問の効果が低下していることが分かる。たとえば、次のように臨戸集金額を臨戸訪問件数で除した金額によって比較すると結果が明確になる。平均値ではあるが、訪問1件当たりで換算すると、令和2年度は1万円の納付であるが、令和3年度は7千円に低下している。本来は、この低下の理由を分析すべきであるが、特にその理由は明確になっていない。

【臨戸訪問の効果分析】（単位：千円）

年 度	臨戸訪問 件数 (①)	臨戸集金によ る納付額 (③)	③/①
令和2年度	687件	7,332	10
令和3年度	652件	4,941	7

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

【結 果（意見）】

臨戸徴収員による滞納債権の回収について、前記の分析事例などを参考にその効果測定を行い、次年度の方針や対策等に役立てるよう要望する。

サ. アクセス管理について（意 見）

【現状】

千葉市行政情報ネットワークシステムの利用に関する取扱要綱に従い、ネットワークシステム上には、こども家庭支援課の課フォルダが設定されている。この課フォルダには母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権管理に関する調定一覧、督促一覧、催告一覧等のデータが保存されている。こども家庭支援課に確認したところ、課フォルダへのアクセスは、債権管理を担当するひとり親家庭支援班以外の課職員も可能であり、課フォルダ内に保存しているデータのうち、個人情報に関するデータはファイルにパスワード設定をしているが、その他のデータについてはパスワードを設定していない状態であるということであった。また、過去の調定一覧等のデータも課フォルダ内に保存されているという回答であった。

【問題点・原因】

千葉市行政情報ネットワークシステムの利用に関する取扱要綱では、第 69 条において、課フォルダの設置が定められている。

【千葉市行政情報ネットワークシステムの利用に関する取扱要綱】

(共有フォルダ等の設置)

第 69 条 システム課長は、次の各号に掲げる共有フォルダ等をサーバに設置し、その内容及び利用できる者は当該各号に定めるとおりとする。

(2) 課フォルダ 課等及び三類の事業所ごとに設置するフォルダで、利用できる者はすべての利用者とする。

この規定に従い、課フォルダが設置され、子ども家庭支援課所属職員が皆、フォルダにアクセスできる状態になっている。このアクセス管理は規定に準拠したものであり違反ではない。しかし、子ども家庭支援課には、債権管理等を行うひとり親家庭支援班のほかに、虐待・DV 防止対策班もあり、同班所属の職員は課フォルダ内の債権管理に関するデータにアクセスができる状態であることが、アクセス管理上、適切であるとは言えないと考える。規定上、班単位でのフォルダは想定されていないことから、現状では課フォルダでデータ管理をせざるを得ないが、アクセス管理の観点からは、課フォルダ内に格納されているデータは、個人情報以外のデータであっても、課内の職員に守秘義務の面で過大な負担をかける等の理由から、一律にファイルにパスワードを設定しておくことが望ましい。

また、上記要綱の第 71 条では、次のような定めがある。

【千葉市行政情報ネットワークシステムの利用に関する取扱要綱】(課フォルダ及び役職フォルダ)

第 71 条 課長及び三類の事業所の長は、課フォルダの中に階層化された下位のフォルダを設置し、電子情報の適切な管理を行うものとする。

3 利用者は、課フォルダの不要となった情報を速やかに削除しなければならない。

4 課長及び三類の事業所の長は、課フォルダの内容を定期的に確認し、使用容量や保存期間の超過等を確認しなければならない。

この第 3 項によると、不要となった情報を速やかに削除しなければならないが、子ども家庭支援課では、「不要となった情報」の定義が定まっておらず、第 3 項が適切に運用されているかどうか判断できない状況にある。また、第 4 項による課長の確認も実施されていない。

債権管理に関する情報は重要なものが多く、過去の経緯を確認するために長期間

にわたりデータを保存する傾向にあるが、情報漏洩の防止の観点からも不要となったデータは速やかに削除していかなければならない。

【結 果（意見）】

ネットワークシステム上の課フォルダに保存している、債権管理に関する各種データには、アクセス管理の観点から、ファイルにパスワードを設定するなど、業務に関係ない職員がファイルを閲覧し、守秘義務の遵守の面で過大な負担をかけることのないよう、対応することを要望する。また、情報漏洩の防止の観点から、「不要となった情報」を定義し、該当するデータは速やかに削除するよう要望する。

② [23 児童扶養手当過誤払金] に係る検出事項について（指 摘：1 件、意 見：3 件）

ア. 保健福祉総合システムと債権管理台帳について（指 摘）

【現状】

債権は、適正な管理のために千葉市債権管理条例第 5 条及び千葉市債権管理条例施行規則第 2 条による台帳を整備しなければならない。

【千葉市債権管理条例】（台帳の整備）

第 5 条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を整備しなければならない。

【千葉市債権管理条例施行規則】（台帳）

第 2 条 条例第 5 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）
- (3) 債権の金額
- (4) 履行期限
- (5) 担保（保証人の保証を含む。）の設定がある場合はその事項
- (6) 履行状況、対応状況等
- (7) 財産調査の状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

児童扶養手当過誤払金の債権管理台帳は、児童扶養手当過誤払収納管理要領第4条第3項により定められている。

【児童扶養手当過誤払収納管理要領】（返還の方法）

第4条

- 3 第1項により返還方法を決定した時は、児童扶養手当過誤払い金返還台帳（第4号様式）に記入し、管理する。

この第4号様式について、千葉市債権管理条例施行規則第2条各号が記載できる様式になっているかを確認したところ、同施行規則第2条(5)、(6)、(7)の事項を記載する枠がないことが分かった。

なお、第4号様式はスプレッドシートである表計算ソフト（エクセル）によるシートで管理されており、児童扶養手当過誤払金を管理する保健福祉総合システムとは別に手入力により作成されたものである。保健福祉総合システムも債権管理ができる仕様となっているが、別途、表計算ソフト（エクセル）によって債権管理台帳を作成しているため、その理由については、こども家庭支援課によると、次のとおりであった。

すなわち、保健福祉総合システムは、最低限の入力画面しかなく、保健福祉総合システム上で債権を一元管理するには帳票出力機能や財務会計システムとのデータ連携などのカスタマイズが必要であり、システム改修に多額の費用を要するため、債権件数の少ない児童扶養手当過誤払金では、費用対効果の面からシステム導入時から債権管理には使用していないということであった。

【問題点・原因】

児童扶養手当過誤払金は、児童扶養手当受給者と関連するものであり、保健福祉総合システム上で債権管理も完結する方が情報の一貫性と機密性の観点で望ましいが、現状のシステムの仕様では適切な債権管理が期待できないという状況である。この点については、システム導入時に債権管理の観点で仕様を検討していなかったことが問題であると考ええる。

なお、こども家庭支援課によると、現在、次期保健福祉総合システムの仕様検討が進められており、国が各自治体のシステム仕様を統一する事が決定しているため、自治体独自のカスタマイズは原則的にできないということであった。

保健福祉総合システムでの債権管理が難しい状況から、表計算ソフト（エクセル）で作成した第4号様式による債権管理台帳は非常に重要な役割を果たすことになるが、上記のとおり、千葉市債権管理条例施行規則第2条により求められる事項を記入する枠が一部設定されていない点が問題であると考ええる。このような問題が生

じたのは、千葉市債権管理条例施行規則が施行された平成 24 年 4 月 1 日に合わせて、児童扶養手当過誤払収納管理要領第 4 号様式の改訂が行われなかったことが主たる原因である。

【結 果（指摘）】

第 4 号様式では千葉市債権管理条例施行規則第 2 条（5）、（6）、（7）の事項が記載できないため、様式を改訂し、それらの事項を適切に記録できるよう検討された。

イ. 徴収停止について（意 見）

【現状】

児童扶養手当過誤払金について、履行期限後相当の期間を経過しても返還がない場合には、徴収停止（地方自治法施行令第 171 条の 5）の適用の可否についても検討する必要がある。この点について、こども家庭支援課によると、同条に基づく徴収停止の検討は行っていないということであった。

【問題点・原因】

同条は徴収停止をすることができるという定めになっているが、履行期限後相当の期間を経過しても返還がない債権について、同条の各号に該当する滞納者がいるかどうか、該当者がいる場合は徴収停止すべきか否か、といった検討を行い、記録を残す必要がある。このような検討は個別案件ごとに具体的に法定の要件に該当するかどうかについて、適時的確に実施する必要があるが、これまで市所管課では実施していないのが現状である。

【結 果（意 見）】

児童扶養手当過誤払金について、履行期限後相当の期間を経過しても返還がない滞納者については、徴収停止（地方自治法施行令第 171 条の 5 各号）の適用の可否について適時適切に検討するよう要望する。

ウ. 遅延損害金の暫定計算及び債務者への情報提供について（意 見）

【現状】

児童扶養手当過誤払金の滞納者に対しては、現在、遅延損害金を計算し、債務者へ遅延損害金の金額（暫定的な金額）の情報提供を行っていない。

遅延損害金は民法上すでに発生しているため、未確定延滞金であっても、債務者

にその情報を暫定的にも提供することが円滑な債権回収の視点から必要であると考えられるが、現在は実施されていない。

【問題点・原因】

児童扶養手当過誤払金の滞納者に対して遅延損害金については、地方自治法施行令第171条の6第2項及び市の債権管理事務マニュアル2-3延滞金・遅延損害金の定めに基づき、暫定的に算定して債務者に情報提供として示すことがないと、債務者が認識しないことが多く、事後的なトラブルなど、円滑な遅延損害金の回収にはつながらないものと考えられる。

【結果（意見）】

児童扶養手当過誤払金の滞納者に対して、円滑な債権回収の視点から、未確定であっても遅延損害金の発生事実等を知らせる必要があるため、遅延損害金を暫定的に算定し、情報提供を行う等、効果的な遅延損害金の回収に努めるよう要望する。

エ. 納税管理課への債権引継のための必要書類の整備・保管について（意見）

【現状】

児童扶養手当過誤払金について、債権回収のために納税管理課に引き継いだ債権は現時点ではないが、過去に債権の引継を検討した際には、滞納者に関する申請書等が文書保存期限経過のために廃棄されており、法的措置に耐えられない状態であったことから、こども家庭支援課で管理を継続することとなったということであった。

【問題点・原因】

長期間滞納している債権は、回収がこども家庭支援課では難しいものもあり、納税管理課への引継を検討する必要がある。そのために、納税管理課からの問い合わせに的確に対応する必要があり、引継ぎ資料の要件を充足しているかどうかについて、非強制徴収債権引継事務処理要領に規定される要件を確認する必要がある。特に同事務処理要領の「4引継対象事案」の（2）に掲載されている要件（ア～ケ）に関しては十分に留意して、引継対象としない要件に該当しないよう、事前に整備等を行う必要があると考えられる。

しかし、引継の対象となる未収債権に係る重要書類を整備・保管する視点が不十分であるため改善を要するものとする。

【結 果（意見）】

児童扶養手当過誤払金の回収が困難となっている滞納債権については、納税管理課へ引継ぐ必要があるものを選定し、円滑に引継ぐために、未収債権の重要書類を整備・保管するよう要望する。

16. 幼保運営課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

幼保運営課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】

(単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
13	一	強	保育所保育費負担金	幼保運営課	60,734,329
15	一	強	公立保育所使用料	幼保運営課	45,986,807
15	一	非	公立保育所使用料（延長保育料）	幼保運営課	2,650,310
15	一	非	公立保育所使用料（一時預かり）	幼保運営課	1,376,780
36	一	私	給食費収入	幼保運営課	4,672,990
56	一	私	家庭的保育利用料（旧保育ママ）	幼保運営課	1,220,540
77	一	非	一時・特定保育利用料	幼保運営課	270,300
84	一	私	会計年度職員給与戻入金	幼保運営課	128,728
104	一	私	契約不履行に伴う違約金	幼保運営課	20,285
108	一	強	公立認定こども園使用料	幼保運営課	14,320
合 計					117,075,389

注：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. [13 保育所保育費負担金]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	保育所保育費負担金
2 所管課等名称	こども未来局こども未来部幼保運営課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/> 私債権
	その他 ()
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input type="checkbox"/> 法令
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市債権管理条例
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市債権管理条例施行規則
	<input type="checkbox"/> 要綱等
	<input type="checkbox"/> マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	紙台帳：名称「 」
	<input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「子ども子育て支援システム、滞納管理システム」
	紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？（※）	
	<input type="checkbox"/> 同一部門である。
	<input checked="" type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門
	⇒ 賦課「区子ども家庭課」、徴収・未収管理「現年分：幼保運営課 過年分：統一滞納整理組織（市税事務所）」償還（還付）「幼保運営課」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。
	出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。
	⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

民間保育園利用者から徴収する保育料であり、平成26年度以前の公立保育所の保育料も含まれる。

保育所保育費負担金は、子ども・子育て支援法附則第6条に基づき、保育の実施に要する保育費用として、民間保育所に入所している児童の保護者より徴収するものである。徴収額は、児童の属する世帯の市町村民税の課税額により決定している。根拠法令は以下のとおりである。

- i 子ども・子育て支援法附則第6条
- ii 千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例
- iii 児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
保育所保育費負担金	予算現額	2,298,163,000	1,680,247,000	1,676,281,000	72.9%	99.8%
	現年課税・賦課分	2,270,015,000	1,651,886,000	1,667,520,000	73.5%	100.9%
	滞納繰越分	28,148,000	28,361,000	8,761,000	31.1%	30.9%
	調定額	2,343,783,144	1,519,707,455	1,596,450,864	68.1%	105.0%
	現年課税・賦課分	2,266,720,210	1,444,778,330	1,524,141,370	67.2%	105.5%
	滞納繰越分	77,062,934	74,929,125	72,309,494	93.8%	96.5%
	収入済額	2,257,073,165	1,443,137,211	1,534,699,853	68.0%	106.3%
	現年課税・賦課分	2,238,393,020	1,430,166,930	1,515,473,880	67.7%	106.0%
	滞納繰越分	18,680,145	12,970,281	19,225,973	102.9%	148.2%
	還付未済額	685,490	565,620	1,953,720	285.0%	345.4%
	現年課税・賦課分	576,870	565,620	1,953,720	338.7%	345.4%
	滞納繰越分	108,620	0	0	0.0%	-
	還付未済残高	685,490	565,620	1,953,720	285.0%	345.4%
	不納欠損額	12,333,004	3,682,070	2,970,402	24.1%	80.7%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	12,333,004	3,682,070	2,970,402	24.1%	80.7%
	収入未済額	75,062,465	73,453,794	60,734,329	80.9%	82.7%
	現年課税・賦課分	28,904,060	15,177,020	10,621,210	36.7%	70.0%
	滞納繰越分	46,158,405	58,276,774	50,113,119	108.6%	86.0%
	収納率	96.3%	94.9%	96.0%	-0.3%	1.1%
	現年課税・賦課分	98.7%	98.9%	99.3%	0.6%	0.4%
	滞納繰越分	24.1%	17.3%	26.6%	2.5%	9.3%
	予算現額 - 収入済額	40,404,345	236,544,169	139,627,427	345.6%	59.0%
	現年課税・賦課分	31,045,110	221,153,450	150,092,400	483.5%	67.9%
滞納繰越分	9,359,235	15,390,719	△ 10,464,973	-111.8%	-68.0%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
保育所保育費負担金	0～1年以内	412	16.2%	10,621,210	17.5%
	1年超～2年以内	332	13.0%	9,109,957	15.0%
	2年超～3年以内	657	25.8%	15,289,270	25.2%
	3年超～4年以内	542	21.3%	11,827,791	19.5%
	4年超～5年以内	268	10.5%	5,772,982	9.5%
	5年超	337	13.2%	8,113,119	13.4%
	合 計		2,548	100.0%	60,734,329

イ. [15 公立保育所使用料]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	公立保育所使用料
2 所管課等名称	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
<input checked="" type="checkbox"/> 強制徴収・公債権	
<input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権	
<input type="checkbox"/> 私債権	
<input type="checkbox"/> その他（ ）	
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
<input type="checkbox"/> 法令	
<input checked="" type="checkbox"/> 条例	千葉県債権管理条例
<input checked="" type="checkbox"/> 規則	千葉県債権管理条例施行規則
<input type="checkbox"/> 要綱等	
<input type="checkbox"/> マニュアル	
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
<input type="checkbox"/> 紙台帳：名称「 」	
<input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「子ども子育て支援システム、滞納管理システム」	
<input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）	
<input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」	
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	
<input type="checkbox"/> 同一部門である。	
<input checked="" type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門	
⇒ 賦課「区子ども家庭課」、徴収・未収管理「現年分：幼保運営課 過年分：統一滞納整理組織（市税事務所）」 償還（還付）「幼保運営課」	
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。	
<input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。	
⇒ 出先機関名称：「 」	

【当該未収債権の内容説明】

公立保育所利用者から徴収する保育料であり、平成 27 年度に新設した。

公立保育所使用料は、子ども・子育て支援法附則第 6 条又は千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例に基づき、保育の実施に要する保育費用として、公立保育所、公立認定こども園に入所している児童の保護者より徴収するものである。徴収額は、児童の属する世帯の市町村民税の課税額により決定している。根拠法令は以下のとおりである。

- i 子ども・子育て支援法附則第 6 条
- ii 千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例
- iii 児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉県保育所及び千葉県認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
公立保育所使用料	予算現額	1,345,721,000	1,064,330,000	862,994,000	64.1%	81.1%
	現年課税・賦課分	1,321,249,000	1,041,563,000	835,987,000	63.3%	80.3%
	滞納繰越分	24,472,000	22,767,000	27,007,000	110.4%	118.6%
	調定額	1,341,679,351	737,726,534	709,437,585	52.9%	96.2%
	現年課税・賦課分	1,259,608,030	655,110,991	644,622,630	51.2%	98.4%
	滞納繰越分	82,071,321	82,615,543	64,814,955	79.0%	78.5%
	収入済額	1,258,138,598	666,231,199	654,849,228	52.0%	98.3%
	現年課税・賦課分	1,235,489,320	648,734,271	639,074,720	51.7%	98.5%
	滞納繰越分	22,649,278	17,496,928	15,774,508	69.6%	90.2%
	還付未済額	581,830	669,820	467,640	80.4%	69.8%
	現年課税・賦課分	414,510	669,820	467,640	112.8%	69.8%
	滞納繰越分	167,320	0	0	0.0%	-
	還付未済残高	581,830	669,820	467,640	80.4%	69.8%
	不納欠損額	392,300	6,374,870	5,042,100	1285.3%	79.1%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	392,300	6,374,870	5,042,100	1285.3%	79.1%
	収入未済額	83,730,283	65,790,285	50,013,897	59.7%	76.0%
	現年課税・賦課分	24,533,220	7,046,540	6,015,550	24.5%	85.4%
	滞納繰越分	59,197,063	58,743,745	43,998,347	74.3%	74.9%
	収納率	93.7%	90.2%	92.2%	-1.5%	2.0%
	現年課税・賦課分	98.1%	98.9%	99.1%	1.0%	0.1%
	滞納繰越分	27.4%	21.2%	24.3%	-3.1%	3.2%
	予算現額 - 収入済額	87,000,572	397,428,981	207,677,132	238.7%	52.3%
	現年課税・賦課分	85,345,170	392,158,909	196,444,640	230.2%	50.1%
滞納繰越分	1,655,402	5,270,072	11,232,492	678.5%	213.1%	

注：この表と次の表の金額は、便宜的に [15] の3つの債権の合算金額で表示している。

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
公立保育所使用料	0～1年以内	704	19.6%	6,015,550	12.0%
	1年超～2年以内	382	10.6%	4,431,137	8.9%
	2年超～3年以内	716	19.9%	10,779,761	21.6%
	3年超～4年以内	697	19.4%	11,096,918	22.2%
	4年超～5年以内	673	18.7%	11,126,746	22.2%
	5年超	423	11.8%	6,563,785	13.1%
	合 計		3,595	100.0%	50,013,897

ウ. [15 公立保育所使用料（延長保育料）]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	公立保育所使用料（延長保育料）
2 所管課等名称	幼保運営課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/> 私債権
	その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input type="checkbox"/> 法令
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市債権管理条例
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市債権管理条例施行規則
	<input type="checkbox"/> 要綱等
	<input type="checkbox"/> マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	<input type="checkbox"/> 紙台帳：名称「 」
	<input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「子ども子育て支援システム、滞納管理システム」
	<input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	
	<input type="checkbox"/> 同一部門である。
	<input checked="" type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「区こども家庭課」、徴収・償還・未収管理「幼保運営課」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。
	<input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

延長保育料とは、千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例第5条に基づく時間外保育に係る使用料である。公立保育所使用料が強制徴収公債権であるのに対し、延長保育料は非強制徴収公債権とされている。

<p>【千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例】（時間外保育に係る使用料）</p> <p>第5条 保育所又は認定こども園において規則で定める時間に行う時間外保育(法第59条第2号に規定する時間外保育をいう。)に係る使用料の額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの間にある教育・保育給付認定子ども(次号に掲げる者を除く。) 規則で定める1時間の区分ごとに1月につき1,900円</p> <p>(2) 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども規則で定める1時間の区分ごとに1月につき3,000円</p>
--

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
延長保育料	予算現額	47,764,000	46,447,000	41,530,000	86.9%	89.4%
	現年課税・賦課分	47,764,000	46,447,000	41,530,000	86.9%	89.4%
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	調定額	45,933,910	39,267,490	36,005,330	78.4%	91.7%
	現年課税・賦課分	43,080,900	36,017,100	32,964,800	76.5%	91.5%
	滞納繰越分	2,853,010	3,250,390	3,040,530	106.6%	93.5%
	収入済額	42,722,760	35,921,420	32,788,960	76.7%	91.3%
	現年課税・賦課分	42,181,520	35,326,630	32,277,090	76.5%	91.4%
	滞納繰越分	541,240	594,790	511,870	94.6%	86.1%
	還付未済額	18,200	40,590	5,300	29.1%	13.1%
	現年課税・賦課分	13,300	40,590	5,300	39.8%	13.1%
	滞納繰越分	4,900	0	0	0.0%	-
	還付未済残高	18,200	40,590	5,300	29.1%	13.1%
	不納欠損額	0	239,400	571,360	-	238.7%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	239,400	571,360	-	238.7%
	収入未済額	3,229,350	3,147,260	2,650,310	82.1%	84.2%
	現年課税・賦課分	912,680	731,060	693,010	75.9%	94.8%
	滞納繰越分	2,316,670	2,416,200	1,957,300	84.5%	81.0%
	収納率	93.0%	91.4%	91.1%	-1.9%	-0.3%
現年課税・賦課分	97.9%	98.0%	97.9%	0.0%	-0.1%	
滞納繰越分	18.8%	18.3%	16.8%	-2.0%	-1.5%	
予算現額 - 収入済額	5,023,040	10,484,990	8,735,740	173.9%	83.3%	
現年課税・賦課分	5,569,180	11,079,780	9,247,610	166.0%	83.5%	
滞納繰越分	△ 546,140	△ 594,790	△ 511,870	93.7%	86.1%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
延長保育料	0～1年以内	325	28.7%	693,010	26.1%
	1年超～2年以内	185	16.3%	443,780	16.7%
	2年超～3年以内	240	21.2%	565,790	21.3%
	3年超～4年以内	166	14.7%	400,100	15.1%
	4年超～5年以内	166	14.7%	392,730	14.8%
	5年超	50	4.4%	154,900	5.8%
	合 計		1,132	100.0%	2,650,310

③ 所掌業務

幼保運営課の所掌事務のうち、未収債権管理(収入未済額の管理)に係る部分は、次に示すとおりである。

【幼保運営課の所掌事務：未収債権管理関係】

区 分	所掌事務
管理第一班	保育所等の保育料等の徴収に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。 延長保育及び一時預かりに関すること。

出所：千葉市事務分掌規則に基づき外部監査人作成

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び所見を次のとおり述べることとする。

① [13 保育所保育費負担金] 及び [15 公立保育所使用料] に係る検出事項について（所見：1件）

ア. 徴収嘱託員による催告等の効果測定について（所見）

【現状】

幼保運営課は、保育所保育費負担金及び公立保育所使用料の債権回収を促進するために、滞納者に対し文書による一斉催告を行っている。令和2年度は年2回の一斉催告を行い、令和3年度は年8回の一斉催告を行っている。

この一斉催告の実施により、回収された債権がどの程度であるかについて、その効果を測定する手法は必ずしも確立していない。幼保運営課においても、特に一斉催告とその回収効果を直接結び付ける手法を有しているわけではなく、実際にもルールとして実施しているわけでもないことを確認した。

また、幼保運営課は、文書による催告後に支払いが無い滞納者に対して徴収嘱託員による電話催告を行っている。令和3年度における徴収嘱託員は1人であり、その徴収嘱託員による電話催告の実施による直接の回収効果を例年集計し、測定しているわけではないことも確認した。

【問題点・原因】

今回の外部監査において、幼保運営課に対し、徴収嘱託員の人数及び人件費の費用の額に対して、電話催告後に納付された債権の件数と金額の調査を依頼したところ、次のような結果となった。

【徴収嘱託員による電話催告とその後の債権回収額】 (単位：千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
徴収嘱託員の人数	3名	1名	1名
徴収嘱託員の人件費	6,753	2,772	2,736
電話催告後の納付件数	不明	不明	227件
電話催告後の納付額	不明	不明	8,894

出所：市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

令和元年度、令和2年度は、電話催告後の納付件数、納付額の記録がないため不明であるが、令和3年度の実績を見ると、徴収嘱託員1名の人件費273万円に対し、電話催告後の納付額が889万円となっており、徴収嘱託員の人件費に対しては回収された債権額は3倍以上の金額になっていることは分かる。

しかし、このような費用対効果分析は、必ずしも精緻な分析とは言うことはできない。すなわち、徴収嘱託員の業務分掌として1日当たりの電話催告の回数が設定されているか、電話催告以外に債務者への働きかけとしてどのような業務（臨戸催告、居住確認、現地での経済状況の把握等）を行っているか等の行動分析とその効果として、直接的な回収額に貢献する変数として設定することができるかなど、データサイエンス理論に基づく解析が行われ、その分析と評価の蓄積が本来必要であると考えられる。そのうえで、徴収嘱託員の費用対効果分析がルールとして行われ、年度推移の効果を把握し評価することも重要である。

このような精緻な分析は理論的に実施可能であるかどうか、今後の実務の蓄積を待つこととなるが、今回の外部監査で言及した電話催告の効果と徴収嘱託員の業務内容分析をこの機に再検討し、徴収嘱託員の業務実施効果を数値化できる指標（電話催告後の納付実績等）と現地調査・臨戸訪問等による債務者情報の把握等、定性的な指標などを整理することも、事務事業評価の一つとしては意義のあることと考えられる。

【結 果（所見）】

文書による一斉催告及び徴収嘱託員による電話催告は実施後に納付された滞納債権の件数及び金額を集計し、直接的な数量的効果の測定を行うことも重要であり、また、徴収嘱託員の電話催告以外の業務分析による債権回収への間接的な効果を測定する試みも重要であると考えます。このような催告や徴収嘱託員による債権回収への直接的、間接的な効果について、他の債権管理所管部局と連携しながら、測定・評価する試みを提案するものである。

② [15 公立保育所使用料（延長保育料）]に係る検出事項について（指 摘：1 件）

ア. 不納欠損処分について（指 摘）

【現状】

延長保育料は、公立保育所使用料とは別の決裁文書に基づき不納欠損処分されている。令和 4 年 3 月 31 日に決裁された公立保育所使用料（延長保育）（過年分）の不納欠損処分（571,360 円）について、決裁に添付された不納欠損登録書を確認したところ、延長保育料は地方税法第 18 条第 1 項（その他）を根拠条項として不納欠損処分されていた。

地方税法第 18 条第 1 項は次のとおりであり、市税及び強制徴収公債権の不納欠損処分の根拠条項とされるものである。

【地方税法】（地方税の消滅時効）

第 18 条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日）の翌日から起算して五年間行使しないことによって、時効により消滅する。

- 1 第 17 条の 5 第 2 項又は前条第 1 項第 1 号、第 2 号若しくは第 4 号若しくは同条第 3 項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金
第 17 条の 5 第 2 項の更正若しくは決定があつた日又は前条第 1 項第 1 号の裁決等があつた日、同項第 2 号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第四号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第 3 項各号に定める日

しかし、延長保育料は非強制徴収公債権であり、地方税法第 18 条第 1 項に基づく不納欠損処分の対象とならない債権である。したがって、この決裁における延長保育料の不納欠損処分は不適切である。

【問題点・原因】

非強制徴収公債権である延長保育料を地方税法第 18 条第 1 項に基づき不納欠損処分したことが問題である。この誤りが生じたのは、公立保育所使用料と延長保育料がいずれも強制徴収公債権として一括管理されていることに起因する。

【結 果（指摘）】

延長保育料は非強制徴収公債権であることを踏まえ、不納欠損処分をする際には、地方税法第 18 条第 1 項とは異なる根拠条項（地方自治法第 236 条第 1 項、同法第 96 条第 1 項第 10 号等）により不納欠損処分を実施されたい。

17. 東部児童相談所が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

東部児童相談所が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】

(単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
34	一	強	児童養護施設措置費負担金	東部児童相談所	5,824,260
46	一	強	障害児福祉施設措置費負担金	東部児童相談所	2,562,500
49	一	強	里親措置費負担金	東部児童相談所	2,424,083
65	一	強	児童自立支援施設措置費負担金	東部児童相談所	605,663
67	一	強	乳児院措置費負担金	東部児童相談所	569,200
70	一	強	小規模住居型児童養育措置費負担金	東部児童相談所	485,420
合 計					12,471,126

注1：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

注2：[46]の債権は、障害福祉サービス課が所管する債権であるが、その徴収業務については東部児童相談所が行っている。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. [34 児童養護施設措置費負担金]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1 債権番号・名称	児童養護施設措置費負担金	
2 所管課等名称	東部児童相談所	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input checked="" type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 地方自治法、国税徴収法、児童福祉法 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉県債権管理条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 予算会計規則、千葉県児童福祉措置費の徴収に関する規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 児童相談所からの施設入所等の措置に関する事務取扱要綱 <input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 措置費負担金徴収事務マニュアル	
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳：名称「児童措置費負担金納付台帳（エクセル管理）」 <input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「 <input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 	
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input type="checkbox"/> 同一部門である。 <input checked="" type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒ 課税・賦課・貸付「東部・西部児童相談所 家庭支援班」、徴収・償還・未収管理「東部児童相談所 企画調整班」	
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「東部児童相談所」	

【当該未収債権の内容説明】

児童を児童養護施設等に入所させる措置を取った場合に、市がその児童の養育のため、その施設に対して支払った費用（措置費）の一部又は全部を、その児童の扶養義務者又は本人から、その負担能力に応じて負担してもらうものとして市が認識する債権である。なお、この負担金は、児童福祉法第 27 条による措置に係る負担金として、同法第 56 条により認められている。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
児童養護施設措置費負担金	予算現額	3,389,100	2,239,000	2,198,000	64.9%	98.2%
	現年課税・賦課分	3,388,100	2,238,000	2,197,000	64.8%	98.2%
	滞納繰越分	1,000	1,000	1,000	100.0%	100.0%
	調定額	10,889,940	10,526,510	8,659,960	79.5%	82.3%
	現年課税・賦課分	3,293,060	2,920,640	2,481,330	75.4%	85.0%
	滞納繰越分	7,596,880	7,605,870	6,178,630	81.3%	81.2%
	収入済額	2,128,210	2,068,620	1,659,000	78.0%	80.2%
	現年課税・賦課分	1,931,790	1,802,530	1,411,400	73.1%	78.3%
	滞納繰越分	196,420	266,090	247,600	126.1%	93.1%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	還付未済残高				-	-
	不納欠損額	1,039,470	2,272,560	1,176,700	113.2%	51.8%
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分	1,039,470	2,272,560	1,176,700	113.2%	51.8%
	収入未済額	7,722,260	6,185,330	5,824,260	75.4%	94.2%
	現年課税・賦課分	1,361,270	1,118,110	1,069,930	78.6%	95.7%
	滞納繰越分	6,360,990	5,067,220	4,754,330	74.7%	93.8%
	収納率	19.5%	19.7%	19.2%	-0.4%	-0.5%
	現年課税・賦課分	58.7%	61.7%	56.9%	-1.8%	-4.8%
滞納繰越分	2.6%	3.5%	4.0%	1.4%	0.5%	
予算現額 - 収入済額	1,260,890	170,380	539,000	42.7%	316.4%	
現年課税・賦課分	1,456,310	435,470	785,600	53.9%	180.4%	
滞納繰越分	△ 195,420	△ 265,090	△ 246,600	126.2%	93.0%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
児童養護施設措置費負担金	0～1年以内	127	17.1%	1,069,930	18.4%
	1年超～2年以内	117	15.8%	1,058,310	18.2%
	2年超～3年以内	198	26.7%	1,248,530	21.4%
	3年超～4年以内	123	16.6%	961,440	16.5%
	4年超～5年以内	121	16.3%	1,048,800	18.0%
	5年超	55	7.4%	437,250	7.5%
	合 計	741	100.0%	5,824,260	100.0%

イ. [46 障害児福祉施設措置費負担金]

【債権管理の基本情報】

区 分		回 答 欄
1	債権番号・名称	障害児福祉施設措置費負担金
2	所管課等名称	東部児童相談所
3	所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 強制徴収・公債権	
	<input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権	
	<input type="checkbox"/> 私債権	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
4	債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 法令	地方自治法、国税徴収法、児童福祉法
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例	千葉県債権管理条例
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則	予算会計規則、千葉県児童福祉措置費の徴収に関する規則
	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等	児童相談所からの施設入所等の措置に関する事務取扱い要綱
	<input checked="" type="checkbox"/> マニュアル	措置費負担金徴収事務マニュアル
5	債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳：名称「児童措置費負担金納付台帳（エクセル管理）」	
	<input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「 」	
	<input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）	
	<input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」	
6	債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	
	<input type="checkbox"/> 同一部門である。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門	
		⇒課税・賦課・貸付「東部・西部児童相談所 家庭支援班」、徴収・償還・未収管理「東部児童相談所 企画調整班」
7	債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。	
		⇒ 出先機関名称：「東部児童相談所」

【当該未収債権の内容説明】

身体に障害のある児童、知的障害のある児童、又は精神に障害のある児童を障害児入所施設等に入所させる措置を取った場合に、市がその児童の養育のため、その施設に対して支払った費用（措置費）の一部又は全部を、その児童の扶養義務者又は本人から、その負担能力に応じて負担してもらうものとして市が認識する債権である。なお、この負担金は、児童福祉法第 27 条による措置に係る負担金として、同法第 56 条により認められている。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
障害児福祉施設措置費負担金	予算現額	2,000	2,000	2,000	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分	1,000	1,000	1,000	100.0%	100.0%
	滞納繰越分	1,000	1,000	1,000	100.0%	100.0%
	調定額	2,798,440	3,647,580	4,984,490	178.1%	136.7%
	現年課税・賦課分	1,431,100	2,025,200	3,032,300	211.9%	149.7%
	滞納繰越分	1,367,340	1,622,380	1,952,190	142.8%	120.3%
	収入済額	1,174,800	1,336,200	2,252,800	191.8%	168.6%
	現年課税・賦課分	1,154,200	1,216,900	2,248,300	194.8%	184.8%
	滞納繰越分	20,600	119,300	4,500	21.8%	3.8%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	還付未済残高				-	-
	不納欠損額	239,400	359,190	169,190	70.7%	47.1%
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分	239,400	359,190	169,190	70.7%	47.1%
	収入未済額	1,384,240	1,952,190	2,562,500	185.1%	131.3%
	現年課税・賦課分	276,900	808,300	784,000	283.1%	97.0%
	滞納繰越分	1,107,340	1,143,890	1,778,500	160.6%	155.5%
	収納率	42.0%	36.6%	45.2%	3.2%	8.6%
	現年課税・賦課分	80.7%	60.1%	74.1%	-6.5%	14.1%
	滞納繰越分	1.5%	7.4%	0.2%	-1.3%	-7.1%
	予算現額 - 収入済額	△ 1,172,800	△ 1,334,200	△ 2,250,800	191.9%	168.7%
	現年課税・賦課分	△ 1,153,200	△ 1,215,900	△ 2,247,300	194.9%	184.8%
	滞納繰越分	△ 19,600	△ 118,300	△ 3,500	17.9%	3.0%

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
障害児福祉施設措置費負担金	0～1年以内	72	22.7%	784,000	30.6%
	1年超～2年以内	75	23.7%	803,800	31.4%
	2年超～3年以内	41	12.9%	173,900	6.8%
	3年超～4年以内	37	11.7%	256,700	10.0%
	4年超～5年以内	54	17.0%	351,500	13.7%
	5年超	38	12.0%	192,600	7.5%
	合 計	317	100.0%	2,562,500	100.0%

ウ. [49 里親措置費負担金]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1 債権番号・名称	里親措置費負担金	
2 所管課等名称	東部児童相談所	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input checked="" type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 地方自治法、国税徴収法、児童福祉法 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市債権管理条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 予算会計規則、千葉市児童福祉措置費の徴収に関する規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 児童相談所からの施設入所等の措置に関する事務取扱い要綱 <input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 措置費負担金徴収事務マニュアル	
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳：名称「児童措置費負担金納付台帳（エクセル管理）」 <input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「 」 <input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」	
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input type="checkbox"/> 同一部門である。 <input checked="" type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒ 課税・賦課・貸付「東部・西部児童相談所 家庭支援班」、徴収・償還・未収管理「東部児童相談所 企画調整班」	
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「東部児童相談所」	

【当該未収債権の内容説明】

児童を里親に委託する措置を取った場合に、市がその児童の養育のため、その里親に対して支払った費用（措置費）の一部又は全部を、その児童の扶養義務者又は本人から、その負担能力に応じて負担してもらうものとして市が認識する債権である。なお、この負担金は、児童福祉法第 27 条による措置に係る負担金として、同法第 56 条により認められている。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
里親措置費負担金	予算現額	1,354,300	1,787,000	2,062,000	152.3%	115.4%
	現年課税・賦課分	1,353,300	1,786,000	2,061,000	152.3%	115.4%
	滞納繰越分	1,000	1,000	1,000	100.0%	100.0%
	調定額	3,210,450	3,338,370	3,056,603	95.2%	91.6%
	現年課税・賦課分	1,629,410	1,086,550	922,373	56.6%	84.9%
	滞納繰越分	1,581,040	2,251,820	2,134,230	135.0%	94.8%
	収入済額	1,198,860	1,082,840	405,020	33.8%	37.4%
	現年課税・賦課分	944,330	787,390	394,790	41.8%	50.1%
	滞納繰越分	254,530	295,450	10,230	4.0%	3.5%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	還付未済残高				-	-
	不納欠損額	14,300	121,300	227,500	1590.9%	187.6%
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分	14,300	121,300	227,500	1590.9%	187.6%
	収入未済額	1,997,290	2,134,230	2,424,083	121.4%	113.6%
	現年課税・賦課分	685,080	299,160	527,583	77.0%	176.4%
	滞納繰越分	1,312,210	1,835,070	1,896,500	144.5%	103.3%
	収納率	37.3%	32.4%	13.3%	-24.1%	-19.2%
	現年課税・賦課分	58.0%	72.5%	42.8%	-15.2%	-29.7%
滞納繰越分	16.1%	13.1%	0.5%	-15.6%	-12.6%	
予算現額 - 収入済額	155,440	704,160	1,656,980	1066.0%	235.3%	
現年課税・賦課分	408,970	998,610	1,666,210	407.4%	166.9%	
滞納繰越分	△ 253,530	△ 294,450	△ 9,230	3.6%	3.1%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
里親措置費負担金	0～1年以内	36	52.9%	342,350	70.5%
	1年超～2年以内	9	13.2%	60,300	12.4%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超～4年以内	9	13.2%	19,770	4.1%
	4年超～5年以内	12	17.6%	54,000	11.1%
	5年超	2	2.9%	9,000	1.9%
	合 計	68	100.0%	485,420	100.0%

③ 所掌業務

東部児童相談所の所掌事務のうち、未収債権管理（収入未済額の管理）に係る部分は、次に示すとおりである。

【東部児童相談所の所掌事務：未収債権管理関係】

区 分	所掌事務
東部児童相談所 企画調整班	児童福祉施設等措置費負担金の徴収に関すること（債権徴収関係）

出所：千葉市事務分掌規則から外部監査人作成

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

① [34 児童養護施設措置費負担金]、[46 障害児福祉施設措置費負担金] 及び [49 里親措置費負担金] に係る検出事項について（指 摘：2件、意 見：3件）

ア. 債権管理台帳の記録情報の整備について（意 見）

【現状】

児童養護施設措置費負担金、障害児福祉施設措置費負担金及び里親措置費負担金の債権管理は、東部児童相談所企画調整班によって行われている。

企画調整班における債権管理台帳は、負担金ごとにスプレッドシートである表計算ソフト（エクセル）により同一の様式で作成されているが、当該台帳を閲覧したところ、千葉県債権管理条例第5条及び千葉県債権管理条例施行規則第2条により定める事項のうち、台帳上に記録する箇所がない事項があり、債権管理台帳の条件を満たしていないことが分かった。

千葉県債権管理条例第5条及び千葉県債権管理条例施行規則第2条では、債権管理台帳について次のとおり規定している。

【千葉県債権管理条例】（台帳の整備）

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を整備しなければならない。

【千葉県債権管理条例施行規則】（台帳）

第2条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）
- (3) 債権の金額
- (4) 履行期限
- (5) 担保（保証人の保証を含む。）の設定がある場合はその事項
- (6) 履行状況、対応状況等
- (7) 財産調査の状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

児童養護施設措置費負担金、障害児福祉施設措置費負担金及び里親措置費負担金の債権管理台帳には、千葉県債権管理条例施行規則第2条（1）から（3）の事項は記載されているが、（4）から（7）までの事項はそれを記載する箇所自体が設定されていない。なお、（6）については、各月の調定額に対する収入状況が判別できる様式になっており、履行状況は把握できるが、滞納者との交渉履歴を記入する欄は設定されておらず、対応状況に係る情報は確認できない。

【問題点・原因】

このように債権管理台帳の記載項目について、千葉県債権管理条例施行規則第2条に列挙された項目と一部の項目で合致していない項目がある。この台帳は企画調整班において過去から引き継いできた表計算ソフト（エクセル）によるシートをベースに作成されているが、台帳が千葉県債権管理条例第5条及び千葉県債権管理条例施行規則第2条に合致するものであるかどうかの検討が過去に行われていなかったため、このような不一致が生じているものと考えられる。

【結 果（意見）】

企画調整班の債権管理台帳は、現在、千葉県債権管理条例施行規則第2条（4）から（7）までの事項を記載する箇所自体が設定されていないため、これらの事項を記載する欄を設け、債権管理台帳の情報記録・活用機能を改善するよう要望する。

イ. 催告の実施状況について（指 摘）

【現状】

児童養護施設措置費負担金、障害児福祉施設措置費負担金及び里親措置費負担金の滞納者に対する催告の状況を企画調整班に確認したところ、令和2年度には催告を実施したものの、令和3年度は催告を実施できなかったということであった。

【問題点・原因】

滞納者に対する催告は、市の債権管理事務マニュアル2-7 督促・催告において、「督促を行っても債務が履行されない場合、必要に応じて催告を行う。」とされており、主な催告の方法として、文書催告、電話催告、臨戸催告が示されている。マニュアル上、催告は「必要に応じて催告を行う。」とされているが、督促後に債務の履行がなく合理的な理由がない限り、通常は実施するものであると考えられる。令和3年度に催告を実施しなかったのは、債権管理事務マニュアルに沿った債権回収を行っているとは言えない。

【結 果（指摘）】

児童養護施設措置費負担金、障害児福祉施設措置費負担金及び里親措置費負担金の滞納者に対する催告は、債権管理事務マニュアル2-7 督促・催告に従い、督促後も債務を履行しない滞納者に対しては合理的な理由がない限り、文書催告、電話催告、臨戸催告などを実施されたい。

ウ. 滞納処分等の実施について（指 摘）

【現状】

児童養護施設措置費負担金、障害児福祉施設措置費負担金及び里親措置費負担金の滞納者のうち、督促後もなお債務を履行していない滞納者に対しては、これらの債権が強制徴収公債権であることに鑑み、市の債権管理事務マニュアル2-8 督促後の対応に従い、滞納処分、徴収猶予又は執行停止の措置を行わなければならない。しかし、企画調整班によると、いずれも行われていないということであった。

なお、滞納処分、徴収猶予又は執行停止の根拠規定は、地方自治法第240条第2

項（滞納処分）及び同条第3項（徴収猶予、執行停止）である。ただし、これらの措置費負担金に係る滞納処分の措置については、児童福祉法第56条第6項等の個別法に規定がある。

【地方自治法】（債権）

第240条

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

【児童福祉法】

第56条

⑥ 第一項又は第二項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

【問題点・原因】

督促後に債務を履行しない滞納者に対し、滞納処分、徴収猶予、執行停止の措置を行っていないのは、債権管理事務マニュアル 2-8 督促後の対応や地方自治法第240条第2項及び第3項並びに児童福祉法第56条第6項に沿った対応ではないと考えられる。

確かにこれらの債権に係る事業については、児童等とその保護者との関係に細心の注意を払うことが求められている事業であり、これらの延滞債権の回収手段として、法定の措置のうちいずれかの措置を採った場合、事業に与える影響についても考慮しなければならないものと認識することができる。

延滞債務者のうち悪意のある債務者には、財産調査の結果を踏まえ滞納処分を行うことも検討する必要がある。また、財産調査の結果、強制徴収することができる財産がない場合には、徴収猶予や執行停止措置を検討することが求められている。これらの措置は、庁内の専門部局である納税管理課等と十分に情報交換を行い、連携して意思決定を行う必要があるものと考えられる。

【結 果（指摘）】

児童養護施設措置費負担金、障害児福祉施設措置費負担金及び里親措置費負担金の滞納者のうち、督促後もなお債務を履行していない滞納者に対しては、事業への影響を慎重に考慮しながらも、債権管理事務マニュアル 2-8 督促後の対応や地方自治法第 240 条第 2 項及び第 3 項並びに児童福祉法第 56 条第 6 項に従い、債権管理課等と十分に情報交換及び連携を図り、滞納処分、徴収猶予、執行停止の措置を実施されたい。

エ. 時効の更新管理について（意 見）

【現状】

児童養護施設措置費負担金、障害児福祉施設措置費負担金及び里親措置費負担金の滞納債権については滞納期間をもとに時効の管理が行われている。このことについて、企画調整班に確認したところ、時効の完成を阻止するための完成猶予、時効の更新は現在行われていないということであった。

【問題点・原因】

市の債権管理事務マニュアル 2-4 時効では、時効について「時効期間を管理し、時効期間が経過する前に時効の進行を止める措置をとることが重要である。」としている。時効が完成しないための手続として、滞納者の債務承認、書面や電子メールでの協議の合意、催告等による完成猶予、時効の更新が示されている。これらの措置に至るためには、事業の性格から保護者等との交渉の中で様々な困難があるものと考えられる。これらの保護者に対する交渉のノウハウについては、債権回収の専門的な部局である納税管理課との密接な連携がなければ共有することができないものも少なくないと考えられる。このような連携を今後は積極的に進めていくことも重要であると考ええる。

【結 果（意見）】

児童養護施設措置費負担金、障害児福祉施設措置費負担金及び里親措置費負担金の滞納債権については、市の債権管理事務マニュアル 2-4 時効に従い、滞納者の債務承認、書面や電子メールでの協議の合意、催告等による完成猶予、時効の更新を行うことが期待されているところであるが、事業の性格上、保護者との合意等がない限り、効果的な時効管理は実現できないものと考えられるが、庁内専門部局である納税管理課との情報交換等、有益な連携等を図り、様々な保護者との効果的な交渉へのアドバイスを得て、時効管理を進めるよう要望する。

オ. 担当所管部署の業務負荷について（意見）

【現状】

企画調整班は、主査1人、主任主事3人により構成され、債権徴収関係の事務のほか、東部児童相談所の庶務、予算・経理及び庁舎管理等の業務も所掌している。そのような中で、債権徴収関係事務は、債権管理の他に負担金の調定、滞納者以外の徴収管理も含まれており、現状の企画調整班の人員では担当者の業務負荷が重く、強制徴収公債権の管理に必要な手続である催告、滞納者との交渉及び滞納処分等の事務を行う時間的な余裕がこれまでないという認識である。

前掲の表（【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】）でも示したとおり、令和3年度の児童養護施設措置費負担金の収入未済額は5,824千円（741件）、里親措置費負担金の収入未済額は2,424千円（422件）、障害児福祉施設措置費負担金の収入未済額は2,571千円（317件）であった。

これらの未収債権を自動化したシステムではなく、表計算ソフト（エクセル）のスプレッドシートにより管理するには、細心の注意と多大な労力が必要であるものと想像される。債権残高を適切に管理するほか、催告や滞納処分等を行うためには、他課との効果的な連携等を構築することなしでは、困難な面もあると考えられる。

このような困難な現状に鑑みると、前記のような催告、滞納処分及び時効の更新管理等の債権管理事務を円滑に進めることが困難な面もうかがえる。

【問題点・原因】

児童養護施設措置費負担金、障害児福祉施設措置費負担金及び里親措置費負担金の債権の件数が多いにもかかわらず、管理システムが導入されておらず、表計算ソフト（エクセル）のスプレッドシートにより実施していることで、円滑で効果的な債権管理を実施するには課題があるものと考えられる。また、債権管理の専門部局からのアドバイスをこれまで十分に得ることができる連携体制が構築されていないものと認識できる。複雑な家庭事情を背景とした施設措置の事業的性格からも、保護者を対象とした債務者との交渉には、通常の債権管理と比較しても社会的、福祉的な考慮要素を前提に、債権管理を進める困難さが付随するものと考えられる。

以上のような債権回収業務の特殊性を勘案すると、効果的で効率的な債権管理のための業務改革や組織的改革を進めることも重要であると考えられる。

【結果（意見）】

多額の投資となる債権管理システムの導入は短期的には困難な面も想定されるが、当該未収債権の重要性に鑑みると、業務の効率化のためのシステム化の計画検

討や債権管理専門部局である他課との密接な連携体制の構築、繁忙期等の人員調整による他課からの応援体制の構築などを検討し、現在の人員による債権管理を実施するうえで、円滑で効果的な実施に限界がないか、債権管理等の業務量と組織人員の配置状況に齟齬はないか、客観的諸データに基づき評価を行ったうえで、解決策を見つけ出すことを要望する。

18. 産業廃棄物指導課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

産業廃棄物指導課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】 (単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
4	一	強	弁済金収入（行政代執行）	産業廃棄物 指導課	555,407,256
47	一	私	生活環境モニタリング調査		2,525,040
合 計					557,932,296

注：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1	債権番号・名称	弁済金収入（行政代執行）及び生活環境モニタリング調査費用
2	所管課等名称	環境局資源循環部産業廃棄物指導課
3	所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
	<input checked="" type="checkbox"/> 強制徴収・公債権：弁済金収入（行政代執行）	
	<input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権	
	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権：生活環境モニタリング調査費用	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	
4	債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 法令	行政代執行法第6条、国税徴収法、地方税法
	<input type="checkbox"/> 条例	
	<input type="checkbox"/> 規則	
	<input type="checkbox"/> 要綱等	
	<input type="checkbox"/> マニュアル	
5	債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	<input type="checkbox"/> 紙台帳：名称「債権管理台帳」	
	<input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「延滞金管理票」	
	<input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）	
	<input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」	
6	債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。	
	<input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門	
	⇒ 課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」	
7	債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所掌課等で実施している。	
	<input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。	
	⇒ 出先機関名称：「 」	

【当該未収債権の内容説明】

当該債権の内容は、強制徴収公債権である弁済金収入（行政代執行）及び私債権である生活環境モニタリング調査費用に係る未収債権であり、次の内容（当時）により納付命令が1法人及び3自然人に対して送付されている。

[弁済金収入（行政代執行）等：567,662,695円（A+B）]

（生活環境モニタリング調査費用（2,525,040円）に係る未収債権を含む。）

A：[産業廃棄物運搬処分費用：210,585,634円]

- i 納付命令書の発出：平成25年12月10日付け（千葉市達環産第21号）
- ii 納期限：平成25年12月25日
- iii 督促：平成26年1月14日
- iv 債務承認：令和2年11月25日
- v 時効：令和7年11月25日

B：[有毒ガス対策及び法面整形・覆土等に要した費用：357,077,061円]

- i 納付命令書の発出：平成26年5月1日付け（千葉市達環産第21号）
- ii 納期限：平成26年5月16日
- iii 督促：平成26年6月2日
- iv 債務承認：令和2年11月25日
- v 時効：令和7年11月25日

ア. 弁済金収入（行政代執行）

【未収債権に係る決算データの推移】

（単位：円）

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
弁済金収入（行政代執行）	予算現額	557,439,061	556,727,061	556,067,256	99.8%	99.9%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	557,439,061	556,727,061	556,067,256	99.8%	99.9%
	調定額	557,439,061	556,727,061	556,067,256	99.8%	99.9%
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分	557,439,061	556,727,061	556,067,256	99.8%	99.9%
	収入済額	741,991	660,000	660,000	88.9%	100.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	741,991	660,000	660,000	88.9%	100.0%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収入未済額	556,697,070	556,067,061	555,407,256	99.8%	99.9%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	556,697,070	556,067,061	555,407,256	99.8%	99.9%
	収納率	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
	現年課税・賦課分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
	予算現額 - 収入済額	556,697,070	556,067,061	555,407,256	99.8%	99.9%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	556,697,070	556,067,061	555,407,256	99.8%	99.9%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
弁済金収入（行政代執行）	0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
	5年超	2	100.0%	555,407,256	100.0%
	合 計	2	100.0%	555,407,256	100.0%

イ. 生活環境モニタリング調査費用

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
生活環境モニタリング費用	予算現額	2,525,040	2,525,040	2,525,040	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	2,525,040	2,525,040	2,525,040	100.0%	100.0%
	調定額	2,525,040	2,525,040	2,525,040	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分	2,525,040	2,525,040	2,525,040	100.0%	100.0%
	収入済額	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収入未済額	2,525,040	2,525,040	2,525,040	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	2,525,040	2,525,040	2,525,040	100.0%	100.0%
	収納率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	現年課税・賦課分	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	予算現額 - 収入済額	2,525,040	2,525,040	2,525,040	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	2,525,040	2,525,040	2,525,040	100.0%	100.0%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
生活環境モニタリング調査費用	0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
	5年超	3	100.0%	2,525,040	100.0%
	合 計	3	100.0%	2,525,040	100.0%

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

① [4 弁償金収入（行政代執行）] 及び [47 生活環境モニタリング調査費用] の未収債権管理に係る検出事項について（指摘：2件、意見：1件）

ア. 誓約書・分割納付計画に基づく返納月額の合理性について（意見）

【現状】

行政代執行に伴う弁償金収入に係る未収債権については、原因者である1法人及びその代表取締役含む3人（以下「1法人及び3自然人」という。）が債務者となり返済を行っているが、債務額（558,812,296円）を一度に返済できないため、月額55,000円（年額660,000円）の返済を行っている。この返済額については、平成26年以降の債務者の経済状況に係る報告書を毎年更新する方法で確認しているが、債務者が行っている直近の事業に係る決算書等の財務データを入手していないこともあり、その金額の妥当性等を確認することができない。

【問題点・原因】

令和3年度における月額55,000円の返済額は、債務者である1法人及び3個人からの誓約書（平成26年3月1日付け）及びその誓約書に基づき、納付計画書（29,890,000円を前提とする。）が提出されている。この納付計画書の中で、隔月の納付額として、110,000円が記載されている。その後、毎年度年額として660,000円が返納されていることとなっている。

この金額の妥当性については、確認できる資料では差押財産の額(30,000,000円)を根拠にしていることが認識できる。

この隔月の納付額の妥当性を判断するためには、納付資力を判定する必要があり、その判定の際には、債務者又はその代理人である弁護士から、可能な限り詳細な収入・支出等の情報を入手する必要がある(債権管理事務マニュアル40頁「4 納付資力の判定」等参照)。

確かに、平成26年1月16日付け、代理人弁護士からの「報告書」では、1法人及び3自然人に係る資産状況、借入金及び収入状況(生活実態)が提出されており、市所管課としてもそれぞれの状況を把握している。その後、平成27年4月12日付けの「報告書」から平成29年5月12日付けの「報告書」までは毎年継続的に、「報告書」の提出がなされており、それぞれの経済状況等を確認することができる。

しかし、現在、債務者が行っているという自動車整備関連の事業等について、収入・支出の財務データが把握されていない。

【結果(意見)】

行政代執行に伴う弁済金収入の納付誓約に基づく納付計画書で承認申請されている隔月返済額110,000円の根拠については、平成26年1月に代理人から提出された「報告書」で一定の経済状況を把握することはできるが、その後の「報告書」では、収入状況等の記載に具体性がないため、現時点の納付資力を確認するために、債務者が現在行っている事業等の収支状況が分かる資料を可能な限り詳細に収集するよう要望する。

イ. 誓約書・分割納付計画に基づく返納の根拠及び返済能力の評価について(指 摘)

【現状】

行政代執行に伴う弁済金収入に係る未収債権について、1法人及び3自然人が行っている返済は平成26年3月以降、毎年徴取している誓約書、納付計画書及び報告書(経済状況等)に基づくものと考えられる。その額は差押の額(3,000万円)を前提として、毎年66万円の返済を計画し実行しているものである。

このような誓約書、納付計画書及び報告書(経済状況等)に基づく返済計画は、未収債権額全体を前提とせず、差押さえた額を前提としていることや強制徴収公債権として猶予制度(地方税法)に基づかない事実上の分割納付を行っていることなど、法律に基づかない処理等を行っているものと考えられる。

【問題点・原因】

平成26年3月に1法人及び3自然人から、誓約書、納付計画書及び報告書(経

済状況等)が徴取されて、差押え額(3,000万円)を前提とした分割納付計画が実行され、現在に至っている。この誓約書等に基づく分割納付の実施では、正式な猶予制度に基づく分割納付ではないため、延滞金の計算が継続するなど、債務者に不利となり、債務金額の一括返済を猶予された期限の利益も正式には付与されていないこと等、改善を要するものとする。実際に延滞金の額は誓約書等の提出後、分納されている期間でも、計算が続いている。ちなみに、延滞金の管理に関しては、未確定分も含めて随時計算され、管理されていることを確認した。

【延滞金の発生状況(参考)】

(単位:円)

区分	延滞金	計算基準日
産業廃棄物運搬処分費用	153,246,100	令和4年6月14日
有毒ガス対策及び法面整形・覆土等費用	273,799,900	令和4年12月31日
合計	427,046,000	-

出所:市所管課からの提出資料に基づき外部監査人作成

注:上記延滞金の額はそれぞれの基準日時点での算定額であり、参考情報である。

この未収債権の大半は強制徴収公債権であるため、徴収猶予(地方税法第15条等)の要件を充たす場合、一括での返済を猶予し分轄での返済を認めることもできるものである。この徴収猶予が適用された場合、督促や新たな滞納処分はできなくなり、また、猶予期間中は延滞金が減額されるという効果がある。

また、猶予期間は1年以内であり、やむを得ない事情がある場合は更に1年延長することができるため、最長2年間の猶予期間が可能である。この期間が経過した後は執行停止の要件に該当する場合は、その執行停止を行いつつ、納付を促していくことが運用上行われている。

このような徴収猶予の制度に基づかない現在の誓約書等に基づく分割納付は、法的な位置づけが曖昧であり、債務者の不利益にもなるため、改める必要があるものと考えられる。そして、1法人及び3自然人の返済能力はこれまで強制力のある財産調査等を実施してきているため、資産・負債及び収支等の経済状況が把握されている。

この弁済金収入に係る未収債権は、令和3年度決算では5億5,541万円であるが、これに加えて前記のとおり、4億2,705円の延滞金等が存在する。併せて約10億8千万円の債務を1法人3自然人が返済することが可能であるか、再度、合理的に評価を行うことが必要であり、そのうえで、この多額の未収債権管理の在り方を今後どのように進めていくのかなど、回収可能性について、検討を要するものとする。

今後、1法人及び3自然人の返済能力に重大な疑念が生じる事態が把握されるよ

うになった場合は、執行停止等の措置を採ったうえで、債権放棄（地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号）等も視野に関係課と協議を行う必要があるものと考えられる。

【結 果（指摘）】

現在の誓約書等に基づく分割納付は徴収猶予の制度に基づかない処理であり、法的な位置づけが曖昧で、債務者の不利益にもなるため、徴収猶予の制度に基づく分割の納付計画の位置づけに改められたい。また、これまで強制力のある財産調査等に基づき把握されてきた、1 法人及び 3 自然人の返済能力の評価等に基づき、未収債権全体の回収可能性を改めて検討・評価されたい。

ウ. 弁済金収入（行政代執行）の一部返済に伴う確定延滞金の調定漏れ・未請求について（指 摘）

【現状】

行政代執行の実施に伴う費用の弁済金の総額が調定されて、年間返済額（66 万円）が収入済となり、その残額は収入未済額として次年度に繰越されている。この収入未済額は令和 3 年度決算では 5 億 5,541 万円であり、決算書上では諸収入の雑入という予算科目である。

そもそも、行政代執行の実施に伴う費用の弁済金等に係る債権総額は、平成 25 年及び平成 26 年に 2 回に分けて発出された金額では、5 億 6,766 万円であった。この金額が当時は 2 回にわたって調定され、1 法人及び 3 自然人に対して納付命令が発出されている。

[平成 25 年 12 月 10 日] 210,585,634 円

[平成 26 年 5 月 1 日] 357,077,061 円

合 計 567,662,695 円

一方、この未収債権に対して、近年では年間 66 万円が返済されており、この返済額に対する延滞金については、その返済の都度、延滞金額として確定している。しかし、その確定延滞金に関して調定がなされていない。

【問題点・原因】

歳入調定の処理については、地方自治法第 231 条において次のとおり規定されている。

【地方自治法第 231 条】

「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」

これに対して、千葉市予算会計規則第 26 条第 2 項では次のとおり規定している。

【千葉市予算会計規則第 26 条第 2 項】

「法令又は契約等により収入を分轄して納入又は納付させる特約又は処分をしている場合においては、当該特約又は処分による納期限が到来するごとに、当該納期限に係る金額について調定することができる。」

この規定に関しては、債権管理事務マニュアルによると、次のように取扱いが説明されている（同マニュアル 31 頁「2-6 調定・収納管理」1（1）歳入調定）。

「法令又は契約等により収入を分轄して納入又は納付させる特約又は処分をしている場合」とは、分割して納付することを契約上規定している債権（貸付金など）や、履行延期の特約又は処分をした債権に限られる。」

「債権は、発生した時点で全額を調定すべきであり、債務者が分割納付すると申し出ただけでは分割して調定できない。」

この弁済金収入は、このような規定のうち、「分割して納付することを契約上規定している債権（貸付金など）」には該当しない。また、弁済金収入は強制徴収公債権であるため、「履行延期の特約又は処分をした債権」の要件にも該当しない。

したがって、この弁済金収入は、発生した時点で全額を調定する必要があり、その後の処理としては、次年度への繰越時に調定を行い、決算書上も未収債権（収入未済）として管理されるものである。弁済金収入に係る未収債権は現在、この規定に沿って歳入処理がなされていることを確認した。そして、現在の分割納付計画に基づく隔月 110,000 円の支払いの結果、年間返済額は 66 万円であるが、この返済額に対する確定した延滞金が調定されていない。この未調定の現状は、前記の地方自治法第 231 条、千葉市予算会計規則第 26 条第 2 項及び債権管理事務マニュアルに沿った処理ではないため、改善を要するものと考えられる。すなわち、これらの延滞金のうち、分割納付計画に基づき返済された金額に対応する確定延滞金等は速やかに調定されて納付の通知を行う必要がある。

【結 果（指摘）】

強制徴収公債権である弁済金収入（行政代執行）の分割納付計画に基づく返納額に対応する確定延滞金については、地方自治法第 231 条、千葉市予算会計規則第 26 条第 2 項及び債権管理事務マニュアル（31 頁）の規定を根拠として、調定処理を行い、債務者である 1 法人及び 3 自然人へ納入通知を実施されたい。

19. 公営事業事務所が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

公営事業事務所が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
37	特	私	財産貸付収入(競輪場売店貸付料)	公営事業事務所	4,264,286
合 計					4,264,286

注1：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. [37 競輪場売店貸付料]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1 債権番号・名称	財産貸付収入(競輪場売店貸付料)	
2 所管課等名称	公営事業事務所	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？(貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に)	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他()	
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください(複数記載可)。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 地方自治法 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市債権管理条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市債権管理条例施行規則 <input type="checkbox"/> 要綱等 <input type="checkbox"/> マニュアル	
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳：名称「債権管理台帳」 <input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「 紙台帳と電子システム台帳の併用(名称は上記に記入) <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「	
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「	
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「公営事業事務所」	

【当該未収債権の内容説明】

旧千葉競輪場にあった売店に関する施設貸付料である。借主である食堂事業者（個人事業主）が、売店貸付料の未払いの期間があったものの、この食堂事業者は破産しており、現在は連帯保証人から回収を図っている。

【未収債権に係る決算データの推移】

（単位：円）

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
競輪場売店貸付料	予算現額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	調定額	4,264,286	4,264,286	4,264,286	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分	4,264,286	4,264,286	4,264,286	100.0%	100.0%
	収入済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高				-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収入未済額	4,264,286	4,264,286	4,264,286	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	4,264,286	4,264,286	4,264,286	100.0%	100.0%
	収納率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
現年課税・賦課分	-	-	-	-	-	
滞納繰越分	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
予算現額 - 収入済額	0	0	0	-	-	
現年課税・賦課分	0	0	0	-	-	
滞納繰越分	0	0	0	-	-	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
競輪場売店貸付料	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超	86	100.0%	4,264,286	100.0%
	合 計	86	100.0%	4,264,286	100.0%

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載(37~39頁)を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者(弁護士)のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特に把握できなかった。なお、意見を次のとおり述べることとする。

① [37 財産貸付収入(競輪場売店貸付料)]に係る検出事項について(意見:2件)

ア. 未収債権の回収について(意見)

【現状】

上述のとおり、旧千葉競輪場における売店貸付料については、借主であった食堂業者(個人事業主)はすでに破産している。また、連帯保証人の欄には、連帯保証人として氏名が記載された者とは別の者が氏名を冒用し署名捺印していたことが判明し、そのため実際に連帯保証人として署名捺印した者へ支払いを請求している。

現在は、連帯保証人も高齢となりすでに年金生活をしており、無資力ではあるものの、今後少しでも回収できるよう、履行期限延期申請書を受理し、毎年これを更新している状態が継続している。

直近での受理は令和4年3月2日であるところ、早期の回収の目途は立っていない

【問題点・原因】

現状では、履行期限延期申請書を毎年提出させることにより、債務承認による時効の更新を行うことで対応しているものの実際のところは無資力であるとして債権の回収はできておらず、更新手続を繰り返しているのみである。債務者の資力や年齢などを考慮すると、実質的に回収できる金額は限定的であり、仮に法的手続による強制執行手続によっても原則として年金は差押禁止財産であることから、法的手続による回収可能性も低い。

【結果（意見①）】

当該債権について、現段階で任意の返済が期待できず、法的手続によっても回収可能性が低いため、地方自治法施行令第171条の7による免除や債権管理条例による債権放棄を検討するよう要望する。

【結果（意見②）】

当該債権について、連帯保証人の氏名冒用があった債権であり、本来であれば連帯保証人の本人確認を行っていれば、連帯保証契約締結時に氏名冒用は発覚していたものと考えられる。今後は、連帯保証契約を締結する際には連帯保証人の本人確認を厳格に行うよう要望する。また、現在の債務者については、市との間の債権債務関係を明確にするために、連帯保証契約の成立を確認する書面や債務引き受けなどにより、債務者であることを明確にするよう要望する。

20. 地方卸売市場が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

地方卸売市場が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】

(単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
19	特	非	地方卸売市場使用料	地方卸売市場	34,502,707
24	特	私	地方卸売市場電気使用料等立替金	地方卸売市場	19,767,899
合 計					54,270,606

注1：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. [19 地方卸売市場使用料]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	地方卸売市場使用料
2 所管課等名称	地方卸売市場
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input type="checkbox"/> 法令 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市地方卸売市場業務条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱等 <input type="checkbox"/> マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input type="checkbox"/> 紙台帳：名称「 」 <input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「納入金管理システム 」 <input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒ 課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

当該債権は、千葉市地方卸売市場業務条例（以下「市場条例」という。）に基づき、同条例第 60 条により千葉市長の許可を受けた事業者が千葉市地方卸売市場の施設を使用するに当たり、同条例第 66 条に基づき、月単位で徴収される使用料である。なお、地方卸売市場使用料は、使用する市場施設によって異なり、千葉市地方卸売市場業務条例施行規則第 83 条により具体的な金額が定められている。

未収債権の主なものは、施設使用事業者の経営状況の悪化等により、使用料の支払いが困難となったものがあげられる。

【未収債権に係る決算データの推移】

（単位：円）

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
地方卸売市場使用料	予算現額	486,342,000	481,971,000	477,378,000	98.2%	99.0%
	現年課税・賦課分	486,342,000	481,971,000	477,378,000	98.2%	99.0%
	滞納繰越分	0	0	0	—	—
	調定額	516,726,183	504,173,074	504,814,204	97.7%	100.1%
	現年課税・賦課分	477,791,540	474,560,644	472,714,760	98.9%	99.6%
	滞納繰越分	38,934,643	29,612,430	32,099,444	82.4%	108.4%
	収入済額	473,955,797	472,073,630	467,650,825	98.7%	99.1%
	現年課税・賦課分	472,366,554	470,378,770	467,256,111	98.9%	99.3%
	滞納繰越分	1,589,243	1,694,860	394,714	24.8%	23.3%
	還付未済額	0	0	0	—	—
	現年課税・賦課分	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	0	0	0	—	—
	還付未済残高	0	0	0	—	—
	不納欠損額	13,157,956	0	2,660,672	20.2%	—
	現年課税・賦課分	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	13,157,956	0	2,660,672	20.2%	—
	収入未済額	29,612,430	32,099,444	34,502,707	116.5%	107.5%
	現年課税・賦課分	5,424,986	4,181,874	5,458,649	100.6%	130.5%
	滞納繰越分	24,187,444	27,917,570	29,044,058	120.1%	104.0%
	収納率	91.7%	93.6%	92.6%	0.9%	-1.0%
	現年課税・賦課分	98.9%	99.1%	98.8%	0.0%	-0.3%
滞納繰越分	4.1%	5.7%	1.2%	-2.9%	-4.5%	
予算現額 - 収入済額	12,386,203	9,897,370	9,727,175	78.5%	98.3%	
現年課税・賦課分	13,975,446	11,592,230	10,121,889	72.4%	87.3%	
滞納繰越分	△ 1,589,243	△ 1,694,860	△ 394,714	24.8%	23.3%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
地方卸売市場使用料	0～1年以内	84	17.4%	5,458,649	15.8%
	1年超～2年以内	63	13.0%	4,181,874	12.1%
	2年超～3年以内	46	9.5%	4,172,076	12.1%
	3年超～4年以内	69	14.3%	4,524,849	13.1%
	4年超～5年以内	65	13.5%	2,827,971	8.2%
	5年超	156	32.3%	13,337,288	38.7%
	合 計	483	100.0%	34,502,707	100.0%

イ. [24 地方卸売市場電気使用料等立替金]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1 債権番号・名称	地方卸売市場電気使用料等立替金	
2 所管課等名称	地方卸売市場	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）		
	<input type="checkbox"/>	強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/>	非強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/>	私債権
	<input type="checkbox"/>	その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。		
	<input type="checkbox"/>	法令
	<input checked="" type="checkbox"/>	条例 千葉市地方卸売市場業務条例
	<input type="checkbox"/>	規則
	<input type="checkbox"/>	要綱等
	<input type="checkbox"/>	マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？		
	<input type="checkbox"/>	紙台帳：名称「 」
	<input checked="" type="checkbox"/>	電子システム台帳：名称「納入金管理システム 」
	<input type="checkbox"/>	紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	<input type="checkbox"/>	管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？		
	<input checked="" type="checkbox"/>	同一部門である。
	<input type="checkbox"/>	分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？		
	<input checked="" type="checkbox"/>	本庁部局の所管課等で実施している。
	<input type="checkbox"/>	出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

当該債権は、千葉市地方卸売市場業務条例第 66 条にて、市場にて使用する電力、水道、空調等の費用は使用者が負担するものと定めている。電力、水道などの料金については千葉市がまとめて立て替えて支払っていることから、使用分につき使用者へ請求しているものである。

未収債権の主なものは、施設使用事業者の経営状況の悪化等により、電気使用料等立替金の支払いが困難となったものがあげられる。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
地方卸売市場電気 使用料等立替金	予算現額	243,759,000	266,646,000	266,089,000	109.2%	99.8%
	現年課税・賦課	243,759,000	266,646,000	266,089,000	109.2%	99.8%
	滞納繰越分	0	0	0	—	—
	調定額	209,082,661	191,240,395	206,848,502	—	108.2%
	現年課税・賦課分	190,442,972	175,731,973	189,733,027	99.6%	108.0%
	滞納繰越分	18,639,689	15,508,422	17,115,475	91.8%	110.4%
	収入済額	188,907,810	174,124,920	186,937,301	99.0%	107.4%
	現年課税・賦課分	187,816,880	173,892,615	186,567,184	99.3%	107.3%
	滞納繰越分	1,090,930	232,305	370,117	33.9%	159.3%
	還付未済額	0	0	0	—	—
	現年課税・賦課分	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	0	0	0	—	—
	還付未済残高	0	0	0	—	—
	不納欠損額	4,666,429	0	143,302	3.1%	—
	現年課税・賦課分	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	4,666,429	0	143,302	3.1%	—
	収入未済額	15,508,422	17,115,475	19,767,899	127.5%	115.5%
	現年課税・賦課分	2,626,092	1,839,358	3,165,843	120.6%	172.1%
	滞納繰越分	12,882,330	15,276,117	16,602,056	128.9%	108.7%
	収納率	90.4%	91.1%	90.4%	0.0%	-0.7%
	現年課税・賦課分	98.6%	99.0%	98.3%	-0.3%	-0.6%
滞納繰越分	5.9%	1.5%	2.2%	-3.7%	0.7%	
予算現額 - 収入済額	54,851,190	92,521,080	79,151,699	144.3%	85.5%	
現年課税・賦課分	55,942,120	92,753,385	79,521,816	142.2%	85.7%	
滞納繰越分	△ 1,090,930	△ 232,305	△ 370,117	33.9%	159.3%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
地方卸売市場電気使用料 等立替金	0～1年以内	45	19.0%	3,165,843	16.0%
	1年超～2年以内	23	9.7%	1,692,890	8.6%
	2年超～3年以内	28	11.8%	2,393,787	12.1%
	3年超～4年以内	43	18.1%	3,580,005	18.1%
	4年超～5年以内	26	11.0%	2,277,246	11.5%
	5年超	72	30.4%	6,658,128	33.7%
	合 計	237	100.0%	19,767,899	100.0%

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を

実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

① [19 地方卸売市場使用料] に係る検出事項について（指摘：2 件、意見：2 件）

ア. 滞納債権に対する延滞金の未徴収について（指摘）

【現状】

市所管課によれば、地方卸売市場使用料について、納付期限後に納付がなされたとしても延滞金は計算せず、徴収もしていないということであった。

地方卸売市場使用料は、市による施設の使用許可に伴い施設使用者が支払義務を負う債権であり、滞納処分等による強制徴収の根拠がないことから、非強制徴収公債権に分類される。

その上で、地方自治法第 231 条の 3 第 2 項及び千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（以下「延滞金条例」という。）に則り、施設使用者である債務者は、納付期限後にその税外収入金を納付する場合には、原則として、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納付期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付することが求められている。ただし、この延滞金の割合（利率）は、一定の期間に合わせて、延滞金特例基準割合等に基づき、計算することとなっている。

【問題点・原因】

市所管課によれば、延滞金等を徴収しなかった理由として、地方卸売市場の施設使用料は一般的なサービスの提供の対価として支払ってもらう施設使用料とは異なり、開設者である千葉市が、施設利用事業者に対し市場業務を行政処分により行わせているということを挙げている。

また、地方卸売市場を使用するに当たり、施設使用者は市場条例第 60 条第 3 項により、市長から許可を受けた日から起算して 1 ヶ月以内に保証金を市長に預託しなければならないところ、使用料その他市場に関して市に納付すべきものの納付を怠った場合には、これに充当でき、地方卸売市場使用料を滞納したとしても、保証金を充当できることになる。さらに、市場条例に違反した場合には監督処分として過料の徴収や許可の取り消しなどを行うことができ、過料の徴収等もあるため延滞金の徴収は行っていなかったものとしている。

しかし、保証金はあくまで地方卸売市場使用料を滞納した場合にそれに充当することができるものであって、延滞金条例によって発生した延滞金を徴収しない理由にはならない。また、監督処分である過料の徴収も、条例に違反する行為があった場合に行政上の秩序を維持するために、違反者から少額の金銭を徴収するものであり、納付期限の徒過により発生する延滞金とは性質が異なるものである。したがって、本来であれば延滞金については徴収する必要がある。

【結 果】

滞納が発生した市場使用料については、延滞金条例に則り、延滞金を計算の上、徴収されたい。

イ. 徴収停止措置について（意 見）

【現状】

令和 3 年度において、法人 1 社に対する地方卸売市場使用料の不納欠損処理を行っている。不納欠損額は 2,660,672 円である。

当該、不納欠損処理は、令和 4 年 3 月 10 日に起案された債権放棄に関する決裁にもとづいている。決裁書では、債権放棄の理由として徴収停止後、1 年以上経過したためと記載されており、千葉県債権管理条例第 7 条第 5 号に基づくものである。当該条項では、債権放棄の要件が定められており、第 5 号は徴収停止措置をとった日から相当の期間を経過した後においても履行される見込みないと認められるときとされ、同条例規則第 3 条により相当の期間は 1 年とされている。

当該事案における「徴収の停止」は、廃業事業者の債権に対する徴収停止に関する決裁書が令和 2 年 1 月 23 日起案に起案され、令和 2 年 1 月 30 日完結していることから、1 月 30 日が徴収停止日となる。決裁に当たり、経営不振により債務を残したまま廃業し、破産手続が進まないまま平成 27 年 1 月に解散登記がなされ、本人・弁護士への聞き取りを行った結果、今後も事業再開の見込みがないことを理由として決裁されているが、この点、添付処理にあった「本人状況調書」では、代表取締役の自宅を訪問し、本人の収入状況について聞き取りを行っており、その結果をも

って事業の再開、滞納使用料の返済等が見込まれないと判断している。

【問題点・原因】

徴収停止が定められている地方自治法施行令第171条の5では、徴収停止の要件として、「法人である債務者がその事業を休止し、かつ差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき」とある。

したがって、当該法人に対する徴収停止の判断のためには、法人の活動状況や財産の状況を確認する必要があるところ、市担当課によれば、代表取締役個人の収入状況を確認することで、法人としての収入状況を確認したものである。

代表取締役への聞き取りにより、法人の活動状況の確認はできるものの、徴収停止の要件である「財産の価額が強制執行の費用を超えないこと」を確認するためにも、解散当時の決算書等を添付の上確認することが必要であった。

【結果（意見）】

法人に対する未収債権を対象とした徴収停止を決裁する際には、地方自治法施行令第171条の5の要件を満たしているかどうかを判断するために、法人の決算書等の法人に関する根拠資料を確認するよう要望する。

ウ. 督促状の記載事項について（意見）

【現状】

千葉市地方卸売市場使用料等の滞納に係る事務処理要領第2条では、滞納者に対しては納付期限後20日以内に督促状を発送すると定められている。滞納者へ送付される督促状を確認したところ、審査請求の教示に関する記載はされているものの、その督促状で指定した納期限までに納付されなかったときには、「法的手続を進めることとなる旨」の文言は記載されていない。

【問題点・原因】

市所管課によれば、千葉市債権管理事務マニュアル上の様式を参考に作成していることから、現状の督促状には法的手続きを進める旨の記載がされていないということである。しかし、地方自治法施行令第171条の2第1項において、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは強制執行手続をとらなければならないと定められているため、滞納者に対して督促状を無視して納付を放置していた場合の不利益を明示することで、自主的な納付を期待できると考える。

【結 果（意見）】

滞納者に対して督促状を放置した場合の不利益を認識させるためにも、督促状には、「督促状で指定した納期限までに納付されなかったときには法的手続を進めることとなる旨」記載するよう要望する。

エ. 滞納者との間の履行延期の処分について（指 摘）

【現状】

市担当課では、卸売市場使用料を滞納している債務者からの分割納付を認めているものの、債務者からの分納誓約書を受けて、事実上、分割納付を認めているものの、地方自治法施行令第 171 条の 6 に基づく履行延期の処分については行っていない。

【問題点・原因】

滞納債権について分割納付を認める根拠については、和解（民法 695 条）あるいは地方自治法施行令第 171 条の 6 による履行延期の特約処分によることになる。

この点、履行延期の特約について定めた地方自治法施行令第 171 条の 6 は、履行延期の処分を認めるための要件として、例えば同条第 1 項 1 号が「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」、同条同項第 2 号が「債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。」と定めているように、滞納者の資力を要件とした上で、分割納付を含めた履行延期の処分を可能としている。

しかし、市担当課では、債務者の資力要件について裏付けをとることなく、分割納付を認めており、地方自治法施行令第 171 条の 6 に反した運用をしている。

卸売市場使用料は、非強制徴収公債権であるところ、非強制徴収公債権については強制徴収公債権と異なり、滞納者の資力について調査する権限が乏しく、将来の滞納債権についての強制執行を見据えて、滞納者の資力に関する資料（預金口座等）については可能な限り債務者から入手する必要がある。この点、履行延期の処分を行う場合には、滞納者の資力を裏付ける資料が必要であるため、その段階で、滞納者の資力について客観的な資料が入手可能である。

したがって、滞納債権について分割納付を認める場合、地方自治法施行令第 171 条の 6 に定めるところにより履行延期の処分を行えば、必然的に滞納者の資力を裏付ける資料を入手することができるため、将来の再度の不履行に備えることができるものとする。

【結 果（指摘）】

滞納者による分割納付を認める場合には、地方自治法施行令第 171 条の 6 の履行延期の処分によるべきであり、現在の分割納付の方法は、履行延期の処分を潜脱する方法である。履行延期の処分の際には、履行延期の処分の要件を充足する必要があるため、毎月の収支や保有資産の情報を滞納者から得た上で判断する必要があるところ、必要な資料に基づき履行延期の処分の手続をとるよう運用を改められたい。

② [24 地方卸売市場電気使用料等立替金]に係る検出事項について（指 摘：2 件、意見：2 件）

ア. 滞納債権に対する遅延損害金の未徴収について（指 摘）

【現状】

市所管課によれば、地方卸売市場使用料と同様に、地方卸売市場電気使用料等立替金についても納付期限後に納付がなされたとしても延滞金は計算せず、徴収もしていないということであった。

電気使用料等立替金は私債権に該当することから、支払期限を経過した場合には、債務不履行となり民法第 419 条第 1 項に従って遅延損害金が自動的に発生することになる。

【問題点・原因】

市所管課によれば、延滞金等を徴収してこなかった理由として、地方卸売市場を使用するに当たり、施設使用者は市場条例第 60 条第 3 項により、市長から許可を受けた日から起算して 1 ヶ月以内に保証金を市長に預託しなければならないところ、使用料その他市場に関して市に納付すべきものの納付を怠った場合には、これに充当でき、地方卸売市場使用料と同様に、電気使用料等立替金を滞納したとしても、保証金を充当できることになる。さらに、市場条例に違反した場合には監督処分として過料の徴収や許可の取り消しなどを行うことができ、過料の徴収等もあるため延滞金の徴収は行っていなかったものとしている。

しかし、保証金はあくまで電気使用料等立替金等を滞納した場合にそれに充当することができるものであって、民法によって自動的に発生した延滞金を徴収しない理由にはならない。また、監督処分である過料の徴収も、条例に違反する行為があった場合に行政上の秩序を維持するために、違反者から少額の金銭を徴収するものであり、納付期限の徒過により発生する延滞金とは性質が異なるものである。

したがって、本来であれば延滞金については徴収する必要がある。

【結果】

滞納が発生した電気使用料等立替金等については、延滞金を計算の上、徴収されたい。

イ. 徴収停止措置について（意見）

【現状】

令和3年度において、法人1社に対する電気使用料等立替金の不納欠損処理を行っている。不納欠損額は143,302円である。

当該、不納欠損処理は、令和4年3月10日に起案された債権放棄に関する決裁にもとづいている。決裁書では、債権放棄の理由として徴収停止後、1年以上経過したためと記載されており、千葉県債権管理条例第7条第5号に基づくものである。当該条項では、債権放棄の要件が定められており、第5号は徴収停止措置をとった日から相当の期間を経過した後においても履行される見込みないと認められるときとされ、同条例規則第3条により相当の期間は1年とされている。

当該事案における「徴収の停止」は、廃業事業者の債権に対する徴収停止に関する決裁書が令和2年1月23日起案に起案され、令和2年1月30日完結していることから、1月30日が徴収停止日となる。決裁に当たり、経営不振により債務を残したまま廃業し、破産手続が進まないまま平成27年1月に解散登記がなされ、本人・弁護士への聞き取りを行った結果、今後も事業再開の見込みがないことを理由として決裁されているが、この点、添付処理にあった「本人状況調書」では、代表取締役の自宅を訪問し、本人の収入状況について聞き取りを行っており、その結果をもって事業の再開、滞納使用料の返済等が見込まれないと判断している。

【問題点・原因】

徴収停止が定められている地方自治法施行令第171条の5では、徴収停止の要件として、「法人である債務者がその事業を休止し、かつ差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき」とある。

したがって、当該法人に対する徴収停止の判断のためには、法人の活動状況や財産の状況を確認する必要があるところ、市担当課によれば、代表取締役個人の収入状況を確認することで、法人としての収入状況を確認したものである。

代表取締役への聞き取りにより、法人の活動状況の確認はできるものの、徴収停止の要件である「財産の価額が強制執行の費用を超えないこと」を確認するためにも、解散当時の決算書等を添付の上確認することが必要であった。

【結 果（意見）】

法人に対する未収債権を対象とした徴収停止を決裁する際には、地方自治法施行令第 171 条の 5 の要件を満たしているかどうかを判断するために、法人の決算書等の法人に関する根拠資料を確認するよう要望する。

ウ. 督促状の記載事項について（意 見）

【現状】

千葉市地方卸売市場使用料等の滞納に係る事務処理要領第 2 条では、滞納者に対しては納付期限後 20 日以内に督促状を発送すると定められている。滞納者へ送付される督促状を確認したところ、「法的手続を進めることとなる旨」の文言は記載されていない。

【問題点・原因】

市所管課によれば、千葉市債権管理事務マニュアル上の様式を参考に作成していることから、現状の督促状には法的手続きを進める旨の記載がされていないということである。しかし、地方自治法施行令第 171 条の 2 第 1 項において、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは強制執行手続をとらなければならないと定められているため、滞納者に対して督促状を無視して納付を放置していた場合の不利益を明示することで、自主的な納付を期待できると考える。

【結 果（意見）】

滞納者に対して督促状を放置した場合の不利益を認識させるためにも、督促状には、「督促状で指定した納期限までに納付されなかったときには法的手続きを進めることとなる旨」記載するよう要望する。

エ. 滞納者との間の履行延期の特約について（指 摘）

【現状】

市担当課では、電気使用料等立替金を滞納している債務者からの分割納付を認めているものの、債務者からの分納誓約書を受けて、事実上、分割納付を認めているものの、地方自治法施行令第 171 条の 6 に基づく履行延期の特約については行っていない。

【問題点・原因】

滞納債権について分割納付を認める根拠については、和解（民法第 695 条）ある

いは地方自治法施行令第 171 条の 6 による履行延期の特約によることになる。

この点、履行延期の特約について定めた地方自治法施行令第 171 条の 6 は、履行延期の特約を認めるための要件として、例えば同条第 1 項 1 号が「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」、同条同項第 2 号が「債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。」と定めているように、滞納者の資力を要件とした上で、分割納付を含めた履行延期の処分を可能としている。

しかし、市担当課では、債務者の資力要件について裏付けをとることなく、分割納付を認めており、地方自治法施行令第 171 条の 6 に反した運用をしている。

卸売市場使用料等立替金は、私債権であるところ、私債権については強制徴収公債権と異なり、滞納者の資力について調査する権限が乏しく、将来の滞納債権についての強制執行を見据えて、滞納者の資力に関する資料（預金口座等）については可能な限り債務者から入手する必要がある。この点、履行延期の特約を行う場合には、滞納者の資力を裏付ける資料が必要であるため、その段階で、滞納者の資力について客観的な資料が入手可能である。

したがって、滞納債権について分割納付を認める場合、地方自治法施行令第 171 条の 6 に定めるところにより履行延期の特約を行えば、必然的に滞納者の資力を裏付ける資料を入手することができるため、将来の再度の不履行に備えることができるものとする。

【結 果（指摘）】

滞納者による分割納付を認める場合には、地方自治法施行令第 171 条の 6 の履行延期の処分によるべきであり、現在の分割納付の方法は、履行延期の特約を潜脱する方法である。履行延期の特約の際には、履行延期の処分の要件を充足する必要があるため、毎月の収支や保有資産の情報を滞納者から得た上で判断する必要があるところ、必要な資料に基づき履行延期の処分の手続をとるよう運用を改められたい。

21. 住宅整備課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

住宅整備課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】

(単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
9	一	私	市営住宅使用料	住宅整備課	110,724,840
16	一	私	市営住宅退去修繕退去者負担金収入	住宅整備課	49,847,304
30	一	私	借上げ公営住宅共益費負担収入	住宅整備課	6,792,636
40	一	私	市営住宅駐車場使用料	住宅整備課	3,158,180
43	一	私	住宅使用料等延滞金（賠償金等）	住宅整備課	2,850,413
91	一	私	住宅敷金収入	住宅整備課	86,400
92	一	私	市営住宅の一時使用料	住宅整備課	66,150
合 計					173,525,923

注：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. [9 市営住宅使用料]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	市営住宅使用料
2 所管課等名称	住宅整備課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権
	その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 公営住宅法
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉県市営住宅条例
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉県市営住宅条例施行規則
	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 千葉県市営住宅使用料滞納整理要綱
	マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	紙台帳：名称「 」
	<input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「 内部管理システム、住宅管理システム 」
	紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所室において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。
	分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門
	⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所室課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。
	出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。
	⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

千葉県市営住宅条例（以下「住宅条例」という。）第 17 条 1 項により、入居者は、入居可能日から公営住宅を明け渡した日までの間、家賃を納付しなければならない。

家賃の金額については、住宅条例第 14 条により、毎年度、同条例 15 条により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅法施行令第 2 条に規定する方法により算出した額となる。

市営住宅については、公営住宅法第 1 条が定める「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」ため、入居者の収入に応じた近傍同種の住宅の家賃以下の低廉な家賃が毎年度定められることになっている。更に、住宅条例第 16 条は疾病等の理由による収入の低下に対応するための、家賃の減免又は徴収猶予の制度を定めている。

したがって、市営住宅の家賃については、金額設定の段階から、制度上入居者による納付が困難とならないように設計されており、更には、予期せぬ疾病等による収入減少にも対応する制度が設けられているように、滞納が極力発生しないよう定められている。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
市営住宅使用料	予算現額	1,418,651,000	1,377,942,000	1,396,292,000	98.4%	101.3%
	現年課税・賦課分	1,401,102,000	1,360,444,000	1,384,689,000	98.8%	101.8%
	滞納繰越分	17,549,000	17,498,000	11,603,000	66.1%	66.3%
	調定額	1,522,493,715	1,483,378,740	1,430,391,167	94.0%	96.4%
	現年課税・賦課分	1,369,290,690	1,340,330,540	1,302,407,840	95.1%	97.2%
	滞納繰越分	153,203,025	143,048,200	127,983,327	83.5%	89.5%
	収入済額	1,368,996,867	1,347,105,103	1,298,319,977	94.8%	96.4%
	現年課税・賦課分	1,359,769,570	1,334,775,883	1,290,475,390	94.9%	96.7%
	滞納繰越分	9,227,297	12,329,220	7,844,587	85.0%	63.6%
	還付未済額	125,410	306,960	401,810	320.4%	130.9%
	現年課税・賦課分	117,110	286,460	327,340	279.5%	114.3%
	滞納繰越分	8,300	20,500	74,470	897.2%	363.3%
	還付未済残高			把握できない	-	-
	不納欠損額	10,598,298	8,528,240	21,748,160	205.2%	255.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	10,598,298	8,528,240	21,748,160	205.2%	255.0%
	収入未済額	143,023,960	128,052,357	110,724,840	77.4%	86.5%
	現年課税・賦課分	9,638,230	5,841,117	12,259,790	127.2%	209.9%
	滞納繰越分	133,385,730	122,211,240	98,465,050	73.8%	80.6%
	収納率	89.9%	90.8%	90.7%	0.8%	-0.1%
	現年課税・賦課分	99.3%	99.6%	99.1%	-0.2%	-0.5%
	滞納繰越分	6.0%	8.6%	6.1%	0.1%	-2.5%
	予算現額 - 収入済額	49,528,723	30,529,937	97,570,213	197.0%	319.6%
	現年課税・賦課分	41,215,320	25,381,657	93,886,270	227.8%	369.9%
滞納繰越分	8,313,403	5,148,280	3,683,943	44.3%	71.6%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
市営住宅使用料	0～1年以内	438	10.2%	12,259,790	11.1%
	1年超～2年以内	59	1.4%	1,448,760	1.3%
	2年超～3年以内	50	1.2%	1,267,870	1.1%
	3年超～4年以内	19	0.4%	361,240	0.3%
	4年超～5年以内	45	1.0%	1,518,410	1.4%
	5年超	3,678	85.8%	93,868,770	84.8%
	合 計	4,289	100.0%	110,724,840	100.0%

イ. [30 借上げ公営住宅共益費負担収入]

【債権管理の基本概要】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	借上公営住宅共益費負担金収入
2 所管課等名称	住宅整備課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権
	その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 公営住宅法、地方自治法、地方自治法施行令
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉県営住宅条例
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉県営住宅条例施行規則
	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 千葉県営住宅借上実施要綱
	マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	紙台帳：名称「 」
	<input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「内部管理システム」
	紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。
	分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門
	⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。
	出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。
	⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

住宅条例第 24 条の 2 により、借上げによる公営住宅にあつては、市は、入居者の共通の利益を図るため特に必要と認めるものを共益費として入居者から徴収することができることされており、入居者は家賃と同様に市に対して納付しなければならないことになっている。

なお、現在存在している未収債権については、当初納期限から既に 5 年を経過している債権のみである。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
借上公営住宅共益費 負担金収入	予算現額	54,000	282,000	30,000	55.6%	10.6%
	現年課税・賦課分				—	—
	滞納繰越分	54,000	282,000	30,000	55.6%	10.6%
	調定額	6,824,636	6,822,636	6,822,636	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分				—	—
	滞納繰越分	6,824,636	6,822,636	6,822,636	100.0%	100.0%
	収入済額	32,000	30,000	30,000	93.8%	100.0%
	現年課税・賦課分				—	—
	滞納繰越分	32,000	30,000	30,000	93.8%	100.0%
	還付未済額	0	0	0	—	—
	現年課税・賦課分				—	—
	滞納繰越分				—	—
	還付未済残高				—	—
	不納欠損額	0	0	0	—	—
	現年課税・賦課分				—	—
	滞納繰越分				—	—
	収入未済額	6,792,636	6,792,636	6,792,636	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	6,792,636	6,792,636	6,792,636	100.0%	100.0%
	収納率	0.5%	0.4%	0.4%	0.0%	0.0%
	現年課税・賦課分	—	—	—	—	—
	滞納繰越分	0.5%	0.4%	0.4%	0.0%	0.0%
予算現額 - 収入済額	22,000	252,000	0	0.0%	0.0%	
現年課税・賦課分	0	0	0	—	—	
滞納繰越分	22,000	252,000	0	0.0%	0.0%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
借上公営住宅共益費 負担金収入	0～1年以内	0	0.0%	0	0.0%
	1年超～2年以内	0	0.0%	0	0.0%
	2年超～3年以内	0	0.0%	0	0.0%
	3年超～4年以内	0	0.0%	0	0.0%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
	5年超	1,028	100.0%	6,792,636	100.0%
	合 計	1,028	100.0%	6,792,636	100.0%

ウ. [43 住宅使用料等延滞金（賠償金等）]

【債権管理の基本概要】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	住宅使用料等延滞金
2 所管課等名称	住宅整備課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権
	その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input type="checkbox"/> 法令
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉県税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉県税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例施行規則
	<input type="checkbox"/> 要綱等
	<input type="checkbox"/> マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	紙台帳：名称「 」
	<input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「 内部管理システム、住宅管理システム 」
	紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。
	<input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門
	⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。
	<input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。
	⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

住宅使用料等延滞金（賠償金等）の内訳は、住宅使用料と駐車場使用料の2つの債権に対する延滞金である。

なお、住宅使用料と駐車場使用料の延滞金については、前者が住宅条例第18条、後者は同条例第64条が同条例第18条を準用し、いずれも、千葉県税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例の規定により計算される。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
住宅使用料等延滞金	予算現額	1,696,000	1,657,000	1,679,000	99.0%	101.3%
	現年課税・賦課分	1,696,000	1,657,000	1,679,000	99.0%	101.3%
	滞納繰越分				-	-
	調定額	1,766,900	1,190,300	1,353,300	76.6%	113.7%
	現年課税・賦課分	1,766,900	1,190,300	1,353,300	76.6%	113.7%
	滞納繰越分				-	-
	収入済額	1,766,900	1,190,300	1,357,900	76.9%	114.1%
	現年課税・賦課分	1,766,900	1,190,300	1,357,900	76.9%	114.1%
	滞納繰越分				-	-
	還付未済額	0	0	4,600	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	4,600	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高			把握できない	-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収入未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収納率	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	現年課税・賦課分	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
滞納繰越分	-	-	-	-	-	
予算現額 - 収入済額	△ 70,900	466,700	316,500	-446.4%	67.8%	
現年課税・賦課分	△ 70,900	466,700	316,500	-446.4%	67.8%	
滞納繰越分	0	0	0	-	-	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
住宅使用料等延滞金	0～1年以内	0	-	0	-
	1年超～2年以内	0	-	0	-
	2年超～3年以内	0	-	0	-
	3年超～4年以内	0	-	0	-
	4年超～5年以内	0	-	0	-
	5年超	0	-	0	-
	合 計	0	-	0	-

③ 未収債権に係る内部統制の状況（整備・運用）

住宅整備課では未収債権に関しては、督促や催告だけではなく、訴訟や強制執行手続についても納税管理課に移管することなく、住宅整備課で行っている。ただし、必ずしも債権管理に常に携わる部門ではないため、当該未収債権に対する対応としては、納税管理課からの助言等の支援を受けるなど、所管課として適時、適切な対応ができるよう、内部統制組織の効果的、効率的な運用に意を用いていることが把握できる。

さらに、既に市営住宅を退去した滞納者に対する債権回収については、外部の弁護士に委託するなどして効果的、効率的な債権管理を行っている。

④ その他重要な記載事項

前記未収債権のうち、「借上げ公営住宅共益費負担収入」については、対象となる借上げ公営住宅が令和3年3月を最後に入居者がいなくなったため、今後、公営住宅の借り上げを開始するまでの間は未収債権が新たに発生することはない。

なお、従前、入居の際に必要とされていた保証人については、令和2年度より不要となっている。ただし、令和2年度以前の保証人については、引き続き保証人のままである。

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載(37～39頁)を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者(弁護士)のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

① [8市営住宅使用料に係る検出事項について(指 摘:2件、意 見:2件)]

ア. 滞納者との間の履行延期の特約について(指 摘)

【現状】

千葉市営住宅使用料等滞納整理要綱(以下「整理要綱」という。)では、家賃を

含む使用等について納期限までに納付しない者がいるときは、第 2 条に則り督促を行うことが定められている。なお、当該督促は地方自治法施行令 171 条に規定する督促に該当する。

その上で、整理要綱第 4 条は滞納者に対する納付指導内容を定めているところ、同条 2 項 5 号は「滞納している使用料等の納付の意思が確認できた滞納者で一括して支払うことが困難な者に対しては、市営住宅使用料等納付誓約書（様式第 2 号）により分割納付を誓約させること。その際には調査同意書（様式第 3 号）を併せて提出させること。」と定めており、分割納付の制度を規定している。

更に、同条 3 項は「前項第 5 号の規定により、滞納者が分割納付の誓約をする場合は、1 年以内の期間で完納できる内容とする。ただし、真にやむを得ない理由があると認めるときは、その期間を延長することができるものとし、その期間は前段の期間と合わせて 2 年以内とする。」と定めており、分割納付の内容を規定している。

他方で、サンプルで入手した市営住宅使用料等納付誓約書では、滞納事由について「経済的困難」と記載されたのみで、30 回（2 年 6 か月）の分割納付を認めている事案も存在している。

当該分割納付以外の分割払いについては、整理要綱第 4 条第 2 項 6 号が訴え提起前の和解について定めているものの、地方自治法施行令第 171 条の 6 に基づく履行延期の特約については行われていない。

【問題点・原因】

滞納債権について分割納付を認める根拠については、公営住宅法や住宅条例に定めは無く、和解（民法 695 条）あるいは地方自治法施行令第 171 条の 6 による履行延期の特約によることになる。

現状、市では訴え提起前の和解以外の場合は、市営住宅使用料等納付誓約書のみの提出で分割納付を認めており、履行延期の特約は行っていない。

この点、履行延期の特約について定めた地方自治法施行令第 171 条の 6 は、履行延期の特約を認めるための要件として、例えば同条第 1 項 1 号が「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」、同条同項第 2 号が「債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。」と定めているように、滞納者の資力を要件とした上で、分割納付を含めた履行延期の特約を可能としている。

しかし、市では、整理要綱に則り債務者の資力要件について裏付けをとることなく、市営住宅使用料等納付誓約書の滞納者への簡単な記載、例えば「経済的困難」の記載のみで分割納付を認めており、地方自治法施行令第 171 条の 6 に反した運用

をしている。

この点、市からの回答によれば、履行延期の特約を行わない理由は「支払見込みがない場合、速やかに明渡請求手続きを行うため」とのことであるが、履行延期の特約をとることなく分割納付を認める法的根拠とはならない。更に、滞納者の資力について裏付けを行うことなく分割納付を認め、支払いが滞れば速やかに明渡請求を行ったとしても、明渡が完了するまでの間の家賃及び使用料相当損害金については発生し続ける可能性が高く、将来的に滞納者の財産への差し押さえによる回収も念頭に置く必要がある。

私債権である家賃については、滞納者の資力について調査する権限が乏しく、将来の滞納債権についての強制執行を見据えて、滞納者の資力に関する資料（預金口座等）については可能な限り滞納者から入手する必要がある。この点、履行延期の特約を行う場合には、滞納者の資力を裏付ける資料が必要であるため、その段階で、滞納者の資力について客観的な資料が入手可能である。

したがって、滞納債権について分割納付を認める場合、地方自治法施行令第171条の6に定めるところにより履行延期の特約を行えば、必然的に滞納者の資力を裏付ける資料を入手することができるため、将来の再度の不履行に備えることができるものとする。

【結果（指摘）】

滞納者による分割納付を認める場合には、和解による場合を除き、地方自治法施行令第171条の6の履行延期の特約によるべきであり、現在の分割納付の方法は、履行延期の特約を潜脱する方法である。履行延期の特約の際には、履行延期の特約の要件を充足する必要があるため、例えば「経済的困難」が理由である場合には、毎月の収支や保有資産の情報を滞納者から得た上で判断する必要があるところ、必要な資料に基づき履行延期の特約の手続をとるよう運用を改められたい。

イ. 分割納付の期間について（指摘）

【現状】

上記アで記載したとおり、現状、住宅整備課では滞納家賃の分割納付を認める場合に履行延期の特約によることなく、市営住宅使用料等納付誓約書の提出のみで分割納付を認めている。

分割納付の期間については、整理要綱第4条3項で「滞納者が分割納付の誓約をする場合は、1年以内の期間で完納できる内容とする。ただし、真にやむを得ない理由があると認めるときは、その期間を延長することができるものとし、その期間は前段の期間と合わせて2年以内とする。」と規定しており、2年を超える分割納付

を認めていない。

他方で、上記アで記載したとおり、入手したサンプルにおいても2年を超える分割納付を認めている事案が存在しており、上記整理要綱に反した運用が行われている。なお、訴え提起前の和解（即決和解）については、整理要綱第4条4項で「即決和解をする場合は、3年以内の期間で完納できる納付計画とする」と規定されており、市営住宅使用料等納付誓約書の提出のみで分割納付を認める場合と比較して、分割納付期間が1年間延長されている。

【問題点・原因】

上記ア. で記載したとおり、現状の市営住宅使用料等納付誓約書の提出のみで滞納家賃の分割納付を認めている運用は、地方自治法施行令第171条の6の履行延期の特約を潜脱する運用であるため、速やかに是正される必要がある。

履行延期の特約における分割納付期間については、地方自治法及び地方自治法施行令に特段の定めは無く、国の債権については、国の債権の管理等に関する法律第24条で原則5年、例外10年の上限とする規定が設けられている。

この点、履行延期の特約を行うに際しても、無限定で分割納付期間を認めることが許されているわけではなく、合理的な範囲内で分割納付期間を定める必要があるところ、整理要綱第4条4項記載のような具体的な期間を定めることは有用である。他方で、要綱等により定められた分割納付期間が短い場合は、毎月の支払可能額を超えた返済金額を設定するか、支払可能額に応じて定められた分割納付期間を超えた期間を設定せざるを得ない。

入手したサンプルにおいても、実際に滞納者本人が支払可能とする金額を基準に2年を超える分割納付を認める結果となり、履行延期の特約を行っていないこととは別に、明らかに整理要綱第4条4項の定めと反している。

市営住宅の家賃については、入居者の収入に応じた比較的低廉な家賃が設定されているところ、仮に家賃を滞納している入居者が居住の継続を希望した場合は、滞納している家賃の分割納付に加えて、毎月の家賃も支払う必要があり、支払いの負担が重くなる。

したがって、再度の不履行とならないために、分割納付の金額については、滞納者からの希望だけではなく、滞納者の資力に応じて適切な金額を定める必要があり、その結果、分割納付期間が長期に及ぶ可能性もあるところ、現在の最長でも2年以内の分割納付期間とする整理要綱第4条4項の定めと、実際の2年を超える分割納付期間とせざるを得ない状況との乖離が生じている。

この点、既に記載したとおり、市営住宅の家賃は低廉に設定される等、滞納が極力発生しないような制度となっており、早期の家賃滞納の時点で対応していれば分割対象となる滞納家賃も少額であるため、現在の2年を最長とする分割納付期間で

も対応できる一方で、家賃の滞納が継続すると最長2年での分割納付期間でも滞納の解消が困難となる。

そのため、履行延期の特約における分割納付期間について整理要綱の期間を遵守すると共に、早期の家賃滞納の時点で、滞納者に対し、分割納付期間の最長期間を示した上で、当該期間を超える場合には履行延期の特約による分割納付が認められないことを周知し、分割納付期間の上限を超えるような運用とならないよう対応する必要がある。また、居住を前提とする新たに発生する家賃については、家賃の減免又は徴収猶予の制度を活用するなどして対応する必要がある。

【結果（指摘）】

分割納付期間の上限については、早期の家賃滞納の時点で滞納者に通知するなどして、整理要綱に定める期間を遵守されたい。

ウ. 期限の利益の喪失条項について（意見）

【現状】

滞納者が市営住宅使用料等納付誓約書の提出のみで分割納付を行う場合、期限の利益喪失条項を定めることなく、整理要綱第5条第1項は「分納誓約による使用料等の納付を怠り、その回数が3回に達した者に対しては、分納誓約不履行催告書（様式第6号）を送付する。」と規定するのみである。

分割納付期間が長期に及ぶ場合、期限の利益喪失条項を定めておかなければ、再度の不履行が生じた場合に、期限未到来分の分割納付期間に対応する納付を請求することができない事態が生じる。

なお、裁判所上の和解の場合には期限の利益喪失条項が定められている。

【問題点・原因】

上記アで記載したとおり、現状の市営住宅使用料等納付誓約書の提出のみで滞納家賃の分割納付を認めている運用は、地方自治法施行令第171条の6の履行延期の特約を潜脱する運用であるため、速やかに是正される必要がある。

その上で、履行延期の特約における分割納付期間が少なくとも4回以上の分割納付を伴うものであれば、期限の利益喪失条項を付することで将来の再度の不履行が生じた場合の早期の残額一括請求が可能となる。

分割納付を行う滞納者については、既に一度滞納発生させているのであるから、再度の不履行が生じるリスクが相対的に高く、また、長期の分割納付期間の場合は、初期の段階で不履行が生じた場合に、期限未到来の納付対象部分の債権についても早期に対応できる体制が必要である。その場合、期限の利益喪失条項としては、期

限の利益喪失の条件を充足した場合に、請求によって期限の利益を喪失させる条項ではなく、当然に期限の利益を喪失させる条項によることで、滞納者に対する期限の利益喪失通知の不送達のリスクを回避することができる。

【結 果（意見）】

履行延期の特約によって分割納付を認める場合には、期限の利益の喪失条項を明記した上で行うよう要望する。

エ. 1万円未満の債権について（意 見）

【現状】

住宅整備課が管理する滞納債権のうち、滞納額が1万円未満の債権が13件存在している。当該債権については、督促とその後の催告を繰り返すのみで、訴訟手続に移行していない。また、当該債権について、地方自治法施行令第171条の5による徴収停止の措置を行った実績も存在しない。

【問題点・原因】

滞納債権のうち、金額が少額の場合には、回収コストとの関係で、督促とその後の催告を繰り返すのみで、訴訟手続に移行することができない。そして、催告を繰り返すのみでは、滞納の解消が一向に見込めず、将来的に消滅時効の期間を経過する可能性がある。

この点、地方自治法施行令第171条の5第3号は「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」は、以後その保全及び取立てをしないことができる徴収停止の措置を規定している。

しかし、市においては上記規定の要件である「少額」の具体的な基準を設けていないため、住宅整備課においても同規定が活用されることなく、1万円未満の債権についても、督促と催告を繰り返すのみとの状況が続いている。

例えば、10万円までの債権については、訴訟手続を行う場合には、支払督促を選択した場合でも、500円の印紙代と東京簡易裁判所場合は1,308円の郵券が必要となる。その後、強制執行手続に移行した場合には、債権執行を選択した場合でも、4,000円の印紙代と大阪地方裁判所では2,872円の郵券が必要となる他、第三債務者である金融機関や勤務先の会社の資格証明書を取得する必要がある、概ね印紙と郵券だけでも1万円程度の負担が必要となる。

したがって、1万円未満の債権については、訴訟手続による回収を行う場合には、印紙と郵券のみで請求金額を上回る可能性があり、費用対効果の観点からは好ましくない。

【結 果（意見）】

地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号の「少額」の内容について具体的に定め、少なくとも 1 万円未満の債権については、同規定による徴収停止の措置が可能となるよう要望する。

② 【30 借上げ公営住宅共益費負担収入】に係る検出事項について（意 見：1 件）

ア. 消滅時効期間が経過した債権について（意 見）

【現状】

借上げ公営住宅共益費負担収入のうち、滞納となっている債権は当初納期限から 5 年を経過している債権のみであり、交渉記録も存在しないことから、既に消滅時効が完成している可能性が高い。なお、借上げ公営住宅については、令和 4 年 4 月 1 日現在 0 戸であり、今後、新たな滞納が発生する可能性は無い。

【問題点・原因】

借上げ公営住宅共益費負担収入は私債権であるため、消滅時効期間が経過したとしても、債務者からの時効の援用が無ければ債権は消滅することなく存在し続けることになる。

他方で、訴訟手続に移行したとしても、債務者から時効の援用があれば、請求が認められないことになり、訴訟手続に伴う費用負担からも経済的合理性に欠ける。

したがって、消滅時効の完成を理由に、債権管理条例による債権放棄を速やかに行う必要がある。

担当課の回答によれば、債権放棄の事前協議の対象から漏れていたとのことであるが、今後も管理を行う経済的合理性は乏しいため、速やかに債権放棄の手続を行う必要がある。

【結 果（意見）】

既に消滅時効期間が経過している債権については、債務者による時効の援用を待たずに、債権管理条例に基づく債権放棄の手続きを速やかに行うよう要望する。

③ [43 住宅使用料等延滞金（賠償金等）]に係る検出事項について（指 摘：2件）

ア. 延滞金の対象債権に対する管理漏れについて（指 摘）

【現状】

住宅使用料等延滞金の対象となっている債権は住宅使用料と駐車場使用料の2つの債権であり、市営住宅退去修繕退去者負担金収入、借上げ公営住宅共益費負担金収入、市営住宅の一時使用料及び住宅敷金収入については、延滞金の算定の対象となっていない。

【問題点・原因】

市営住宅退去修繕退去者負担金収入、借上げ公営住宅共益費負担金収入、市営住宅の一時使用料及び住宅敷金収入については、いずれも金銭債権かつ私債権であるため、当初の納期限を経過すれば、特段の定めがなくとも、民法所定の割合（現在の民法では同法419条及び404条により年3パーセントの割合）の遅延損害金が自動的に発生することになる。

したがって、延滞金を算定しなければ、滞納者に対する正確な債権金額を把握したことにはならず、滞納者に対する請求が一部漏れることになり、債権管理として不適切である。

担当課の回答によれば、住宅使用料や駐車場使用料と異なり、市営住宅退去修繕退去者負担金収入、借上げ公営住宅共益費負担金収入、市営住宅の一時使用料、住宅敷金収入については、条例上に延滞金の定めがないために、延滞金の計算を行っていないとのことである。

しかし、条例の定めがなければ延滞金を請求することができない公債権とは異なり、私債権については条例の定めがなくとも民法所定の割合の遅延損害金が発生するのであり、発生した以上は債権として管理する必要がある。

【結 果（指摘）】

住宅条例で延滞金の定めがない市営住宅退去修繕退去者負担金収入、借上げ公営住宅共益費負担金収入、市営住宅の一時使用料及び住宅敷金収入についても滞納が発生した場合には延滞金を計算し、滞納者に対し請求されたい。

イ. 訴訟費用及び強制執行費用の管理漏れについて（指 摘）

【現状】

市では、整理要綱第7条によって明渡請求者となった者に対し、同第9条に則り

訴訟提起を行い、また、同第 10 条に則り強制執行を行っている。

訴訟費用については、判決主文において原告（市）あるいは被告（債務者）の負担割合が定められ、その後に、裁判所書記官による訴訟費用額の確定処分によって具体的な金額が定められる。また、強制執行費用については、民事執行法 42 条第 1 項により、債務者の負担とされており、建物明渡しの強制執行費用については、裁判所書記官による執行費用の額の確定処分によって具体的に定められる。

市では、判決主文で訴訟費用の負担が被告と定められた場合や、市営住宅の建物明渡しの強制執行を行った場合に、いずれも算定のための手続きを行っていない。

【問題点・原因】

印紙等の訴訟費用について判決主文で債務者負担となった場合には、市としては訴訟提起時に原告として当該費用を支出したのであるから、判決主文に則って債務者に請求する必要がある。

また、強制執行費用についても、市が強制執行の際に予め当該費用を支出したのであるから、本来負担しなければならないはずの債務者に対して請求する必要がある。

訴訟費用や強制執行費用については、訴訟や強制執行の手続きをとる市側でまずは負担しなければならない費用ではあるものの、訴訟費用については判決主文で債務者負担となった場合、強制執行費用については法の定めにより債務者負担である以上、市の債権として把握した上で、債権管理の対象とする必要がある。

【結 果（指摘）】

訴訟費用について判決主文で債務者負担となった場合や建物明渡しの強制執行費用については、いずれも市の債権として、前者については訴訟費用額の確定処分、後者については執行費用の額の確定処分により具体的な金額を把握した上で、債務者へ請求するなど、適切な債権管理をされたい。

なお、訴訟費用額確定処分については、その申立手続に手間を要し、同処分によって認められる金額も少額であるケースが多い。したがって、訴訟費用が少額であることが見込まれ、取立てに要する費用に満たないと認められるときには、地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号による徴収停止によって、その後、強制執行の手続きをとる必要がなくなるため、訴訟費用額確定処分の申し立てを行わないことも許容されると考える。そのためには、全庁的な基準としての、地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号の要件に係る具体的な金額の設定を待って、訴訟費用額の確定処分等の申立の可否を判断することも合理的である。

22. 街路建設課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

街路建設課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
42	一	私	契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用	街路建設課	3,065,700
合 計					3,065,700

注：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用
2 所管課等名称	街路建設課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	法令 条例 規則 要綱等 マニュアル 債権管理事務マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 紙台帳：名称「 」 <input type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「 」 <input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒ 課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所掌課等で実施している。 <input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用	予算現額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	調定額	0	0	3,065,700	-	-
	現年課税・賦課分			3,065,700	-	-
	滞納繰越分				-	-
	収入済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分			0	-	-
	滞納繰越分			0	-	-
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分			0	-	-
	滞納繰越分			0	-	-
	還付未済残高			0	-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分			0	-	-
	滞納繰越分			0	-	-
	収入未済額	0	0	3,065,700	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	3,065,700	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収納率	-	-	0.0%	-	-
	現年課税・賦課分	-	-	0.0%	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	予算現額 - 収入済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
滞納繰越分	0	0	0	-	-	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用	0～1年以内		0.0%		0.0%
	1年超～2年以内	1	100.0%	3,065,700	100.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超		0.0%		0.0%
	合 計	1	100.0%	3,065,700	100.0%

③ 未収債権に係る内部統制の状況（整備・運用）

街路建設課では当該未収債権に関しては、工事請負契約等に係る担当者が未収債権の回収にも携わっており、課の経理担当者も会計担当として関与している。ただし、必ずしも債権管理に常に携わる部門ではないため、当該未収債権に対する対応としては、市の法務担当部門（政策法務課）や債権管理に係る総合調整を所管する納税管理課等の専門部門にも支援を受けて、所管課として適時、適切な対応ができるよう、内部統制組織の効果的、効率的な運用に意を用いていることが把握できる。

④ その他重要な記載事項

前記未収債権は令和 2 年度における請負工事契約の発注に関連して当該契約に規定する代執行費用の請求に対して支払いがなかったため発生したものであり、経常的に発生するものではない。

なお、一般的な行政代執行に伴う原因者への求償債権は、「強制徴収公債権」であるが、当該未収債権は、行政代執行法に基づく求償債権ではなく、個別の工事請負契約の契約条項を根拠とする債権として位置付けており、「私債権」として取り扱っている。

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載(37～39頁)を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者(弁護士)のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特に把握できなかった。なお、意見を次のとおり述べることとする。

- ① [42 契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用]に係る検出事項について（意見：3件）

ア. 請負代金の支払債務と当該代執行費用求償債権との相殺の可能性について
（意見：3件）

【現状】

令和3年度に発生した未収債権に係る請負工事（村田町19号線外道路改良工事（2-2））については、受注者の履行違反（債権譲渡特約違反：当該工事約款第5条第1項）により、令和3年6月22日付けで契約解除が行われ、その後、出来形に対応して、工事代金を支払を行っているが、その後、契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧が行われ、その撤去・復旧費用に係る求償債権の発生を予見することができたこと、契約約款（第53条）の規定に基づく受注者による撤去・取片付け等が実施された後に発注者に明け渡される必要があり（約款第53条第6項）、その後に打切り検査及び出来形の支払が行なわれることが予定されていること（約款第53条第1項）等を考慮すると、当該請負代金の支払い債務を当該撤去・復旧費用の求償債権と相殺するまで、打切り検査を行わないことも選択できたものと考えられる（同時履行の抗弁権）。

しかし、実際には、市側の請負代金の支払債務と撤去・復旧費用の求償債権とが相殺されることなく、先に前者は履行され、後者は未収債権として残ってしまっている。

このような未収債権、すなわち、契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧費用の求償債権について、その発生経緯は次のとおりである。

（ア）工事請負契約、履行違反による契約解除及び打切り検査等の実施について

街路建設課が令和2年度に締結し実施した工事請負契約「村田19号線外道路改良工事（2-2）」（当初契約額：13,328,700円（消費税等込み））の中で、受注者が契約条項に違反して、請負代金債権を譲渡したことが判明したことにより、工事請負契約を解除し（令和2年6月22日付け：工事請負契約約款（以下「約款」という。）第48条）、契約額を減額変更（1,306,800円の減額、その結果、変更後契約額は、12,021,900円となった。）して、出来形に対応した履行部分の検査を打切り検査として実施して出来形を認定し（令和3年7月15日）、受注者から引渡しを受け、受注者に請負代金の出来形に対応する額を支払っている。

(イ) 契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧工事について

一方、当該工事が打ち切られた後も、受注者は工事用地等に工事材料等を放置していたため、それらの撤去及び工事用地等の修復・取片付け（以下「措置」という。）を行って明け渡すよう、市所管課は通知をしていた（令和3年10月14日付け）。しかし、当該措置は履行されなかったため、約款第53条第7項に基づき発注者側（市側）で措置を行うことを前提に、それに要する経費を受注者に負担する旨を通知していた（令和3年12月8日付け）。その後、受注者による措置が履行されなかったため、市が代わって措置を実施した。

(ウ) 措置費用の請求権と受注者の清算の経緯について

当該措置の実施に実際に要した経費（3,065,700円）を調定したうえで、受注者に請求を行っている（令和4年3月10日）。

当該債権に係る債務者の清算人は、会社の解散を債権者各位に対して通知し（令和4年2月11日付け）、令和4年6月30日までに清算業務の状況報告を行うこととしていた。なお、代表清算人は当該受注者の代表取締役とは別である。また、当該株式会社は令和4年1月25日付けで解散登記を行っている（債権管理台帳、履歴事項全部証明書（令和4年2月3日）、官報（令和4年2月7日付け解散公告））。

街路建設課は当該未収債権の当初の納期限を令和4年3月25日に設定していたが、納入通知書を発行した時点（令和4年3月10日）で、既に受注会社の解散通知を受けていた（令和4年2月11日付け通知）。このような経緯で、当該請求債権は令和3年度の決算で未収債権となって令和4年度に繰り越された。

また、街路建設課から督促状が令和4年7月8日付で発出されているが、既に、市は債権届出書を令和4年3月10日付けで郵送しているものである。その後、代表清算人から、「清算業務の状況報告」（令和4年7月18日）が債権者各位宛てに通知されている。その「清算業務の状況報告」には、債権届の集計結果として次のように記載されている。

i 債権届出者総数	22社
ii 届出債権合計額	金8,417万9878円
iii 当社が有する未回収債権	金250万円

上記のiiiに関しては、「支払期限令和4年6月30日を徒過して本日までに支払いがないことから回収の見込みは立っていない」とし、「当会社の資産には見るべきもの」はないとしている。また、債務超過を前提として、破産の申立の義務に関し

て、「その費用すら捻出できない」としている。そのため、「皆様には残余財産の配当すらできない」ことを報告している。

現在、街路建設課は当該未収債権について、市関係諸部局と協議を行い、その取扱いを検討している段階である。

【問題点・原因】

当該未収債権の発生経緯等に鑑みると、現状では債務者である受注者が解散しているため、未収債権の回収が困難な状態となっている。このような事態が発生した原因等を把握するために、当該未収債権の発生原因となった工事請負契約の契約変更の状況について記載する。

〔工事請負契約の変更〕

当該工事請負契約は、次のとおり、3回の変更契約を行っている。

第1回目の契約変更：

令和3年3月25日付けで、工期の延長による。すなわち、現契約の工期（令和2年12月3日～令和3年3月30日）の竣工期限を「令和3年4月30日」に変更している。

第2回目の契約変更：

令和3年4月26日付けで、竣工期限の再延長を行っている。すなわち、1回目の竣工期限の延長「令和3年4月30日」を再度「令和3年5月31日」に変更している。

第3回目の契約変更：

請負金額の減額（△1,306,800円）

〔履行遅滞届の提出と契約解除〕

これら3回の契約変更に対して、受注者は次のとおり、「履行遅滞届」を令和3年6月14日付けで提出している。

遅延理由：「悪天候で雨量が多く路面の状態が悪く工事ができないため」

竣工予定年月日：「令和3年6月27日」

なお、竣工予定年月日の「令和3年6月27日」の日付けには、当初「17」と記載されているように認識できるが、「27」に修正されているようにも見受けられる。その後、市からは「工事請負契約解除通知書」が「令和3年6月22日」付けで发出されている。

この契約解除を受けて、打切り検査の実施、市側の出来形部分に対する支払い債務の履行及びその後の撤去・復旧の措置費用の請求に係る問題点等を3つに分けて記述する。

(ア) 工事請負契約、履行違反による契約解除及び打切り検査等の実施について

受注者が行った工事のうち出来形を認定するために、令和3年7月15日に打切り検査を実施しているが、その結果は次のとおりであった。

[工事打切り検査調書]

- i 工事名：村田町19号線外道路改良工事(2-2)
- ii 契約年月日：令和2年12月2日
- iii 工事期間：自・令和2年12月3日～至・令和3年5月31日
- iv 受注者：T建設株式会社
- v 請負代金額：12,021,900円
- vi 出来形請負代金額：10,309,200円
- vii 出来高率：85.76%
- viii 前払金：5,330,000円(令和3年1月6日支払)
- ix 今回支払可能額：4,979,200円

[工事検査調書]

- i 検査結果：出来形を認める
- ii 工事概要：略
- iii 検査事項：
「検査概要に基づき、設計図書との対比、施工管理記録及び監督職員の証言により下記のとおり検査を実施した。」
- iv 指示事項：なし

このように検査結果は「出来形を認める」というものであった。また、「指示事項」についても「なし」とされている。

一方で、約款第53条第1項では、次のように規定している。

[約款第53条第1項]

「発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払いの対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。」

工事完成前の契約解除に伴う出来形検査は、前記のとおり「検査概要に基づき、設計図書との対比、施工管理記録及び監督職員の証言により」実施され、指示事項は「なし」とされており、現場での検査は含まれていない。

一方、約款第 53 条第 6 項では、次のように規定し、工事用地等に受注者が所有等する工事材料等がある場合、撤去・修復等を行って明け渡すことを要求している。

[約款第 53 条第 6 項]

「受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有または管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。」

打切り検査の結果を受けて、出来形の支払（12,021,900 円）が令和 3 年 8 月に行われているが、契約約款第 53 条第 1 項及び第 6 項によると、受注者が残していた工事材料の残材等が受注者により撤去・取片付け等、実施されない限り、明け渡し義務が履行されておらず（第 6 項）、出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払うための前提として、出来形部分の検査も実施できないか又は今回のように受注者所有等の工事材料等の撤去等を指示する等、何らかの指示事項があつて然るべきであると考えられる（第 1 項）。

本来であれば、約款上も受注者による撤去・取片付け等実施されない限り、打切り検査の実施を延期することを検討する必要があつたものと考えられる。工事現場に残置する工事材料等の今後の撤去・復旧を考慮すると、その後に想定される約款第 53 条第 7 項の発注者による撤去・復旧の措置に係る経費の請求と、出来形部分に相応する工事請負代金の支払い債務とを相殺することができていれば、未収債権の発生を抑制することができたものと考えられ、また、現在のような未収債権の回収可能性に疑念が生じる事態を避けることができたものと考えられる。

(イ) 契約解除に伴う工事用地等の工事材料の撤去・復旧工事について

受注者が工事用地等に残置等していた工事材料等の撤去・復旧措置に係る工事は、本来、受注者が実施しなければならないが（約款第 53 条第 6 項）、当該工事は、その措置に係る通知（令和 3 年 10 月 14 日付け）に記載の措置期限（令和 3 年 11 月 30 日）までに実施されなかった。そのため市所管課は、受注者に対して、発注者による措置の実施通知を發出し（令和 3 年 12 月 8 日付け）、次の工事を実施した。

[物件の内容]

- i 工事材料の残材：U型側溝、側溝蓋、路盤材（新材）15 m³、土砂 170 m³等
- ii ごみ：木材、ビニール等

これらの材料等の撤去等工事は、約款第 53 条第 7 項に基づくものである。

[約款第 53 条第 7 項]

「前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。」

この発注者の処分又は修復若しくは取片付けについては、約款に直接の根拠規定があるとは言え、対象となる物件には受注者の所有又は管理するものも含まれているため、法に基づかない代執行として、約款上の規定で発注者がその措置工事を行う場合は、受注者の同意等が必要になるものと考えられる。すなわち、約款第 53 条第 8 項にある「受注者の意見を聴いて定めるものとする」という次の規定が実際に行われなければならないものと考えられる。

[約款第 53 条第 8 項]

「・・・第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聞いて定めるものとする。」

確かに、意見の聴取機会については、発注者から受注者への通知（令和 3 年 10 月 14 日付け）において確認することができるが、約款第 53 条第 8 項に規定するように、事前に意見を聴いて措置を決定する方法とは異なる。受注者との連絡の機会が十分であったか疑問があるが、受注者が所有し又は管理する工事材料等を法に基づかず、約款の規定だけで実施するという、自力執行の性格を有する措置を行う場合は、受注者の同意を丁寧を得ることが必要であると考えられる。

(ウ) 措置費用の請求権と受注者の清算の経緯について

受注者は令和 4 年 1 月 24 日の株主総会の決議により解散し（履歴事項全部証明

書及び官報（令和4年2月7日付け）、「知れたる債権者」には、令和4年2月11日付で解散と清算業務の開始の通知を发出している。そして、令和4年7月18日付の「精算業務の状況報告」により、「残余財産の配当」ができず、「破産の申立」の費用も捻出できないと通知している。

これに対しては、可能な限り、回収の努力を実施しつつ、職権による破産申立や特別清算が現実的な選択肢ではない場合、徴収停止の措置も今後検討し、債権の適正な管理に努める必要がある。

【結 果（意見①）】

請負代金の支払債務と当該撤去・復旧工事に係る費用の求償債権との相殺の可能性について、約款第53条各項の規定を一体として忠実に履行することにより、現在のような未収債権の回収可能性に懸念が生じる事態は避けられた可能性がある。

そのため、今後はこのようなイレギュラーな契約解除に伴う工事用地等における受注者所有・管理の工事材料等の撤去・取片付け等に係る経費の請求債権を出来形部分の支払債務と相殺する手法について、今回の事例を貴重なケースとし、研修等の材料とすることを要望する。そして、これらのノウハウを業務手順書等に明記して債権管理に係る内部統制を再整備し、今後、このようなリスクが発現した際には、適時、的確な対応が実施できるよう、関係する職員間で共有することを要望する。

【結 果（意見②）】

工事請負契約が工事の完成前に解除された場合、工事用地等に残置された、受注者が所有・管理する工事材料等を撤去し、工事用地等を修復・取片付けて明け渡す際に、受注者がとるべき措置の期限や方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める必要があるため（約款第53条第8項）、今後はこの業務手順を遵守するよう、内部統制の再整備を行うよう要望する。

【結 果（意見③）】

受注者の会社に係る清算業務の状況報告によると、債務超過が明らかであり、破産の申立の費用さえ捻出できず、残余財産の配当ができないと規定されていることから、可能な限り債権の回収に努めつつも、より経済的で効果的な措置を検討したうえで徴収停止の措置も視野に入れ、適時適切な債権管理に努めるよう要望する。

23. 下水道経理課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

下水道経理課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】

(単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
6	企	強	下水道使用料	下水道経理課	232,223,605
32	特	非	農業集落排水処理施設使用料	下水道経理課	6,588,151
28	企	私	水道使用料	下水道経理課 (水道総務課併任)	4,416,821 (10,109,056)
59	企	強	下水道事業受益者負担金	下水道経理課	2,144,390 (1,128,760)
86	特	強	農業集落排水事業分担金	下水道経理課	120,000
合 計					245,492,967 (250,169,567)

注1：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

注2：[28]の収入未済額の金額のうち、上段は5月末の建設局（下水道経理課）収納ベースの金額であり、下段は5月末の水道局収納ベースの金額である。水道使用料は、下水道使用料と一括徴収を行っていることから、3月調定の収納分は、5月に上下水道料金として建設局で収納し、6月に水道使用料のみを水道局に振替えるため、差異が生じている。

注3：[59]の収入未済額の金額のうち、上段は企業会計決算である3月末現在の金額であり、下段は5月末（一般会計等の出納閉鎖日）を基準とした金額である。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. [6 下水道使用料]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1 債権番号・名称	下水道使用料	
2 所管課等名称	下水道経理課	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input checked="" type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 地方自治法、下水道法、地方税法、国税徴収法 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市下水道条例、税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市下水道条例施行規則、千葉市下水道事業会計規則 <input type="checkbox"/> 要綱等 <input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 下水道使用料滞納整理マニュアル	
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	紙台帳：名称「 」 <input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「水道料金システム（千葉県企業局給水区域） wings千葉（千葉市水道局給水区域）」 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） 管理する台帳なし：理由「 」	
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？（※）	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」	
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」	

【当該未収債権の内容説明】

下水道使用料は、公共下水道を利用している者が支払うものであり、毎月算出された使用料を2か月ごとに支払うものである。具体的な使用料の計算は、水道水の使用者は使用した水量に応じ、井戸水などの使用者は世帯の人数に応じて設定されている。

千葉市の水道給水区域は、県水区域と市水区域に分かれている。市水区域は、上下水道料金の徴収を下水道経理課で管理している。そのため、平成30年度以降、県水区域に係る下水道使用料に関する滞納手続は千葉県へ委託していることから、下水道経理課では、平成29年度までの下水道使用料の未収債権分に係る滞納手続を行っている。ただし、そのうち一部は市税事務所納税各課へ業務を移管している。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
下水道使用料	予算現額	14,482,381,691	14,574,673,000	14,639,309,000	101.1%	100.4%
	現年課税・賦課分	14,482,381,691	14,574,673,000	14,639,309,000	101.1%	100.4%
	滞納繰越分	0	0	0	—	—
	調定額	16,195,877,923	15,890,424,760	15,789,522,774	97.5%	99.4%
	現年課税・賦課分	14,484,434,366	14,230,886,897	14,258,822,588	98.4%	100.2%
	滞納繰越分	1,711,443,557	1,659,537,863	1,530,700,186	89.4%	92.2%
	収入済額	15,694,908,487	15,479,958,196	15,473,331,821	98.6%	100.0%
	現年課税・賦課分	14,411,445,955	14,166,615,837	14,205,471,135	98.6%	100.3%
	滞納繰越分	1,283,462,532	1,313,342,359	1,267,860,686	98.8%	96.5%
	還付未済額	0	0	0	—	—
	現年課税・賦課分				—	—
	滞納繰越分				—	—
	還付未済残高			「把握できない」	—	—
	不納欠損額	77,480,623	88,905,314	83,967,348	108.4%	94.4%
	現年課税・賦課分	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	77,480,623	88,905,314	83,967,348	108.4%	94.4%
	収入未済額	423,488,813	321,561,250	232,223,605	54.8%	72.2%
	現年課税・賦課分	72,988,411	64,271,060	53,351,453	73.1%	83.0%
	滞納繰越分	350,500,402	257,290,190	178,872,152	51.0%	69.5%
	収納率	96.9%	97.4%	98.0%	1.1%	0.6%
	現年課税・賦課分	99.5%	99.5%	99.6%	0.1%	0.1%
	滞納繰越分	75.0%	79.1%	82.8%	7.8%	3.7%
	予算現額 - 収入済額	△ 1,212,526,796	△ 905,285,196	△ 834,022,821	68.8%	92.1%
現年課税・賦課分	70,935,736	408,057,163	433,837,865	611.6%	106.3%	
滞納繰越分	△ 1,283,462,532	△ 1,313,342,359	△ 1,267,860,686	98.8%	96.5%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
下水道使用料	0～1年以内	—	—	53,351,453	23.0%
	1年超～2年以内	—	—	24,122,387	10.4%
	2年超～3年以内	—	—	16,021,962	6.9%
	3年超～4年以内	—	—	12,263,247	5.3%
	4年超～5年以内	—	—	87,556,407	37.7%
	5年超	—	—	38,908,149	16.8%
	合 計	—	—	232,223,605	100.0%

イ. [32 農業集落排水処理施設使用料]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	農業集落排水処理施設使用料
2 所管課等名称	下水道経理課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 地方自治法 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 農業集落排水処理施設条例 <input type="checkbox"/> 規則 予算会計規則 <input type="checkbox"/> 要綱等 <input type="checkbox"/> マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input type="checkbox"/> 紙台帳：名称「 」 <input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「農業集落排水使用料・分担金徴収システム」 <input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？（※）	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒ 課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所掌課等で実施している。 <input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

農業集落排水処理施設使用料とは、農業集落排水処理施設に汚水を排出されている方に、当該施設の運転や維持管理のために必要な経費の一部を負担してもらうためのものである。

【未収債権に係る決算データの推移】

（単位：円）

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
農業集落排水処理施設使用料	予算現額	66,022,000	65,528,000	64,740,000	98.1%	98.8%
	現年課税・賦課分	66,022,000	65,528,000	64,740,000	98.1%	98.8%
	滞納繰越分	0	0	0	—	—
	調定額	66,844,538	67,661,725	67,929,828	101.6%	100.4%
	現年課税・賦課分	61,832,610	61,358,451	61,486,409	99.4%	100.2%
	滞納繰越分	5,011,928	6,303,274	6,443,419	128.6%	102.2%
	収入済額	60,541,264	60,602,875	60,706,177	100.3%	100.2%
	現年課税・賦課分	60,097,924	59,845,193	60,116,223	100.0%	100.5%
	滞納繰越分	443,340	757,682	589,954	133.1%	77.9%
	還付未済額	0	0	0	—	—
	現年課税・賦課分	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	0	0	0	—	—
	還付未済残高	0	0	0	—	—
	不納欠損額	0	615,431	635,500	—	103.3%
	現年課税・賦課分	0	0	0	—	—
	滞納繰越分	0	615,431	635,500	—	103.3%
	収入未済額	6,303,274	6,443,419	6,588,151	104.5%	102.2%
	現年課税・賦課分	1,734,686	1,513,258	1,370,186	79.0%	90.5%
	滞納繰越分	4,568,588	4,930,161	5,217,965	114.2%	105.8%
	取納率	90.6%	89.6%	89.4%	-1.2%	-0.2%
	現年課税・賦課分	97.2%	97.5%	97.8%	0.6%	0.2%
	滞納繰越分	8.8%	12.0%	9.2%	0.3%	-2.9%
	予算現額 - 収入済額	5,480,736	4,925,125	4,033,823	73.6%	81.9%
	現年課税・賦課分	5,924,076	5,682,807	4,623,777	78.1%	81.4%
	滞納繰越分	△ 443,340	△ 757,682	△ 589,954	133.1%	77.9%

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
農業集落排水処理施設 使用料	0～1年以内	248	20.3%	1,370,186	20.8%
	1年超～2年以内	223	18.2%	1,222,600	18.6%
	2年超～3年以内	220	18.0%	1,179,310	17.9%
	3年超～4年以内	210	17.2%	1,108,299	16.8%
	4年超～5年以内	170	13.9%	927,696	14.1%
	5年超	152	12.4%	780,060	11.8%
	合 計	1,223	100.0%	6,588,151	100.0%

ウ. [59 下水道事業受益者負担金]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	下水道事業受益者負担金
2 所管課等名称	下水道経理課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input checked="" type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 都市計画法 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則、千葉市下水道条例施行規則、千葉市下水道事業会計規則 <input type="checkbox"/> 要綱等 <input type="checkbox"/> マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	紙台帳：名称「 」 <input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「受益者負担金システム」 <input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） 管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒ 課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

下水道事業受益者負担金は、下水道を整備するためには多額の費用を要することから、下水道整備区域に住んでいる方に汚水整備にかかる費用の一部を負担してもらうものである。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
下水道事業受益者負担金	予算現額	13,822,000	13,524,000	16,293,000	117.9%	120.5%
	現年課税・賦課分	13,822,000	13,524,000	16,293,000	117.9%	120.5%
	滞納繰越分				-	-
	調定額	24,962,170	11,440,300	14,254,970	57.1%	124.6%
	現年課税・賦課分	23,222,470	9,639,120	12,646,160	54.5%	131.2%
	滞納繰越分	1,739,700	1,801,180	1,608,810	92.5%	89.3%
	収入済額	23,015,790	9,738,970	12,018,480	52.2%	123.4%
	現年課税・賦課分	22,099,920	8,778,420	11,374,830	51.5%	129.6%
	滞納繰越分	915,870	960,550	643,650	70.3%	67.0%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	還付未済残高				-	-
	不納欠損額	145,200	92,520	92,100	63.4%	99.5%
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分	145,200	92,520	92,100	63.4%	99.5%
	収入未済額	1,801,180	1,608,810	2,144,390	119.1%	133.3%
	現年課税・賦課分	1,122,550	860,700	1,271,330	113.3%	147.7%
	滞納繰越分	678,630	748,110	873,060	128.7%	116.7%
	取納率	92.2%	85.1%	84.3%	-7.9%	-0.8%
	現年課税・賦課分	95.2%	91.1%	89.9%	-5.2%	-1.1%
滞納繰越分	52.6%	53.3%	40.0%	-12.6%	-13.3%	
予算現額 - 収入済額	△ 9,193,790	3,785,030	4,274,520	-46.5%	112.9%	
現年課税・賦課分	△ 8,277,920	4,745,580	4,918,170	-59.4%	103.6%	
滞納繰越分	△ 915,870	△ 960,550	△ 643,650	70.3%	67.0%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
下水道事業受益者負担金	0～1年以内	96	89.7%	1,271,330	59.3%
	1年超～2年以内	5	4.7%	98,300	4.6%
	2年超～3年以内	1	0.9%	21,000	1.0%
	3年超～4年以内	1	0.9%	434,240	20.3%
	4年超～5年以内	3	2.8%	305,220	14.2%
	5年超	1	0.9%	14,300	0.7%
	合 計	107	100.0%	2,144,390	100.0%

エ. [28 水道使用料]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	水道使用料
2 所管課等名称	下水道経理課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
	強制徴収・公債権
	非強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権
	その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 民法、地方自治法施行令
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市水道給水条例
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市水道給水条例施行規程、千葉市水道局会計規程
	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 千葉市水道料金の滞納に係る督促及び給水停止事務処理要領
	<input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 千葉市水道（上下水道）料金滞納に伴う給水停止事務マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	紙台帳：名称「 」
	<input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「 水道料金システムWings千葉 」
	紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。
	分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門
	⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。
	出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。
	⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

水道使用料は、上水道の使用されている方がその使用料に応じて支払うものである。現在、上水道使用料は上述のとおり、下水道料金と一元管理されて請求している。

【未収債権に係る決算データの推移】

（単位：円）

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
水道使用料	予算現額	1,054,951,000	1,060,092,000	1,042,372,000	98.8%	98.3%
	現年課税・賦課分	1,054,951,000	1,060,092,000	1,042,372,000	98.8%	98.3%
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	調定額	1,209,819,455	1,246,265,362	1,230,207,387	101.7%	98.7%
	現年課税・賦課分	1,030,244,580	1,061,809,485	1,039,218,330	100.9%	97.9%
	滞納繰越分	179,574,875	184,455,877	190,989,057	106.4%	103.5%
	収入済額	1,204,633,436	1,242,084,531	1,225,649,056	101.7%	98.7%
	現年課税・賦課分	1,026,316,312	1,058,739,028	1,035,958,791	100.9%	97.8%
	滞納繰越分	178,317,124	183,345,503	189,690,265	106.4%	103.5%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	還付未済残高 ^{注4}			把握できない	-	-
	不納欠損額	463,542	218,765	141,510	30.5%	64.7%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	463,542	218,765	141,510	30.5%	64.7%
	収入未済額	4,722,477	3,962,066	4,416,821	93.5%	111.5%
	現年課税・賦課分	3,928,268	3,070,457	3,259,539	83.0%	106.2%
	滞納繰越分	794,209	891,609	1,157,282	145.7%	129.8%
	収納率	99.6%	99.7%	99.6%	0.1%	0.0%
	現年課税・賦課分	99.6%	99.7%	99.7%	0.1%	0.0%
	滞納繰越分	99.3%	99.4%	99.3%	0.0%	-0.1%
	予算現額 - 収入済額	△ 149,682,436	△ 181,992,531	△ 183,277,056	122.4%	100.7%
現年課税・賦課分	28,634,688	1,352,972	6,413,209	22.4%	474.0%	
滞納繰越分	△ 178,317,124	△ 183,345,503	△ 189,690,265	106.4%	103.5%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
水道使用料	0～1年以内	444	62.6%	3,259,539	73.8%
	1年超～2年以内	83	11.7%	547,403	12.4%
	2年超～3年以内	59	8.3%	256,745	5.8%
	3年超～4年以内	58	8.2%	168,790	3.8%
	4年超～5年以内	59	8.3%	169,314	3.8%
	5年超	6	0.8%	15,030	0.3%
	合計	709	100.0%	4,416,821	100.0%

③ 所掌業務

下水道経理課の所掌事務のうち、未収債権管理（収入未済額の管理）に係る部分は、次に示すとおりである。

【下水道経理課の所掌事務：未収債権管理関係】

所掌事務
下水道事業及び農業集落排水事業に係る予算及び経理に関すること
下水道事業受益者負担金・分担金及び農業集落排水事業分担金に関すること

出所：千葉市事務分掌規則に基づき外部監査人作成

(2) 手続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

① [6 下水道使用料] に係る検出事項について (意見)

ア. 下水道経理課管理対象の滞納処分について (意見)

【現状】

前記のとおり、平成 29 年度までの滞納債権に対して滞納手続を行う中で、その一部を市税事務所納税各課へ業務を移管している。現在千葉市では、市税や保険料等の滞納者に対して納付折衝等を一元管理することによりで、徴収事務の効率化を図っていることから、当該滞留債権についても依頼しているものである。

ただし、下水道使用料を管理しているシステム(水道料金システム)と、滞納管理を目的としたシステム(滞納管理システム)は、使用者(債務者)の管理方法が異なることから自動連携がなされていない。そのため、滞納処理に必要な時効日や延滞金額が滞納管理システムで更新されても、水道料金システムに同期がとられないことはないため、両システムにおいて、同値になるよう下水道経理課の職員が両システムを目検で確認し、水道料金システムの時効日と延滞金額を手動で修正している。

下水道経理課の職員が管理できる移管件数は他の業務との兼ね合いからも 50 件程度が限界ということである。令和 2 年度以降の移管案件の推移は以下のとおりである。

【令和 2 年度以降の市税事務所納税各課への移管状況】

時期	件数	本料金	確定延滞金
令和 2 年 4 月 1 日時点	35 件	3,624,413 円	2,100,698 円
令和 2 年度新規移管分	+ 14 件	+ 328,878 円	0 円
令和 3 年度新規移管分	+ 14 件	+ 1,362,264 円	+ 85,400 円
令和 2,3 年度完了分	△ 28 件	△ 1,951,964 円	△ 109,100 円
令和 4 年 3 月 31 日時点	35 件	3,363,591 円	2,076,998 円
令和 4 年度新規移管分	+ 7 件	+ 260,822 円	+ 23,700 円

令和4年9月1日時点	42件	3,624,413円	2,100,698円
------------	-----	------------	------------

出所：下水道経理課作成資料に基づき外部監査人作成

【平成29年度滞納額（R4.12.1時効未到来）の内訳】

区 分	滞納額	割合
下水道経理課担当	53,419,493円	98.2%
市税事務所納税各課（移管案件）	975,138円	1.8%
合 計	54,394,631円	100.0%

出所：下水道経理課作成資料に基づき外部監査人作成

これらの表のとおり、市税事務所へ移管されている案件はここ数年では50件以下となっている。そして、平成29年度の滞留債権額のうち、移管された案件は全体の1.8%である。

この点、移管していない滞納者に対しても、全滞納者を対象として、少なくとも年1回は催告状を送付している。さらに、納付資力があると考えられるものに対しては、追加での催告書（差押の予告）を送付している。具体的には、全滞納者のうち滞納額が一定額以上の者を識別し、統一滞納管理システムを閲覧して総収入金額が一定額以上である滞納者をさらに識別して、催告書（差押の予告）の送付対象としている。差押予告をしてもなお納付がない場合には勤務先に対して給与照会も行い、滞留債権に対する徴収率を増加させている。

【収入調査及び催告状の発送状況】

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収入調査件数	1,640件	600件	900件
催告書発送者数	245件	161件	148件

出所：下水道経理課作成資料に基づき外部監査人作成

【問題点・原因】

下水道経理課では、限られた人的リソースの中で徴収率を増加させるため、市税事務所納税各課への債権管理の移管や、対象者を絞った重点的かつ効率的な催告（差押の予告）を行っている。ただし、それでも完納されない滞納者はいるものの、滞納債権額が少額であり、強制徴収手続に係る費用と工数と比較した場合にこれに満たないことから、強制徴収手続を実施するまでには至っていない。

【結 果（意見）】

下水道使用料については、滞納処分の場合による強制徴収手続が可能であり、債務

者に財産調査の結果、回収が見込まれる場合には強制徴収手続を行う必要がある。他方で、滞納債権額が少額である場合には、費用対効果の観点からは、強制徴収手続に移行することが必ずしも経済的合理性を有しない場合も存在する。

したがって、債権額に応じて、強制徴収手続に移行するか否かの判断基準を設けた上で、限られた人的リソースの中で徴収率を増加させるための対策でもある催告状を形骸化しないよう、必要あれば財産調査及び財産の差押えを実施していくことを要望する。

② 【32 農業集落排水処理施設使用料】に係る検出事項について（指 摘：1 件、意見：2 件）

ア. 滞納者との間の履行延期の処分について（指 摘）

【現状】

市は、分割納付の申請の際には、分納誓約書を提出させるだけで、分割納付を認めており、地方自治法施行令第 171 条の 6 に基づく履行延期の処分については行われていない。

【問題点・原因】

滞納債権について分割納付を認める根拠については、和解（民法 695 条）あるいは地方自治法施行令第 171 条の 6 による履行延期の処分によることになるものの、現状、市ではいずれの手続も行っていない。

この点、履行延期の処分について定めた地方自治法施行令第 171 条の 6 は、履行延期の処分を認めるための要件として、例えば同条第 1 項 1 号が「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」、同条同項第 2 号が「債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。」と定めているように、滞納者の資力を要件とした上で、分割納付を含めた履行延期の処分を可能としている。

しかし、市では、債務者の資力要件について裏付けをとることなく、分納誓約書の提出のみで分割納付を認めており、地方自治法施行令第 171 条の 6 に反した運用をしている。

一般的に、滞納者との間の分割納付は、再度の滞納のリスクが高まるところ、将来的に滞納者の財産への差し押さえによる回収も検討しなければならない。

非強制徴収公債権については強制徴収公債権と異なり、滞納者の資力について調査する権限が乏しく、将来の滞納債権についての強制執行を見据えて、滞納者の資

力に関する資料（預金口座等）については可能な限り債務者から入手する必要がある。この点、履行延期の処分を行う場合には、滞納者の資力を裏付ける資料が必要であるため、その段階で、滞納者の資力について客観的な資料が入手可能である。

したがって、滞納債権について分割納付を認める場合、地方自治法施行令第 171 条の 6 に定めるところにより履行延期の処分を行えば、必然的に滞納者の資力を裏付ける資料を入手することができるため、将来の再度の不履行に備えることができるものとする。

【結 果（指摘）】

滞納者による分割納付を認める場合には、地方自治法施行令第 171 条の 6 の履行延期の処分によるべきであり、現在の分割納付の方法は、履行延期の処分を潜脱する方法である。履行延期の処分の際には、履行延期の処分の要件を充足する必要があるため、債務者の保有資産の情報を滞納者から得た上で判断する必要があるところ、必要な資料に基づき履行延期の処分の手続をとるよう運用を改められたい。

イ. 1 万円未満の債権について（意 見）

【現状】

農業集落排水処理施設使用料は、月額の使用料 1,330 円に対象人数毎に 435 円が加算されて計算されるため、債務者の滞納額が少額であるものも存在し、当該債権については、地方自治法施行令第 171 条の 2 に則った法的手続に移行することなく、また、地方自治法施行令第 171 条の 5 による徴収停止措置をとることなく、消滅時効期間の経過により不納欠損処理を行っている。

【問題点・原因】

滞納債権のうち、金額が少額の場合には、回収コストとの関係で、督促とその後の催告を繰り返すのみで、訴訟手続に移行することができない。そして、催告を繰り返すのみでは、滞納の解消が一向に見込めず、将来的に消滅時効の期間を経過することになる。

この点、地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号は「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」は、以後その保全及び取立てをしないことができる徴収停止の措置を規定している。

しかし、市においては上記規定の要件である「少額」の具体的な基準を設けていないため、同規定が活用されることなく、1 万円未満の債権についても、督促と催告を繰り返すのみとの状況が続いている。

例えば、10 万円までの債権については、訴訟手続を行う場合には、支払督促を選

択した場合でも、500円の印紙代と東京簡易裁判所場合は1,308円の郵券が必要となる。その後、強制執行手続に移行した場合には、債権執行を選択した場合でも、4,000円の印紙代と大阪地方裁判所では2,872円の郵券が必要となる他、第三債務者である金融機関や勤務先の会社の資格証明書を取得する必要がある、概ね印紙と郵券だけでも1万円程度の負担が必要となる。

したがって、1万円未満の債権については、訴訟手続による回収を行う場合には、印紙と郵券のみで請求金額を上回る可能性があり、費用対効果の観点からは好ましくない。

【結 果（意見）】

地方自治法施行令第171条の5第3号の「少額」の内容について具体的に定め、少なくとも1万円未満の債権については、同規定による徴収停止の措置が可能となるよう要望する。

ウ. 滞納債権に対する延滞金の未徴収について（意 見）

【現状】

市所管課によれば、農業集落排水処理施設使用料について、令和元年度3月の納入通知書からは、延滞金を請求することについての周知をはかり、それ以降の納付については延滞金を計算しているが、これまで請求すべき延滞金は発生していなかった。しかし、令和4年度において、催告状の文面、実施時期及び回数など、催告方法を見直したところ、過年度分の本料の納付が多数把握され、そのうち延滞金が発生したものについては、延滞金を請求している（9月：3件・2人、10月：4件・2人、11月：1件・1人）。

ここで、農業集落排水処理施設使用料は、非強制徴収公債権に分類されるため、千葉県農業集落排水処理施設条例に延滞金の定めがないため、地方自治法第231条の3第2項及び千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（以下「延滞金条例」という。）に則り、債務者は、納付期限後にその税外収入金を納付する場合には、当該納付金額に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付することが求められている。

【問題点・原因】

延滞金については、納期限を経過すれば延滞金条例等に則り日々発生するものがあり、滞納債権元本と共に正確な金額を把握して、債務者に対して請求し、回収す

る必要がある。延滞金の徴収は、納期限までに支払いを行った債務者との公平性を図るために必要不可欠であり、延滞金を適切に請求及び回収しないことは、債務者の納期限遵守の意欲を低下させることにも繋がりがねない。

【結 果（意見）】

滞納が発生した農業集落排水処理施設使用料については、遅滞することなく延滞金を計算したうえで徴収するよう要望する。

③ [59 下水道事業受益者負担金] に係る検出事項について（意 見）

ア. 滞納債権に対する延滞金の未徴収について（意 見）

【現状】

市所管課によれば、これまで、下水道事業受益者負担金について、納付期限後に納付がなされたとしても延滞金は計算せず、徴収もしていないということであった。なお、今年度から延滞金を請求する方向で対応していたが、システムでの納付書の作成に不具合が生じてしまい、実際の請求は令和5年1月となった（6件、1人）

ここで、下水道事業受益者負担金は、千葉市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例第10条に則り、債務者は、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、原則として、年14.5%（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.25%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収することが求められている。

【問題点・原因】

延滞金については、納期限を経過すれば千葉市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例に則り日々発生するものであり、滞納債権元本と共に正確な金額を把握して、債務者に対して請求し、回収する必要がある。延滞金の徴収は、納期限までに支払いを行った債務者との公平性を図るために必要不可欠であり、延滞金を適切に請求及び回収しないことは、債務者の納期限遵守の意欲を低下させることにも繋がりがねない。

【結 果（意見）】

滞納が発生した下水道事業受益者負担金については、延滞金条例に則り、遅滞することなく延滞金を計算したうえで徴収するよう要望する。

④ [28 水道使用料] に係る検出事項について（指 摘：1 件、意 見：1 件）

ア. 1 万円未満の債権について（意 見）

【現状】

水道使用料は、債務者の滞納額が少額であるものも多数存在し、当該債権については、地方自治法施行令第 171 条の 2 に則った法的手続に移行することなく、また、地方自治法施行令第 171 条の 5 による徴収停止措置をとることなく、消滅時効期間の経過により債権管理条例に基づく債権放棄の上で不納欠損処理を行っている。

【問題点・原因】

滞納債権のうち、金額が少額の場合には、回収コストとの関係で、督促とその後の催告を繰り返すのみで、訴訟手続に移行することができない。そして、催告を繰り返すのみでは、滞納の解消が一向に見込めず、将来的に消滅時効の期間を経過することになる。

この点、地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号は「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」は、以後その保全及び取立てをしないことができる徴収停止の措置を規定している。

しかし、市においては上記規定の要件である「少額」の具体的な基準を設けていないため、同規定が活用されることなく、1 万円未満の債権についても、督促と催告を繰り返すのみという状況が続いている。

例えば、10 万円までの債権については、訴訟手続を行う場合には、支払督促を選択した場合でも、500 円の印紙代と東京簡易裁判所場合は 1308 円の郵券が必要となる。その後、強制執行手続に移行した場合には、債権執行を選択した場合でも、4,000 円の印紙代と大阪地方裁判所では 2,872 円の郵券が必要となる他、第三債務者である金融機関や勤務先の会社の資格証明書を取得する必要があり、概ね印紙と郵券だけでも 1 万円程度の負担が必要となる。

したがって、1 万円未満の債権については、訴訟手続による回収を行う場合には、印紙と郵券のみで請求金額を上回る可能性があり、費用対効果の観点からは好ましくない。

【結 果（意見）】

地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号の「少額」の内容について具体的に定め、少なくとも 1 万円未満の債権については、同規定による徴収停止の措置が可能となるよう要望する。

イ. 滞納債権に対する遅延損害金の未徴収について（指 摘）

【現状】

市所管課によれば、水道使用料について、納付期限後に納付がなされたとしても延滞金は計算せず、徴収もしていないということであった。

水道使用料は、私債権に該当することから、支払期限を経過した場合には、債務不履行となり民法第 419 条第 1 項に従って遅延損害金が自動的に発生することになる。

【問題点・原因】

延滞金については、納期限を経過すれば、民法に則り日々発生するものであり、滞納債権元本と共に正確な金額を把握して、債務者に対して請求し、回収する必要がある。延滞金の徴収は、納期限までに支払いを行った債務者との公平性を図るために必要不可欠であり、延滞金を適切に請求及び回収しないことは、債務者の納期限遵守の意欲を低下させることにも繋がりがかねない。

【結 果（指摘）】

滞納が発生した水道使用料については、延滞金条例に則り、延滞金を計算の上、徴収されたい。

24. 下水道営業課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概要

① 未収債権一覧

下水道営業課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】

(単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
41	企	私	水洗便所改造等資金貸付金	下水道営業課	3,070,900
110	企	非	手数料（下水道）	下水道営業課	11,900
合 計					3,082,800

注1：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

注2：[41 水洗便所改造等資金貸付金] の収入未済額は「3,070,900」と表示されているが、この金額は、令和4年5月末の金額である。一方、【未収債権に係る決算データの推移】で標示している収入未済額「3,257,700」は、令和3年度末の決算金額である。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. [41 水洗便所改造等資金貸付金]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1 債権番号・名称	水洗便所改造等資金貸付金	
2 所管課等名称	下水道営業課	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）		
	<input type="checkbox"/>	強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/>	非強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/>	私債権
	<input type="checkbox"/>	その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。		
	<input type="checkbox"/>	法令
	<input checked="" type="checkbox"/>	条例 水洗便所改造等資金助成条例
	<input checked="" type="checkbox"/>	規則 水洗便所改造等資金助成条例施行規則
	<input type="checkbox"/>	要綱等
	<input type="checkbox"/>	マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？		
	<input type="checkbox"/>	紙台帳：名称「 」
	<input checked="" type="checkbox"/>	電子システム台帳：名称「排水設備等改造資金貸付金管理システム」
	<input type="checkbox"/>	紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	<input type="checkbox"/>	管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？		
	<input checked="" type="checkbox"/>	同一部門である。
	<input type="checkbox"/>	分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門
		⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？		
	<input checked="" type="checkbox"/>	本庁部局の所管課等で実施している。
	<input type="checkbox"/>	出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。
		⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

水洗便所改造等資金貸付金は、千葉市の環境衛生の向上を図るため、既設の便所を水洗便所に改造等を行おうとするものに対して資金の助成をするものであり、水洗便所改造等資金助成条例により定められている。当該貸付金の返還に当たり債務者の諸事情により支払いが滞納しているものが未収債権となっている。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
水洗便所改造資金貸付金	予算現額	5,239,000	4,841,000	4,714,000	90.0%	97.4%
	現年課税・賦課分	5,239,000	4,841,000	4,714,000	90.0%	97.4%
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	調定額	6,272,912	6,444,300	5,563,000	88.7%	86.3%
	現年課税・賦課分	2,977,112	3,186,000	2,310,400	77.6%	72.5%
	滞納繰越分	3,295,800	3,258,300	3,252,600	98.7%	99.8%
	収入済額	3,014,612	3,191,700	2,305,300	76.5%	72.2%
	現年課税・賦課分	2,740,412	2,948,500	2,061,300	75.2%	69.9%
	滞納繰越分	274,200	243,200	244,000	89.0%	100.3%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収入未済額	3,258,300	3,252,600	3,257,700	100.0%	100.2%
	現年課税・賦課分	236,700	237,500	249,100	105.2%	104.9%
	滞納繰越分	3,021,600	3,015,100	3,008,600	99.6%	99.8%
	収納率	48.1%	49.5%	41.4%	-6.6%	-8.1%
現年課税・賦課分	92.0%	92.5%	89.2%	-2.8%	-3.3%	
滞納繰越分	8.3%	7.5%	7.5%	-0.8%	0.0%	
予算現額 - 収入済額	2,224,388	1,649,300	2,408,700	108.3%	146.0%	
現年課税・賦課分	2,498,588	1,892,500	2,652,700	106.2%	140.2%	
滞納繰越分	△ 274,200	△ 243,200	△ 244,000	89.0%	100.3%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
水洗便所改造資金貸付金	0～1年以内	25	8.0%	249,100	7.6%
	1年超～2年以内		0.0%		0.0%
	2年超～3年以内		0.0%		0.0%
	3年超～4年以内		0.0%		0.0%
	4年超～5年以内		0.0%		0.0%
	5年超	287	92.0%	3,008,600	92.4%
	合 計	312	100.0%	3,257,700	100.0%

③ その他重要な記載事項

水洗便所改造等資金貸付金に係る未収債権のうち、催告を実施していない債権の債権残高は2,023,300円である。また、債務者や連帯保証人の死亡に伴う相続人調査がこれまでは実施されず、回収に向けた手続が進まないことで、債権回収が見込めない状況の債権が存在する。

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載(37～39頁)を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者(弁護士)のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

① [41 水洗便所等改造等資金貸付金] の未収債権管理に係る検出事項について

(指 摘 : 1 件 意 見 : 1 件)

ア. 長期滞留債権の管理について (指 摘 : 1 件、意 見 : 2 件)

【現状】

未収債権の滞納に係る年齢別の滞納件数及び滞納額の内訳にあるとおり、5年以上滞留となっている未収債権が92.0%(全滞納件数312件のうち287件)を占めている。

そのうち1件については分納により返済されているものがあるものの、それ以外については督促後に訴訟や徴収停止措置は実施されておらず、催告を繰り返し行っている債権がある一方で、催告すら実施されていない債権も存在している。さらに、債務者が既に死亡しているケースにおいては、相続人調査を行っていないため、相続人に対する催告も実施されていない。

【問題点・原因】

地方自治法施行令第171条の2第2号によれば、地方公共団体の長は、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、同第171条の5の徴収停止をとる場合、同第171条の6の履行延期の特約等をとる場合、その他特別の事情があると認める場合を除き、債務名義のある債権については、強制執行の手続をとらなければならない旨規定している。

水洗便所改造等資金貸付金は私債権であるところ、滞納債権の92.0%が5年以上滞納している状況であり、既に督促後相当期間は経過していると考えられる。

したがって、徴収停止や履行延期の特約をとる場合を除いて、訴訟により判決（債務名義）を取得し、強制執行手続をとらなければならないところ、いずれの措置もとられることなく、一部の債権について催告が繰り返されているのみで、債務者の死亡に伴う相続人調査も行われていない現状は改善を要するものと考えられる。

なお、市所管課は、5年超の未収債権（16世帯、287件、3,008,600円）を対象に、今年度の監査の受検過程で調査を実施した。その結果、2世帯（9件、78,000円）は返済意思が確認できた。また、残り14世帯（278件、2,930,600円）は既に消滅時効期間を経過していることが分かった。

返済意思が確認できた債務者に対しては、一括返済の意思を確認後、仮に分割納付の申請があれば、履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6）を行う際に資力調査に協力してもらい、返済月額等の合理性を精査する必要がある。また、法定要件に該当すれば、徴収停止措置（地方自治法施行令第171条の6）を執るなど検討が必要である。さらに、時効期間が経過している債権で時効の援用がなされていないものについては、債権管理条例第7条第1号等に基づき当該未収債権等を放棄することも検討しなければならない。

【結果（指摘）】

5年以上滞納が継続している債権のうち返済意思が確認できた債権については、一括返済の可否、分割納付の申請の意思確認をしたうえで、資力調査を十分に実施することを前提に履行延期の特約の措置を検討されたい。そもそも、既に地方自治法施行令第171条の2の督促をした後、相当の期間を経過している債権と判断することができるため、分割納付の申請がない場合、強制執行に向けた手続あるいは徴収停止措置を検討し実施されたい。

【結果（意見①）】

5年以上滞納が継続している債権のうち消滅時効期間が経過している債権（278件、2,930,600円）については、債権管理条例第7条各号に則った債権放棄手続をとることを要望する。

【結 果（意見②）】

債務者が死亡した場合、相続人調査を行い法定相続分に応じて相続人に請求する必要がある一方、債権が少額な場合には相続人調査の費用対効果の観点から相続人調査を行わずに徴収停止措置を行うことも含めて、相続人対応をするよう要望する。

25. 病院局が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

病院局が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
12	企	私	市立病院診療費	各病院事務局医事室	68,364,232
合 計					68,364,232

注1：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

注2：収入未済額の金額は、患者一部負担分の収入未済額であるため、決算書における収入未済額（保険請求分の未収金も含まれる。）の金額とは異なる。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本情報等

ア. 市立病院診療費（患者一部負担分）

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	市立病院診療費（患者一部負担分）
2 所管課等名称	経営企画課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 民法 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市病院事業の設置等に関する条例、千葉市債権管理条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市病院事業会計規程 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 非強制徴収債権引継事務処理要領、債権放棄の手続に関する事務処理要綱 <input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 病院局債権管理フロー
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	紙台帳：名称「 」 <input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「医事会計システム」 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし；理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所管課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 千葉市立青葉病院、千葉市立海浜病院 」

イ. 市立病院診療費（保険請求分＋患者一部負担分合算ベース）の決算推移

(ア) 青葉病院

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
市立病院診療費 (青葉病院)	予算現額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	調定額	1,223,972,862	1,095,712,801	1,136,281,729	92.8%	103.7%
	現年課税・賦課分	1,172,967,380	1,047,021,404	1,084,996,687	92.5%	103.6%
	滞納繰越分	51,005,482	48,691,397	51,285,042	100.5%	105.3%
	収入済額	1,092,960,380	972,869,203	1,013,166,179	92.7%	104.1%
	現年課税・賦課分	1,082,256,942	954,263,850	1,005,025,130	92.9%	105.3%
	滞納繰越分	10,703,438	18,605,353	8,141,049	76.1%	43.8%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分				-	-
	滞納繰越分				-	-
	還付未済残高				-	-
	不納欠損額	7,207,802	5,128,890	7,291,940	101.2%	142.2%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	7,207,802	5,128,890	7,291,940	101.2%	142.2%
	収入未済額	123,804,680	117,714,708	115,823,610	93.6%	98.4%
	現年課税・賦課分	90,710,438	92,757,554	79,971,557	88.2%	86.2%
	滞納繰越分	33,094,242	24,957,154	35,852,053	108.3%	143.7%
	収納率	89.3%	88.8%	89.2%	-0.1%	0.4%
現年課税・賦課分	92.3%	91.1%	92.6%	0.4%	1.5%	
滞納繰越分	21.0%	38.2%	15.9%	-5.1%	-22.3%	
予算現額 - 収入済額	△ 1,092,960,380	△ 972,869,203	△ 1,013,166,179	92.7%	104.1%	
現年課税・賦課分	△ 1,082,256,942	△ 954,263,850	△ 1,005,025,130	92.9%	105.3%	
滞納繰越分	△ 10,703,438	△ 18,605,353	△ 8,141,049	76.1%	43.8%	

(イ) 海浜病院

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
市立病院診療費 (海浜病院)	予算現額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	調定額	736,984,580	694,272,817	679,063,810	92.1%	97.8%
	現年課税・賦課分	720,824,381	679,823,231	664,148,515	92.1%	97.7%
	滞納繰越分	16,160,199	14,449,586	14,915,295	92.3%	103.2%
	収入済額	677,236,944	648,639,081	629,728,344	93.0%	97.1%
	現年課税・賦課分	672,731,639	643,618,900	625,321,488	93.0%	97.2%
	滞納繰越分	4,505,305	5,020,181	4,406,856	97.8%	87.8%
	還付未済額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	0	0	0	-	-
	不納欠損額	2,114,539	539,360	3,853,722	182.2%	714.5%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	#DIV/0!
	滞納繰越分	2,114,539	539,360	3,853,722	182.2%	714.5%
	収入未済額	57,633,097	45,094,376	45,481,744	78.9%	100.9%
	現年課税・賦課分	48,092,742	36,204,331	38,827,027	80.7%	107.2%
	滞納繰越分	9,540,355	8,890,045	6,654,717	69.8%	74.9%
	収納率	91.9%	93.4%	92.7%	0.8%	-0.7%
現年課税・賦課分	93.3%	94.7%	94.2%	0.8%	-0.5%	
滞納繰越分	27.9%	34.7%	29.5%	1.7%	-5.2%	
予算現額 - 収入済額	△ 677,236,944	△ 648,639,081	△ 629,728,344	93.0%	97.1%	
現年課税・賦課分	△ 672,731,639	△ 643,618,900	△ 625,321,488	93.0%	97.2%	
滞納繰越分	△ 4,505,305	△ 5,020,181	△ 4,406,856	97.8%	87.8%	

ウ. 市立病院診療費（保険請求分＋患者一部負担分合算ベース）の未収金内訳表

(ア) 青葉病院

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
市立病院診療費 （青葉病院）	0～1年以内	4,995	74.2%	79,971,557	69.0%
	1年超～2年以内	441	6.6%	10,468,834	9.0%
	2年超～3年以内	363	5.4%	9,428,095	8.1%
	3年超～4年以内	147	2.2%	3,400,030	2.9%
	4年超～5年以内	122	1.8%	1,163,715	1.0%
	5年超	660	9.8%	11,391,379	9.8%
	合計	6,728	100.0%	115,823,610	100.0%

(イ) 海浜病院

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、％）		滞納金額（円、％）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
市立病院診療費 （海浜病院）	0～1年以内	1,899	83.9%	38,827,027	85.4%
	1年超～2年以内	87	3.8%	2,896,761	6.4%
	2年超～3年以内	116	5.1%	2,304,045	5.1%
	3年超～4年以内	67	3.0%	650,477	1.4%
	4年超～5年以内	23	1.0%	131,778	0.3%
	5年超	72	3.2%	671,656	1.5%
	合計	2,264	100.0%	45,481,744	100.0%

③ 所掌業務

病院局の所掌事務のうち、未収債権管理（収入未済額の管理）に係る部分は、次に示すとおりである。

【病院局の所掌事務：未収債権管理関係】

区分	所掌事務
青葉病院事務局医事室	診療料金の収納に関すること
海浜病院事務局医事室	診療料金の収納に関すること

出所：千葉市病院局事務分掌規程に基づき外部監査人作成

④ 未収債権に係る内部統制の状況（整備・運用）

病院局が整備する内部統制組織のうち、未収債権管理に係るリスク管理一覧表の記載は次のとおりである。

リスクの識別		リスクの評価				リスク対応策						
①NO.	②想定されるリスク	③量的評価			④質的評価	⑤過去発生の有無	⑥業務名 (業務マニュアルベース)	⑦リスク対応策	⑧リスク対応策の担当者	⑨リスク対応策のマニュアル等への反映状況		⑩リスク低減のために考えられる 将来の抜本的対策
		ア発生 頻度	イ影響 範囲	ウ評価						ア実施 状況	イ具体的な反映箇所 (アで「その他」の場合は理由を記載)	
17	市の有する金銭債権について、履行期限までに相手方が履行しないにも関わらず、督促、強制執行等の法令等に定める手続を適切に講じていない。	大	大	A		未収金回収業務	○委託可能な債権について、債権回収業務を弁護士、サービサーへ徴収委託する。	総務班主査 管理班主査 医事班主査 夜急診班主査	済	債権管理フローに記載		

(2) 手 続

① 標準監査手続 [法規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

当該未収債権に係る調定伝票等の決裁文書等の関係書類一式

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

① [12 市立病院診療費]に係る検出事項について（指摘：2件、意見：4件）

ア. 分割納付の申請を受け付ける際の資力の調査について（意見）

【現状】

市立病院においては、診療費を一括で納付できない者に対しては、「料金納付誓約書」を提出させることにより、分割納付に応じている。分割納付計画を策定するに当たっては、債務者の経済的事情を考慮しているとのことであるが、債務者の収入・支出、資産・債務等の情報について、債務者が記載し提出するための様式は設けておらず、これらの情報についてはあくまで口頭での確認程度にとどまっている。また、債務者の経済的事情を証明するための根拠資料（通帳の写しや給与明細の写し、ローンの残高証明書等）の提出も求めている。

【問題点・原因】

未収債権について分割納付を認める法令上の根拠については、病院事業が準拠すべき条例等に特段の定めはないことから、訴訟提起前の和解（民法 695 条）を除けば、地方自治法施行令第 171 条の 6 による履行延期の特約がその根拠となる。

履行延期の特約について定めた地方自治法施行令第 171 条の 6 は、履行延期の特約を認めるための要件として、例えば同条第 1 項 1 号が「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」、同条同項第 2 号が「債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。」と定めているように、滞納者の資力を要件とした上で、分割納付を含めた履行延期の特約を可能としている。

しかし、市立病院では、債務者の資力要件について、口頭での簡単な確認にとどまっており、特段裏付けをとることなく、「料金納付誓約書」への経済的困難についての簡単な記載、例えば「ガソリン代が払えない」といった記載のみで分割納付を認めている。これは、地方自治法施行令第 171 条の 6 に則った事務運用を行っていることの説明責任を果たすためには不十分と言わざるを得ない。

確かに、私債権の場合、滞納者の財産状況の強制的な調査はできないものの、資力の調査のための様式を設けて分納を申請する滞納者に記入を求め、そのための根拠資料（通帳の写しや給与明細の写し、ローンの残高証明書等）の提出を求めることで、可能な限り滞納者の資産・負債、収入・支出の正確な把握に努める必要があると考える。

また、私債権である市立病院診療費については、債務者の資力について調査する権限が乏しいことから、将来の未収債権についての強制執行を見据えた場合、債務者の資力に関する資料（通帳の写しや給与明細の写し、ローンの残高証明書等）に

については可能な限り事前に入手しておくことが望ましい。

【結 果（意見）】

分割納付の申請を受け付ける際には、たとえば、資力の調査のための様式を設けて分納を申請する滞納者に記入を求めたり、そのための根拠資料（通帳の写しや給与明細の写し、ローンの残高証明書等）の提出を求めたりすることで、可能な限り滞納者の資産・負債、収入・支出の正確な把握に努めるよう要望する。

イ. 分割納付の誓約書等への「期限の利益の喪失」条項の未記載について（意 見）

【現状】

市立病院においては、診療費を一括で納付できない者に対しては、「料金納付誓約書」を提出させることにより、分割納付に応じているが、「料金納付誓約書」においては、期限の利益の喪失に係る条項の記載がない。

【問題点・原因】

分割納付を行う債務者については、既に一度債務の不履行を発生させているのであるから、再度の不履行が生じるリスクが相対的に高く、また、長期の分割納付期間の場合は、初期の段階で不履行が生じた場合に、期限未到来の納付対象部分の債権についても早期に対応できるようにしておく必要がある。そのため、期限の利益喪失条項を付することで将来の再度の不履行が生じた場合の早期の残額一括請求を可能としておくことが望ましい。なお、期限の利益喪失条項としては、期限の利益喪失の条件を充足した場合に、「請求によって」期限の利益を喪失させる条項ではなく、「当然に」期限の利益を喪失させる条項によることで、滞納者に対する期限の利益喪失通知の不送達のリスクを回避することができる。

【結 果（意見）】

履行延期の特約によって分割納付を認める場合には、分割納付の誓約書に期限の利益の喪失条項を明記した上で行うよう要望する。

ウ. 分割納付の誓約書の宛先について（指 摘）

【現状】

青葉病院において、滞納者から分割納付の申請を受ける際に使用している様式である「料金納付誓約書」について、令和3年度に実際に滞納者から提出された誓約書のサンプルを入手し、閲覧したところ、「(あて先) 千葉市長」と記載されていた。

なお、当該様式は青葉病院が使用しているシステムから出力されるものであるため、青葉病院が滞納者に提出を求め、提出を受けたすべての誓約書についても、同様に千葉市長宛になっているものと推察される。

【問題点・原因】

市立病院は地方公営企業であり、市長部局ではないことから、市立病院の長は千葉市長ではなく、千葉市病院事業管理者である。したがって、分割納付の誓約書のあて先についても、千葉市長あてではなく、千葉市病院事業管理者宛てとする必要がある。

【結果（指摘）】

青葉病院が使用している「料金納付誓約書」のあて先を千葉市病院事業管理者に訂正されたい。

エ. 遅延損害金の未計算・未請求について（指 摘）

【現状】

市立病院においては、診療費の滞納があった場合に、滞納者に対して遅延損害金の請求を行った実績はないとのことである。また、現状では遅延損害金の計算自体も行っていないとのことである。なお、市立病院診療費については、関係する条例等において、遅延損害金に関する特段の定めはない。

【問題点・原因】

私債権については、当初の納期限を経過すれば、特段の定めがなくとも、民法所定の割合（現在の民法では同法第 419 条及び第 404 条により年 3 パーセントの割合）の遅延損害金が自動的に発生することになる。したがって、遅延損害金を計算しなければ、滞納者に対する正確な債権金額を把握したことにはならず、債権管理上は問題である。また、適時適切に診療費を納付している利用者との間の公平性という点においても、滞納者に対して遅延損害金を請求しないことは問題である。

確かに、債権の元金金額や延滞期間によっては、所定の切捨額を下回る結果になることも考えられるが、少なくとも市立病院において遅延損害金の計算自体を行っていないという事務は不適當であると考えられる。

【結果（指摘）】

市立病院診療費について、滞納が発生した場合には、未確定であっても遅延損害金を計算し、滞納者に対しその情報の提供を検討し、確定した遅延損害金が把握さ

れば適時適切に請求されたい。

オ. 滞納整理簿の記載の十分性について（意見）

【現状】

市立病院診療費の未収金回収業務については、その一部事務を外部の弁護士法人に委託している。当該業務委託については、1年間の契約であり、競争入札によって委託業者が決定されることから、同じ委託業者が継続的に市立病院の回収業務に従事することが担保されているわけではない。

ここで、市立病院診療費の滞納債権に係る滞納整理簿（に相当する交渉経過等を記録したシステム上の管理台帳）を閲覧したところ、委託業者に回収業務を委託した案件については、委託業者に引き継いだ旨の記録だけが残されており、その後委託業者が実施した具体的な催告手続や交渉内容が滞納整理簿に記録されていない事例が散見された。なお、未収金回収業務委託契約については、仕様書において、月次で実施した債権回収活動に係るレポートの提出を要求しているが、令和3年度において契約している委託業者から提出された月次レポートのサンプルを閲覧した限りにおいては、当該レポートにおいて、具体的かつ詳細な債務者との交渉内容の記録は確認できなかった。

【問題点・原因】

債務者に対して実施した催告手続や交渉内容の記録については、滞納整理簿等の管理台帳において一元的に管理しないと、時効中断のための適時適切な対応を検討するために必要な情報の把握が困難になる、法的手続に移行する際に必要な記録の追跡が困難になる、必要な記録が消失する等のリスクが高まることが考えられる。

特に、回収業務を外部業者に委託している案件については、現状では管理台帳への記録が明らかに不十分な状況であると考えられるが、委託業者は年度ごとに変更になる可能性が高いことから、委託業者が変更になった場合の案件の適切な引継ぎや、委託業者が実施している催告手続等のモニタリングの観点からも、委託業者が債務者に対して実施した催告手続や交渉内容の記録等については、月次レポート等によってその詳細な情報の提出を求めるとともに、管理台帳に転記し、一元的に把握できるようにしておくことが望ましい。

【結果（意見）】

未収金回収業務の委託業者が実施した催告手続や債務者との交渉内容の具体的かつ詳細な記録を適時に入手した上で、管理台帳に転記するなど、一元的に把握できるようにしておくよう要望する。

カ. 1万円未満の債権について（意見）

【現状】

市立病院が管理する滞納債権については、滞納額が1万円未満の債権が散見される。例えば、青葉病院から入手した令和3年度末現在の滞納債権リストを見たところ、1万円未満の債権が536件存在することが確認された。当該債権については、督促とその後の催告を繰り返すのみで、訴訟手続に移行していない。また、当該債権について、地方自治法施行令第171条の5による徴収停止の措置を行った実績もない。

【問題点・原因】

滞納債権のうち、金額が少額の場合には、回収コストとの関係で、督促とその後の催告を繰り返すのみで、訴訟手続に移行することができない。そして、催告を繰り返すのみでは、滞納の解消が一向に見込めず、将来的に消滅時効の期間を経過する可能性がある。

この点、地方自治法施行令第171条の5第3号は「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」は、以後その保全及び取立てをしないことができる徴収停止の措置を規定している。

しかし、市立病院においては上記規定の要件である「少額」の具体的な基準を設けていないため、同規定が活用されることなく、1万円未満の債権についても、督促と催告を繰り返すのみの状況が続いている。

例えば、10万円までの債権については、訴訟手続を行う場合には、支払督促を選択した場合でも、500円の印紙代と東京簡易裁判所場合は1,308円の郵券が必要となる。その後、強制執行手続に移行した場合には、債権執行を選択した場合でも、4,000円の印紙代と大阪地方裁判所では2,872円の郵券が必要となる他、第三債務者である金融機関や勤務先の会社の資格証明書を取得する必要があり、概ね印紙と郵券だけでも1万円程度の負担が必要となる。

したがって、1万円未満の債権については、訴訟手続による回収を行う場合には、印紙と郵券のみで請求金額を上回る可能性があり、費用対効果の観点からは好ましくない。

【結果（意見）】

地方自治法施行令第171条の5第3号の「少額」の内容について具体的に定め、少なくとも1万円未満の債権については、同規定による徴収停止の措置を実施するよう要望する。

26. 保健体育課が所管する未収債権管理の監査結果について

(1) 概 要

① 未収債権一覧

保健体育課が管理する未収債権（収入未済：令和3年度末現在）は次の表に示すとおりである。

【未収債権一覧表】

(単位：円)

No	会計	性質	債権名	所管課	収入未済額
17	特	私	給食費収入	保健体育課	48,792,457
38	一	私	給食費収入（小学校未納債権移管分）	保健体育課	3,652,828
63	一	私	日本スポーツ振興センター災害共済納付金収入	保健体育課	697,385
75	特	私	延滞金（給食費）	保健体育課	345,346
79	一	私	給食費遅延損害金（小学校未納債権移管分）	保健体育課	248,956
合 計					53,736,972

注：「会計」欄の「一」は「一般会計」、「特」は「特別会計」、「企」は「企業会計」を意味する。また、「性質」欄の「強」は「強制徴収公債権」、「非」は「非強制徴収公債権」、「私」は「私債権」を意味する。

② 主な未収債権に係る債権管理の基本事項等

ア. [17 給食費収入]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄
1 債権番号・名称	給食費収入
2 所管課等名称	教育委員会保健体育課
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	
	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権
	<input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権
	<input checked="" type="checkbox"/> 私債権
	その他（ ）
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 民法、地方自治法、地方自治法施行令
	<input checked="" type="checkbox"/> 条例 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則
	<input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する要綱
	<input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 千葉市債権管理事務マニュアル
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	
	紙台帳：名称「 」
	<input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「公金・準公金一括徴収管理システム」、「未納者名簿（H29年度以前中学校）.xlsx」及び「給食費納付記録票.xlsx」
	紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入）
	管理する台帳なし：理由「 」
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。
	分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門
	⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	
	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。
	出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。
	⇒ 出先機関名称：「 」

【当該未収債権の内容説明】

千葉市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する要綱（以下「給食費要綱」という。）に則り、学校給食を申し込んだ学校給食費負担者は、市に対し学校給食費を納付する義務を負う。

学校給食費の納付方法は学校給食費負担者の選択によって口座振替又は納付書のいずれかによる。また、学校給食申込の際に、学校給食費負担者が同意すれば、学校給食費の納入が滞った場合に、児童福祉法第 21 条 1 項に基づいて、児童手当等から支払いに充てることが可能となっている。なお、千葉市立の小学校・特別支援学校から千葉市立中学校に入学する場合は、再度の学校給食申込書及び口座振替のための千葉市学校給食費等口座振替依頼書の提出は不要である。

学校給食費の金額については、学年区分や学校区分で異なるものの、概ね生徒一人の年額は 6 万円前後である。

市所管課では、学校給食費の滞納が発生し、徴収困難な案件については、徴収業務を弁護士に委託しており、効率的な債権管理を図っている。また、法的措置の対象となった債権については、納税管理課に移管している。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
給食費収入	予算現額	4,140,760,000	4,092,396,000	3,928,263,000	94.9%	96.0%
	現年課税・賦課分	4,129,969,000	4,053,839,000	3,902,379,000	94.5%	96.3%
	滞納繰越分	10,791,000	38,557,000	25,884,000	239.9%	67.1%
	調定額	3,632,553,179	3,701,177,896	3,926,869,708	108.1%	106.1%
	現年課税・賦課分	3,598,501,901	3,656,548,351	3,881,456,254	107.9%	106.2%
	滞納繰越分	34,051,278	44,629,545	45,413,454	133.4%	101.8%
	収入済額	3,587,478,768	3,655,483,650	3,877,375,025	108.1%	106.1%
	現年課税・賦課分	3,569,825,278	3,634,080,473	3,857,282,011	108.1%	106.1%
	滞納繰越分	17,653,490	21,403,177	20,093,014	113.8%	93.9%
	還付未済額	256,248	137,646	103,034	40.2%	74.9%
	現年課税・賦課分	256,248	128,142	103,034	40.2%	80.4%
	滞納繰越分	0	9,504	0	-	0.0%
	還付未済残高	293,152	267,613	205,729	70.2%	76.9%
	不納欠損額	701,114	371,509	805,260	114.9%	216.8%
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	701,114	371,509	805,260	114.9%	216.8%
	収入未済額	44,629,545	45,460,383	48,792,457	109.3%	107.3%
	現年課税・賦課分	28,932,871	22,596,020	24,277,277	83.9%	107.4%
	滞納繰越分	15,696,674	22,864,363	24,515,180	156.2%	107.2%
	収納率	98.8%	98.8%	98.7%	0.0%	0.0%
	現年課税・賦課分	99.2%	99.4%	99.4%	0.2%	0.0%
	滞納繰越分	51.8%	47.9%	44.2%	-7.6%	-3.7%
	予算現額 - 収入済額	553,024,984	436,774,704	50,784,941	9.2%	11.6%
現年課税・賦課分	559,887,474	419,630,385	44,993,955	8.0%	10.7%	
滞納繰越分	△ 6,862,490	17,144,319	5,790,986	-84.4%	33.8%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数 (件、%)		滞納金額 (円、%)	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
給食費収入	0～1年以内	1,070	55.6%	24,277,277	49.8%
	1年超～2年以内	294	15.3%	8,735,832	17.9%
	2年超～3年以内	278	14.4%	7,833,395	16.1%
	3年超～4年以内	206	10.7%	5,078,234	10.4%
	4年超～5年以内	27	1.4%	1,074,454	2.2%
	5年超	49	2.5%	1,793,265	3.7%
	合 計		1,924	100.0%	48,792,457

イ. [63 日本スポーツ振興センター災害共済納付金収入]

【債権管理の基本情報】

区 分	回 答 欄	
1 債権番号・名称	日本スポーツ振興センター災害共済納付金収入	
2 所管課等名称	教育委員会保健体育課	
3 所管債権は次のうちどれに該当しますか？（貸付金の場合償還期限後の未収債権を前提に）	<input type="checkbox"/> 強制徴収・公債権 <input type="checkbox"/> 非強制徴収・公債権 <input checked="" type="checkbox"/> 私債権 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
4 債権を管理するための根拠法令又は条例、規則等をご記入ください（複数記載可）。	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 民法、地方自治法、地方自治法施行令、独立行政法人日本スポーツ振興センター法 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 日本スポーツ振興センター共済掛金取扱要綱 <input checked="" type="checkbox"/> マニュアル 千葉市債権管理事務マニュアル	
5 債権の管理のための手段として、次のいずれの方法で管理していますか？	<input type="checkbox"/> 紙台帳：名称「 」 <input checked="" type="checkbox"/> 電子システム台帳：名称「公金・準公金一括徴収管理システム」 <input type="checkbox"/> 紙台帳と電子システム台帳の併用（名称は上記に記入） <input type="checkbox"/> 管理する台帳なし：理由「 」	
6 債権管理の所掌において、課税・賦課・貸付部門と徴収・償還・未収管理部門は分離していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 同一部門である。 <input type="checkbox"/> 分離している：課税・賦課・貸付部門、徴収・償還・未収管理部門 ⇒課税・賦課・貸付「 」、徴収・償還・未収管理「 」	
7 債権管理の所掌課等は、本庁部局で実施しているか、又は区役所等出先機関が実施していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁部局の所管課等で実施している。 <input type="checkbox"/> 出先機関で実施している。その場合、次の行に出先機関名称を記入してください。 ⇒ 出先機関名称：「 」	

【当該未収債権の内容説明】

日本スポーツ振興センター災害共済納付金（以下「災害共済納付金」という。）は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」という。）第17条により学校の設置者と保護者が負担することになっており、災害共済納付金の金額については独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第7条及び同第8条に定められているところ、義務教育諸学校では、各年度児童・生徒1人当たり935円である。

市では、災害共済納付金935円のうち、475円を市が負担し、460円を保護者が負担することとしている。

災害共済納付金については、学校給食費と共に、口座振替又は納付書による支払いを行うことになっている。

他方で、学校給食費とは異なり、児童福祉法第21条1項に基づく児童手当等からの支払い対象にはなっていない。

【未収債権に係る決算データの推移】

(単位：円)

債権名称	区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	R3/R元	R3/R2
日本スポーツ振興センター災害共済納付金収入	予算現額	30,201,000	29,527,000	29,723,000	98.4%	100.7%
	現年課税・賦課分	30,201,000	29,527,000	29,723,000	98.4%	100.7%
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	調定額	30,215,497	30,368,835	30,340,155	100.4%	99.9%
	現年課税・賦課分	30,042,077	29,981,975	29,816,510	99.2%	99.4%
	滞納繰越分	173,420	386,860	523,645	302.0%	135.4%
	収入済額	29,827,257	29,845,650	29,643,230	99.4%	99.3%
	現年課税・賦課分	29,824,497	29,835,990	29,640,775	99.4%	99.3%
	滞納繰越分	2,760	9,660	2,455	88.9%	25.4%
	還付未済額	460	460	460	100.0%	100.0%
	現年課税・賦課分	460	460	460	100.0%	100.0%
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	還付未済残高	460	460	920	200.0%	200.0%
	不納欠損額	0	0	0	-	-
	現年課税・賦課分	0	0	0	-	-
	滞納繰越分	0	0	0	-	-
	収入未済額	388,700	523,645	697,385	179.4%	133.2%
	現年課税・賦課分	218,040	146,445	176,195	80.8%	120.3%
	滞納繰越分	170,660	377,200	521,190	305.4%	138.2%
	収納率	98.7%	98.3%	97.7%	-1.0%	-0.6%
	現年課税・賦課分	99.3%	99.5%	99.4%	0.1%	-0.1%
滞納繰越分	1.6%	2.5%	0.5%	-1.1%	-2.0%	
予算現額 - 収入済額	373,283	△ 319,110	79,310	21.2%	-24.9%	
現年課税・賦課分	376,043	△ 309,450	81,765	21.7%	-26.4%	
滞納繰越分	△ 2,760	△ 9,660	△ 2,455	88.9%	25.4%	

【未収債権の滞納に係る年齢（発生年度）別の滞納件数及び滞納額の内訳】

債権名称	滞納年齢	滞納件数（件、%）		滞納金額（円、%）	
		件数	構成割合	滞納額	構成割合
日本スポーツ振興センター災害共済納付金収入	0～1年以内	371	25.4%	176,195	25.3%
	1年超～2年以内	306	20.9%	143,990	20.6%
	2年超～3年以内	427	29.2%	206,540	29.6%
	3年超～4年以内	359	24.5%	170,660	24.5%
	4年超～5年以内	0	0.0%	0	0.0%
	5年超	0	0.0%	0	0.0%
	合 計	1,463	100.0%	697,385	100.0%

(2) 手 続

① 標準監査手続 [合規性・3E等]

前記の「総括的意見」のうち、「標準的監査手続」に関する記載（37～39頁）を参照されたい。

② 特別に適用した監査手続

当該未収債権の発生に係る次の資料を依頼し、閲覧・精査を行い、必要な質問を

実施し、債権管理の適正性に関して検証を実施した。その過程で、品質管理担当の補助者（弁護士）のレビューを受けた。

ア. 会計処理に関する書類

イ. 債権発生原因に係る関連文書

ウ. 督促及び催告等、債権回収手続に係る関連書類一式

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項及び意見を次のとおり述べることとする。

① [17 給食費収入]に係る検出事項について（指 摘：2件）

ア. 督促の方法について（指 摘）

【現状】

保健体育課では、滞納が発生した給食費について督促や催告を行う際、督促状及び現年度中の催告書は、学校から児童・生徒を通じて配付し、過年度債権についての催告書は、市（保健体育課）から債務者へ郵送している。

地方自治法施行令第171条は、普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない旨規定している。また、千葉市債権管理条例第6条第1項も、市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例で定めるところにより、督促しなければならない旨規定している。

【問題点・原因】

地方自治法施行令第171条の2第2号によれば、地方公共団体の長は、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、同第171条の5の徴収停止をとる場合、同第171条の6の履行延期の特約等をとる場合、その他特別の事情があると認める場合を除き、債務名義のある債権については、強制執行の手続をとらなければならない旨規定している。

また、督促については、地方自治法第236条4項により時効の更新の効力を有するところ、時効の更新の効力は、督促が債務者に到達した時点で生じることになる（民法第97条）。また、催告による時効の完成猶予の期間も、催告が債務者に到達した時点で生じることになる。

したがって、督促及び催告については、債務者に送達を完了することが重要であ

り、未成年である児童・生徒を通じた督促状や催告書の配布によると、学校給食費負担者である保護者への送達の完了について正確な把握が困難になるおそれがある。また、債務者にとっても、未成年である児童・生徒が督促状や催告書の配布を失念することで、滞納を早期に把握する機会が失われる可能性もある。

未成年である児童・生徒を通じた督促状や催告書を配布する場合、郵便による発送手続等の事務負担の軽減が見込まれるものの、学校給食費負担者である保護者への直接の送達ではないため、送達による督促及び催告の法的効力が発生しないおそれがある。

また、未成年である児童・生徒に対して督促状や催告状を託すことは、児童・生徒に対して不必要な心理的負担を与えることにもなりかねず、未成年である児童・生徒に対する配慮も不十分であると言わざるを得ない。

【結 果（指摘）】

滞納が発生した給食費について督促や催告を行う際、督促状及び現年度中の催告書についても直接債務者へ郵送されたい。

イ. 履行延期の特約について（指 摘）

【現状】

保健体育課では、滞納が発生した給食費について、債務者から申し出があった場合には、「学校給食費納付誓約書」の提出を受けて、分割納付を認めている。分割納付期間は1年以内に納付完了となる計画（12分割）が原則で、債務者より履行困難な訴えがあるときは、1年を超える場合でも分割納付を認めている。

上記納付誓約書には、債務者の生活状況や収支に関する記載は無く、また、担当課において、同誓約書提出後に、地方自治法施行令第171条の6の履行延期の特約の措置はとられていない。なお、納税管理課へ移管した案件については、納税管理課にて履行延期の特約の手続をとった実績があると担当課において把握している。

【問題点・原因】

滞納債権について分割納付を認める根拠については、和解（民法第695条）あるいは地方自治法施行令第171条の6による履行延期の特約によることになる。

現状、担当課では、「学校給食費納付誓約書」のみの提出で分割納付を認めており、履行延期の特約は行っていない。

この点、履行延期の特約について定めた地方自治法施行令第171条の6は、履行延期の特約を認めるための要件として、例えば同条第1項1号が「債務者が無資力

又はこれに近い状態にあるとき」、同条同項第 2 号が「債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。」と定めているように、滞納者の資力を要件とした上で、分割納付を含めた履行延期の特約を可能としている。

しかし、担当課では、債務者の資力要件について裏付けをとることなく、「学校給食費納付誓約書」にも記載欄はなく、同誓約書の提出のみで分割納付を認めており、地方自治法施行令第 171 条の 6 に反した運用をしている。

この点、担当課からの回答によれば、履行延期の特約を行わない理由は「納期限の延長や延滞金計算への対応が困難等」とのことであるものの、履行延期の特約をとることなく分割納付を認める根拠とはならないことに加え、滞納者の資力について裏付けを行うことなく分割納付を認めても、滞納の原因を把握できなければ、新たに支払期限が到来する給食費についても滞納が発生するおそれがある。

さらに、私債権である給食費については、滞納者の資力について調査する権限が乏しく、将来の滞納債権についての強制執行を見据えて、滞納者の資力に関する資料（預金口座等）については可能な限り債務者から入手する必要がある。

この点、履行延期の特約を行う場合には、滞納者の資力を裏付ける資料が必要であるため、その段階で、滞納者の資力について客観的な資料が入手可能である。

そのためには、債務者の収入・支出、資産・債務等の情報について、債務者が記載し提出するための様式を整備したり、当該記載事項についての裏付けとして提出を求めるべき書類（通帳の写しや給与明細の写し、ローンの残高証明書等）を示したりしておくことが考えられる。

したがって、滞納債権について分割納付を認める場合、地方自治法施行令第 171 条の 6 に定めるところにより履行延期の特約を行えば、必然的に滞納者の資力を裏付ける資料を入手することができるため、将来の再度あるいは新たな不履行に備えることができるものとする。

【結 果（指摘）】

滞納が発生した給食費について、債務者から申し出があった場合には、「学校給食費納付誓約書」のみで分割納付を認めている現在の運用を改め、履行延期の特約を念頭に債務者から資力要件に関する資料提出や情報提供を求めて、履行延期の特約の要件を充足する場合に、履行延期の特約に基づく分割納付を認めるようにされたい。

② [63 日本スポーツ振興センター災害共済納付金収入]に係る検出事項について
(意見：1件)

ア. 児童手当からの支払いについて (意見)

【現状】

保健体育課では、滞納が発生した災害共済納付金について、年額 460 円の滞納金額であることから、督促及び催告を行うものの、費用対効果の観点から法的手続による回収までに至っていない。

なお、担当課では、平成 30 年度から「公金・準公金一括徴収管理システム」を導入し、掛金を一括徴収しているところ、それ以前は学校で徴収していたため、担当課において消滅時効期間 5 年を超える滞納債権は存在しない。

【問題点・原因】

地方自治法施行令 171 条の 2 第 2 号によれば、地方公共団体の長は、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、同 171 条の 5 の徴収停止をとる場合、同 171 条の 6 の履行延期の特約等をとる場合、その他特別の事情があると認める場合を除き、債務名義のある債権については、強制執行の手続をとらなければならない旨規定している。

この点、災害共済納付金については少額であるため、督促や催告によっても滞納が解消しない場合には、地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号による徴収停止を検討しなければならないところ、担当課では徴収停止措置を行った実績は無い。

他方で、安易に徴収停止とすべきではなく、回収に向けた手続も検討しなければならないところ、法的手続については費用対効果の観点からは経済的合理性を欠くことになる。

現在、市では、災害共済納付金については、児童手当法第 21 条に定められていないため、児童手当からの支払いは実施していないとのことである。

しかし、同条は、給食費以外にも、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校教育に伴って必要な内閣府令で定める費用について支払いに充てることを可能としており、児童手当法施行規則第 12 条の 10 第 2 項は、「学校教育に伴って必要な内閣府令で定める費用」について、第 5 号で「その他義務教育諸学校又は幼稚園等の学校教育に伴って必要な費用」と定めている。

災害共済納付金については、学校の設置者が、児童生徒等の保護者の同意を得て、当該児童生徒等について独立行政法人日本スポーツ振興センターとの間で締結する災害共済給付契約に基づき、学校の設置者がセンターに支払義務を負い、さらに、学校の設置者が保護者から政令で定める範囲内で徴収できる費用である。

そして、学校の管理下における児童生徒等に災害が発生した場合に、保護者に対して災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)が行われるところ、学校教育を行う上で必要な費用であり、そのためセンター法第 17 条第 4 項は但書において、「当該保護者が経済的理由によって納付することが困難であると認められるときは、これを徴収しないことができる。」とも規定している。

【結 果 (意見)】

災害共済納付金についても、児童手当法第 21 条による児童手当からの支払いが可能であると考えられるため、給食費の場合と同様に、保護者から滞納が生じた場合に児童手当からの支払いを同意する旨の申し出を受ける運用を検討するよう要望する。

第4 利害関係について

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。